

名古屋市公報	令和 4年 4月 6日 第147号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 名古屋市総務局行政部法制課長 発行人	

目次	ページ
条 例	
○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例 (総務・給与課)	(第6号) 46
○ 名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 (総務・総務課)	(第7号) 61
○ 名古屋市農業センター条例 (緑土・総務課)	(第8号) 62
○ 名古屋市農業センター整備運営事業者選定審議会条例 (緑土・総務課)	(第9号) 69
○ 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課)	(第10号) 72
○ 名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課)	(第11号) 75
○ 名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例 (緑土・総務課)	(第12号) 79
○ 区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例の一部を改正する条例 (ス市・区政課)	(第13号) 83
○ 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例 (総務・行政改革推進室)	(第14号) 85
○ 火災予防条例の一部を改正する条例 (消防・総務課)	(第15号) 86
○ 名古屋市寡夫福祉資金条例 (子青・総務課)	(第16号) 88
○ 名古屋市子どもの権利擁護委員条例の一部を改正する条例 (子青・総務課)	(第17号) 91
○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例 (子青・総務課)	(第18号) 92
○ 名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例 (子青・総務課)	(第19号) 96
○ 名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例 (住都・総務課)	(第20号) 98
○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例 (住都・総務課)	(第21号) 105
○ 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例 (健福・総務課)	(第22号) 107
○ 名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例 (健福・総務課)	(第23号) 109
○ 名古屋市老人福祉施設条例の一部を改正する条例 (健福・総務課)	(第24号) 110
○ 名古屋市保健所条例の一部を改正する条例 (健福・総務課)	(第25号) 112

○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第26号)	114
○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例	(健福・総務課)	(第27号)	118
○ 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例	(教育・総務課)	(第28号)	119
○ 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例	(教育・総務課)	(第29号)	121
○ 名古屋市市税事務所設置条例の一部を改正する条例	(財政・税制課)	(第30号)	123
○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例	(財政・税制課)	(第31号)	125

規	則		
○ 名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則	(消防・総務課)	(第30号)	127
○ 名古屋市消防団規則の一部を改正する規則	(消防・総務課)	(第31号)	129
○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第32号)	130
○ 出納員等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・人事課)	(第33号)	133
○ 名古屋市開発行為の許可等に関する規則の一部を改正する規則	(住都・総務課)	(第34号)	135
○ 名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則	(財政・資産経営戦略室)	(第35号)	137
○ 消防法等施行細則の一部を改正する規則	(消防・総務課)	(第36号)	138
○ 消防職員公務災害等見舞金支給規則の一部を改正する規則	(消防・総務課)	(第37号)	140
○ 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第38号)	141
○ 区長委任規則の一部を改正する規則	(総務・行政改革推進室)	(第39号)	158
○ 名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(教育・総務課)	(第40号)	159
○ 名古屋市児童福祉法等施行細則及び名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則	(子青・総務課)	(第41号)	161
○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第42号)	165
○ 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第43号)	171
○ 名古屋市土木事務所設置規則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第44号)	176
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則	(会計・出納課)	(第45号)	178
○ 名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例施行細則	(経済・地域商業課)	(第46号)	180
○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第47号)	193

○ 名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(健福・総務課)	(第48号)	202
○ 名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例施行細則	(住都・総務課)	(第49号)	205
○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第50号)	212
○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第51号)	213
○ 管理職手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第52号)	214
○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第53号)	216
○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第54号)	217
○ 管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第55号)	219
○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第56号)	220
○ 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第57号)	222
○ 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第58号)	224
○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第59号)	226
○ 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第60号)	228
○ 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第61号)	234
○ 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第62号)	235
○ 退隠料等給与規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第63号)	236
○ 旧共済条例に基づく年金等支給規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第64号)	238
○ 公務災害等見舞金支給規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第65号)	240
○ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第66号)	242
○ 被服貸与規則の一部を改正する規則	(総務・給与課)	(第67号)	243
○ 名古屋市農業センター条例施行細則	(緑土・総務課)	(第68号)	245
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第69号)	254
○ 公印規則の一部を改正する規則	(総務・法制課)	(第70号)	256
○ 名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則	(緑土・総務課)	(第71号)	257
○ 名古屋市市税事務所出張所設置規則及び名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する等の規則	(財政・税制課)	(第72号)	274

告

示

○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第153号)	276
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第154号)	277
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第155号)	278
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第156号)	280
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第157号)	281
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第158号)	282
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第159号)	283
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第160号)	284
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第161号)	285
○ 名古屋農業振興地域整備計画の変更について	(緑土・都市農業課)	(第162号)	287
○ 指定管理者の指定	(観光・M I C E推進室)	(第163号)	288
○ 名古屋市東谷山フルーツパークの臨時開所について	(緑土・都市農業課)	(第164号)	289
○ 名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について	(緑土・都市農業課)	(第165号)	290
○ 身体障害者福祉法による医師の指定	(健福・障害企画課)	(第166号)	291
○ 身体障害者福祉法による医師の指定辞退	(健福・障害企画課)	(第167号)	294
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第168号)	295
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更	(健福・保護課)	(第169号)	298

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第170号)	300
○ 生活保護法による医療機関の指定	(健福・保護課)	(第171号)	302
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止	(健福・保護課)	(第172号)	303
○ 生活保護法による指定医療機関の休止	(健福・保護課)	(第173号)	304
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定	(健福・保護課)	(第174号)	305
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更	(健福・保護課)	(第175号)	308
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止	(健福・保護課)	(第176号)	310
○ 指定納付受託者の指定	(緑土・東山総合公園管理課)	(第177号)	312
○ 道路に関する告示	(緑土・道路利活用課)	(第178号)	313
○ 名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第179号)	321
○ 名古屋都市計画道路事業の認可	(緑土・道路建設課)	(第180号)	322
○ 名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧	(住都・街路計画課)	(第181号)	323
○ 名古屋都市計画道路事業の認可	(緑土・道路建設課)	(第182号)	324
○ 市議会の議決を経た予算の要領	(財政・財政課)	(第183号)	325
○ 愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託に関する規約について	(消防・総務課)	(第184号)	392
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第185号)	395
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第186号)	396
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第187号)	397
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について	(環境・地域環境対策課)	(第188号)	398
○ 令和 4年度一般廃棄物処理実施計画	(環境・減量推進室)	(第189号)	399
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について	(緑土・緑地管理課)	(第190号)	418
○ 令和 4年度包括外部監査契約の締結について	(監査・特別監査室)	(第191号)	421
○ 固定資産の価格等の登録	(財政・固定資産税課)	(第192号)	423
○ スポーツ開放施設の使用料の収納事務の委託について	(ス市・スポーツ施設室)	(第193号)	424

○ 占用工事の費用算出基準	(緑土・道路維持課)	(第194号)	425
○ 令和 4年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧方法	(財政・契約監理課、上下水・契約監理課、交通・会計課)	(第195号)	430
○ 指定納付受託者の指定	(観光・名古屋城総合事務所)	(第196号)	431
○ 指定納付受託者の指定	(観光・名古屋城総合事務所)	(第197号)	432
○ 家賃算定に関わる利便性係数について	(住都・住宅管理課)	(第198号)	433
○ 指定納付受託者の指定	(財政・資金課)	(第199号)	435
○ 指定納付受託者の指定	(財政・資金課)	(第200号)	436
○ 指定納付受託者の指定	(財政・資金課)	(第201号)	437
○ 指定納付受託者の指定	(財政・資金課)	(第202号)	438
○ 指定納付受託者の指定	(財政・資金課)	(第203号)	439
○ 指定納付受託者の指定	(財政・資金課)	(第204号)	440
○ 指定納付受託者の指定	(財政・資金課)	(第205号)	441
○ 指定納付受託者の指定	(財政・資金課)	(第206号)	442
○ 市民緑地の管理期間の変更について	(緑土・緑地維持課)	(第207号)	443
○ 市民緑地の管理期間の変更について	(緑土・緑地維持課)	(第208号)	444

達

○ 名古屋市自殺対策推進本部規程の一部改正	(健福・総務課)	(第3号)	445
○ 課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第4号)	446
○ 区役所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第5号)	478
○ 区役所課の係及び分掌事務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第6号)	480
○ 名古屋市東京事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第7号)	483
○ 名古屋市市政資料館処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第8号)	484
○ 名古屋市市税事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第9号)	486
○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第10号)	488
○ 名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第11号)	490
○ 名古屋市環境事業所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第12号)	492
○ 名古屋市環境局工場処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第13号)	494
○ 名古屋市立中央看護専門学校処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第14号)	495
○ 名古屋市保健所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第15号)	497
○ 名古屋市厚生院処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第16号)	503
○ 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第17号)	505

○ 名古屋市東山総合公園処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第18号)	507
○ 副市長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第19号)	509
○ 区長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第20号)	513
○ 公所長以下代決規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第21号)	515
○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部改正	(総務・給与課)	(第22号)	517
○ 職名及び補職名規程の一部改正	(総務・給与課)	(第23号)	521

選 挙 管 理 委 員 会 規 程

○ 名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程	(第1号)	522

教 育 委 員 会 規 則

○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則	(第1号)	523
○ 名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則	(第2号)	528
○ 名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則	(第3号)	529
○ 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則	(第4号)	530
○ 教育長等専決規則の一部を改正する規則	(第5号)	532
○ 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則	(第6号)	534
○ 名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則及び名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	(第7号)	536
○ 名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則	(第8号)	537
○ 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則	(第9号)	539
○ 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則	(第10号)	542

教 育 委 員 会 告 示

○ 個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について	(第5号)	544

名 教 委 教 訓 令

○ 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部改正	(第1号)	546
○ 教育次長以下代決規程の一部改正	(第2号)	551

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の一部改正	(第12号)	559
○ 名古屋市上下水道局分課規程の一部改正	(第13号)	560
○ 名古屋市上下水道局内部監査規程等の一部改正	(第14号)	566
○ 名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程の一部改正	(第15号)	568

○ 名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程及び名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正	(第16号)	569
○ 名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の一部改正	(第17号)	577
○ 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正	(第18号)	583
○ 名古屋市上下水道局職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部改正	(第19号)	589

交 通 局 告 示

○ なごや観光ルートバス メーグル 1 DAYチケットの発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について	(第5号)	590

交 通 局 管 理 規 程

○ 名古屋市交通局事務分掌規程の一部改正	(第12号)	593
○ 交通局次長以下代決規程の一部改正	(第13号)	598
○ 名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程等の一部改正	(第14号)	599
○ 会計年度任用職員就業規程の一部改正	(第15号)	602
○ 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程等の一部改正	(第16号)	605
○ 高速電車安全管理規程の一部改正	(第17号)	609
○ 高速電車駅発行乗車券及び乗車料金取扱規程の一部改正	(第18号)	614

公 告

○ 名古屋市国際展示場の利用料金の公告 (観光・M I C E 推進室)	615
○ 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定に係る公告 (住都・建築指導課)	623

雑 報

○ 名古屋市営住宅等の管理の特例に係る公告 (名古屋市住宅供給公社)	624
○ 教育委員会の人事異動 (教育・総務課)	625

条 例 の あ ら ま し

- 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例（第 6号）

- 1 改正内容

非常勤の職員に支給される報酬の額の改定等を行います。

- (1) 非常勤の職員に支給される報酬の額の改定等を行います。（名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）別表第 2及び別表第 3関係）
- (2) 給料表の改定等を行います。（職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）附則第14項及び附則別表第3関係）
- (3) 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を規定します。（職員の育児休業等に関する条例（平成 4年名古屋市条例第17号）第 1条、第 9条及び第10条関係）
- (4) 育児休業等の取得対象となる会計年度任用職員の範囲の改定を行います。（同条例第 2条及び第 6条関係）

- 2 関係条例の整理等

非常勤の職員に支給される報酬の額の改定等に伴い、名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第 5号）、退隠料等条例（昭和18年名古屋市条例第 4号）及び名古屋市職員互助会条例（昭和37年名古屋市条例第41号）の規定の整理等を行います。

- 3 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（第 7 号）

- 1 改正内容

各選挙区において選挙すべき議員の数を改めるものです。（第 2条関係）

2 施行期日

次の一般選挙から施行します。

○ 名古屋市農業センター条例（第 8号）

1 制定内容

名古屋市農業センターの管理を指定管理者に行わせる等の必要があることから、名古屋市農業センター条例の全部を改正するものです。

2 主な内容

- (1) 名古屋市農業センターの設置目的及び事業に関する規定を改めます。
（第 1条及び第 2条関係）
- (2) 名古屋市農業センターの使用料を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2第 8号に規定する利用料金に改め、同条第 3項に規定する指定管理者の収入とします。（第 5条から第 7条及び別表関係）
- (3) 指定管理者制度への移行に伴い、使用許可及び行為許可に関する規定の整理を行います。（第 3条、第 4条及び第 8条から第10条関係）
- (4) 名古屋市農業センターの管理を、指定管理者に行わせます。（第12条関係）
- (5) 指定管理者の指定の手続を定めます。（第13条関係）
- (6) 指定管理者が行う管理の基準を定めます。（第14条関係）
- (7) 指定管理者が行う業務の範囲を定めます。（第15条関係）
- (8) その他規定の整理を行います。（第11条及び第16条関係）

3 施行期日等

- (1) 令和 5年 4月 1日（以下「施行日」という。）から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日又は規則で定める日（以下「一部施行日」といいます。）から施行します。
- (2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができることの経過措置を定めます。
- (3) 許可の申請その他センターの施設を使用し、又はこの条例第 4条第 1項第 1号から第 3号までに掲げる行為をするために必要な手続は、一部

施行日前においても行うことができることの経過措置を定めます。

○ 名古屋市農業センター整備運営事業者選定審議会条例（第 9号）

1 制定の趣旨

名古屋市の附属機関として、名古屋市農業センター整備運営事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を設置します。（第 1条関係）

2 主な内容

審議会の所掌事務、組織及び運営について必要な事項を規定します。（第 2条から第 9条関係）

3 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（第10号）

1 改正内容

日光川公園プール等を廃止することに伴い、規定の整備を行います。（第13条、別表第 1から別表第 3関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例（第11号）

1 改正内容

(1) 合葬式墓地を設置することに伴い、規定を整備します。（第 2条、第 4条、第11条の 2及び第15条関係）

(2) 墓地使用者の資格を見直します。（第 5条関係）

(3) その他規定の整理を行います。（第 6条から第11条、第12条から第14条、第16条、第17条及び第19条関係）

2 施行期日等

(1) 規則で定める日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 4年 4月 1日から施行します。

(2) この条例の規定により新たに設置する墓地を使用させるために必要な

手続その他の行為は、当該墓地に係る改正規定の施行前においても行うことができることとします。

○ 名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例（第12号）

1 改正内容

- (1) 栄駅自転車駐車場等を設置し、名古屋競馬場前駅自転車駐車場の名称を港北駅自転車駐車場に変更します。（別表第 1 関係）
- (2) 有料自転車駐車場の利用料金の上限額を改定することに伴い、規定を整備します。（第 5 条、別表第 2 及び別表第 3 関係）

2 施行期日等

- (1) 令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。
- (2) 利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができることの経過措置を定めます。

○ 区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例の一部を改正する条例（第13号）

1 改正内容

千種区役所の庁舎の改築工事及び中村区役所の庁舎の改築移転に伴い、区の事務所の位置を変更します。（第 2 条の表関係）

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

○ 名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例（第14号）

1 改正内容

令和 4 年度における職員の定数を定めるものです。（第 1 条関係）

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

○ 火災予防条例の一部を改正する条例（第15号）

1 改正内容

業務の見直しに伴い、申請を受けて対応する事項を整備します。（第72条関係）

2 関係条例の整理

名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市条例第39号）について、規定を整理します。

3 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市寡夫福祉資金条例（第16号）

1 制定の趣旨

寡夫又は寡夫の被扶養者に対し、福祉資金を貸し付けることにより、寡夫の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて寡夫の被扶養者の福祉を増進することを目的とします。（第 1条関係）

2 主な内容

寡夫世帯への福祉資金の貸付けについて必要な事項を規定します。（第 2条から第 6条関係）

3 施行期日

令和 5年 1月 1日から施行します。

○ 名古屋市子どもの権利擁護委員条例の一部を改正する条例（第17号）

1 改正内容

専門調査員の設置に伴い、規定の整備を行います。（第 8条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例（第18号）

1 改正内容

(1) 名古屋市山下保育園、名古屋市芝保育園及び名古屋市太子保育園を廃

止します。（第 1条関係）

(2) 名古屋市上飯田東保育園及び名古屋市上飯田南保育園の施設統合に伴い規定の整備を行います。（第 1条関係）

(3) 名古屋市本地第一保育園及び名古屋市本地第二保育園の施設統合に伴い規定の整備を行います。（第 1条関係）

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。ただし、第 1条第 1項の表の改正規定中名古屋市上飯田東保育園、名古屋市本地第一保育園、名古屋市本地第二保育園及び名古屋市上飯田南保育園に係る部分は、令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例（第19号）

1 改正内容

(1) 名古屋市北部地域療育センターを廃止します。（第 1条関係）

(2) 3歳未満児についての公立地域療育センターの児童発達支援及び医療型児童発達支援に係る利用者負担無償化のために規定を整備します。（第 5条関係）

2 施行期日等

(1) 別に規則で定める日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 4年10月 1日（以下「一部施行日」といいます。）から施行します。

(2) この条例の施行の日前の児童発達支援、医療型児童発達支援又は診療に係るこの条例による改正前の名古屋市地域療育センター条例の規定による使用料及び手数料については、なお従前の例によります。

(3) この条例による改正後の名古屋市地域療育センター条例第 5条の規定は、一部施行日以後の児童発達支援又は医療型児童発達支援に係る使用料について適用し、一部施行日前の児童発達支援又は医療型児童発達支援に係る使用料については、なお従前の例によります。

○ 名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（第20号）

1 主な内容

(1) マンションの管理の適正化に関し、市等の責務を明らかにするとともに、マンションの管理の適正化を推進するための措置を講ずること等により、良好な居住環境の形成を図り、もって市民生活の安定及び向上並びに市街地の環境の向上に寄与することを目的とします。（第 1条関係）

(2) 市、区分所有者等、管理組合、管理者等、マンション管理士、マンション管理業者及びマンション分譲事業者の責務について定めます。（第 3条から第 9条関係）

(3) 管理者等及びマンション分譲事業者には、連絡先や管理組合の運営状況等に関する事項の届出義務を課します。（第11条及び第13条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は同年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（第21号）

1 改正内容

市営住宅の用途廃止に伴い、別表を改正します。

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

○ 福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（第22号）

1 改正内容

(1) 福祉事務所所員の定数を定めます。（第 4条関係）

(2) 庁舎の改築に伴い移転する千種区社会福祉事務所及び中村区社会福祉事務所の位置について改正を行います。（別表関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、別に規則で定める日から施行します。

○ 名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（第23号）

1 改正内容

民生委員の定数を定めます。

2 施行期日

令和 4年12月 1日から施行します。

○ 名古屋市老人福祉施設条例の一部を改正する条例（第24号）

1 改正内容

名古屋市八事福祉会館の改築移転に伴い、その名称及び位置について改正を行います。（第 1条の表関係）

2 施行期日

令和 4年 6月 1日から施行します。

○ 名古屋市保健所条例の一部を改正する条例（第25号）

1 改正内容

名古屋市保健所千種保健センター及び名古屋市保健所中村保健センターの位置を変更します。（第 2条の表関係）

2 施行期日

規則で定める日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第26号）

1 改正内容

(1) 国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）等の一部改正に伴い、保険料の算定方法を改めます。（第12条、第15条の 2、第19条の 2、第19条の 3、附則第 2条、附則第 5条、附則第 6条の 2から附則第 9条まで、附則第11条、附則第12条から附則第14条まで、附則第16条、附則第17条、附則第18条及び附則第29条関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第12条、第19条の 2、附則第20条、附則第21条、附則第24条、附則第25条、附則第30条及び附則第31条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 5年 4

月 1日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例（第27号）

1 改正内容

- (1) 保険料の基礎賦課額の算定方法を改めます。（第13条関係）
- (2) 保険料の後期高齢者支援金等賦課額の算定方法を改めます。（第15条の2の2関係）

2 施行期日等

- (1) 令和 4年 4月 1日から施行します。
- (2) この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、令和 4年度分の保険料から適用し、令和 3年度分以前の保険料については、なお従前の例によることとします。

○ 名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例（第28号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市立報徳幼稚園及び名古屋市立はとり幼稚園を廃止します。（別表幼稚園の表関係）
- (2) 名古屋市立若宮高等特別支援学校を設置します。（別表特別支援学校の表関係）

2 施行期日

- (1) 令和 4年 4月 1日から施行します。
- (2) 令和 6年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例（第29号）

1 改正内容

高等学校の入学検定料について、規定の整備を行います。（別表関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市市税事務所設置条例の一部を改正する条例（第30号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市ささしま市税事務所を中村区役所等複合庁舎へ移転することに伴い、規定の整備を行います。（第 2条関係）
- (2) 出張所を市税事務所へ移転統合するため、規定の整備を行います。（第 3条関係）
- (3) その他規定の整備を行います。（第 2条関係）

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日から施行します。

○ 名古屋市市税条例の一部を改正する条例（第31号）

1 改正内容

地方税法（昭和25年法律第 226号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（附則第14条の 6関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則（第30号）

1 改正内容

組織改正に伴い、規定の整備を行います。（第 3条から第 7条まで及び第11条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市消防団規則の一部を改正する規則（第31号）

1 改正内容

(1) 帳簿について、規定の整備を行います。（第23条関係）

(2) その他規定の整理を行います。（第 5条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則（第32号）

1 改正内容

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部改正により、名古屋市汁谷保育園、名古屋市新富町保育園及び名古屋市高針北保育園を廃止し、名古屋市上飯田東保育園及び名古屋市上飯田南保育園並びに名古屋市本地第一保育園及び名古屋市本地第二保育園を統合するため、規定の整理を行います。（第 2条及び附則第 3項関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 出納員等に関する規則の一部を改正する規則（第33号）

1 改正内容

令和 4年度組織改正に伴い、規定の整理を行います。（別表第 1及び別表第 2関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市開発行為の許可等に関する規則の一部を改正する規則（第34号）

1 改正内容

- (1) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第28条、第33号様式及び第35号様式関係）
- (2) ワンルーム型住戸の床面積について、規定の整備を行います。（第29条及び第 2号様式（その 1）関係）
- (3) 計画人口の算出方法について、規定の整備を行います。（第32条関係）
- (4) その他規定の整理を行います。（第28条、第29条、第31条、第32条、第 2号様式（その 1）及び第33号様式関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則（第35号）

1 改正内容

- (1) 使用料を徴収する太陽光発電設備の対象を明確化するため、規定の整備を行います。（第20条関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（第51条及び別表第 1関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 消防法等施行細則の一部を改正する規則（第36号）

1 改正内容

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第16条の 4及び別記第21から別記第24まで関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

- 消防職員公務災害等見舞金支給規則の一部を改正する規則（第37号）
 - 1 改正内容
消防職員公務災害等見舞金に関する申請書について、押印を廃止します。
(別記様式関係)
 - 2 施行期日
公布の日から施行します。

- 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則（第38号）
 - 1 改正内容
効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、役割や機能の低下した組織について統合・廃止を行うとともに、新たな行政課題に対応するため、令和 4年度の組織改正等を行います。（第 1条、第 2条、第 5条、第 6条、第 8条、第 9条及び第10条関係）
 - 2 施行期日
令和 4年 4月 1日から施行します。

- 区長委任規則の一部を改正する規則（第39号）
 - 1 改正内容
埋火葬に係る委任事項について、規定を整備します。（第 2項関係）
 - 2 施行期日
令和 4年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第40号）
 - 1 改正内容
 - (1) 成年年齢に達した生徒に係る事務手続について、規定の整備を行います。（第 2条、第 1号様式及び第 2号様式関係）
 - (2) 私立高等学校授業料の補助の額を改めます。（第 3条関係）
 - 2 施行期日
令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉法等施行細則及び名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則（第41号）

1 改正内容

- (1) 満 3歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある者が児童発達支援又は医療型児童発達支援を受けるときに係る公立地域療育センターの利用負担額無償化のために規定の整備を行います。
- (2) 満 3歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある者についての、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関への措置に係る徴収金の無償化のために規定の整備を行います。

2 施行期日等

- (1) 令和 4年10月 1日から施行します。
- (2) 第 1条の規定による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「新規則」といいます。）の規定及び第 2条の規定による改正後の名古屋市地域療育センター条例施行細則第 7条の規定は、令和 4年10月分の徴収金、負担金又は使用料から適用し、同年 9月分以前の徴収金、負担金又は使用料については、なお従前の例によります。
- (3) この規則の施行の際現に第 1条の規定による改正前の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「旧規則」といいます。）の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなします。
- (4) この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができます。

○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則（第42号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15条）の一部改正に伴い、日光川公園に関する規定を削除します。（第 7条、第10条、第13条、第16条、第18条、別表第 1、別表第 2及び別表第 3関係）

- (2) その他規定の整備を行います。（第2条、第10号様式及び第14号様式関係）

2 施行期日等

- (1) 令和4年4月1日から施行します。
- (2) この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市都市公園条例施行細則（以下「旧規則」といいます。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市都市公園条例施行細則（以下「新規則」といいます。）の規定に基づいて提出されたものとみなします。
- (3) この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができることとします。

○ 名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則（第43号）

1 改正内容

- (1) 栄駅自転車駐車場等6駐車場の位置及び入出場の取扱い時間を定め、名古屋競馬場前駅自転車駐車場の名称を改めます。（別表関係）
- (2) その他規定の整理を行います。（第3条及び別記様式関係）

2 施行期日

令和5年4月1日から施行します。ただし、第3条の改正規定、別表の改正規定（名古屋競馬場前駅自転車駐車場に係る部分に限ります。）及び別記様式の改正規定は、公布の日から施行します。

○ 名古屋市土木事務所設置規則の一部を改正する規則（第44号）

1 改正内容

複合庁舎に移転する名古屋市中村土木事務所の位置について改正を行います。（第2条第1項の表関係）

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則（第45号）

1 改正内容

- (1) 地方自治法施行令第 158条の 2の一部改正に伴い、私人委託に関する規定を整備します。（第52条関係）
- (2) 特別定額給付金の支給事業の終了に伴い、資金前渡することができる経費について、規定を整理します。（第74条関係）
- (3) 更正命令の取消しに関する手続きについて、規定を整備します。（第 91条、別表第 1の 3及び第68号様式関係）
- (4) 口座振替の方法による納付の振替結果確認方法の変更に伴い、規定を整備します。（第 165条関係）
- (5) 組織改正に伴い、現金出納員の規定を整備します。（別表第 1関係）
- (6) 組織改正に伴い、物品出納員の規定を整備します。（別表第 2関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。ただし、第52条の改正規定は、公布の日から施行します。

○ 名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例施行細則（第46号）

1 制定の趣旨

名古屋商業者等の地域貢献活動の推進に関する条例（令和 4年名古屋市条例第 5号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 条例第 9条第 1項の規則で定める面積について定めます。（第 2条関係）
- (2) 大規模小売店舗を設置する者による地域貢献活動を推進するための手続及び様式について定めます。（第 3条から第13条関係）
- (3) この規則の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとします。（第 14条関係）

3 施行期日

令和 4年 7月 1日から施行します。

○ 名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則（第47号）

1 改正内容

- (1) 国民健康保険法（昭和33年法律第 192号）等の一部改正に伴い、保険料の算定方法等を改めます。（第14条の 3、第19条、附則第13条、附則第20条、別記様式第 4号の 3、別記様式第 4号の 7、別記様式第 8号の 5、別記様式第 9号の 2から第 9号の 4まで、別記様式第 9号の 6の 2、別記様式第 9号の 7、別記様式第21号、別記様式第24号の 2、第24号の 3及び第34号の 2（機械計算用）関係）
- (2) 国民健康保険料納付状況証明書について、規定の整備を行います。（別記様式第41号関係）
- (3) その他規定の整理を行います。（附則第 3条、附則第 5条、附則第11条及び附則第14条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、公布の日又は令和 5年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第48号）

1 改正内容

後期高齢者医療保険料納付状況証明書について、規定の整備を行います。（第16号様式関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例施行細則（第49号）

1 制定の趣旨

名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（令和 4年名古屋市条例第20号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) マンションの管理の状況等の届出の方法について定めます。（第 3条及び第 6条関係）
- (2) 正当な理由がなく、マンションの管理の状況等の届出を行わない者等に対する勧告の方法等の手続について定めます。（第 7条及び第 8条関係）
- (3) この規則の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとします。（第 10条関係）

3 施行期日

令和 4年10月 1日から施行します。

○ 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第50号）

1 改正内容

- (1) 報酬の減額の取扱いについて、規定の整理を行います。（第 3条関係）
- (2) 初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第68号）及び技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第69号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（附則第 2項関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第51号）

1 改正内容

- (1) 給与の減額の取扱いについて、規定の整理を行います。（第14条関係）
- (2) 1月平均の勤務時間について、規定の整理を行います。（第25条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 管理職手当規則の一部を改正する規則（第52号）

1 改正内容

組織改正等に伴い、規定の整備を行います。（別表第 1 及び別表第 6 関係）

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

○ 初任給調整手当規則の一部を改正する規則（第53号）

1 改正内容

医師等に係る初任給調整手当の特例について、規定の整備を行います。
（附則第 3 項から第 5 項関係）

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

○ 特殊勤務手当規則の一部を改正する規則（第54号）

1 改正内容

組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第11条、第17条及び第30条関係）

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

○ 管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則（第55号）

1 改正内容

管理職員特別勤務手当の対象について、規定の整理を行います。（第 3 条関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則（第56号）

1 改正内容

(1) 期末手当に係る在職期間の算定について、規定の整備を行います。（

第 7条及び第 8条関係)

(2) 勤勉手当に係る期間の算定について、規定の整理を行います。(第11条及び第12条関係)

(3) その他規定の整理を行います。(第 3条及び第 4条関係)

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則 (第57号)

1 改正内容

特定任期付職員の退職手当の調整額について、規定の整理を行います。
(別表関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則 (第58号)

1 改正内容

(1) 失業者の退職手当に関する通知書等について、押印を廃止します。(様式第 1号、様式第 5号及び様式第14号関係)

(2) その他規定の整理を行います。(第13条及び第14条関係)

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則 (第59号)

1 改正内容

(1) 組織改正等に伴い、規定の整理を行います。(第23条関係)

(2) 職員の給料月額の特例について、規定の整理を行います。(第29条関係)

(3) 休職期間等に係る期間の算定について、規定の整理を行います。(別表第 8関係)

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

- 技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（第60号）

- 1 改正内容

- (1) 職員の給料月額の特例について、規定の整理を行います。（第23条関係）
 - (2) 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第 5号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。（別表第 2から別表第 3の 2関係）
 - (3) 休職期間等に係る期間の算定について、規定の整理を行います。（別表第 5関係）

- 2 施行期日

- 令和 4年 4月 1日から施行します。

- 地方公営企業法第39条第 2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則（第61号）

- 1 改正内容

- 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（本則関係）

- 2 施行期日

- 令和 4年 4月 1日から施行します。

- 職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第62号）

- 1 改正内容

- 職員の育児休業等に関する条例（平成 4年名古屋市条例第17号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3条及び第 3条の 4関係）

- 2 施行期日

- 令和 4年 4月 1日から施行します。

- 退隠料等給与規則の一部を改正する規則（第63号）

- 1 改正内容

(1) 恩給給与細則（昭和28年総理府令第67号）の一部改正に準じ、規定の整理を行います。（第23条関係）

(2) 退隠料等条例（昭和18年名古屋市条例第 4号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第35号様式関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 旧共済条例に基づく年金等支給規則の一部を改正する規則（第64号）

1 改正内容

名古屋市職員互助会条例（昭和37年名古屋市条例第41号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第32号様式及び第33号様式関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 公務災害等見舞金支給規則の一部を改正する規則（第65号）

1 改正内容

(1) 名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（第 1条関係）

(2) 公務災害等見舞金に関する申請書について、押印を廃止します。（別記様式関係）

2 施行期日

公布の日から施行し、ただし、一部の規定は、令和 3年 4月 1日から適用します。

○ 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則（第66号）

1 改正内容

地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）の一部改正に伴い、規定の整理を行います。（別表第 1関係）

2 施行期日

公布の日から施行します。

○ 被服貸与規則の一部を改正する規則（第67号）

1 改正内容

- (1) 事務事業の見直しに伴い、貸与する被服の変更等を行います。（別表関係）
- (2) 組織改正に伴い、規定の整理を行います。（別表関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市農業センター条例施行細則（第68号）

1 制定の趣旨

名古屋市農業センター条例（令和 4年名古屋市条例第 8号）の施行に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

- (1) 供用時間及び休所日について定めます。（第 2条から第 4条関係）
- (2) 使用許可及び行為許可に関する手続等について定めます。（第 5条から第 7条関係）
- (3) 駐車場の利用手続について定めます。（第 8条関係）
- (4) 利用料金の減免及び還付について定めます。（第 9条及び第10条関係）
- (5) 特別の設備に関する手続について定めます。（第11条関係）
- (6) 係員の立入りについて定めます。（第12条関係）
- (7) 指定管理者の指定の手続等に関する事項について定めます。（第13条から第18条関係）
- (8) その他規定の整備を行います。（第19条関係）

3 施行期日等

(1) 施行期日

この規則は、令和 5年 4月 1日から施行します。ただし、第13条から第18条まで及び別記様式の規定は公布の日から、第 5条から第12条まで

及び附則第 2 項の規定は別に規則で定める日（以下「一部施行日」といいます。）から施行します。

(2) 経過措置

許可の申請その他センターの施設を使用し、又は条例第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為をするために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができることとします。

○ 名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則の一部を改正する規則（第69号）

1 改正内容

(1) 利用料金の減免について規定の整備を行います。（第 5 条及び第 1 号様式関係）

(2) 指定管理者指定申請書の様式について改めます。（第 8 条及び第 2 号様式関係）

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

○ 公印規則の一部を改正する規則（第70号）

1 改正内容

(1) 令和 4 年度の組織改正に伴い、規定の整理を行います。（別表関係）

(2) 耐震化支援事務専用の市長印の用途について、規定の整備を行います。（別表関係）

(3) 保健所長委任規則の改正に伴い、食肉衛生検査所印及び食品衛生検査所印を廃止します。（別表関係）

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則（第71号）

1 改正内容

(1) 合葬式墓地を設置することに伴い、規定を整備します。（第 3 条から

第 3条の 3、第 4条、第 6条、第14条、別表第 4の 2、第 1号様式の 2、第 2号様式の 2、第 4号様式、第 5号様式、第 9号様式及び第10号様式関係)

- (2) その他規定の整備を行います。(第 2条、第 5条、第 7条から第13条、第15条、第17条、第18条、第20条、別表第 4、別表第 5、第 1号様式、第 2号様式、第 3号様式、第 8号様式、第10号様式の 2及び第15号様式関係)

2 施行期日等

- (1) この規則は、別に規則で定める日から施行します。ただし、一部の規定は、令和 4年 4月 1日から施行します。
- (2) 第 2 条の規定による改正後の名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（以下「新規則」といいます。）の規定により新たに設置する墓地を使用させるために必要な手続その他の行為は、当該墓地に係る改正規定の施行前においても行うことができることとします。
- (3) この規則の施行の際現に第 2 条の規定による改正前の名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（以下「旧規則」といいます。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなします。
- (4) この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されているみどりが丘公園墓地使用許可証は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなします。
- (5) この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができることとします。

- 名古屋市市税事務所出張所設置規則及び名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する等の規則（第72号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市ささしま市税事務所を中村区役所等複合庁舎へ移転すること等に伴い、規定の整備を行います。（名古屋市市税事務所出張所設置規

則（平成22年名古屋市規則第75号。以下「設置規則」といいます。）第2条並びに名古屋市市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）第3条及び第5号様式関係）

(2) 出張所を市税事務所へ移転統合することに伴い、設置規則を廃止します。

2 施行期日

別に規則で定める日から施行します。

達 の あ ら ま し

- 名古屋市自殺対策推進本部規程の一部を改正する規程（第 3号）
 - 1 改正内容
令和 4年度の組織改正に伴い、規定の整備を行います。（別表関係）
 - 2 施行期日
令和 4年 4月 1日から施行します。

- 課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 4号）
 - 1 改正内容
令和 4年度の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条関係）
 - 2 施行期日
令和 4年 4月 1日から施行します。

- 区役所処務規程の一部を改正する規程（第 5号）
 - 1 改正内容
令和 4年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条及び第 2条関係）
 - 2 施行期日
令和 4年 4月 1日から施行します。

- 区役所課の係及び分掌事務規程の一部を改正する規程（第 6号）
 - 1 改正内容
令和 4年度の区役所の組織改正等に伴い、規定を整備します。（第 1条関係）
 - 2 施行期日
令和 4年 4月 1日から施行します。

- 名古屋市東京事務所処務規程の一部を改正する規程（第 7号）
 - 1 改正内容

東京事務所に設置する主査の人数を見直します。（第 3 条関係）

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市市政資料館処務規程の一部を改正する規程（第 8 号）

1 改正内容

主査（資料）を廃止します。（第 3 条関係）

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市市税事務所処務規程の一部を改正する規程（第 9 号）

1 改正内容

法人市民税に係る業務を集約化するため、栄市税事務所に法人課税課を設置します。（第 3 条及び第 4 条関係）

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部を改正する規程（第10号）

1 改正内容

名古屋城の木造天守閣に係る昇降技術を開発するため、主査（木造天守閣昇降技術開発等）を設置します。（第 3 条関係）

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程の一部を改正する規程（第11号）

1 改正内容

中央卸売市場南部市場の施設長寿命化に係る事業を推進するため、主幹（施設長寿命化の推進）及び主査（施設長寿命化の推進）を設置します。（第 5 条及び第 6 条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市環境事業所処務規程の一部を改正する規程（第12号）

1 改正内容

環境事業所の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 4条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市環境局工場処務規程の一部を改正する規程（第13号）

1 改正内容

富田工場の運転第三係を廃止します。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立中央看護専門学校処務規程の一部を改正する規程（第14号）

1 改正内容

中央看護専門学校に係る企画及び調整のため、主幹（中央看護専門学校に係る企画調整）を設置します。（第 3条及び第 4条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市保健所処務規程の一部を改正する規程（第15号）

1 改正内容

保健所の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3条、第 4条及び第 5条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市厚生院処務規程の一部を改正する規程（第16号）

1 改正内容

厚生院に係る企画及び調整のため、主幹（厚生院に係る企画調整）及び主査（厚生院に係る企画調整）を設置します。（第 3 条及び第 4 条関係）

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市児童福祉施設処務規程の一部を改正する規程（第17号）

1 改正内容

保育園の組織改正に伴い、規定を整備します。（第 3 条及び第 4 条の 2 関係）

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

○ 名古屋市東山総合公園処務規程の一部を改正する規程（第18号）

1 改正内容

東山公園の施設の維持管理及び調整を行うため、主査（施設管理・調整）を設置します。（第 3 条及び第 4 条関係）

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

○ 副市長以下代決規程の一部を改正する規程（第19号）

1 改正内容

(1) 臨時代決制度の見直し等に伴い、規定を整備します。（第 3 条、第13 条、第15 条、第15 条の 3 の 2、第16 条、別表第 1 及び別表第 6 関係）

(2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）及び特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）の一部改正に伴い、規定を整備します。（第 6 条、別表第 2 関係）

2 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

○ 区長以下代決規程の一部を改正する規程（第20号）

1 改正内容

- (1) 臨時代決制度の見直し等に伴い、規定を整備します。（第 4条及び別表第 1関係）
- (2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）の一部改正に伴い、規定を整備します。（別表第 2 関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 公所長以下代決規程の一部を改正する規程（第21号）

1 改正内容

臨時代決制度の見直し等に伴い、規定を整備します。（第 6条及び別表第 1関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 職員の勤務時間の特例等に関する規程の一部を改正する規程（第22号）

1 改正内容

- (1) 経済局に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1関係）
- (2) 厚生院に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1及び別表第 2関係）
- (3) 富田工場に勤務する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 2関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 職名及び補職名規程の一部を改正する規程（第23号）

1 改正内容

組織改正等に伴い、規定の整理を行います。（第 3条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

教育委員会規則のあらまし

○ 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則（第 1号）

1 改正内容

効率的・効果的な行政運営をめざして行政組織の見直しを進め、新たな行政課題に対応するため、令和 4年度の組織改正等を行います。（第 2条、第 3条、第 6条、第 7条及び第 9条関係）

2 関係規則の整理

名古屋市教育委員会職名及び補職名規則（昭和49年名古屋市教育委員会規則第 8号）について、1の改正に伴い、規定の整理を行います。（第 3条関係）

3 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則（第 2号）

1 改正内容

名古屋市博物館に主幹（博物館の魅力向上）を設置します。（第 3条及び第 5条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則（第 3号）

1 改正内容

名古屋市科学館に主幹（科学館の魅力向上）を設置します。（第 3条及び第 4条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則（第 4号）

1 改正内容

(1) 名古屋市教育センターの組織及び分掌事務を変更します。（第 2条及び第 3条関係）

(2) 再任用短時間勤務職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 教育長等専決規則の一部を改正する規則（第 5号）

1 改正内容

(1) 教育長に事故がある場合等の事務処理について、規定を整備します。（第 2条及び第 3条関係）

(2) その他規定の整備を行います。（第 1条、第 2条及び第 3条関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則（第 6号）

1 改正内容

(1) 指導部指導室に所属する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 1関係）

(2) 新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室に所属する一部の職員の勤務時間の割振り等について、規定の整備を行います。（別表第 2関係）

(3) 組織改正に伴い、規定を整理します。（別表第 1及び別表第 2関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則及び名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則（第 7号）

1 改正内容

民法（明治29年法律第89号）の一部改正に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則（第 8号）

1 改正内容

- (1) 成年年齢に達した生徒に係る事務手続について、規定の整備を行います。
- (2) 名古屋市立西陵高等学校等の生徒定員及び名古屋市立名古屋商業高等学校等の学科を変更します。

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則（第 9号）

1 改正内容

- (1) 成年年齢に達した生徒に係る事務手続について、規定の整備を行います。（第12条、第14条及び第 1号様式関係）
- (2) 名古屋市立特別支援学校の高等部の生徒定員を変更します。（別表関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則（第10号）

1 改正内容

- (1) 名古屋市立大幸幼稚園等の園児定員及び学級数を変更します。（別表第 1関係）
- (2) 名古屋市立報徳幼稚園等の廃止に伴い、規定の整備を行います。（別表第 1関係）

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

名 教 委 教 訓 令 の あ ら ま し

○ 名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程の一部を改正する規程 (第 1号)

1 改正内容

令和 4年度の組織改正に伴い、規定を整備します。(第 1条及び第 2条
関係)

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

○ 教育次長以下代決規程の一部を改正する規程 (第 2号)

1 改正内容

(1) 令和 4年度の教育委員会事務局の組織改正等に伴い、規定の整備を行
います。(第 1条、第 3条、第 4条、第 6条、第 7条及び別表第 1関係)

(2) 副市長以下代決規程(平成12年名古屋市達第40号)の改正に伴い、規
定の整備を行います。(第 6条、別表第 1及び別表第 2関係)

2 施行期日

令和 4年 4月 1日から施行します。

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 6 号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例

(名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 及び別表第 3 を次のように改める。

別表第2（附属機関の委員等）

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	防災会議委員及び専門委員	日額 12,600円	8級	防災危機管理局 総務局
2	国民保護協議会委員	日額 12,600円	8級	
3	特別職報酬等審議会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
4	情報保護アドバイザー	日額 12,600円	8級	
5	法制アドバイザー	日額 12,600円	8級	
6	行政不服審査会 会長 委員及び臨時委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
7	公文書等専門委員	日額 12,600円	8級	
8	経営アドバイザー	日額 15,300円	8級	
9	外郭団体経営検討委員	日額 12,600円	8級	
10	職員倫理審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
11	職員傷病審議会委員	日額 19,800円	8級	
12	公務災害補償等審査会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
13	公立大学法人評価委員会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
14	入札監視等委員会委員	日額 12,600円	8級	財政局 スポーツ市民局
15	空家等対策審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
16	町名、町界審議会委員、特別委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
17	指定特定非営利活動法人審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
18	情報公開審査会 会長及び委員長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
19	個人情報保護審議会 会長及び委員長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
20	消費生活審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
21	男女平等参画苦情処理委員	日額 12,600円	8級	
22	男女平等参画審議会 会長	日額 13,500円	8級	

	委員	日額 12,600円	8級	
23	スポーツ推進委員	年額 19,800円	6級	
24	スポーツ推進審議会委員	日額 12,600円	8級	
25	障害者スポーツセンター運営審議会委員	日額 12,600円	8級	
26	大規模小売店舗立地審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	経済局
27	名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	観光文化交流局
28	伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
29	環境審議会委員及び専門委員	日額 12,600円	8級	
30	地域環境審議会委員	日額 11,700円	7級	環境局
31	環境影響評価審査会委員及び特別委員	日額 12,600円	8級	
32	公害健康被害認定審査会委員	日額 19,800円	8級	
33	住居の不良堆積物対策審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
34	社会福祉審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	健康福祉局
35	災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 12,600円	8級	
36	高齢者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
37	民生委員推薦会委員	日額 12,600円	8級	
38	地域密着型サービス及び地域包括支援センター運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
39	介護認定審査会委員	日額 16,200円	8級	
40	福祉有償運送運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
41	障害者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
42	精神保健福祉審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
43	精神医療審査会委員	日額 19,800円	8級	
44	精神保健指定医	日額 19,800円	8級	
45	透析療法審査委員会委員	日額 10,000円	8級	
46	障害者差別解消調整委員会委員	日額 12,600円	8級	
47	障害支援区分認定等審査会委員	日額 16,200円	8級	
48	国民健康保険運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
49	保健所運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
50	感染症予防協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
51	感染症診査協議会			

	委員	日額	12,600円	8級	
	部会委員	日額	19,800円	8級	
52	予防接種健康被害調査委員会委員及び臨時委員	日額	19,800円	8級	
53	衛生研究所等疫学倫理審査委員会委員	日額	12,600円	8級	
54	指定難病審査会委員及び臨時委員	日額	19,800円	8級	
55	食の安全・安心推進会議委員及び特別委員	日額	12,600円	8級	
56	人とペットの共生推進協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
57	なごや子ども・子育て支援協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	子ども青少年局
58	子育て支援企業認定審査会委員	日額	12,600円	8級	
59	障害児早期療育指導委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
60	発達障害者支援体制整備検討委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
61	中央療育センター等倫理審査委員会委員	日額	12,600円	8級	
62	児童虐待事例検証委員会委員	日額	12,600円	8級	
63	障害児保育指導委員会委員	日額	12,600円	8級	
64	子どもの権利擁護委員	1時間	10,000円	8級	
65	都市計画審議会 会長 委員、臨時委員及び専門委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	住宅都市局
66	都市高速道路調査専門委員	日額	15,300円	8級	
67	広告・景観審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
68	交通問題調査会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
69	建築紛争調停委員会委員	日額	12,600円	8級	
70	建築審査会 会長 委員	日額 日額	15,300円 13,500円	8級 8級	
71	開発審査会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
72	土地利用審査会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
73	土地区画整理審議会				

	会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
74	土地区画整理事業評価員	日額 12,600円	8級	
75	市街地再開発審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
76	放置自動車廃物判定委員会委員	日額 12,600円	8級	緑政土木局
77	自転車等駐車対策協議会委員	日額 12,600円	8級	
78	農業センター整備運営事業者選 定審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
79	緑政土木局公園施設整備等事業 者選定委員会委員	日額 12,600円	8級	
80	緑の審議会 会長 委員及び専門委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
81	東山動植物園再生専門委員	日額 12,600円	8級	
82	子どもいきいき学校づくり推進 審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	教育委員会 事務局
83	産業教育審議会 委員 専門員	日額 12,600円 日額 5,400円	8級 8級	
84	いじめ対策検討会議 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
85	社会教育委員	日額 12,600円	8級	
86	文化財調査委員会委員及び臨時 委員	日額 12,600円	8級	
87	図書館協議会委員	日額 12,600円	8級	
88	博物館協議会委員	日額 12,600円	8級	
89	美術館協議会委員	日額 12,600円	8級	
90	科学館協議会委員	日額 12,600円	8級	
91	指定管理者選定委員会委員及び 臨時委員	日額 12,600円	8級	
				関係局

備考 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。

別表第3（その他の非常勤の特別職の職員）

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	災害対策委員		区政協力委員としての級に準ずる。	防災危機管理局
2	災害救助地区本部員		4級とする。ただし、区政協力委員を兼務する者にあつては、その級に準ずる。	
3	市政資料館館長	日額 27,730円	9級	総務局
4	情報化推進参与	日額 15,630円	8級	
5	総括産業医	月額 117,000円	7級	
6	産業医	1回 21,400円	7級	
7	総括衛生管理医師	月額 21,400円	7級	
8	衛生管理医師	1時間 21,400円	7級	
9	名古屋市政策顧問	日額 15,630円	9級	財政局
10	区政協力委員 市区政協力委員議長協議 会議長、副議長及び会計 区政協力委員協議会議 長及び副議長 学区区政協力委員会委員 長 区政協力委員		8級 7級 5級 4級	スポーツ市民局
11	歴史的建造物保存活用アドバイザー	日額 12,600円	8級	観光文化交流局
12	名古屋城調査研究センター 所長	月額 117,000円	8級	
13	生物多様性推進参与	日額 15,630円	8級	環境局
14	公害保健嘱託医	日額 21,400円	7級	健康福祉局
15	厚生統計調査調査員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額に、1,000円を上限として任命権者が定める額に調査対象数を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、任命権者が別に定める厚生統計調査を行う者については日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。		

16	厚生統計調査指導員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。		
17	福祉施設嘱託医師	日額 21,400円		
18	厚生院嘱託医 病理業務 麻酔業務 医療業務 救護業務 当直業務	日額 50,000円 日額 50,000円 日額 49,400円 日額 49,400円 日額 49,400円		
19	社会福祉事務所嘱託医	月額 117,000円	7級	
20	民生委員 市民生委員連盟理事長及び副理事長 区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長 民生委員協議会会長 民生委員		8級 7級 5級 4級	
21	認知症施策推進参与	日額 15,630円	8級	
22	知的障害者更生相談所嘱託医	日額 49,400円		
23	身体障害者更生相談所判定医師	日額 21,400円		
24	特別児童扶養手当認定嘱託医	日額 21,400円		
25	保護課嘱託医	月額 117,000円		
26	国民健康保険移送費審査嘱託医	日額 21,400円		
27	保健環境委員 市保健環境委員会会長及び副会長 区保健環境委員会会長及び副会長 学区保健環境委員会会長 学区保健環境委員会副会長 保健環境委員		8級 7級 5級 5級 4級	
28	保健所嘱託医	日額 21,400円	7級	
29	国民健康・栄養調査員 医師 管理栄養士 保健師その他	日額 21,400円 日額 6,400円 日額 6,400円		
30	配偶者暴力防止参与	日額 15,630円	8級	子ども青少年局
31	児童虐待対策参与	日額 15,630円	8級	
32	児童相談所参与	日額 15,630円	8級	
33	児童福祉施設嘱託医師 嘱託医師 地域療育センター嘱託医師	日額 21,400円 日額 49,400円		
34	保育所嘱託医 産後休暇明け園等	年額 402,500円		

	一般園	年額 251,600円		
35	統合保育スーパーバイザー	1回 8,300円		
36	児童扶養手当等嘱託医	年額 20,000円		
37	児童相談所スーパーバイザー	1時間 6,800円		
38	児童相談所児童福祉専門員	日額 21,400円		
39	エリア支援保育所担当歯科医	1回 21,500円	7級	
40	子どもの権利擁護機関参与	日額 15,630円	8級	
41	子どもの権利擁護機関専門調査員	1時間 8,600円	7級	
42	児童委員		民生委員としての級に準ずる。	
43	景観アドバイザー	日額 12,600円	8級	住宅都市局
44	農業土木委員 農業土木委員（重要） 農業土木委員（一般） 農業土木委員補助員	年額とし、17,730円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、8,865円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、4,925円に担当地区数を乗じて得た額とする。		緑政土木局
45	特別支援教育スーパーバイザー	1回 21,400円	7級	教育委員会事務局
46	特別支援教育アドバイザー	1回 15,000円	4級	
47	ことばのアドバイザー	1回 15,000円	4級	
48	幼児教育アドバイザー	1回 15,000円	4級	
49	いじめ対策検討会議調査員	日額 12,600円	8級	
50	学校産業医	月額 200,000円	7級	
51	学校衛生管理医師	1回 21,400円	7級	
52	学校医 内科	年額とし、253,000円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
	眼科及び耳鼻咽喉科	年額とし、216,400円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	
	精神科	年額とし、216,400円に24,600円に相談回数を乗じて得た額を加算した額とする。	7級	

	精神科（特別支援学校）	年額 393,300円	7 級	
53	小学校臨時専門医	1 回 に つ き 、 24,600 円 に 335 円 に 検 診 者 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 加 算 し た 額 と す る。	7 級	
54	学校歯科医	年額とし、216,400 円に 335 円に 検 診 者 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 加 算 し た 額 と す る。	7 級	
55	学校薬剤師	年額とし、180,800 円に 2,950 円に 学 級 数 を 乗 じ て 得 た 額 を 加 算 し た 額 と す る。	7 級	
56	子ども適応相談センター参 与	日額 15,630円	8 級	
57	子ども適応相談センター嘱 託医師	1 回 21,400円	7 級	
58	子ども適応相談センターセ ラピスト	1 回 18,500円	7 級	
59	博物館長	日額 27,730円	9 級	
60	博物館参与	日額 15,630円	8 級	
61	美術館長	日額 27,730円	9 級	
62	美術館参与	日額 15,630円	8 級	
63	科学館長	日額 27,730円	9 級	
64	教育センター嘱託弁護士	1 回 25,900円	7 級	
65	教育センター嘱託医師	1 回 21,400円	7 級	
66	教育センター特別教育相談 員	1 回 21,400円	7 級	
67	教育センター嘱託心理士	1 回 18,500円	7 級	
68	教育センター嘱託社会福祉 士	1 回 18,500円	7 級	
69	消防局産業医	1 回 21,400円	7 級	消防局
70	消防局衛生管理医師	1 回 21,400円	7 級	
71	消防団員（基本消防団） 市消防団連合会長	年額とし、41,700 円に 8,000 円を 上 限として市長が定 める額に出場回数 を乗じて得た額を 加算した額とす る。	8 級	
	区消防団連合会長（市消 防団連合会長である者を 除く。）	年額とし、41,700 円に 8,000 円を 上 限として市長が定 める額に出場回数 を乗じて得た額を 加算した額とす る。	7 級	
	消防団長（市消防団連合	年額とし、41,700	5 級	

	会長又は区消防団連合会長である者を除く。)	円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	
	副団長	年額とし、38,400 円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4 級
	部長	年額とし、35,100 円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4 級
	班長	年額とし、31,800 円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4 級
	団員	年額とし、28,500 円に 8,000 円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4 級
72	消防団員（機能別消防団） 名古屋市マイスター消防団の業務に従事する者	1 回 5,000 円を上限として市長が定める額とする。	消防団員（基本消防団）としての級に準ずる。
	名古屋市大学生消防団の業務に従事する者	1 回 1,000 円	4 級

- 備考 1 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第 1 行政職給料表の職務の級をいう。
- 2 1 の項災害対策委員には、第 7 条に定める費用弁償のほか、月額 2,509 円を支給する。
- 3 10 の項区政協力委員には、第 7 条に定める費用弁償のほか、市区政協力委員議長協議会議長、副議長及び会計、区政協力委員協議会議長及び副議長並びに学区区政協力委員会委員長にあっては月額 3,501 円、区政協力委員にあっては月額 2,509 円を支給する。
- 4 20 の項民生委員には、第 7 条に定める費用弁償のほか、市民生委員

連盟理事長及び副理事長、区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長並びに民生委員協議会会長にあつては月額 3,501 円、民生委員にあつては月額 2,509 円を支給する。

- 5 27の項保健環境委員には、第7条に定める費用弁償のほか、市保健環境委員会会長及び副会長、区保健環境委員会会長及び副会長並びに学区保健環境委員会会長にあつては月額 3,501 円、学区保健環境委員会副会長及び保健環境委員にあつては月額 2,509 円を支給する。
- 6 42の項児童委員には、第7条に定める費用弁償のほか、月額 2,509 円を支給する。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第14項中「176,200円」を「176,700円」に改める。

「	「	を	に改める。
132,300	136,100		
133,300	137,000		
134,300	137,900		
135,200	138,800		
136,100	139,700		
137,100	140,600		
138,100	141,500		
139,000	142,400		
139,900	143,300		
140,900	144,200		
141,900	145,100		
142,900	146,000		
143,800	146,900		
144,900	147,900		
145,900	148,900		
146,900	149,800		
147,900	150,700		
149,100	151,800		
150,300	152,900		
151,500	154,000		
152,700	155,100		
153,900	156,200		

155, 100	157, 300
156, 300	158, 400
157, 500	159, 500
159, 000	160, 900
160, 500	162, 200
161, 900	163, 500
163, 300	164, 800
164, 800	166, 200
166, 300	167, 600
167, 700	168, 900
169, 100	170, 200
170, 900	171, 900
172, 700	173, 500
174, 500	175, 100
176, 200	176, 700
177, 900	178, 300
179, 600	179, 800
181, 200	181, 300

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「基づき」の次に「、並びに法を実施するため」を加える。

第2条第5号ア中(ア)を削り、同号ア(イ)中「特定職」を「任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ア)とし、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とする。

第6条中「次の各号のいずれにも該当する」を「勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が定める」に改め、同条各号を削る。

第 9 条を第11条とし、第 8 条の次に次の 2 条を加える。

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第 9 条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第10条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（平成31年名古屋市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 8 項中「176,200 円」を「176,700 円」に改める。

(退隠料等条例の一部改正)

3 退隠料等条例（昭和18年名古屋市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項ただし書を削る。

(退隠料等条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に担保に供されている又は施行日前に担保に供する旨の申込みが行われた扶助料を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

（名古屋市職員互助会条例の一部改正）

- 5 名古屋市職員互助会条例（昭和37年名古屋市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「行なう」を「行う。この場合において、改正前の条例第26条中「ならない。但し、年金である給付を受ける権利を国民金融公庫の担保に供するときは、この限りでない」とあるのは、「ならない」とする」に改め、同項ただし書中「定」を「定め」に改める。

（名古屋市職員互助会条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 この条例の施行の際現に担保に供されている又は施行日前に担保に供する旨の申込みが行われた年金である給付を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。この場合において、前項の規定による改正前の名古屋市職員互助会条例附則第2項中「行なう」とあるのは、「行う。この場合において、改正前の条例第26条中「国民金融公庫」とあるのは、「株式会社日本政策金融公庫」とする」とする。

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 7 号

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員
の数に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和42年名古屋市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「東 区 2 人」を「東 区 3 人」に、
「中川区 7 人」を「中川区 6 人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

名古屋市農業センター条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 8 号

名古屋市農業センター条例

名古屋市農業センター条例（昭和40年名古屋市条例第17号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 農業に関する知識及び技術の普及啓発を行うとともに、農及び自然に親しみながら憩うことのできるレクリエーション活動の場を提供し、もって都市農業の振興に資するため、次のように農業センターを設置する。

名称 名古屋市農業センター

位置 名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2872番地の 3

（事業）

第 2 条 名古屋市農業センター（以下「センター」という。）は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 農業及び畜産に関する知識及び技術の普及啓発
- (2) 農及び自然と親しむレクリエーション活動の場の提供

- (3) センターの施設の供用
- (4) その他市長が必要と認める事業
(使用の許可)

第3条 センターの別表第1に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) センターの管理上支障があるとき。

3 市長は、第1項の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(行為の制限及び禁止)

第4条 センターにおいては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号から第3号までに掲げるものについて、規則で定めるところにより市長の許可を受けた者が当該許可に係る行為をするときは、この限りでない。

- (1) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (2) 興行を行うこと。
- (3) センターの全部又は一部を独占して展示会、集会その他これらに類する行事を行うこと。
- (4) 植物を傷つけ、伐採し、又は採取すること。
- (5) 動物又はセンターの施設を傷つけること。
- (6) 立入りを禁止された場所へ立ち入ること。
- (7) その他センターの管理上支障があると市長が認めた行為をすること。

2 市長は、前項ただし書の許可に際して、センターの管理上必要な条件を付けることができる。

(利用料金)

第5条 第3条第1項の許可若しくは前条第1項ただし書の許可を受けた者又はセンターの駐車場を利用する者は、その使用、行為又は利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を第12条の規定によりセンターの管理を行わせる指定管理者に納付しなければならない。

2 第3条第1項の許可又は前条第1項ただし書の許可を受けた者は、利用料

金を指定管理者が市長の承認を得て定める期限までに納付しなければならない。

3 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第6条 指定管理者は、規則で定める事由があるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の不還付)

第7条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定める事由があるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用等の許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用又は行為（以下「使用等」という。）の許可の条件を変更し、若しくは使用等を停止し、又は使用等の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 許可された使用等の目的に違反したとき。
- (3) 使用等の許可の条件に違反したとき。
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱したとき、又は乱すおそれがあるとき。
- (5) 工事その他のセンターの管理上やむを得ない事由が生じたとき。

(特別の設備)

第9条 使用等の許可を受けた者は、センターの施設に特別の設備を設け、又は原状を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第10条 使用等の許可を受けた者は、使用等を終わったとき、又は使用等の停止若しくは使用等の許可の取消しがなされたときは、直ちにセンターの施設を原状に回復しなければならない。

(秩序維持)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの

入所を拒絶し、又は退所を命ずることができる。

(1) 第4条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者

(2) 管理上必要な指示に従わない者

(指定管理者)

第12条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせる。

(指定管理者の指定の手続)

第13条 市長は、センターの指定管理者の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、選定に参加する者に必要な資格、管理の基準その他の選定について必要な事項を明示し、公募するものとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、センターの設置の状況等に鑑み、第3項各号に掲げる選定基準を満たす者のうちから指定しようとするものを選定することができる。

2 センターの指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、事業計画書その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に定める基準に従い、指定管理者を選定するものとする。

(1) 市民の平等利用が確保されること。

(2) 事業計画書の内容が、センターの設置目的を最も効果的に達成するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 指定管理者の指定を受けようとする者が、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有していること。

4 市長は、指定管理者を指定したとき及びその指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。

(指定管理者が行う管理の基準)

第14条 指定管理者は、センターの供用時間及び休所日の定めに従い、当該施設を適正に市民の利用に供しなければならない。

2 前項のセンターの供用時間及び休所日は、規則で定める。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、市長との協議により、供用時間以外の時間及び休所日に開所することができる。

- 4 指定管理者の管理の業務を行うに当たっては、名古屋市個人情報保護条例（平成17年名古屋市条例第26号）の定めるところにより、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第2条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) 使用等の許可に関すること。
- (3) センターの維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること。
- (4) その他市長が定める業務
（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第3条から第11条まで、別表第1から別表第3まで及び附則第3項の規定は規則で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及びこの条例第13条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この条例の規定に基づく許可の申請その他センターの施設を使用し、又はこの条例第4条第1項第1号から第3号までに掲げる行為をするために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができる。

別表第 1

使用区分	利用料金の上限額
市民菜園（1 平方メートル 1 年につき）	900円

別表第 2

行為区分	利用料金の上限額	
業として写真撮影を行う場合（1 人 1 日につき）	1,300円	
業として映画撮影を行う場合（1 件 1 日につき）	15,000円	
興行を行う場合（1 件 1 日につき）	325,000円	
展示会、集会その他これらに類する行事を行う場合（1 平方メートル 1 日につき）	営利を目的とする場合	65円
	その他の場合	8円
備考 利用料金の額の基礎となる面積に 1 平方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該面積が 1 平方メートル未満であるときは、これを 1 平方メートルとする。		

別表第 3

利用区分	利用料金の上限額
大型自動車（1 台 1 回につき）	1,200円 (2,000円)
普通自動車（1 台 1 回につき）	500円 (1,000円)
自動二輪車及び原動機付自転車（1 台 1 回につき）	150円 (300円)
備考	
1 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日及びセンターにおける催物その他の行事の開催期間内の日のうち指定管理者が市長の承認を得て定める日に利用する場合に限る。 2 （ ）内の額は、前項に定める日のうち 2 月又は 3 月に属する日に利用する場合に適用する。	

名古屋市農業センター整備運営事業者選定審議会条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第 9 号

名古屋市農業センター整備運営事業者選定審議会条例

(設置)

第 1 条 本市に市長の附属機関として、名古屋市農業センター整備運営事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市が設置する名古屋市農業センターの整備運営事業を実施する民間事業者の選定に関する事項について調査審議し、その結果を市長に答申する。

2 審議会は、前項に掲げる事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員若干人を置くことができる。

(委員)

第4条 委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、委嘱された日から第2条第1項の諮問に対する答申を市長が受けた日までとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は市長が特に必要と認める者のうちから、調査審議事項を明示して市長が委嘱する。

2 臨時委員は、当該事項に関する調査審議が終了したときに解嘱されるものとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長がこれを招集する。

2 審議会は、委員（その調査審議事項に係る臨時委員を含む。以下同じ。）の半数以上の者の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、緑政土木局において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

- 2 この条例は、第 2 条第 1 項の諮問に対する答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第10号

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号イ中「、庭園及びプール」を「及び庭園」に改める。

別表第1 1 有料公園施設の表日光川公園の項を削る。

別表第2 中

「

	1 人 1 回	30人以上 の団体 1 人 1 回	100 人 以上の団体 1 人 1 回	定期観覧券 (1 年券)	回数券 (1 回 券11枚 つづり)
動 植 物 園	500円	450円	400円	2,000円	
展 望 塔	300円	270円	240円	1,200円	
名 古 屋 城	500円	450円	400円	2,000円	
白 鳥 庭 園	300円	270円	240円	1,200円	

庭 園	300円	270円	240円	1,200円	
プ ール	1,500円 (700円)	1,350円 (630円)	1,200円 (560円)		15,000円 (7,000円)
動植物園、展望塔、名古屋城、白鳥庭園及び庭園については、小中学生等及び乳幼児は無料とする。 プールについては、小中学生等の使用料の額は（ ）内の額とし、乳幼児は無料とする。					

を

	1 人 1 回	30人以上の団体 1 人 1 回	100 人以上の団体 1 人 1 回	定期観覧券 (1 年券)
動植物園	500円	450円	400円	2,000円
展 望 塔	300円	270円	240円	1,200円
名 古 屋 城	500円	450円	400円	2,000円
白 鳥 庭 園	300円	270円	240円	1,200円
庭 園	300円	270円	240円	1,200円
小中学生等及び乳幼児は無料とする。				

に、

白鳥公園駐車場	
日光川公園駐車場	

を

白鳥公園駐車場	

に、

庭 園	300円以内
プ ール	1,500円以内

を

「

庭	園	300円以内

」

に改める。

別表第 3 中

「

稲永公園野鳥観察館	
日光川公園の公園施設	

」

を

「

稲永公園野鳥観察館	

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第11号

名古屋市みどりが丘公園条例の一部を改正する条例

名古屋市みどりが丘公園条例（昭和63年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号を次のように改める。

(1) 一般墓地

ア 普通墓地

イ 芝生墓地

ウ 修景墓地

(2) 合葬式墓地

ア 個別埋蔵墓

イ 共同埋蔵墓

第 2 条第 2 項中「前項各号」を「前項第 1 号アからウまで」に改める。

第 4 条第 2 項中「使用者」を「墓地使用者」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 個別埋蔵墓の使用の許可を受けた者が当該墓地に焼骨を埋蔵することができる期間は、使用許可を受けた日から起算して20年とし、当該期間が経過した後においては、共同埋蔵墓に当該焼骨を埋蔵する。

第5条第1項中「の死亡した」を「又は自己の」に改め、「であって、本市に引き続き6月以上住所を有するもの」を削る。

第6条第2項中「公募」を「一般墓地にあつては、公募」に改める。

第7条中「前条本文」を「前条第1項本文」に、「、応募者」を「、応募」に、「墓地の数」を「墓地に係る募集数」に、「使用の許可を申請できる」を「使用許可の申請をすることができる」に改める。

第8条第1項中「使用者」を「墓地使用者」に、「祭し」を「祭祀^し」に改める。

第9条の見出しを「（一般墓地使用場所の制限）」に改め、同条中「墓地」を「一般墓地」に改める。

第10条第1項中「使用者」を「墓地使用者」に改め、同条第2項中「使用者」を「一般墓地の使用の許可を受けた者（以下「一般墓地使用者」という。）」に、「墓地（以下「使用墓地」を「一般墓地（以下「使用一般墓地」に改め、同条第3項中「使用者」を「一般墓地使用者」に改める。

第11条第1項中「使用墓地」を「使用許可を受けた墓地（以下「使用墓地」という。）」に、「使用者」を「墓地使用者」に改め、同条第2項中「使用者が現に墓地」を「一般墓地使用者が現に一般墓地」に、「使用墓地」を「使用一般墓地」に改め、同条第3項中「使用者」を「墓地使用者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（合葬式墓地の焼骨の不返還）

第11条の2 合葬式墓地に埋蔵された焼骨は、返還しない。

第12条第1項中「使用者」を「墓地使用者」に改める。

第13条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「使用者」を「墓地使用者」に改め、同項第4号中「使用者」を「一般墓地使用者」に、「祭し」を「祭祀」に、「墓地使用権」を「一般墓地の使用権」に改め、同項第5号中「使用者」を「一般墓地使用者」に改め、同項第6号中「使用者」を「一般墓地使用者」に、「墓地」を「一般墓地」に改め、

同項第 7 号中「使用者」を「一般墓地使用者」に改め、同条第 2 項中「使用許可」を「一般墓地の使用許可」に、「使用者」を「一般墓地使用者」に、「使用墓地」を「使用一般墓地」に改め、同条第 3 項中「使用者」を「一般墓地使用者」に改める。

第14条の見出しを「（一般墓地の墳墓の改葬）」に改め、同条第 1 項中「使用者」を「一般墓地使用者」に改め、同条第 2 項中「墓地」を「一般墓地」に、「使用者」を「一般墓地使用者」に改める。

第15条第 1 項中「使用者」を「墓地使用者」に改め、同項に次の 2 号を加える。

(3) 個別埋蔵墓

1 体分につき 200,000 円

(4) 共同埋蔵墓

1 体分につき 120,000 円

第15条第 2 項中「第 5 条第 2 項の規定により、」を削り、「とする」の次に「ことができる」を加える。

第16条の見出しを「（一般墓地の管理料）」に改め、同条第 1 項中「使用者」を「一般墓地使用者」に、「墓地使用」を「使用一般墓地」に、「額。」を「額」に改める。

第17条第 1 項を次のように改める。

市長は、特別の事由があると認めたときは、墓地の使用料又は管理料を減免することができる。

第17条第 2 項を削り、同条第 3 項中「前 2 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

第19条第 1 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 2 号中「使用者」を「墓地使用者」に改める。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第 5 条第 1 項、第 7 条、第15条第 2 項及び第17条の改正規定並びに次項の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この条例の規定により新たに設置する墓地を使用させるために必要な手続その他の行為は、当該墓地に係る改正規定の施行前においても行うことができる。

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第12号

名古屋市有料自転車駐車場条例の一部を改正する条例

名古屋市有料自転車駐車場条例（平成27年名古屋市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「（駐車ますの幅が 0.6 メートル（原動機付自転車にあつては、0.8 メートル）を超える有料自転車駐車場にあつては、別表第 3）」を削り、同条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に次の 2 項を加える。

- 3 指定管理者は、前項の規定により利用料金（定期駐車券によるものを除く。以下この項において同じ。）の額を定めるときは、第 1 号に掲げる額を第 2 号に掲げる数で除して得た額が別表第 2 の利用料金の上限額の欄に定める額に 0.5 を乗じて得た額以下の額となるようにしなければならない。
 - (1) 一の有料自転車駐車場に係る 1 年当たりの利用料金の合計額として見込まれる額
 - (2) 前号の有料自転車駐車場に係る 1 年当たりの利用回数（継続する 24 時間

以内の利用（定期駐車券によるものを除く。）の回数をいう。）として見込まれる数

- 4 指定管理者は、前2項の規定により利用料金の額を定めるに当たっては、有料自転車駐車場ごとの特性に応じ、自転車等の放置の防止並びに有料自転車駐車場の利用の促進及び適正な運営に資するものとなるよう十分に配慮しなければならない。

別表第1中

「

大曽根駅自転車駐車場

」

を

「

大曽根駅自転車駐車場

栄駅自転車駐車場

」

に、

「

ナゴヤドーム前矢田駅自転車駐車場

」

を

「

高岳駅自転車駐車場

ナゴヤドーム前矢田駅自転車駐車場

久屋大通駅自転車駐車場

」

に、

「

本陣駅自転車駐車場

」

を

「
本陣駅自転車駐車場
大須観音駅自転車駐車場
」

に、

「
東別院駅自転車駐車場
」

を

「
東別院駅自転車駐車場
伏見駅自転車駐車場
矢場町駅自転車駐車場
」

に、

「
名古屋競馬場前駅自転車駐車場
」

を

「
港北駅自転車駐車場
」

に改める。

別表第 2 中

「		「
100 円	を	200 円
200 円		400 円
」		」

に改める。

別表第 3 を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 5 条第 2 項の改正規定、同条中第 4 項を第 6 項とし、第 3 項を第 5 項とし、第 2 項の次に 2 項を加える改正規定、別表第 1 の改正規定（名古屋競馬場前駅自転車駐車場に係る部分に限る。）、別表第 2 の改正規定及び別表第 3 を削る改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の名古屋市有料自転車駐車場条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく利用料金の承認その他指定管理者が利用料金を定めるために必要な手続及び新条例第13条の規定による指定管理者の指定の手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第13号

区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例の一部を改正する条例

区の設置並びに区の事務所の位置、名称、所管区域及び事務分掌に関する条例（昭和33年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

千種区	名古屋市千種区覚王山通 8 丁目 37 番地	名古屋市千種区役所	千種区一円	を
千種区	名古屋市千種区星が丘山手 103 番地	名古屋市千種区役所	千種区一円	に、

中村区	名古屋市中村区竹橋町36番31号	名古屋市中村区役所	中村区一円	を

中村区	名古屋市中村区松原町1丁目23番地の1	名古屋市中村区役所	中村区一円	に

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第14号

名古屋市職員定数条例の一部を改正する条例

名古屋市職員定数条例（昭和49年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条第2号中「11,696人」を「11,758人」に改め、同条第3号中「2,225人」を「2,198人」に改め、同条第4号中「4,448人」を「4,434人」に改め、同条第5号中「2,413人」を「2,432人」に改め、同条第6号中「12,880人」を「12,962人」に、「10,810人」を「10,900人」に改め、同条第7号中「27人」を「28人」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第15号

火災予防条例の一部を改正する条例

火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）の一部を次のように改正する。
第72条の見出し中「試験及び」を削り、同条第 1項を削り、同条第 2項を同条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4年 4月 1日から施行する。
（名古屋市消防関係事務手数料条例の一部改正）
- 2 名古屋市消防関係事務手数料条例（昭和34年名古屋市条例第39号）の一部を次のように改正する。
第 1条中「、試験」を削る。
第 2条第 1項第37号を削り、同項第38号中「条例第72条第 2項」を「火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号）第72条」に改め、同号を同項第37

号とし、同条第 2項を次のように改める。

2 手数料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、後納させることができる。

別表危険物の確認試験の項を削り、同表備考第 2号から第 4号までを削り、同表備考第 1号を同表備考とする。

名古屋市寡夫福祉資金条例をここに公布する。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第16号

名古屋市寡夫福祉資金条例

(目的)

第 1条 この条例は、寡夫又は寡夫の被扶養者に対し、福祉資金を貸し付けることにより、寡夫の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて寡夫の被扶養者の福祉を増進することを目的とする。

(定義)

第 2条 この条例において「寡夫」とは、配偶者のない男子（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第 129号。以下「法」という。）第 6条第 2項に規定する配偶者のない男子をいう。以下同じ。）であって、かつて配偶者のない男子として民法（明治29年法律第89号）第 877条の規定により児童（法第 6条第 3項に規定する児童をいう。以下同じ。）を扶養していたことのあるものをいう。

2 この条例において「寡夫の被扶養者」とは、寡夫が民法第 877条の規定により扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者をいう。

(寡夫福祉資金の貸付け)

第 3条 本市は、寡夫又は寡夫の被扶養者に対し、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

- (1) 寡夫が事業を開始し、又は継続するのに必要な資金
- (2) 寡夫の被扶養者の修学に必要な資金
- (3) 寡夫又は寡夫の被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金
- (4) 前 3号に掲げるもののほか、寡夫及び寡夫の被扶養者の福祉のために必要な資金であって市長が定めるもの

2 本市は、前項に規定する資金のうち、その貸付けの目的が寡夫の被扶養者の修学又は知識技能の習得に係る資金であって市長が定めるものを寡夫に貸し付けている場合において、当該寡夫の被扶養者の修学又は知識技能の習得の中途において当該寡夫が死亡したときは、市長が定めるところにより、当該寡夫の被扶養者であった者が修学又は知識技能の習得を終了するまでの間、当該寡夫の被扶養者であった者に対して、当該資金の貸付けを行うことができる。

3 民法第 877条の規定により現に扶養する子その他これに準ずる者のない寡夫については、当該寡夫の収入が市長が定める基準を超えるときは、第 1項の規定による貸付金の貸付けは、行わない。ただし、市長が定める特別の事情がある者については、この限りでない。

4 本市は、法第31条の 6第 6項に規定する父子福祉資金貸付金の貸付けを受けることができる寡夫については、第 1項及び第 2項の規定による貸付金の貸付けを行わない。

5 前各項に定めるもののほか、第 1項及び第 2項の規定による貸付金の貸付金額の限度、貸付方法、償還その他当該貸付金の貸付けに関して必要な事項は、市長が定める。

(償還の免除)

第 4条 本市は、前条の規定による貸付金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため、当該貸付金を償還することができなくなったと認められるときは、当該貸付金の償還未済額の全部又

は一部の償還を免除することができる。

(一時償還)

第 5条 本市は、第 3条の規定による貸付金の貸付けを受けた者が偽りその他不正な手段により貸付けを受けたときその他市長が定める場合に該当するときは、当該貸付金の貸付けを受けた者に対し、当該貸付金の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

(委任)

第 6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5年 1月 1日から施行する。

(経過措置)

2 本市は、当分の間、40歳以上の配偶者のない男子であって民法第 877条の規定により現に児童を扶養していないもの（寡夫を除く。以下この項において単に「40歳以上の配偶者のない男子」という。）に対して、第 3条の規定の例により、次に掲げる資金を貸し付けることができる。

(1) 40歳以上の配偶者のない男子が事業を開始し、又は継続するのに必要な資金

(2) 40歳以上の配偶者のない男子が民法第 877条の規定により扶養している20歳以上である子その他これに準ずる者（次号及び第 4号において「被扶養者」という。）の修学に必要な資金

(3) 40歳以上の配偶者のない男子又は被扶養者が事業を開始し、又は就職するために必要な知識技能を習得するのに必要な資金

(4) 前 3号に掲げるもののほか、40歳以上の配偶者のない男子及び被扶養者の福祉のために必要な資金であって市長が定めるもの

3 前項の規定により貸し付ける資金は、第 3条第 1項及び第 2項の規定により貸し付ける資金とみなす。

名古屋市子どもの権利擁護委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第17号

名古屋市子どもの権利擁護委員条例の一部を改正する条例

名古屋市子どもの権利擁護委員条例（平成31年名古屋市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第 8条（見出しを含む。）中「調査相談員」を「専門調査員及び調査相談員」に改める。

附 則

この条例は、令和 4年 4月 1日から施行する。

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第18号

名古屋市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市児童福祉施設条例（昭和34年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条第 1項の表中

「

〃	名古屋市大森保育園	名古屋市守山区大森三丁目 504 番地
〃	名古屋市山下保育園	名古屋市守山区森宮町 125番地

を

」

「

〃	名古屋市大森保育園	名古屋市守山区大森三丁目 504 番地

に、

」

「	〃	名古屋市本星崎保育園	名古屋市南区星宮町 217番地	
	〃	名古屋市上飯田東保育園	名古屋市北区上飯田東町 4丁目 68番地の 3	を
」				

「	〃	名古屋市本星崎保育園	名古屋市南区星宮町 217番地	に、
」				

「	〃	名古屋市平針原保育園	名古屋市天白区原五丁目 406番 地	を
	〃	名古屋市芝保育園	名古屋市南区芝町 152番地の 1	
」				

「	〃	名古屋市平針原保育園	名古屋市天白区原五丁目 406番 地	に、
」				

「	〃	名古屋市本地第一保育園	名古屋市守山区本地が丘1601番 地	
	〃	名古屋市片平保育園	名古屋市緑区浦里一丁目32番地 の 1	を
	〃	名古屋市本地第二保育園	名古屋市守山区本地が丘1108番 地	
」				

「	〃	名古屋市本地保育園	名古屋市守山区本地が丘1601番地	に、
	〃	名古屋市片平保育園	名古屋市緑区浦里一丁目32番地の 1	」

「	〃	名古屋市上飯田南保育園	名古屋市北区上飯田南町 4丁目 1番地	を
				」

「	〃	名古屋市上飯田保育園	名古屋市北区上飯田南町 4丁目 1番地	に、
				」

「	〃	名古屋市森孝保育園	名古屋市守山区森孝一丁目1144番地	を
	〃	名古屋市太子保育園	名古屋市緑区太子一丁目 235番地	」

「	〃	名古屋市森孝保育園	名古屋市守山区森孝一丁目1144番地	に
				」

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第 1条第 1項の表の改正規定中名古屋市上飯田東保育園、名古屋市本地第一保育園、名古屋市本地第二保育園及び名古屋市上飯田南保育園に係る部分は、令和 4年 4月 1日から施行す

る。

名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第19号

名古屋市地域療育センター条例の一部を改正する条例

名古屋市地域療育センター条例（平成 5年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第 1条の表名古屋市北部地域療育センターの項を削る。

第 5条第 1項を削り、同条第 2項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条とする。

附 則

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第 5条の改正規定及び附則第 3項の規定は、令和 4年10月 1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の児童発達支援、医療型児童発達支援又は診療に係るこの条例による改正前の名古屋市地域療育センター条例の規定による使用料及び手数料については、なお従前の例による。

- 3 この条例による改正後の名古屋市地域療育センター条例第 5 条の規定は、一部施行日以後の児童発達支援又は医療型児童発達支援に係る使用料について適用し、一部施行日前の児童発達支援又は医療型児童発達支援に係る使用料については、なお従前の例による。

名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第20号

名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 9 条）

第 2 章 マンション管理適正化推進計画（第10条）

第 3 章 マンションの管理の状況等の届出、調査等（第11条—第16条）

第 4 章 管理組合の講ずべき措置（第17条）

第 5 章 雑則（第18条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第 149 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき、マンションの管理の適正化に関し、市等の責務を明らかにするとともに、マンシ

ョンの管理の適正化を推進するための措置を講ずること等により、良好な居住環境の形成を図り、もって市民生活の安定及び向上並びに市街地の環境の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) マンション 法第2条第1号に規定するマンションであつて、本市の区域内に所在するものをいう。
- (2) 区分所有者等 法第2条第2号に規定するマンションの区分所有者等をいう。
- (3) 管理組合 法第2条第3号に規定する管理組合をいう。
- (4) 管理者等 法第2条第4号に規定する管理者等をいう。
- (5) マンション管理士 法第2条第5号に規定するマンション管理士をいう。
- (6) マンション管理業者 法第2条第8号に規定するマンション管理業者をいう。
- (7) マンション分譲事業者 法第103条第1項に規定する宅地建物取引業者であつて、新たに建設されたマンションの分譲（委託を受けて行う分譲を含む。）を行うものをいう。
- (8) 管理規約 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第30条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する規約をいう。
- (9) 長期修繕計画 マンションの修繕に関する長期の計画をいう。

(市の責務)

第3条 市は、マンションの管理の状況等の把握に努めるとともに、マンションの管理の適正化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- 2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。
- 3 市は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、管理組合又は区分所有者等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(区分所有者等の責務)

第4条 区分所有者等は、管理組合を構成する一員としての役割を適切に果たすよう努めなければならない。

2 区分所有者等は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するものとする。

(管理組合の責務)

第5条 管理組合は、マンションの管理の主体として、マンションを適正に管理するよう努めるとともに、マンションにおける良好な居住環境の維持向上に資するよう努めるものとする。

2 管理組合は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するものとする。

(管理者等の責務)

第6条 管理者等は、マンションを適正に管理するため、誠実に職務を行うよう努めるものとする。

2 管理者等は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するものとする。

(マンション管理士の責務)

第7条 マンション管理士は、専門的知識をもって、管理組合の運営その他マンションの管理に関し、管理者等、区分所有者等その他関係者の相談に応じ、助言、指導その他の援助を適正に行うよう努めるものとする。

2 マンション管理士は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するものとする。

(マンション管理業者の責務)

第8条 マンション管理業者は、マンションの管理組合から委託を受けた法第2条第6号に規定する管理事務を誠実に行うよう努めるものとする。

2 マンション管理業者は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力することにより、前項に規定する管理組合に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(マンション分譲事業者の責務)

第9条 マンション分譲事業者は、マンションを分譲しようとするときは、あ

らかじめ、当該マンションの管理組合を円滑に運営することができるようにするため、当該マンションの管理規約及び長期修繕計画の案並びに修繕積立金の算定の基礎その他これらに関連する事項を適切に定めるよう努めるものとする。

- 2 マンション分譲事業者は、分譲されるマンションの専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）を購入する者又は購入しようとする者に対し、前項に規定する管理規約等の案等の内容を説明し、理解を得るよう努めるものとする。
- 3 マンション分譲事業者は、市が実施するマンションの管理の適正化の推進に関する施策に協力するものとする。

第2章 マンション管理適正化推進計画

第10条 市長は、マンションの管理の適正化の推進を図るため、法第3条の2第1項に規定するマンション管理適正化推進計画として、名古屋市マンション管理適正化推進計画を策定するものとする。

- 2 市長は、名古屋市マンション管理適正化推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 マンションの管理の状況等の届出、調査等

（管理者等による届出）

第11条 法第56条第1項に規定する人の居住の用に供する独立部分が6以上であるマンション（以下「特定マンション」という。）の管理者等（管理者等が置かれていないときは、当該マンションの区分所有者等とする。以下同じ。）は、その管理者等となった日から30日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) マンションの名称及び所在地
- (2) 管理者等の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (3) 管理者等の連絡先
- (4) 管理組合の運営状況
- (5) その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をした管理者等は、その届出に係る同項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(管理者等に対する調査)

第12条 市長は、特定マンションの管理の状況等について、規則で定める期間ごとに、書面による調査を行うものとする。

- 2 特定マンションの管理者等は、正当な理由がある場合を除き、前項の調査に協力しなければならない。

- 3 第1項の規定によるもののほか、市長は、マンションの管理の状況等を把握するため必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該マンションの管理者等に対し、必要な報告を求め、若しくは資料を提出させ、又は当該職員に、当該マンションその他その管理組合の運営に関係のある場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査させることができる。

- 4 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 5 第3項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(マンション分譲事業者による届出)

第13条 マンション分譲事業者は、特定マンションを分譲しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) マンションの名称及び所在地
- (2) マンション分譲事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) マンション分譲事業者の連絡先
- (4) その他規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出をしたマンション分譲事業者は、その届出に係る同項各号に掲げる事項に変更があったときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

(マンション分譲事業者に対する調査)

第14条 市長は、第9条第1項に規定する管理規約等の案等の内容を確認するため必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、特定マンションを分譲しようとするマンション分譲事業者に対し、必要な報告を求め、若しくは資料を提出させ、又は当該職員に、当該マンション分譲事業者の事務所その他当該特定マンションの分譲に関係のある場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査させることができる。

2 第12条第4項及び第5項の規定は、前項の規定による立入調査に準用する。
(助言、指導及び勧告)

第15条 市長は、特定マンションの管理者等又は特定マンションを分譲しようとするマンション分譲事業者が、正当な理由なく第11条又は第13条の規定による届出を行わなかったと認めるときは、その者に対し、相当の期間を定めて当該届出を行うべきことを指導し、又は勧告することができる。

2 市長は、特定マンションの管理者等が、正当な理由なく第12条第1項の調査に協力しなかったと認めるときは、当該管理者等に対し、必要な助言若しくは指導又はその事態を除去するために必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3 前2項の規定によるもののほか、市長は、マンションの管理の適正化を図るため必要があると認めるときは、マンションの管理者等に対し、当該管理者等が講ずべき措置について必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
(公表)

第16条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定により公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者に対しその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

第4章 管理組合の講ずべき措置

第17条 管理組合は、マンションを適正に管理するため、次に掲げる措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 管理規約の設定
- (2) 管理規約の必要に応じた見直し
- (3) 長期修繕計画の作成
- (4) 長期修繕計画の定期的見直し
- (5) マンションの修繕の計画的な実施

第5章 雑則

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3章及び第4章並びに次項から附則第4項までの規定は、同年10月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。
- 2 一部施行日に現に特定マンションの管理者等である者は、一部施行日から30日以内に、規則で定めるところにより、第11条第1項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。
- 3 前項の規定による届出をした者は、第11条第1項の規定による届出をした者とみなす。
- 4 一部施行日から令和4年10月31日までの間において特定マンションを分譲しようとするマンション分譲事業者で市長が指定するものに対する第13条第1項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「令和4年10月31日までに」とする。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第21号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

山 吹 荘	東区東片端町
大 杉 荘	北区大杉三丁目

を

」

「

山 吹 荘	東区東片端町

に改

」

める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第22号

福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

福祉事務所設置条例（昭和26年名古屋市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 1項中「 1,077人」を「 1,080人」に改める。

別表第 1中

「

名古屋市千種区 社会福祉事務所	名古屋市千種区覚王山通 8丁目37番地	千種区一円

を

」

「

名古屋市千種区 社会福祉事務所	名古屋市千種区星が丘山手 103番地	千種区一円

に、

」

名古屋市中村区 社会福祉事務所	名古屋市中村区竹橋町36番31号	中村区一円	を

名古屋市中村区 社会福祉事務所	名古屋市中村区松原町 1丁目23番地の 1	中村区一円	に

改める。

附 則

この条例は、令和 4年 4月 1日から施行する。ただし、別表第 1の改正規定は、規則で定める日から施行する。

名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第23号

名古屋市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

名古屋市民生委員の定数を定める条例（平成26年名古屋市条例第 5号）の一部を次のように改正する。

「 4, 449人」を「 4, 481人」に改める。

附 則

この条例は、令和 4年12月 1日から施行する。

名古屋市老人福祉施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第24号

名古屋市老人福祉施設条例の一部を改正する条例

名古屋市老人福祉施設条例（昭和38年名古屋市条例第71号）の一部を次のように改正する。

第 1条の表中

「

〃	名古屋市八事福祉 会館	名古屋市昭和区八事本町 100番地の 14	を

」

「

〃	名古屋市昭和福祉 会館	名古屋市昭和区御器所通 1丁目 6番 地の 1	に

」

改める。

附 則

この条例は、令和 4年 6月 1日から施行する。

名古屋市保健所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第25号

名古屋市保健所条例の一部を改正する条例

名古屋市保健所条例（昭和23年名古屋市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2条の表中

「

名古屋市保健所千種 保健センター	名古屋市千種区覚王山通 8 丁目37番地	千 種 区 一 円	を

」

「

名古屋市保健所千種 保健センター	名古屋市千種区星が丘山手 103番地	千 種 区 一 円	に、

」

「

名古屋市保健所中村 保健センター	名古屋市中村区名楽町 4丁 目 7番地の18	中 村 区 一 円	を

」

「

名古屋市保健所中村 保健センター	名古屋市中村区松原町 1丁 目23番地の 1	中 村 区 一 円	に

」

改める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第26号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1号ウ中「第81条の 2第 4項」を「第81条の 2第 5項」に改め、同号エ中「第81条の 2第 9項第 2号」を「第81条の 2第10項第 2号」に改め、同条第 2号オ中「第72条の 3第 1項」の次に「及び第72条の 3の 2第 1項」を加える。

第15条の 2第 2号ウ中「第72条の 3第 1項」の次に「及び第72条の 3の 2第 1項」を加える。

第19条の 2の見出しを「（低所得者の減額賦課）」に改め、同条第 1項中「第29条の 7第 2項第 9号イ」を「第29条の 7第 2項第 8号イ」に、「第 703条の 5」を「第 703条の 5第 1項」に改め、同条の次に次の 1条を加える。

（未就学児について行う減額賦課）

第19条の 3 当該年度において、一の世帯に 6歳に達する日以後の最初の 3月

31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合においては、当該世帯主に対して課する保険料の額は、第11条の 2の額から市長の定める額を減額した額とする。

2 当該年度において、前条第 1項又は第 2項の要件に該当する世帯に未就学児がある場合においては、当該世帯主に対して課する保険料の額は、同条及び前項の規定にかかわらず、同条の規定により算定した額から市長の定める額を減額した額とする。

附則第 2条第 1号ア中「100分の92」を「100分の94」に改める。

附則第 5条中「100分の 1.5」を「100分の 2.5」に改める。

附則第 6条の次に次の 1条を加える。

第 6条の 2 基礎賦課総額は、附則第 2条、第 5条及び前条の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定により算定した額に当該年度における附則第29条の規定により減額される基礎賦課額の見込総額（一般被保険者に係るものに限る。）を合算した額とする。

附則第 7条中「前条」を「附則第 6条」に、「算定した基礎賦課総額の98.5分の50」を「前条の規定により算定した同条に規定する基礎賦課総額の97.5分の50」に、「同条の」を「附則第 6条の」に、「あたっては」を「当たっては」に改める。

附則第 8条中「算定した基礎賦課総額の98.5分の48.5」を「附則第 6条の 2の規定により算定した同条に規定する基礎賦課総額の97.5分の47.5」に改める。

附則第 9条中「100分の92」を「100分の94」に改める。

附則第11条中「100分の 1.5」を「100分の 2.5」に改める。

附則第12条中「98.5分の50」を「97.5分の50」に、「あたっては」を「当たっては」に改める。

附則第13条中「98.5分の48.5」を「97.5分の47.5」に改める。

附則第14条中「100分の92」を「100分の94」に改める。

附則第16条中「100分の 1.5」を「100分の 2.5」に改める。

附則第17条中「98.5分の50」を「97.5分の50」に、「あたっては」を「当たっては」に改める。

附則第18条中「98.5分の48.5」を「97.5分の47.5」に改める。

附則第20条、第21条、第24条及び第25条中「第 703条の 5」を「第 703条の 5第 1項」に改める。

附則第30条を附則第31条とする。

附則第29条の前の見出しを削り、同条を附則第30条とし、同条の前に見出しとして「（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）」を付する。

附則第28条の次に次の 1条を加える。

（低所得者の基礎賦課額の減額）

第29条 第19条の 2の規定の適用がある世帯の当該年度分の第11条の 2の基礎賦課額については、当分の間、第13条第 1項又は第 2項の基礎賦課額から、2,000円に当該世帯に属する被保険者のうち同条の均等割額を課される者の数を乗じて得た額を減額する。ただし、保険料の賦課期日後に納付義務の発生若しくは消滅又は当該世帯に属する被保険者数の異動等があった場合においては、第19条の規定の例により月割をもって算定した額を減額する。

附 則

- 1 この条例は、令和 4年 4月 1日から施行する。ただし、附則の改正規定（附則第20条、第21条、第24条及び第25条の改正規定を除く。）及び附則第 3項から第 6項までの規定は、令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第12条第 1号ウ及びエ並びに第 2号オ、第15条の 2第 2号ウ、第19条の 2第 1項並びに第19条の 3の規定は、令和 4年度分の保険料から適用し、令和 3年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第 2条第 1号ア、第 5条、第 6条の 2から第 9条まで、第11条、第12条から第14条まで、第16条、第17条、第18条及び第29条の規定は、令和 5年度分の保険料から適用し、令和 4年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 4 令和 5年度分の保険料に限り、新条例附則第 2条第 1号ア、第 9条及び第 14条の規定の適用については、これらの規定中「100分の94」とあるのは、「100分の92.5」とする。

- 5 令和 6年度分の保険料に限り、新条例附則第 2条第 1号ア、第 9条及び第 14条の規定の適用については、これらの規定中「100分の94」とあるのは、「100分の93」とする。
- 6 令和 7年度分の保険料に限り、新条例附則第 2条第 1号ア、第 9条及び第 14条の規定の適用については、これらの規定中「100分の94」とあるのは、「100分の93.5」とする。

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第27号

名古屋市国民健康保険条例の一部を改正する条例

名古屋市国民健康保険条例（昭和36年名古屋市条例第 1号）の一部を次のように改正する。

第13条第 3項中「63万円」を「65万円」に改める。

第15条の 2の 2第 3項中「19万円」を「20万円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市国民健康保険条例の規定は、令和 4年度分の保険料から適用し、令和 3年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第28号

名古屋市立学校設置条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校設置条例（昭和37年名古屋市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表特別支援学校の表中

「	名古屋市立守山養護学校	名古屋市守山区小幡一丁目14番6号	」を
「	名古屋市立守山養護学校 名古屋市立若宮高等特別支援学校	名古屋市守山区小幡一丁目14番6号 名古屋市天白区古川町76番地	」に

改める。

別表幼稚園の表中

「	名古屋市立西山台幼稚園	名古屋市名東区亀の井二丁目41番地	」を
「	名古屋市立報徳幼稚園	名古屋市北区平安二丁目21番61号	」に、
「	名古屋市立西山台幼稚園	名古屋市名東区亀の井二丁目41番地	」に、

「	名古屋市立おりべ幼稚園	名古屋市北区織部町 1 番地の 9	」	を
	名古屋市立はとり幼稚園	名古屋市中川区服部三丁目 601 番地	」	
「	名古屋市立おりべ幼稚園	名古屋市北区織部町 1 番地の 9	」	に

改める。

附 則

この条例中別表幼稚園の表の改正規定は令和 4 年 4 月 1 日から、別表特別支援学校の表の改正規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

名古屋市条例第29号

名古屋市立学校の授業料等に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市立学校の授業料等に関する条例（昭和22年名古屋市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

2,200 円	

を

」

「

2,200 円	一の学力検査（学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第90条第1項に規定する学力検査をいう。）の成績を2校で用いる場合にあっては、入学を志望する順位が第2順位の名古屋市立の高等学校の入学検定料は、徴収しない。

に改める。

」

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市市税事務所設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第30号

名古屋市市税事務所設置条例の一部を改正する条例

名古屋市市税事務所設置条例（平成22年名古屋市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

名古屋市ささしま 市税事務所	名古屋市中村区名駅南一 丁目27番 2 号	西区、中村区、中川区、港 区

を

」

「

名古屋市本陣市税 事務所	名古屋市中村区松原町 1 丁目23番地の 1	西区、中村区、中川区、港 区

に

」

改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、一の市税事務所に

他の市税事務所の所管区域に係る事務を分掌させることができる。

第 3 条を削る。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、第 2 条に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

名古屋市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市条例第31号

名古屋市市税条例の一部を改正する条例

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則第14条の 6 第 3 項中「附則第15条第16項本文」を「附則第15条第15項本文」に改め、同条第 4 項中「附則第15条第16項ただし書」を「附則第15条第15項ただし書」に改め、同条第 5 項中「附則第15条第23項」を「附則第15条第22項」に改め、同条第 6 項中「附則第15条第24項第 1 号」を「附則第15条第23項第 1 号」に改め、同条第 7 項中「附則第15条第24項第 2 号」を「附則第15条第23項第 2 号」に改め、同条第 8 項中「附則第15条第24項第 3 号」を「附則第15条第23項第 3 号」に改め、同条第 9 項中「附則第15条第25項第 1 号」を「附則第15条第24項第 1 号」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第 2 号」を「附則第15条第24項第 2 号」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第 1 号」を「附則第15条第26項第 1 号」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第 2 号」を「附則第15条第26項第 2 号」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項

第 3 号」を「附則第15条第26項第 3 号」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第30号

名古屋市消防局組織規則の一部を改正する規則

名古屋市消防局組織規則（昭和38年名古屋市規則第85号）の一部を次のように改正する。

第 3条中「、室」を削り、「施設課」を「施設課
消防団課」に、

「消防学校
消防研究室」を「消防学校」に改める。

第 4条第 1項中「、室」を削り、同項総務部施設課の項の次に次のように加える。

消防団課

- (1) 消防団の統制及び運用に関すること。
- (2) 消防団員の教養に関すること。
- (3) 名古屋市消防団連合会との連絡調整に関すること。
- (4) 消防団施設の管理に関すること。

- (5) 消防団機械器具の整備保全に関すること。
- (6) 消防団機械器具の取扱技術の指導に関すること。
- (7) 消防団機械器具の研究改善及び設計製作に関すること。
- (8) 消防団員の被服に関すること。

第 4 条第 1 項予防部予防課の項中第 9 号を第 10 号とし、第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 鑑識に関すること。

第 4 条第 1 項消防部消防課の項第 5 号中「消防団」を「消防部隊と消防団との連携」に改め、同項消防学校の項中第 6 号を削り、同項消防研究室の項を削る。

第 5 条中「、室」を削る。

第 6 条第 1 項中「、室に室長」を削る。

第 7 条第 1 項中「、室長」を削る。

第 11 条第 1 項の表総務部企画広報の項を次のように改める。

企画調整	1 局内重要事項の企画、調査 及び総合調整に関すること。	1

第 11 条第 1 項の表消防部消防団強化の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 名古屋市消防吏員服制等に関する規則（平成元年名古屋市規則第 103 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「、室」及び「（消防研究室を除く。）」を削る。

名古屋市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第31号

名古屋市消防団規則の一部を改正する規則

名古屋市消防団規則（昭和38年名古屋市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第 5条第 2項消防部の項第 2号中「消防機械器具」を「機械器具」に改める。

第23条ただし書中「第10号」を「第12号」に改め、同条中第11号を第13号とし、第 7号から第10号までを 2号ずつ繰り下げ、第 6号の次に次の 2号を加える。

(7) 消防団詰所台帳

(8) 消防団車両台帳

附 則

この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第32号

名古屋市児童福祉施設条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市児童福祉施設条例施行細則（平成17年名古屋市規則第70号）の一部
を次のように改正する。

第 2条第 2項の表中

「

名古屋市汁谷保育園	20人	20人	50人	90人	を

」

削り、

「

名古屋市上飯田東保育園	20人	20人	50人	90人
名古屋市尾上保育園	20人	20人	50人	90人
名古屋市上飯田南保育園	40人	30人	60人	130人

を

」

「

名古屋市尾上保育園	20人	20人	50人	90人
名古屋市上飯田保育園	50人	30人	60人	140人

に」

改め、

「

名古屋市新富町保育園	20人	20人	50人	90人

を」

削り、

「

名古屋市本地第一保育園	20人	20人	50人	90人
名古屋市本地第二保育園	20人	20人	50人	90人

を」

「

名古屋市本地保育園	30人	20人	50人	100人

に」

改め、

「

名古屋市高針北保育園	20人	20人	50人	90人

を」

削る。

附則第 3項の表中「、名古屋市上飯田東保育園」を削り、「名古屋市汁谷保育園、名古屋市宮根保育園」を「名古屋市宮根保育園」に改め、「、名古屋市本地第一保育園、名古屋市本地第二保育園」、「、名古屋市高針北保育園」及び「、名古屋市新富町保育園」を削り、

「

名古屋市猪子石第一保育園	16人	5人	

を」

名古屋市本地保育園			10人	に、
名古屋市猪子石第一保育園	16人	5人		

名古屋市上飯田南保育園	12人			を

名古屋市上飯田保育園	2人	5人	17人	に

改める。

附 則

この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

出納員等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第33号

出納員等に関する規則の一部を改正する規則

出納員等に関する規則（昭和53年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。

別表第 1現金出納員 1出納員の表財政局の項第 1号中「財政部資産経営戦略室、税務部市民税課」を「財政部資金課、同部資産経営戦略室、税務部税制課、同部税務システム推進課、同部市民税課」に改め、同表住宅都市局の項第 1号中「同部都市景観室、同部交通施設管理課」を「同部ウォークابل・景観推進室」に改め、「同部市街地整備課」の次に「、同部アジア競技大会選手村後利用開発推進室」を加え、同表消防局の項第 1号を次のように改める。

1 予防部規制課長

別表第 2物品出納員 1出納員の表本庁の項第 1号中「総合調整部アジア競技大会推進室」を「総合調整部総合調整室、同部アジア競技大会推進室」に改め、「、税務部税務システム整備室」を削り、「文化歴史まちづくり部文化振興室、同部歴史まちづくり推進室」を「文化歴史まちづくり部歴史まちづくり推進室」

に、「都市計画部都市景観室」を「都市計画部ウォークブル・景観推進室、同部交通事業推進室」に改め、「都市整備部耐震化支援室」の次に「、同部アジア競技大会選手村後利用開発推進室、リニア関連都心開発部名駅ターミナル整備室」を、「経理係長」の次に「、財政局総務課にあつては主査（企画経理）」を加え、同項第 2号中「、同校消防研究室研究係長」を削る。

附 則

この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

名古屋市開発行為の許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第34号

名古屋市開発行為の許可等に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市開発行為の許可等に関する規則（平成14年名古屋市規則第 133 号）の一部を次のように改正する。

第28条第 1 項中「、第63条第 3 項第 7 号イ又は第68条の69第 3 項第 7 号イ」を「又は第63条第 3 項第 7 号イ」に、「次の各号」を「次」に改め、同項第11号中「がけ」を「崖」に改める。

第29条に見出しとして「（小区間で通行上支障がない場合に該当する開発行為）」を付し、同条第 1 項第 1 号中「25平方メートル以下」を「30平方メートル未満」に改める。

第31条第 2 号中「建築基準法第59条の 2 第 1 項」を「建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第59条の 2 第 1 項」に改める。

第32条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 1 号の表中「25平方メートル以下」を「30平方メートル未満」に、「25平方メートルを超え」を「30平方メートル以上」に改める。

第2号様式（その1）（表）中「 $\frac{\text{建ぺい率}}{\text{容積率}} \frac{\%}{\%}$ 」を「 $\frac{\text{建蔽率}}{\text{容積率}} \frac{\%}{\%}$ 」に
改め、同様式（裏）中「25㎡以下」を「30㎡未満」に、「25㎡超」を「30㎡以上」に改める。

第33号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「第28条の4第3項第7号イ
第63条第3項第7号イ
第68条の69第3項第7号イ」を「第28条の4第3項第7号イ
第63条第3項第7号イ」に改める。

「第28条の4第3項第7号イ
第35号様式中 第63条第3項第7号イ
第68条の69第3項第7号イ」を

「第28条の4第3項第7号イ
第63条第3項第7号イ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市開発行為の許可等に関する規則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている説明書及び申請書は、この規則による改正後の名古屋市開発行為の許可等に関する規則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている証明書は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第35号

名古屋市公有財産規則の一部を改正する規則

名古屋市公有財産規則（平成16年名古屋市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第20条第 2 項の表 7 の項左欄を次のように改める。

太陽光を電気に変換する設備

第51条第 8 号中「地籍訂正」を「地積訂正」に改める。

別表第 1 の 3 の項中「（法人税法）」を「（法人税法（昭和40年法律第34号）」に改め、同項ただし書中「法人税法第 2 条第13号」を「同条第13号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

消防法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第36号

消防法等施行細則の一部を改正する規則

消防法等施行細則（昭和37年名古屋市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第16条の 4を次のように改める。

（検査の申請等）

第16条の 4 条例第72条の申請は、別記第21の様式により行わなければならない。

2 条例第72条に規定する水張水圧検査済証は、別記第22の様式によるものとする。

別記第21を削る。

別記第22中「（あて先）」を「（宛先）」に、「第72条第 2項」を「第72条」に改め、同様式を別記第21とする。

別記第23を削り、別記第24を別記第22とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の消防法等施行細則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の消防法等施行細則（以下「改正後規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

消防職員公務災害等見舞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第37号

消防職員公務災害等見舞金支給規則の一部を改正する規則

消防職員公務災害等見舞金支給規則（平成17年名古屋市規則第 201号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の消防職員公務災害等見舞金支給規則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の消防職員公務災害等見舞金支給規則（以下「改正後規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第38号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「危機管理企画室」を「危機管理企画室
想定最大規模災害対策推進室」に、
「情報化推進課」を「デジタル改革推進課」に、「税務システム整備室」を「
税務システム推進課」に、「文化振興室」を「文化芸術推進課」に、「低炭素
都市推進課」を「脱炭素社会推進課」に、「都市景観室」を「ウォークブル・
景観推進室」に、「交通施設管理課」を「交通事業推進室」に、
「市街地整備課」を「市街地整備課
アジア競技大会選手村後利用開発推進室」に、
「リニア関連・名駅周辺開発推進課」を「リニア関連・名駅周辺開発推進課
名駅ターミナル整備室」
に改める。

第2条防災危機管理局危機管理企画室の項第1号中「危機対策室」を「想定最大規模災害対策推進室及び危機対策室」に改め、同室の項第4号中「関すること」の次に「（想定最大規模災害対策推進室の主管に属するものを除く。）」を加え、同室の項の次に次のように加える。

想定最大規模災害対策推進室

- (1) 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。
- (3) 想定し得る最大規模の災害に係る調査研究に関すること。
- (4) 想定し得る最大規模の災害に対する防災意識の普及啓発に関すること。

第2条総務局行政部の項中「情報化推進課」を「デジタル改革推進課」に改め、同部デジタル改革推進課の項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。

第2条総務局企画部企画課の項第8号を同課の項第9号とし、同課の項第7号中「その他」を削り、同号を同課の項第8号とし、同課の項中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 局長の指定する重要事項の調査研究及び企画に関すること。

第2条財政局税務部税制課の項第1号、第7号及び第8号中「税務システム整備室」を「税務システム推進課」に改め、同課の項第11号中「部内他課公所」を「部内他課公所」に改め、同部の項中「税務システム整備室」を「税務システム推進課」に改め、同部税務システム推進課の項中第2号及び第3号を削り、同課の項中第1号を第2号とし、同課の項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 税務事務のデジタル化の推進に係る企画、調査研究及び調整に関すること。

第2条財政局税務部税務システム推進課の項中第4号を第3号とし、同条スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ振興室の項中第8号を第9号とし、第3

号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 中学校施設のスポーツ開放に関すること。

第2条スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条観光文化交流局文化歴史まちづくり部の項中「文化振興室」を「文化芸術推進課」に改め、同条環境局環境企画部環境企画課の項第1号及び第3号中「低炭素都市推進課」を「脱炭素社会推進課」に改め、同部の項中「低炭素都市推進課」を「脱炭素社会推進課」に改め、同部脱炭素社会推進課の項第1号、第3号及び第5号中「低炭素都市の推進に係る」を「脱炭素社会の実現に向けた」に改め、同条健康福祉局監査課の項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 社会福祉連携推進法人に係る認定、認可及び指導監査に関すること。

第2条健康福祉局生活福祉部保険年金課の項に次の1号を加える。

(6) 保険年金システムの再構築に関すること。

第2条健康福祉局生活福祉部医療福祉課の項第2号から第5号までの規定中「関すること」の次に「（保険年金課の主管に属するものを除く。）」を加え、同課の項に次の1号を加える。

(6) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画及び調整に関すること。

第2条健康福祉局健康部健康増進課の項中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 局長の指定する食品表示に関すること（食品衛生課の主管に属するものを除く。）。

第2条住宅都市局都市計画部の項中「都市景観室」を「ウォークアブル・景観推進室」に改め、同部ウォークアブル・景観推進室の項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 地域のまちづくりの支援等に関すること（局内他部課室の主管に属するものを除く。）。

第2条住宅都市局都市計画部交通企画課の項中第2号及び第3号を削り、同課の項第4号中「観光文化交流局」を「他局室部課」に改め、同号を同課の項

第2号とし、同課の項に次の7号を加える。

- (3) 総合駅の整備に係る連絡調整に関すること。
- (4) 駐車場の企画、設置及び管理運営に関すること。
- (5) 路外駐車場の監督に関すること。
- (6) 建築物の駐車施設の附置の特例に関すること。
- (7) 駐車施策に係る企画及び調整に関すること。
- (8) 市が出資する第3セクターが経営する鉄軌道事業（他局室部課の主管に属するものを除く。）に係る企画及び経営の管理に関すること。
- (9) 交通問題調査会に関すること。

第2条住宅都市局都市計画部交通施設管理課の項を次のように改める。

交通事業推進室

- (1) 名古屋ガイドウェイバス株式会社が経営する軌道事業に係る企画及び経営の管理に関すること。
- (2) 新たな路面公共交通システムの導入の調整に関すること。

第2条住宅都市局建築指導部建築審査課の項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同部建築安全推進課の項第5号中「建築審査課」を「局内他部課」に改め、同局住宅部住宅企画課の項第4号中「マンション管理」を「分譲マンションの管理」に改め、同局都市整備部まちづくり企画課の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、同部の項の次に次のように加える。

アジア競技大会選手村後利用開発推進室

- (1) アジア競技大会選手村後利用開発の推進に関すること。

第2条住宅都市局リニア関連都心開発部都心まちづくり課の項第3号中「リニア関連・名駅周辺開発推進課」を「部内他課室」に改め、同部リニア関連・名駅周辺開発推進課の項第1号から第3号までの規定中「関すること」の次に「（名駅ターミナル整備室の主管に属するものを除く。）」を加え、同部の項の次に次のように加える。

名駅ターミナル整備室

- (1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化に関すること。

第 2 条緑政土木局河川部河川計画課の項第 5 号中「並びに都市浸水想定区域の指定」を削り、同局緑地部緑地事業課の項第 6 号中「関すること」の次に「（緑地維持課の主管に属するものを除く。）」を加える。

第 5 条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、第 4 項を第 5 項とし、第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 健康福祉局に医療企画調整官を置く。

第 6 条に次の 1 項を加える。

16 医療企画調整官は、上司の命を受けて市民の健康に関する重要事項に係る企画及び調整を行い、その事項に関して所管の課長その他の職員を指揮監督する。

第 8 条第 1 項中「第 5 条第 4 項」を「第 5 条第 5 項」に改め、同項の表防災危機管理局の項中

「

危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関するこ と。 2 危機管理に係る施策の推進に関する こと。	5

を

」

「

危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関すること。 2 危機管理に係る施策の推進に関すること。	5
想定最大規模災害対策推進	1 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る企画及び総合調整に関すること。 2 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。	1

に改め、同表

」

健康福祉局新型コロナウイルスワクチンに係る調整の項を次のように改める。

新型コロナウイルスワクチンに係る調整	1 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。	2

第9条第1項中「第5条第4項」を「第5条第5項」に改め、同項の表防災危機管理局の項中

「

危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関すること。 2 危機管理に係る施策の推進に関すること。	31

を

」

「

危機管理に係る連絡調整	1 危機管理に係る連絡調整に関すること。	31
	2 危機管理に係る施策の推進に関すること。	
想定最大規模災害対策推進	1 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る連絡調整に関すること。	4

に改め、同表総

」

務局の項中

「

行政部	組 織 定 員	1 局長の指定する行財政改革の企画及び総合調整に関すること。	1
		2 局長の指定する事務事業及び公の施設の見直しの推進に関すること。	
		3 局長の指定する外郭団体の指導調整の総括に関すること。	
		4 局長の指定する行政評価の企画及び総括に関すること。	
		5 局長の指定する行政組織に関すること。	
		6 局長の指定する職員の定員管理に関すること。	

を

」

	治安に係る特命事項の処理	1 治安に係る特命事項の処理に関する こと。	2	
行政部	組 織 定 員	1 局長の指定する行財政改革の企画及び総合調整に関すること。 2 局長の指定する事務事業及び公の施設の見直しの推進に関すること。 3 局長の指定する外郭団体の指導調整の総括に関すること。 4 局長の指定する行政評価の企画及び総括に関すること。 5 局長の指定する行政組織に関する こと。 6 局長の指定する職員の定員管理に関する こと。	1	に改め、

同局行政部デジタルトランスフォーメーションの推進の項を次のように改める。

デジタルトランスフォーメーションの推進	1 局長の指定するデジタルトランスフォーメーションの推進に関する こと。	1
	2 局長の指定する情報化施策の総合的な企画及び推進に関する こと。	

第9条第1項の表総務局企画部企画・水に係る施策の調整の項を次のように改める。

企画・水に係る施策の調整	1 東海各県との連絡調整に関する こと。	1
	2 S D G s の推進に係る調整に関する こと。	
	3 水に係る施策の調整に関する こと。	
	4 局長の指定する事項に係る企画及び 連絡調整に関する こと。	

第 9 条第 1 項の表総務局の項中

「

	アジアパラ 競技大会に 係る企画調 整	1 アジアパラ競技大会に係る企画及び 調整に関すること。	1

を

」

「

	アジアパラ 競技大会に 係る企画調 整	1 アジアパラ競技大会に係る企画及び 調整に関すること。	1
市立大 学部	市立大学病 院	1 市立大学病院に係る企画及び調整に 関すること。	1

に改め、

」

同表財政局税務部税務システム再構築・事務改善の項を次のように改める。

税務事務の デジタル化 の推進・事 務改善	1 税務事務のデジタル化の推進に係る 特命事項の処理に関すること。	1
	2 税務事務の改善に係る企画及び調整 に関すること。	

第 9 条第 1 項の表スポーツ市民局地域振興部区役所の庁舎営繕等の項を次のように改める。

区役所の庁 舎営繕等	1 局長の指定する区役所及び区役所支 所の庁舎営繕等に係る企画及び調整に 関すること。	2

第 9 条第 1 項の表観光文化交流局観光交流部の項中

「

国際展示場 利用促進	1 見本市・展示会等の誘致及び開催支 援に関すること。	1

を

」

「

国際展示場 利用促進	1 見本市・展示会等の誘致及び開催支援に関すること。	1
G 7 誘致等 に係る企画 調整	1 G 7 の誘致等に係る企画及び調整に関すること。	1

に改め、同表健

」

康福祉局高齢福祉部厚生院のあり方検討に係る調整の項を次のように改める。

厚生院に係 る連絡調整	1 厚生院に係る連絡調整に関すること (生活福祉部の主管に属するものを除く。)	1

第 9 条第 1 項の表健康福祉局障害福祉部の項中

「

精神障害者 福祉	1 精神障害者の福祉に関すること。	1

を

」

「

精神障害者 福祉	1 精神障害者の福祉に関すること。	1
総合リハビリ テーション センターの あり方検討	1 総合リハビリテーションセンターの あり方の検討に関すること。	1

に改め、同局生

」

活福祉部の項を次のように改める。

生活福祉部	厚生院に係る総合調整	1 厚生院に係る総合調整に関すること。	1
	援護事業・保護施設	1 住居のない者の援護に関すること。 2 保護施設の運営に係る企画及び調整に関すること。 3 無料低額宿泊所に係る届出及び指導監督に関すること。 4 日常生活支援住居施設の認定に関すること。	1
	困窮者支援に係る連絡調整	1 生活困窮者に対する自立の支援に係る連絡調整に関すること（高齢福祉部の主管に属するものを除く。）。	1
	保険年金システム再構築等	1 保険年金システムの再構築に関すること。 2 国民健康保険及び国民年金システムに係る調整に関すること。	1
	収 納 対 策	1 国民健康保険の保険料の収納に関すること。	1
	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画調整	1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画及び調整に関すること。	1

第9条第1項の表健康福祉局健康部陽子線がん治療施設事業・中央看護専門学校に係る総合調整の項を次のように改める。

中央看護専門学校に係る総合調整	1 中央看護専門学校に係る総合調整に関すること。	2

第9条第1項の表健康福祉局健康部の項中

「

医 務 指 導	1 局長の指定する保健事業に係る医学的指導に関する事	1
	2 局長の指定する保健事業の総括に関する事	

を

」

「

医 務 指 導	1 局長の指定する保健事業に係る医学的指導に関する事	1
	2 局長の指定する保健事業の総括に関する事	
健康危機管理対応力強化に係る調整	1 局長の指定する健康危機管理対応力強化に係る調整に関する事	1

に改め、同局新

」

型コロナウイルス感染症対策部の項を次のように改める。

新型コ ロナウ イルス	新型コロナ ウイルス感 染症対策	1 局長の指定する新型コロナウイルス 感染症対策に関すること。	6
感染症 対策部	新型コロナ ウイルス感 染症対策に 係る保健セ ンターの支 援	1 局長の指定する新型コロナウイルス 感染症対策に係る保健センターの支援 に関すること。	2
	新型コロナ ウイルス感 染症の軽症 者等宿泊療 養施設	1 局長の指定する新型コロナウイルス 感染症の軽症者等宿泊療養施設に関する こと。 2 その他局長の指定する新型コロナウ イルス感染症対策に関すること。	1
	新型コロナ ウイルスワ クチンに係 る調整	1 局長の指定する新型コロナウイルス ワクチンに係る調整に関すること。	7

第9条第1項の表子ども青少年局子ども未来企画部子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理の項を削り、同表住宅都市局企画調整の項を次のように改める。

企 画 調 整	1 局長の特命による事務事業の企画、 調査及び総合調整に関すること。 2 局事務事業に係る広報の総括に関する こと。	2

第9条第1項の表住宅都市局都市計画部の項中

「

自動車専用 道路	1 自動車専用道路に関する事。	1
	2 名古屋環状 2 号線に係る連絡調整に 関する事。	
	3 名古屋高速道路に関する事。	
	4 名古屋高速道路公社に関する事。	

を

」

「

自動車専用 道路	1 自動車専用道路に関する事。	1
	2 名古屋高速道路に関する事。	
	3 名古屋高速道路公社に関する事。	
駐車場のあ り方検討	1 駐車場の企画、設置及び管理運営に 関する事。	1
	2 路外駐車場の監督に関する事。	
	3 建築物の駐車施設の附置の特例に関 する事。	

に改め、同局営

」

繕部の項中

「

アセットマ ネジメント の推進	1 アセットマネジメントの推進に関す る事。	1

を

」

「

アセットマネジメントの推進	1 アセットマネジメントの推進に関すること。	1
民間活力による施設整備の推進	1 民間の活力を活用した市設建築物等の整備の推進に関すること。	1

に改め、同局都

」

市整備部まちづくりに係る特命事項の処理の項及び同部金城ふ頭来訪促進の項を削り、同部の項中

「

中志段味に係る特命事項の処理	1 中志段味特定土地区画整理事業に係る特命事項の処理に関すること。	1

を

」

「

中志段味に係る特命事項の処理	1 中志段味特定土地区画整理事業に係る特命事項の処理に関すること。	1
アジア競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進	1 アジア競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進に関すること。	1

に改め、同局リ

」

ニア関連都心開発部名駅ターミナル機能強化の項を削り、同表緑政土木局路政部の項中

「

安全・保全	1 交通安全施設等整備事業実施計画の立案に関する事	1
	2 交通安全施設の新設及び改良の工事に	
	3 道路及び道路の附属物の維持修繕に係る計画に	
	4 道路の保全に	

」

を

「

安全・保全	1 交通安全施設等整備事業実施計画の立案に関する事	1
	2 交通安全施設の新設及び改良の工事に	
	3 道路及び道路の附属物の維持修繕に係る計画に	
	4 道路の保全に	
県体育館の移転に伴う横断施設整備	1 県体育館の移転に伴う横断施設の新設及び改良の工事に	1

」

に改める。

第10条中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市情報あんしん条例施行細則（平成16年名古屋市規則第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第5項及び第6条第2項中「総務局行政部情報化推進課長」を「総務局行政部デジタル改革推進課長」に改める。

- 3 名古屋市公衆衛生修学資金貸与条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表中「環境企画部低炭素都市推進課」を「環境企画部脱炭素社会推進課」に改める。

区長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第39号

区長委任規則の一部を改正する規則

区長委任規則（昭和25年名古屋市規則第52号）の一部を次のように改正する。
第 2 項第14号を次のように改める。

- (14) 墓地、埋葬等に関する法律による埋火葬の許可及び引取者のない死体の埋葬又は火葬に関すること。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第40号

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則の一部を
改正する規則

名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則（昭和48年名古屋市規則第 102 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「保護者」を「保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。））」に改める。

第 3 条第 1 項第 1 号中「44,000円」を「46,200円」に改め、同項第 2 号中「27,000円」を「27,800円」に改める。

第 1 号様式別紙中「保護者」を「保護者等」に改める。

「対象者 住 所 「対 象 者 住 所
氏 名 氏 名

第 2 号様式中 を に、「市民税に関

保護者 住 所 保護者等 住 所
氏 名 氏 名」

する課税資料」を「市民税等に関する資料」に改め、同様式別紙注 1 を削り、
同様式注 2 を同様式注とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市私立高等学校授業料補助に関する条例施行細則（以下「改正後規則」という。）第 3 条第 1 項の規定は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、同表の中欄に掲げる学年に在籍する者について適用し、同表の右欄に掲げる学年に在籍する者については、なお従前の例による。

令和 4 年度	第 1 学年及び第 2 学年	第 3 学年及び第 4 学年
令和 5 年度	第 3 学年以下の学年	第 4 学年
令和 6 年度以降	全学年	

- 3 前項の規定にかかわらず、令和 4 年度に限り、私立高等学校の第 4 学年に在籍する者に対する改正後規則第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「46,200 円」とあるのは「42,000 円」と、「27,800 円」とあるのは「25,000 円」とする。

名古屋市児童福祉法等施行細則及び名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第41号

名古屋市児童福祉法等施行細則及び名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部を改正する規則

(名古屋市児童福祉法等施行細則の一部改正)

第 1条 名古屋市児童福祉法等施行細則（昭和41年名古屋市規則第84号）の一部を次のように改正する。

別表第 3備考を同表備考第 1項とし、同表備考に次の 1項を加える。

- 2 障害児が、満 3歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある者である場合は、この表の規定にかかわらず、当該障害児に係る徴収金の額は、 0円とする。

第 6号様式の 2（裏）中

「

申請する減免の種類	☐ 1 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します（当てはまるものに○をつけてください。いずれにも当てはまらない場合は空欄としてください。）。 (1) 生活保護受給世帯 (2) 市民税非課税世帯に属する者 (3) 市民税課税世帯（所得割の額が28万円未満）に属する者
	☐ 2 多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します（当てはまるものに○をつけてください。）。 (1) 第2子に該当する者 (2) 第3子以降に該当する者
	☐ 3 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置・特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ ☐ 定率負担減免措置 ☐ 特例補足給付）を申請します。

」

を

申請する減免の種類	☐ 1 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します（当てはまるものに○をつけてください。いずれにも当てはまらない場合は空欄としてください。）。 (1) 生活保護受給世帯 (2) 市民税非課税世帯に属する者 (3) 市民税課税世帯（所得割の額が28万円未満）に属する者
	☐ 2 多子軽減措置に関する認定 下記の区分の適用を申請します（当てはまるものに○をつけてください。）。 (1) 第 2子に該当する者 (2) 第 3子以降に該当する者
	☐ 3 生活保護への移行予防措置（定率負担減免措置・特例補足給付）に関する認定 生活保護への移行予防措置（ ☐ 定率負担減免措置 ☐ 特例補足給付）を申請します。
	☐ 4 満 3歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある者である場合

に改め、同様式（裏）注 3の項中「いずれも」を「満 3歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある者である場合を除き、」に改める。

（名古屋市地域療育センター条例施行細則の一部改正）

第 2条 名古屋市地域療育センター条例施行細則（平成 5年名古屋市規則第63号）の一部を次のように改正する。

第 6条第 1項の表 1の項中「別表において同じ。」及び「。以下「中国残留邦人等支援法」という。」を削り、同表 3の項中「及び別表」を削る。

第 7条第 1項を削り、同条第 2項中「第 5条第 2項」を「第 5条」に改め、同項中第 2号を第 3号とし、第 1号を第 2号とし、同号の前に次の 1号を加える。

- (1) 満 3歳に達する日以後の最初の 3月31日までの間にある者が児童発達支援又は医療型児童発達支援を受けるとき。

第 7条中第 2項を第 1項とし、第 3項を第 2項とし、同条第 4項中「及び第 2項」を削り、「次の各号」を「次」に改め、同項を同条第 3項とする。

別表を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和 4年10月 1日から施行する。
- 2 第 1条の規定による改正後の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「新規則」という。）の規定及び第 2条の規定による改正後の名古屋市地域療育センター条例施行細則第 7条の規定は、令和 4年10月分の徴収金、負担金又は使用料から適用し、同年 9月分以前の徴収金、負担金又は使用料については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に第 1条の規定による改正前の名古屋市児童福祉法等施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第42号

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを後納させることができる。

第 7 条第 1 項中「、プール」を削る。

第10条第 1 項中「次の各号」を「次」に改め、同項第 1 号中「その年度の属する年の 4 月中」を「当該年度中」に改め、同項第 4 号中「、日光川公園駐車場」を削り、同号ただし書を削り、同条第 2 項ただし書中「、プール」を削る。

第13条第 1 項及び第 2 項ただし書中「、庭園及びプール」を「及び庭園」に改める。

第16条第 2 項ただし書中「日光川公園駐車場及び」を削る。

第18条第 2 項第 3 号中「（プールを除く。）」を削り、同項第 4 号中「普通

自動車に限る。）」を「大型自動車を除く。）又は原動機付自転車」に改め、
同条第 3 項第 1 号の表中

「

庭園	180円	160円	800円	
プール	900円	800円		10,000円

」

を

「

庭園	180円	160円	800円	

」

に改める。

別表第 1 中

「

庭園	1 月 2 日から12月28日まで。 ただし、毎週月曜日（その 日が祝日法による休日に当 たるときは、その直後の祝 日法による休日でない日） を除く。		午前 9 時30分から 午後 5 時まで
プール	7 月第 1 土曜日から 7 月19 日まで及び 9 月 1 日から 9 月第 1 日曜日まで		午前10時から午後 5 時30分まで
	7 月20日から 8 月31日まで		午前 9 時30分から 午後 6 時まで

」

を

「

庭園	1月2日から12月28日まで。 ただし、毎週月曜日（その 日が祝日法による休日に当 たるときは、その直後の祝 日法による休日でない日） を除く。		午前9時30分から 午後5時まで

」

に、

「

緑橋南駐車場 植田山駐車場（ 東山公園）	催物その他の行事（以下「 行事」という。）の開催期 間のうち市長が指定する期 間		午前8時45分から 午後5時まで
駐車場（日光川 公園）	7月第1土曜日から7月19 日まで及び9月1日から9 月第1日曜日まで		午前9時30分から 午後6時まで
	7月20日から8月31日まで		午前9時から午後 6時30分まで

」

を

「

緑橋南駐車場 植田山駐車場（ 東山公園）	催物その他の行事（以下「 行事」という。）の開催期 間のうち市長が指定する期 間		午前8時45分から 午後5時まで

」

に改める。

別表第2 1駐車場の使用料の表中

「

東 山 公 園	駐 車 場	1 台 1 回 大型自動車 2,000円 普通自動車 800円 自動二輪車及び 原動機付自転車 400円
日 光 川 公 園		1 台 1 回 大型自動車 2,000円 普通自動車 500円 自動二輪車及び 原動機付自転車 300円

」

を

「

東 山 公 園	駐 車 場	1 台 1 回 大型自動車 2,000円 普通自動車 800円 自動二輪車及び 原動機付自転車 400円

」

に改める。

別表第 3 中

「

日光川公園	駐 車 場	1 回利用で きる駐車券 11枚つづり	1 冊 5,000 円
名城公園		30 分利用で きる駐車券 11 枚つづり 又は11 枚組	1 冊 1,800 円
白川公園			
鶴舞公園			
若宮大通公園			

」

を

「

名城公園	駐 車 場	30 分利用で	1 冊 1,800 円
白川公園		きる駐車券	
鶴舞公園		11 枚つづり	
若宮大通公園		又は11 枚組	

」

に改める。

第10号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

使用者区分及び人数	
引率者職氏名	

」

を

「

使用区分又は人数等	

」

に改める。

第14号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

所 在 地	電話番号			
代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
	住 所	電話番号		

」

を

「

所 在 地	電話番号 () —			
代表法人等	フリガナ 法人等名称			
	フリガナ 代表者氏名		職名	

」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市都市公園条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市都市公園条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第43号

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市有料自転車駐車場条例施行細則（平成27年名古屋市規則第 101 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 5 条第 3 項後段」を「第 5 条第 5 項後段」に改める。

別表中

「

大曽根駅自転車駐車場	大曽根駅東	名古屋市東区矢田南五丁目 207 番	午前 5 時から翌日の午前 1 時まで
	大曽根北	名古屋市東区矢田一丁目 201 番	午前 0 時から午後 12 時まで
	大曽根 J R 南口	名古屋市東区東大曽根町 4713 番	午前 0 時から午後 12 時まで

	大曽根駅西	名古屋市北区大曽根 三丁目43番	午前5時から翌日 の午前1時まで

」

を

「

大曽根駅自転車 駐車場	大曽根駅東	名古屋市東区矢田南 五丁目207番	午前5時から翌日 の午前1時まで
	大曽根北	名古屋市東区矢田一 丁目201番	午前0時から午後 12時まで
	大曽根J R 南口	名古屋市東区東大曽 根町4713番	午前0時から午後 12時まで
	大曽根駅西	名古屋市北区大曽根 三丁目43番	午前5時から翌日 の午前1時まで
栄駅自転車駐 車場	栄	名古屋市東区東桜一 丁目19番	午前0時から午後 12時まで

」

に、

「

ナゴヤドーム 前矢田駅自転車 駐車場	ナゴヤドー ム前矢田駅	名古屋市東区大幸一 丁目2番	午前5時から翌日 の午前0時45分ま で

」

を

「

高岳駅自転車 駐車場	高岳	名古屋市東区泉二丁 目30番1	午前0時から午後 12時まで
ナゴヤドーム 前矢田駅自転車 駐車場	ナゴヤドー ム前矢田駅	名古屋市東区大幸一 丁目2番	午前5時から翌日 の午前0時45分ま で

久屋大通駅自転車駐車場	久屋大通	名古屋市東区東桜一丁目2番	午前0時から午後12時まで

」

に、

「

本陣駅自転車駐車場	本陣西	名古屋市中村区上ノ宮町1丁目4番	午前0時から午後12時まで
	本陣バスターミナル	名古屋市中村区鳥居通2丁目33番2	午前0時から午後12時まで
	本陣東	名古屋市中村区鳥居通2丁目2番	午前0時から午後12時まで

」

を

「

本陣駅自転車駐車場	本陣西	名古屋市中村区上ノ宮町1丁目4番	午前0時から午後12時まで
	本陣バスターミナル	名古屋市中村区鳥居通2丁目33番2	午前0時から午後12時まで
	本陣東	名古屋市中村区鳥居通2丁目2番	午前0時から午後12時まで
大須観音駅自転車駐車場	大須観音	名古屋市中区大須一丁目10番2	午前0時から午後12時まで

」

に、

「

東別院駅自転車駐車場	東別院	名古屋市中区大井町4番	午前0時から午後12時まで

」

を

「

東別院駅自転車 駐車場	東別院	名古屋市中区大井町 4 番	午前 0 時から午後 12時まで
伏見駅自転車 駐車場	伏見	名古屋市中区栄一丁 目17番	午前 0 時から午後 12時まで
矢場町駅自転車 駐車場	矢場町	名古屋市中区大須四 丁目 1 番 1	午前 0 時から午後 12時まで

」

に、

「

名古屋競馬場 前駅自転車駐 車場	名古屋競馬 場前北	名古屋市港区正保町 5 丁目 3 番 1	午前 0 時から午後 12時まで
	名古屋競馬 場前南	名古屋市港区川西通 5 丁目34番	午前 0 時から午後 12時まで

」

を

「

港北駅自転車 駐車場	港北駅北	名古屋市港区正保町 5 丁目 3 番 1	午前 0 時から午後 12時まで
	港北駅南	名古屋市港区川西通 5 丁目34番	午前 0 時から午後 12時まで

」

に改める。

別記様式中

「

所 在 地	電話番号			
代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
	住 所	電話番号		

」

を

「

所 在 地	電話番号 () ー			
代表法人等	フリガナ 法人等名称			
	フリガナ 代表者氏名		職名	

」

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定、別表の改正規定（名古屋競馬場前駅自転車駐車場に係る部分に限る。）及び別記様式の改正規定は、公布の日から施行する。

名古屋市土木事務所設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第44号

名古屋市土木事務所設置規則の一部を改正する規則

名古屋市土木事務所設置規則（昭和33年名古屋市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表中

「

同	中村土木事務所	同 地	中村区香取町 1 丁目 87 番	中村区	を

」

「

同	中村土木事務所	同 地の 1	中村区松原町 1 丁目 23 番	中村区	に

」

改める。

附 則

この規則は、別に規則で定める日から施行する。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第45号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則（昭和39年名古屋市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第52条第 1 項第 2 号中「地方税」を「歳入」に改める。

第74条第 1 項第25号及び第26号を次のように改める。

(25) 及び (26) 削除

第91条第 1 項中「支出命令等取消通知書（第68号様式）」の次に「又は更正命令取消書」を加え、同条第 2 項中「支出命令等取消通知書」の次に「、更正命令取消書」を加える。

第 165 条第 2 項中「送付された」を「提供された」に、「書類」を「電磁的記録」に改め、同条第 3 項中「書類を受領した」を「電磁的記録を提供された」に改め、同条第 4 項中「書類」を「電磁的記録」に改める。

別表第 1 出納員の項中「、消防学校消防研究室」を削る。

別表第 1 の 3 中「支出命令等取消通知書」の次に「、更正命令取消書」を加

える。

別表第2 出納員の項中「消防局の課、室」を「消防局の課」に改める。

第68号様式中

「	支出命令書		「	支出命令書
	支出振替命令書			支出振替命令書
年 月 日命令の振替命令書		を	年 月 日命令の振替命令書	
	更正命令書			還付命令書
	還付命令書	」		」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第52条の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市会計規則の規定（第52条の規定を除く。）は、令和4年度に係る会計手続から適用し、令和3年度に係る会計手続については、なお従前の例による。

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例施行細則をここに
公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第46号

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例施行細 則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条
例（令和 4 年名古屋市条例第 5 号。以下「条例」という。）の施行に関し必
要な事項を定めるものとする。

(条例第 9 条第 1 項の規則で定める面積)

第 2 条 条例第 9 条第 1 項の規則で定める面積は、1,000 平方メートル又は増
加する前の店舗面積の合計の 1 割に相当する面積のうちいずれか少ない面積
とする。

(新設等の届出)

第 3 条 条例第 9 条第 1 項の規定による届出は、次に掲げる日のいずれか早い
日までに、新設等届出書（第 1 号様式）によって行わなければならない。

(1) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項、第 6 条第

2 項又は附則第 5 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）

の規定による届出をしようとする日の 3 月前の日

(2) 建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認を受けなければならないときは、当該確認の申請をしようとする日の 3 月前の日

(3) 都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第29条第 1 項又は第 2 項の許可を受けなければならないときは、当該許可の申請の日

(4) 農地法（昭和27年法律第 229 号）第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の許可を受けなければならないときは、当該許可の申請の日

2 前項の届出書には、付近見取図、配置図その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 条例第 9 条第 1 項第 6 号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 大規模小売店舗の敷地の属する用途地域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域をいう。以下同じ。）（当該大規模小売店舗の敷地の所在地が用途地域が定められていない土地の区域内にある場合は、その旨）

(2) 大規模小売店舗の敷地面積及び延べ面積

(3) 大規模小売店舗の構造

(4) 自動車駐車場の駐車台数

(5) 大規模小売店舗において事業を営む者の営業時間

(6) 大規模小売店舗において小売業に属する事業を営む者のうち主要なものの氏名又は名称及び住所又は所在地

(7) 大規模小売店舗において営む小売業に属する事業以外の事業の種類及び当該事業の用に供される床面積の合計（当該事業の用に供される部分がある場合に限る。）

(8) 工事の着手及び完了の予定時期（工事を要しない場合を除く。）

(9) 第 1 項各号に掲げる法律の規定による届出又は確認若しくは許可の申請の予定時期

（新設等取止めの届出）

第 4 条 条例第 9 条第 3 項の規定による届出は、新設等取止届出書（第 2 号様

式)によって行わなければならない。

(説明会の開催)

第5条 条例第10条第1項の規定による説明会は、次のとおり開催するものとする。

(1) 説明会は、できる限り説明会に参加する者の参集の便を考慮して開催の日時及び場所を定めるものとする。

(2) 説明会を開催する者は、説明会の開催を予定する日の7日前までに、説明会を開催する旨並びにその説明会の開催を予定する日時及び場所等を記載した文書を配布すること等により、説明会の開催を地域の住民に周知させるものとする。

(説明会の開催状況の報告)

第6条 条例第10条第2項の規定による報告は、説明会を開催した日の翌日から起算して14日以内に、~~説明会~~^{懇談会}開催状況報告書(第3号様式)によって行わなければならない。

(地域貢献計画の作成等)

第7条 条例第11条第1項に規定する地域貢献計画は、大規模小売店舗の新設等をしようとする日から当該日の属する年度から起算して5年目の年度の末日までの期間を計画期間として作成するものとする。

2 条例第11条第1項及び第15条第1項の規定による地域貢献計画の作成並びに条例第11条第3項(条例第15条第3項において準用する場合を含む。)の規定による地域貢献計画の内容の変更は、地域貢献(変更)計画書(第4号様式)によって行わなければならない。

3 条例第15条第1項の規定による地域貢献計画の提出は、従前の地域貢献計画の計画期間の末日までに行わなければならない。

(協議状況の報告)

第8条 条例第11条第2項の規定による報告は、同条第1項の規定による地域貢献計画の提出と同時に、協議状況報告書(第5号様式)によって行わなければならない。

(懇談会の開催)

第9条 第5条の規定は、条例第12条第1項の規定による懇談会の開催について

て準用する。

（懇談会の開催状況の報告）

第10条 第6条の規定は、条例第12条第2項の規定による報告について準用する。

（地域貢献活動の実施状況の報告）

第11条 条例第13条第1項の規定による報告は、毎年度5月31日までに、前年度分について、地域貢献活動実施状況報告書（第6号様式）によって行わなければならない。

（地域貢献活動の実施状況の報告に係る意見の聴取）

第12条 条例第14条の規定による意見の聴取は、原則として5年に1回、別に定める方法により行うものとする。

（撤退等の届出）

第13条 条例第16条第1項の規定による届出は、撤退等届出書（第7号様式）によって行わなければならない。

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

[illegible]

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 2 号様式（第 4 条関係）

新設等取止届出書 年 月 日 （宛先）名古屋市長 届出者 住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名） 名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第 9 条第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。	
大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
新設等届出年月日	年 月 日
取止めの理由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 3 号様式（第 6 条、第10条関係）

説明会 懇談会 開催状況報告書	
年 月 日	
（宛先）名古屋市長	
報告者 住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）	
名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例 第10条第 2 項 第12条第 2 項 の 規定により、次のとおり報告します。	
大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
開 催 の 日 時	
開 催 の 場 所	
参 加 者 数	
説 明 者 の 氏 名	
開催を地域の住民に周知 させるためにとった措置	
開 催 状 況 の あ ら ま し	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 4 号様式（第 7 条関係）

（表）

地域貢献（変更）計画書	
年 月 日	
（宛先）名古屋市長	
提出者 住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）	
名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例	第11条第1項 第11条第3項（条 例第15条第3項に おいて準用する場 合を含む。） 第15条第1項
の規定により、次のとおり提出します。	
大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
地域貢献活動の実施に 関する基本的な方針	
計 画 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
連 絡 先	担 当 部 署
	電 話 番 号

(裏)

地域 貢 献 計 画	分野	項目	細目	活動内容	実施時期

注 「分野」、「項目」及び「細目」の欄には、別に定める地域貢献活動例に掲げる分野、項目及び細目を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5号様式（第8条関係）

協議状況報告書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

報告者 住 所
氏 名
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第11条第2項の規定により、次のとおり報告します。

大規模小売店舗の名称	
大規模小売店舗の所在地	
協議した団体の名称	
協議状況のあらまし	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 6 号様式（第11条関係）

（表）

地域貢献活動実施状況報告書（ 年度分） 年 月 日 （宛先）名古屋市長 報告者 住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名） 名古屋市商業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第13条第1項の規定により、次のとおり報告します。		
大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
地域貢献活動の実施に関する基本的な方針		
計 画 の 期 間		年 月 日から 年 月 日まで
連 絡 先	担 当 部 署	
	電 話 番 号	

(裏)

地域 貢 献 活 動 の 実 施 状 況	分野	項目	細目	活動内容	実施時期

注 「分野」、「項目」及び「細目」の欄には、別に定める地域貢献活動例に掲げる分野、項目及び細目を記載してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第7号様式 (第13条関係)

撤退等届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

届出者 住 所
 氏 名

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

名古屋市事業者等による地域貢献活動の推進に関する条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大規模小売店舗の名称		
大規模小売店舗の所在地		
撤退等予定年月日	年 月 日	
撤退等の理由		
撤退等に当たって講ずる措置		
休止の予定期間		
連絡先	担当部署	
	電話番号	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第47号

名古屋市国民健康保険条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第14条の 2の見出しを「（低所得者の減額賦課）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（未就学児について行う減額賦課）

第14条の 3 条例第19条の 3第 1項の市長の定める額とは、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 当該年度分の条例第13条の均等割額に10分の 5を乗じて得た額（1円未満の端数は、切り上げる。）に当該世帯に属する未就学児の数を乗じて得た額から、同条第 3項の規定を適用しないものとして算定した同条第 1項又は第 2項の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが一の世帯に属する場合には、これらの基礎賦課額の合算額。以下この条において同じ。）と同条第 3項の規定を適用して算定した同条第 1項又は第 2項の基

礎賦課額との差額を控除した額（当該額が 0を下回る場合には、 0とする。）

- (2) 当該年度分の条例第15条の 2の 2の均等割額に10分の 5を乗じて得た額（ 1円未満の端数は、切り上げる。）に当該世帯に属する未就学児の数を乗じて得た額から、同条第 3項の規定を適用しないものとして算定した同条第 1項又は第 2項の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等とが一の世帯に属する場合には、これらの後期高齢者支援金等賦課額の合算額。以下この条において同じ。）と同条第 3項の規定を適用して算定した同条第 1項又は第 2項の後期高齢者支援金等賦課額との差額を控除した額（当該額が 0を下回る場合には、 0とする。）

- 2 条例第19条の 3第 2項の市長の定める額とは、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 当該年度分の条例第13条の均等割額から次に掲げる額を控除した額に10分の 5を乗じて得た額（ 1円未満の端数は、切り上げる。）に当該世帯に属する未就学児の数を乗じて得た額から、同条第 3項の規定を適用しないものとして算定した同条第 1項又は第 2項の基礎賦課額と同条第 3項の規定を適用して算定した同条第 1項又は第 2項の基礎賦課額との差額を控除した額（当該額が 0を下回る場合には、 0とする。）

ア 前条第 1項第 1号の要件に該当する場合においては、当該年度分の条例第13条の均等割額に10分の 7を乗じて得た額

イ 前条第 1項第 2号の要件に該当する場合においては、当該年度分の条例第13条の均等割額に10分の 5を乗じて得た額

ウ 条例第19条の 2第 2項の要件に該当する場合においては、当該年度分の条例第13条の均等割額に10分の 2を乗じて得た額

- (2) 当該年度分の条例第15条の 2の 2の均等割額から次に掲げる額を控除した額に10分の 5を乗じて得た額（ 1円未満の端数は、切り上げる。）に当該世帯に属する未就学児の数を乗じて得た額から、同条第 3項の規定を適用しないものとして算定した同条第 1項又は第 2項の後期高齢者支援金等賦課額と同条第 3項の規定を適用して算定した同条第 1項又は第 2項の後期高齢者支援金等賦課額との差額を控除した額（当該額が 0を下回る場合

には、0とする。)

ア 前条第1項第1号の要件に該当する場合においては、当該年度分の条例第15条の2の2の均等割額に10分の7を乗じて得た額

イ 前条第1項第2号の要件に該当する場合においては、当該年度分の条例第15条の2の2の均等割額に10分の5を乗じて得た額

ウ 条例第19条の2第2項の要件に該当する場合においては、当該年度分の条例第15条の2の2の均等割額に10分の2を乗じて得た額

3 条例第19条の規定は、前2項の場合において、保険料の賦課期日後に納付義務の発生若しくは消滅又は当該世帯に属する未就学児の数に異動があったときにおける市長の定める額の算定について準用する。この場合において、同条第3項中「被保険者数が増加し、若しくは減少し、又は被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった（以下本項において「被保険者数の異動等があった」という。）場合」とあるのは「未就学児の数が増加し、又は減少した（以下この項において「未就学児の数に異動があった」という。）場合」と、「当該被保険者数の異動等があった」とあるのは「当該未就学児の数に異動があった」と、「法第6条第1号から第8号まで」とあるのは「法第6条第1号から第7号まで」と、「当該被保険者数」とあるのは「当該未就学児の数」と読み替えるものとする。

第19条第1項の表1の項右欄中「世帯の」を「当該世帯に属する被保険者（条例第19条の3第1項に規定する未就学児を除く。）に係る」に改め、同表5の項左欄中「被保険者」の次に「（条例第19条の3第1項に規定する未就学児を除く。）」を加える。

附則第3条、第5条及び第11条中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第13条を次のように改める。

第13条 削除

附則第14条中「第703条の5」を「第703条の5第1項」に改める。

附則第20条中「令和4年3月」を「令和5年3月」に改める。

別記様式第4号の3（裏）注意事項第5項中「又は転出」を「、又は転出」

に改め、同様式（裏）注意事項第 8 項を同様式（裏）注意事項第 9 項とし、同様式（裏）注意事項第 7 項中「ので、速やかに、お住まいの区の区役所又は支所に提出して、検認又は更新を受けてください」を削り、同項の次に次の 1 項を加える。

8 検認又は更新のため、本市がこの証の提出を求めたときは、速やかに、お住まいの区の区役所又は支所に提出してください。

別記様式第 4 号の 7（裏）注意事項第 5 項を同様式（裏）注意事項第 7 項とし、同様式（裏）注意事項第 4 項を同様式（裏）注意事項第 6 項とし、同様式（裏）注意事項第 3 項中「又は転出」を「、又は転出」に改め、同項の次に次の 2 項を加える。

4 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けたときは、保険給付費の返還を求めることがあります。

5 検認又は更新のため、本市がこの証の提出を求めたときは、速やかに、お住まいの区の区役所又は支所に提出してください。

別記様式第 8 号の 5（裏）注意事項第 5 項を同様式（裏）注意事項第 7 項とし、同様式（裏）注意事項第 4 項を同様式（裏）注意事項第 6 項とし、同様式（裏）注意事項第 3 項中「なくなったとき、」の次に「又は」を加え、「、又はこの証の有効期限に至ったとき」を削り、同項の次に次の 2 項を加える。

4 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けたときは、保険給付費の返還を求めることがあります。

5 有効期限を経過した証について、本市が返還を求めたときは、直ちに、この証をお住まいの区の区役所又は支所に返してください。

別記様式第 9 号の 2（裏）注意事項第 5 項を同様式（裏）注意事項第 7 項とし、同様式（裏）注意事項第 4 項を同様式（裏）注意事項第 6 項とし、同様式（裏）注意事項第 3 項中「、この証の有効期限に至ったとき」を削り、「保険者が」を「本市が」に、「直ちに」を「直ちに、」に改め、同項の次に次の 2 項を加える。

4 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経

過した証を使用して保険給付を受けたときは、保険給付費の返還を求めることがあります。

- 5 有効期限を経過した証について、本市が返還を求めたときは、直ちに、この証をお住まいの区の区役所又は支所に返してください。

別記様式第 9号の 3（裏）注意事項第 6項を同様式（裏）注意事項第 8項とし、同様式（裏）注意事項第 5項を同様式（裏）注意事項第 7項とし、同様式（裏）注意事項第 4項中「がなくなったとき、」の次に「又は」を加え、「、又はこの証の有効期限に至ったとき」を削り、同項の次に次の 2項を加える。

- 5 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けたときは、保険給付費の返還を求めることがあります。

- 6 有効期限を経過した証について、本市が返還を求めたときは、直ちに、この証をお住まいの区の区役所又は支所に返してください。

別記様式第 9号の 4（裏）注意事項第 6項を同様式（裏）注意事項第 8項とし、同様式（裏）注意事項第 5項を同様式（裏）注意事項第 7項とし、同様式（裏）注意事項第 4項中「、この証の有効期限に至ったとき」を削り、「保険者が」を「本市が」に改め、同項の次に次の 2項を加える。

- 5 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けたときは、保険給付費の返還を求めることがあります。

- 6 有効期限を経過した証について、本市が返還を求めたときは、直ちに、この証をお住まいの区の区役所又は支所に返してください。

別記様式第 9号の 6の 2（裏）注意事項第 5項を同様式（裏）注意事項第 7項とし、同様式（裏）注意事項第 4項を同様式（裏）注意事項第 6項とし、同様式（裏）注意事項第 3項中「がなくなったとき、」の次に「又は」を加え、「、又はこの証の有効期限に至ったとき」を削り、「直ちに」を「直ちに、」に改め、同項の次に次の 2項を加える。

- 4 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けたときは、保険給付費の返還を求めることがあります。

5 有効期限を経過した証について、本市が返還を求めたときは、直ちに、この証をお住まいの区の区役所又は支所に返してください。

別記様式第 9号の 7（裏）注意事項第 6項を同様式（裏）注意事項第 8項とし、同様式（裏）注意事項第 5項を同様式（裏）注意事項第 7項とし、同様式（裏）注意事項第 4項中「がなくなったとき、」の次に「又は」を加え、「又はこの証の有効期限に至ったとき」を削り、同項の次に次の 2項を加える。

5 有効期限を経過した証を使用することはできません。また、有効期限を経過した証を使用して保険給付を受けたときは、保険給付費の返還を求めることがあります。

6 有効期限を経過した証について、本市が返還を求めたときは、直ちに、この証をお住まいの区の区役所又は支所に返してください。

別記様式第21号注意第 3項第 1号を次のように改める。

(1) 検認又は更新のため、本市がこの証明書の提出を求めたとき。

別記様式第21号注意中第 5項を第 6項とし、第 4項を第 5項とし、第 3項の次に次の 1項を加える。

4 有効期限を経過した証明書を使用することはできません。また、有効期限を経過した証明書を使用して保険給付を受けたときは、保険給付費の返還を求めることがあります。

別記様式第24号の 2及び別記様式第24号の 3中

「

割 合	減 免 額

を「

割 合	子ども減額額	減 免 額

に、

「

料 率	所得割額	均等割額	減 額 額	割 合	減 免 額

を

「

所得割額	均等割額	減額額	割合	子ども減額額	減免額

に、「

」

・通知書の交付理由」を「・通知書の交付理由
額の計算方法」に改める。

・保険料

別記様式第34号の 2（機械計算用）中

「

減額額	割合

を

「

減額額	割合
子ども減額額	

に改める。

」

」

別記様式第41号を次のように改める。

国民健康保険料納付状況証明書

記 号		納付義務者	住 所		
番 号			氏 名		
年 度	科 目	保 険 料 額	納 付 済 額	未 納 (滞 納) 額	備 考
上記のとおり相違ないことを証明します。					
年 月 日					
名古屋市 区長 印					
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4とする。					

附 則

- 1 この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。ただし、附則第20条の改正規定は公布の日から、附則第13条の改正規定及び附則第 3項の規定は令和 5年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「新規則」という。）第14条の 3、第19条第 1項の表 1の項右欄及び同表 5の項左欄の規定は、令和 4年度分の保険料から適用し、令和 3年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 新規則附則第13条の規定は、令和 5年度分の保険料から適用し、令和 4年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市国民健康保険条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて交付されている被保険者資格証明書等であって、現に効力を有するものは、新規則の規定にかかわらず、そのものの有効期限内に限り、なおその効力を有する。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されている通知書等は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 4年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第48号

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細
則の一部を改正する規則

名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則（平成20
年名古屋市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第16号様式を次のように改める。

後期高齢者医療保険料納付状況証明書

被 保 険 者 番 号		納付義務者		住 所					
				氏 名					
年 度	科 目	保 険 料	額	納 付 済 額	未 納 (滞 納) 額	備 考			
上記のとおり相違ないことを証明します。									
年 月 日									
名古屋市 区長 印									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の規定に基づいて交付されている証明書は、この規則による改正後の名古屋市後期高齢者医療に係る保険料の徴収に関する条例施行細則の規定に基づいて交付されたものとみなす。

名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例施行細則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第49号

名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（令和 4 年名古屋市条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総会 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第 3 条及び第65条の集会をいう。
- (2) 大規模修繕 マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事をいう。

(管理者等による届出)

第 3 条 条例第11条の規定による届出は、マンション管理状況届出書（第 1 号

様式)によって行わなければならない。ただし、同条第2項の規定による届出を行う場合には、既に市長に提出されている届出書の内容に変更がない事項の記載は、省略することができる。

2 条例第11条第1項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) マンションの概要
 - (2) 建物の修繕に関する計画等
 - (3) 管理事務の委託状況
 - (4) その他市長が必要と認める事項
- (条例第12条第1項の規則で定める期間)

第4条 条例第12条第1項の規則で定める期間は、5年とする。

(身分証明書)

第5条 条例第12条第4項(条例第14条第2項において準用する場合を含む。)

に規定する証明書の様式は、身分証明書(第2号様式)とする。

(マンション分譲事業者による届出)

第6条 条例第13条の規定による届出は、市長が定める日までにマンション分譲計画届出書(第3号様式)によって行わなければならない。ただし、同条第2項の規定による届出を行う場合には、既に市長に提出されている届出書の内容に変更がない事項の記載は、省略することができる。

2 条例第13条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) マンションの概要
- (2) 管理組合の運営方法の案
- (3) 建物の修繕に関する計画等の案
- (4) 管理事務の委託予定
- (5) その他市長が必要と認める事項

(勧告)

第7条 条例第15条の規定による勧告は、勧告書(第4号様式)により行うものとする。

(公表)

第8条 条例第16条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項を市役所及び区役所の掲示場に掲示するほか、インターネットの利用その他の適切な方法

により行うものとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 勧告の概要

（意見陳述の機会の付与）

第9条 条例第16条第2項の規定による意見の陳述は、名古屋市行政手続条例（平成7年名古屋市条例第17号）第3章第3節の規定の例により行うものとする。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

2 条例附則第2項の規定による届出は、マンション管理状況届出書（第1号様式）によって行わなければならない。

マンション管理状況届出書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

☐ 管理者 ☐ 管理組合法人の理事 ☐ その他

住 所

氏 名

連 絡 先

(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例第11条 第1項 第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

マンションの概要	名称・棟名称	
	所在地	
	用途	☐ 住宅 ☐ 住宅及び非住宅
	戸数	戸
	階数	地上 階 / 地下 階
	延べ面積	m ²
	建設された年月	年 月
	駐車場設備の内容	台
管理組合の運営状況	管理形態	
	管理規約	☐ 有 ☐ 無
	総会の開催頻度	☐ 年 1 回以上開催している ☐ 年 1 回開催していない
建物の修繕に関する計画等	長期修繕計画	☐ 計画期間 年 作成又は直近の変更の年月 年 月 ☐ 長期修繕計画を作成していない
	修繕積立金の額	月額 円 / m ² 計画期間全体での平均額 月額 円 / m ²
	修繕積立金の積立方法	
	管理費と修繕積立金の区分経理	☐ 有 ☐ 無
	大規模修繕の実施状況	☐ 直近の実施 年 ☐ 大規模修繕を実施していない
管理事務の委託状況		☐ 委託している (連絡先) ☐ 委託していない

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 2 号様式

(表)

第 号	
身 分 証 明 書	
写真	所 属 職 名 氏 名 年 月 日生
上記の者は、名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（令和 4 年名古屋市条例第 号）第12条第 3 項及び第14条第 1 項の規定による立入検査をすることができる職員であることを証明する。 年 月 日 名古屋市長 印	

(裏)

名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例（抜すい）
（管理者等に対する調査） 第12条 （略） 2 （略） 3 第 1 項の規定によるもののほか、市長は、マンションの管理の状況等を把握するため必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該マンションの管理者等に対し、必要な報告を求め、若しくは資料を提出させ、又は当該職員に、当該マンションその他その管理組合の運営に係りのある場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査させることができる。 4 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。 5 （略） （マンション分譲事業者に対する調査） 第14条 市長は、第 9 条第 1 項に規定する管理規約等の案等の内容を確認するため必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、特定マンションを分譲しようとするマンション分譲事業者に対し、必要な報告を求め、若しくは資料を提出させ、又は当該職員に、当該マンション分譲事業者の事務所その他当該特定マンションの分譲に係りのある場所に立ち入り、必要な帳簿書類、施設その他の物件を調査させることができる。 2 第12条第 4 項及び第 5 項の規定は、前項の規定による立入調査に準用する。

備考 1 用紙の大きさは、縦6.0センチメートル、横8.5センチメートルとする。

2 写真の大きさは、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルとする。

マンション分譲計画届出書		
年 月 日		
(宛先) 名古屋市長		
住 所		
氏 名		
連絡先		
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)		
名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例第13条 第1項 第2項 の規定により、次のとおり届け出ます。		
マンションの概要	名称・棟名称	
	所在地	
	用途	☐ 住宅 ☐ 住宅及び非住宅
	戸数	戸
	階数	地上 階 / 地下 階
	延べ面積	m ²
	工事完了予定年月日	年 月 日
	分譲予定時期	年 月
建物の修繕に関する計画等の案 管理組合の運営方法及び	管理形態	
	管理規約	☐ 有 ☐ 無
	長期修繕計画	☐ 計画期間 年 ☐ 長期修繕計画の案を作成していない
	修繕積立金の額	月額 円 / m ² 計画期間全体での平均額 月額 円 / m ²
	修繕積立金の積立方法	
	管理費と修繕積立金の区分経理	☐ 有 ☐ 無
管理事務の委託予定		☐ 有 (連絡先) ☐ 無

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 4 号様式

第 号 年 月 日	
勧 告 書	
住 所 氏 名 （法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名）	
名古屋市長	
印	
名古屋市マンションの管理の適正化の推進に関する条例第15条	
第 1 項 第 2 項 の規 第 3 項	
定により、次のとおり勧告します。	
勧告の内容	
勧告の理由	

注 正当な理由がなく、条例第15条第 1 項又は第 2 項の規定による勧告に従わないときは、条例第16条第 1 項の規定により、その旨を公表することがあります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第50号

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（令和元年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「特別休暇（女性職員の出産の場合に限る。）の承認若しくは介護休暇の承認」を「介護休暇の承認若しくは無給休暇の承認」に改める。

附則第 2 項中「163」を「156.93」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第51号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和32年名古屋市規則第64号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「特別休暇（女性職員の出産の場合に限る。）の承認若しくは介護休暇の承認」を「介護休暇の承認若しくは無給休暇の承認」に改める。

第25条第5項中「163時間」を「156.93時間」に改め、同項ただし書中「126時間」を「121.5時間」に、「95時間」を「91.12時間」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

管理職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第52号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の事務部局内部部局の項中「3 種参事を除く。）」の次に「及び医療企画調整官」を加え、同表市長の事務部局その他中央卸売市場南部市場の項中

「		を	「	
課長	7 種		課長	7 種
			主幹	8 種
」			」	

に改め、同表市長の事務部局その他厚生院の項中「附属病院の副看護部長」を「主幹及び附属病院の副看護部長」に改め、同表消防局内部部局の項中「、室長」を削り、同表教育委員会事務局内部部局の項中「教育次長」の次に「及び監」を加え、「担当部長」を「参事」に改め、同表教育委員会事務局その他博

物館の項中

「

課長	7 種

」

を

課長	7 種
主幹	8 種

「

」

に改め、同表教育委員会事務局その他科学館の項中「社会教育主事」を「指導主事乙及び社会教育主事」に改め、同表教育委員会事務局その他教育センターの項中「2 種」を「4 種」に改める。

別表第 6 に次のように加える。

14種	31,000 円

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

初任給調整手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第53号

初任給調整手当規則の一部を改正する規則

初任給調整手当規則（昭和37年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項から第 5 項までの規定中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 5 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第54号

特殊勤務手当規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当規則（平成15年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第11条第5項中「をそれぞれ加算した額」を削り、同条第6項中「加算する」を「加算した額（環境事業所に勤務する職員のうち総務局長が定める者にあつては、200円）とする」に改め、同条第7項中「加算する」を「加算した額とする」に改め、同条第8項各号列記以外の部分中「加算した額」の次に「（環境事業所に勤務する職員のうち総務局長が定める者にあつては、第2号に掲げる業務に応じて同号に掲げる額）」を加え、同項第2号中「勤務」を「、勤務」に改める。

第17条第1項中「住宅都市局都市計画部都市景観室」を「住宅都市局都市計画部ウォークブル・景観推進室」に改める。

第30条第1項第1号中「同隊航空係長」を「同隊運航係長」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第55号

管理職員特別勤務手当規則の一部を改正する規則

管理職員特別勤務手当規則（平成 4 年名古屋市規則第61号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 条例第19条の 2 第 1 項に規定する勤務に従事した後、引き続いて同条第 2 項に規定する勤務に従事した職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による手当を支給しない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第56号

期末手当及び勤勉手当規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当規則（昭和39年名古屋市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 号中「任期」の次に「（第 7 条第 1 項に掲げる職員として在職した期間を含む。）」を加える。

第 4 条第 3 号イ中「昭和28年名古屋市条例第23号」の次に「。以下「企業職員給与条例」という。」を加える。

第 7 条第 1 項中「、条例」を「、条例の適用を受ける職員」に、「第 8 条第 1 項の規定の適用を受ける職員」を「第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる者のうち 1 週間当たりの正規の勤務時間が15時間30分以上の者（任命権者が定める者を除く。）」に改め、同条第 2 項第 1 号中「第 3 条第 3 号」の次に「又は第 4 号」を加え、同項第 3 号中「1 箇月」を「1 月」に改める。

第 8 条中「6 箇月」を「6 月」に、「第 4 条第 3 号イ又は第 4 号ア」を「企業職員給与条例の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。）若しくは第

4 条第 4 号ア」に改め、「場合」の次に「又は企業職員給与条例の適用を受ける会計年度任用職員が条例の適用を受ける職員となった場合」を加え、「前条第 2 項各号に掲げる」を「前条第 1 項に掲げる期間から同条第 2 項に掲げる期間を除算した」に、「を除く」を「に限る」に改める。

第11条第 2 項第 1 号中「第 3 条第 2 号から第 4 号まで」を「第 3 条第 3 号、第 4 号」に改め、同項第 6 号を削り、同項第 7 号中「第 9 号」を「第 8 号」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項中第 8 号を第 7 号とし、第 9 号を第 8 号とする。

第12条中「前条第 2 項各号」を「前条第 1 項」に、「第11条第 2 項各号」を「第11条第 1 項」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第57号

職員退職手当条例施行規則の一部を改正する規則

職員退職手当条例施行規則（昭和31年名古屋市規則第34号）の一部を次のように改正する。

別表第1号区分の項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表に掲げる4号給又は5号給の給料月額を受けていたもの

別表第2号区分の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 任期付職員条例第5条第1項の給料表の適用を受けていた者で同表に掲げる3号給の給料月額を受けていたもの

別表第3号区分の項中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の

次に次の 1 号を加える。

- (8) 任期付職員条例第 5 条第 1 項の給料表の適用を受けていた者で同表に掲げる 1 号給又は 2 号給の給料月額を受けていたもの
別表備考を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第58号

失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

失業者の退職手当支給規則（昭和31年名古屋市規則第35号）の一部を次のように改正する。

第13条中「規定する退職手当」の次に「の支給」を加える。

第14条中「を受けた」を「の支給を受けた」に、「すでに」を「既に」に改める。

様式第1号中「3箇月」を「3月」に改め、「」を削る。

様式第5号中「」を削り、同様式備考中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

様式第14号中「3箇月」を「3月」に改め、「」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の失業者の退職手当支給規則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて交付されている通知書等は、この規則による改正後の失業者の退職手当支給規則（以下「改正後規則」という。）の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第59号

初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規則第68号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第9号中「教育委員会事務局子ども応援委員会制度担当部子ども応援室」を「教育委員会事務局新しい学校づくり推進部子ども応援室」に改める。

第29条中「163」を「156.93」に改める。

別表第8休職期間等換算表5の項中「（別に定めるものを除く。）」を削り、同表13の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

（初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改

正)

- 2 初任給、昇格及び昇給等に関する規則等の一部を改正する規則（昭和34年名古屋市規則第59号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の表を次のように改める。

年 齢	金 額	年 齢	金 額
16 歳	140,600 円	29 歳	184,200 円
17	142,400	30	189,800
18	145,100	31	196,100
19	146,900	32	200,500
20	150,700	33	200,500
21	154,000	34	200,500
22	156,200	35	200,500
23	159,500	36	200,500
24	163,500	37	202,500
25	167,600	38	203,600
26	173,500	39	206,600
27	178,300	40歳以上	210,000
28	181,300		

（初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 3 初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則（平成31年名古屋市規則第37号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出し中「平成34年度」を「令和4年度」に改め、同項中「平成34年度」を「令和4年度」に改め、「ついては」の次に「、条例第8条の2に規定する管理職手当の支給を受ける職員のうち別に定めるものを除き」を加え、「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第60号

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改
正する規則

技能労務職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和32年名古屋市規
則第69号）の一部を次のように改正する。

第23条中「163」を「156.93」に改める。

別表第2 初任給表初任給の欄中「160,500円」を「162,200円」に、「
145,900円」を「148,900円」に、「150,300円」を「152,900円」に、「
141,900円」を「145,100円」に、「138,100円」を「141,500円」に改め
る。

別表第3 昇格時号給対応表2級の欄中

「	「						
<table><tr><td>2</td></tr><tr><td>2</td></tr><tr><td>2</td></tr></table>	2	2	2	<table><tr><td>3</td></tr><tr><td>4</td></tr><tr><td>5</td></tr></table>	3	4	5
2							
2							
2							
3							
4							
5							

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31

を

6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35

に改める。

32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60

」

36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
58
59
59
60
60
61

」

別表第 3 の 2 降格時号給対応表 1 級の欄中

「	「
17	13
17	13
18	14
19	15
20	16
21	17
22	18
23	19
24	20
25	21
26	22
27	23
28	24
29	25
30	26
31	27
32	28
33	29
34	30
35	31
36	32
37	33
38	34
39	35
40	36
41	37
42	38
43	39

44	を	40	に改める。
45		41	
46		42	
47		43	
48		44	
49		45	
50		46	
51		47	
52		48	
53		49	
54		50	
55		51	
56		52	
57		53	
58		54	
59		55	
60		56	
61		57	
62		58	
63		59	
64		60	
65		61	
66		62	
67		63	
68		64	
69		65	
70		66	
71		67	
72		68	
73		70	

74
75

」

72
74

」

別表第5 休職期間等換算表4の項中「（別に定めるものを除く。）」を削り、同表11の項を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第61号

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則（昭和40年名古屋市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第4号中「の長」の次に「、営業センターの副センター長」を加える。

第5号中「の長」の次に「、電気事務所の副所長」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和４年３月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第62号

職員の育児休業等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成４年名古屋市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第２条第５号ア（ウ）」を「第２条第５号ア（イ）」に改める。

第３条の４中「第６条第２号」を「第６条」に改める。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

退隠料等給与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第63号

退隠料等給与規則の一部を改正する規則

退隠料等給与規則（昭和23年名古屋市規則第 109 号）の一部を次のように改正する。

第23条第 2 項各号列記以外の部分中「添附し」を「添付し」に改め、同項第 1 号中「添附」を「添付」に改め、同項第 2 号中「請求者の戸籍謄本（死亡した）」を削り、「もの）」を「戸籍謄本」に、「添附した」を「添付した」に、「除く）」を「除く。）若しくは戸籍抄本又は不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第 247 条第 5 項の規定により交付を受けた同条第 1 項に規定する法定相続情報一覧図の写し」に改め、同条第 3 項中「外」を「ほか」に、「添附し」を「添付し」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第 4 項中「の外」を「のほか」に、「添附し」を「添付し」に改め、同項ただし書中「但し、第 2 項第 2 号の戸籍謄本」を「ただし、同項第 2 号に掲げる書類」に改める。

第35号様式（裏）中「譲渡したり国民金融公庫以外に」を「譲渡し、又は」

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第35号様式（裏）の改正規定及び次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年名古屋市条例第6号）附則第4項の規定によりなお従前の例により担保に供することができることとされた同項に規定する扶助料を受ける権利については、この規則による改正後の退隠料等給与規則（以下「改正後規則」という。）第35号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、この規則による改正前の退隠料等給与規則（以下「改正前規則」という。）第35号様式（裏）中「国民金融公庫」とあるのは、「株式会社日本政策金融公庫」とする。
- 3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて交付されている証書は、改正後規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

旧共済条例に基づく年金等支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第64号

旧共済条例に基づく年金等支給規則の一部を改正する規則

旧共済条例に基づく年金等支給規則（昭和38年名古屋市規則第71号）の一部を次のように改正する。

第32号様式（裏）及び第33号様式（裏）中「譲渡したり国民金融公庫以外に」を「譲渡し、又は」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 名古屋市非常勤の職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例（令和 4 年名古屋市条例第 6 号）附則第 6 項の規定によりなお従前の例により担保に供することができることとされた同項に規定する年金である給付を受ける権利については、この規則による改正後の旧共済条例に基づく年金等支給規則（以下「改正後規則」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。この場合において、この規則による改正前の旧

共済条例に基づく年金等支給規則（以下「改正前規則」という。）第32号様式（裏）及び第33号様式（裏）中「国民金融公庫」とあるのは、「株式会社日本政策金融公庫」とする。

- 3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて交付されている証書は、改正後規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

公務災害等見舞金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第65号

公務災害等見舞金支給規則の一部を改正する規則

公務災害等見舞金支給規則（平成15年名古屋市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 1 条第 1 項第 3 号から第 6 号」を「第 1 条第 3 号から第 5 号」に改める。

別記様式中「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の公務災害等見舞金支給規則（以下「改正後規則」という。）第 1 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の公務災害等見舞金支給規則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書は、改正後規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現に改正前規則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第66号

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則の一部を改
正する規則

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行細則（昭和43年名古屋市規則第46号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 8 項中「不整脈」の次に「、重篤な心不全」を加え、「大動脈りゅう破裂（解離性大動脈りゅうを含む。）」を「大動脈解離」に、「脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞」を「脳梗塞」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第67号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則（昭和36年名古屋市規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表 2 乙類緑政土木局の項中「主幹（技術評価等）」を「主幹」に改め、「主査（東山の森）」の次に「及び主査（施設管理・調整）」を加え、「主幹（施設整備）」及び「主幹（公園適正利用）」を「主幹」に、「主査（公園適正利用）」を「主査」に、「主幹（農業振興）」及び「主幹（教育普及等）」を「主幹」に改める。

別表 3 丙類経済局の項中「係長」を「主幹、係長」に改め、同類子ども青少年局の項中

ひばり荘、あけぼの学園及び地域療育センター診療相談係に勤務する業務士	○作業服（上）（２着）	３年	を
	○作業服（下・夏）	２年	
	○作業服（下・冬）	３年	
	シャツ（盛夏）（２着）	３年	

ひばり荘、あけぼの学園及び地域療育センター診療相談係に勤務する業務士（洗濯業務を行う者を除く。）	○作業服（上）（２着）	３年	に改め、同
	○作業服（下・夏）	２年	
	○作業服（下・冬）	３年	
	シャツ（盛夏）（２着）	３年	
ひばり荘及びあけぼの学園に勤務し、洗濯業務を行う業務士	ズボン	２年	
	靴	１年	

類教育委員会事務局の項中「指導服（下・冬）」を「指導服（下）」に改める。

附 則

- この規則は、令和４年４月１日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の被服貸与規則（以下「改正前規則」という。）の規定に基づいて貸与している被服の取扱いについては、次項の規定の適用を受けるものを除き、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に改正前規則別表３丙類教育委員会事務局の項の規定に基づいて貸与している指導服（下・冬）は、この規則による改正後の被服貸与規則（以下「改正後規則」という。）別表３丙類教育委員会事務局の項の規定に基づき貸与する指導服（下）に相当するものとみなす。この場合において、当該被服は、その現に貸与した期日にかかわらず、その日直後の改正後規則に規定する貸与期日に貸与したものとみなす。

名古屋市農業センター条例施行細則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第68号

名古屋市農業センター条例施行細則

名古屋市農業センター条例施行細則（昭和40年名古屋市規則第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、名古屋市農業センター条例（令和 4 年名古屋市条例第 8 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（供用時間）

第 2 条 名古屋市農業センター（以下「センター」という。）の供用時間は、午前 9 時から午後 4 時 30 分まで（駐車場にあっては、午前 8 時 45 分から午後 4 時 30 分まで）とする。

（休所日）

第 3 条 センターの休所日は、次のとおりとする。

（1）月曜日

（2）1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日まで

- 2 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）が月曜日に当たるときは、その直後の祝日法による休日でない日を休所日とする。

（供用時間等の変更）

第 4 条 市長は、特に必要があると認めたときは、前 2 条の規定にかかわらず、臨時に、供用時間を変更し、又は休所日に開所し、若しくは休所日以外の日

に休所することができる。

（使用許可申請の手続）

第 5 条 条例第 3 条第 1 項の規定によりセンターの施設の使用の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した使用許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 使用の目的
- (2) 施設の名称
- (3) 使用する面積
- (4) 使用の期間
- (5) 申請者の住所及び氏名
- (6) その他必要な事項

- 2 前項の規定による許可の申請は、使用しようとする日の30日前までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、同項の申請については、指定管理者が市長と協議して別に定める方法によることができる。

（行為許可申請の手続）

第 6 条 条例第 4 条第 1 項ただし書の規定によりセンター内における同項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した行為許可申請書を指定管理者に提出しなければならない。

- (1) 行為の目的
- (2) 行為の内容
- (3) 使用する面積
- (4) 使用の期間

(5) 申請者の住所及び氏名（法人の場合は、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

(6) その他必要な事項

2 前項の規定による許可の申請は、行為をしようとする日の10日前までに行わなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の申請については、指定管理者が市長と協議して別に定める方法によることができる。

（使用等の許可）

第7条 条例第3条第1項又は第4条第1項ただし書の規定による使用又は行為（以下「使用等」という。）の許可は、許可書を申請者に交付することによって行う。ただし、第5条第3項又は前条第3項に規定する方法によることとした場合については、この限りでない。

（駐車場の利用手続）

第8条 駐車場を利用しようとする者は、その入口においてあらかじめ利用料金を納付しなければならない。

（利用料金の減免）

第9条 条例第6条の規定により利用料金を減免することができる場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる手帳又は受給者証（以下「手帳等」という。）の交付を受けている者が乗車している自動車（大型自動車を除く。）又は原動機付自転車を駐車場に駐車させる場合であって、駐車場の入口において当該手帳等を係員に提示した場合

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第4条に規定する戦傷病者手帳

ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条に規定する被爆者健康手帳

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳

オ 市長の発行する愛護手帳（これに類するものを含む。）

カ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（障害者総合支援法第4条第1項の政令で定める特殊の疾病による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「特殊疾病者」という。）に係るものに限る。）

ク 障害者総合支援法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証（特殊疾病者に係るものに限る。）

ケ 区長の発行する移動支援・地域活動支援受給者証（これに類するものを含む。）（特殊疾病者に係るものに限る。）

(2) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由がある場合

(3) その他市長が特別の事由があると認めた場合

2 利用料金の減免額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号の場合 利用料金の全額

(2) 前項第2号の場合 その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額

(3) 前項第3号の場合 その都度市長が定める額

3 第1項第2号又は第3号の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、あらかじめ利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

（利用料金の還付）

第10条 条例第7条ただし書の規定により既納の利用料金の全部又は一部を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。

(1) 使用等の許可を受けた者の責めに帰することができない事由により使用等ができない場合

(2) 指定管理者が市長の承認を得て定める事由がある場合

(3) その他市長が特別の事由があると認めた場合

2 利用料金の還付額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 前項第1号の場合 利用料金の全額
- (2) 前項第2号の場合 その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額
- (3) 前項第3号の場合 その都度市長が定める額

3 利用料金の還付を受けようとする者は、許可書及び利用料金の領収書の写しを添えて、指定管理者に申請しなければならない。

(特別の設備の設置等の承認)

第11条 条例第9条の規定による承認の申請は、使用等の許可の申請の際に併せて行うものとする。

(立入り)

第12条 市長は、センターの管理のため必要があるときは、使用等の許可をした場所に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2 使用等の許可を受けた者は、正当な理由がない限り、前項の規定による立ち入りを拒み、又は妨げてはならない。

(指定管理者の公募)

第13条 条例第13条第1項本文に規定する選定について必要な事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者に行わせる管理の業務（以下「管理業務」という。）の範囲
- (3) 指定管理者の指定の予定期間
- (4) 選定に参加する者に必要な資格
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに人数の基準
- (7) 管理業務に従事する者の配置の基準
- (8) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (9) その他市長が必要と認める事項

2 条例第13条第1項本文の規定による公募は、告示、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第14条 条例第13条第2項の規定によるセンターの指定管理者の指定の申請は、

名古屋市農業センター指定管理者指定申請書（別記様式）によって行わなければならない。

2 条例第13条第2項に規定する事業計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務を行うに当たっての基本的な考え方とその方法
- (2) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (3) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (4) 管理業務により得られる収入の見込額
- (5) 管理業務に要する費用の見込額
- (6) その他市長が必要と認める事項

3 センターの指定管理者の指定の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
- (2) 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの
- (3) その他市長が必要と認める書類
（指定管理者の選定）

第15条 市長は、指定管理者の選定をしようとするときは、あらかじめ、名古屋市指定管理者選定委員会条例（平成28年名古屋市条例第16号）第1条に基づく名古屋市緑政土木局指定管理者選定委員会の意見を聴くものとする。ただし、条例第13条第1項ただし書の規定により指定管理者を選定する場合は、この限りでない。

（指定等の告示）

第16条 条例第13条第4項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定の期間

2 条例第13条第4項の規定による指定の取消しの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者の名称及び所在地
- (2) 指定管理者の指定を取り消した日
- (協定の締結)

第17条 市長は、指定管理者の指定をするに当たっては、当該指定管理者の指定をしようとする者と、センターの管理に関する協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 管理業務の具体的内容
- (2) センターの管理費用として本市が指定管理者に支払う金額又は管理業務に要する費用超過の収入として指定管理者が本市に納付する金額
- (3) 管理業務に従事させる者の職種、人数及び職務の内容
- (4) 管理業務を通じて取得した個人情報の保護のために講じる措置の内容
- (5) 管理業務に関し、指定管理者が費用及び危険を負担する範囲
- (6) センターの利用者の苦情解決の措置の概要
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) その他市長が必要と認める事項
- (事業報告書の提出)

第18条 指定管理者は、毎年度5月31日までに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第7項に規定する事業報告書を、市長に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況
- (2) センターの利用状況
- (3) センターの管理経費等の収支状況
- (4) 前3号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため市長が必要と認める事項
- (委任)

第19条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第13条から第18条まで及び別記様式の規定は公布の日から、第 5 条から第12条まで及び次項の規定は別に規則で定める日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 許可の申請その他センターの施設を使用し、又は条例第 4 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為をするために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができる。

別記様式（第14条第1項）

名古屋市農業センター指定管理者指定申請書 年 月 日 （宛先）名古屋市長 申請者 所在地 名称 代表者氏名 次のとおり指定管理者の指定を受けたいので申請します。				
申 請 者	フリガナ 名 称			
	所 在 地	電話番号（ ） —		
	代表法人等	フリガナ 法人等名称		
		フリガナ 代表者氏名		職名
	種 別	☐ 法人（種類 ） ☐ 法人以外の団体		
併せて提出する書類		1 事業計画書 2 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類） 3 指定管理者の指定を受けようとする者の従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況がわかるもの 4 その他（ ）		
備 考				

注 該当する□の中にレ印をつけてください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第69号

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則の一部を改正する規
則

名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項中「前項（第 1 号から第 3 号まで及び第 6 号を除く。）」を「
前項第 7 号又は第 8 号」に改め、「（第 1 号様式）」を削る。

第 8 条第 1 項中「第 2 号様式」を「別記様式」に改める。

第 1 号様式を削る。

第 2 号様式中「第 2 号様式」を「別記様式」に、「（あて先）」を「（宛
先）」に、

「

所 在 地	電話番号			
代 表 者	フリガナ 氏 名		職 名	
	住 所	電話番号		

」

を

「

所 在 地	電話番号 () —			
代表法人等	フリガナ 法人等名称			
	フリガナ 代表者氏名		職名	

」

に改め、同様式を別記様式とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第70号

公印規則の一部を改正する規則

公印規則（昭和37年名古屋市規則第 9号）の一部を次のように改正する。

別表市長印の項管守者の欄中「都市景観室長」を「ウォークブル・景観推進室長」に改め、同項用途の欄中「名古屋市民間木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱」を「名古屋市民間木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱、名古屋市民間戸建木造住宅除却工事補助金交付要綱」に改め、同表食肉衛生検査所印の項及び食品衛生検査所印の項を削る。

附 則

この規則は、令和 4年 4月 1日から施行する。

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第71号

名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を改正する規則

第 1 条 名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（昭和63年名古屋市規則第74号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「次の各号」を「次」に改め、同条第 1 号中「区画数」を「募集数」に改める。

第 3 条第 1 項中「第 4 条」を「第 4 条第 1 項」に、「者は」を「者（以下この項において「申請者」という。）は」に、「次の各号」を「次」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、第 2 号及び第 3 号に定める書類は、申請者が埋蔵する焼骨を所持していない場合にあっては、第 6 条第 1 項の規定による埋蔵の手続をするときに提出すれば足りる。

第 3 条第 1 項第 1 号中「許可を受けようとする者」を「申請者」に改め、同項第 3 号中「許可を受けようとする者」を「申請者」に改め、「書類」の次に「（申請者が墓地を自己の親族の墳墓の用に供しようとする場合に限

る。)」を加え、同条に次の１項を加える。

４ 第１項ただし書の規定は、前２項の場合に準用する。

第５条中「細則」を「規則」に改める。

第１０条第６項中「前５項」を「前各項」に改める。

第１７条を次のように改める。

（墓地の使用料及び管理料の減免）

第１７条 条例第１７条の規定による墓地の使用料又は管理料の減免は、申請に基づいて行うものとし、減免することができる場合及びその額は、次に掲げるとおりとする。

（１）使用者が生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）に基づく扶助を受けている世帯に属する者であるとき 管理料の全額

（２）使用者が地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９５条第１項又は第３項の規定により市民税を課されていないとき 管理料の全額

（３）使用者が中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）に基づく支援給付を受けている者であるとき 管理料の全額

（４）その他市長が特別の事由があると認めたとき その都度市長が定める額

第１８条第１項中「を提出し」を「に印鑑登録証明書を添えて提出し」に改める。

第８号様式を次のように改める。

第８号様式 削除

第１５号様式中

「

所在地	電話番号			
代表者	フリガナ氏名		職名	
	住所	電話番号		

」

を

「

所 在 地	電話番号			
代表法人等	フリガナ 法人等名称			
	フリガナ 代表者氏名		職名	

」

に改める。

第 2 条 名古屋市みどりが丘公園条例施行細則の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（一般墓地の使用許可の申請）」に改め、同条第 1 項中「墓地の」を「一般墓地の」に、「みどりが丘公園墓地使用許可申請書」を「みどりが丘公園一般墓地使用許可申請書」に改め、同項第 2 号中「書類」の次に「（以下「火葬許可証等」という。）」を加え、同項第 3 号中「書類」の次に「（以下「戸籍の謄本等」という。）」を加え、同条第 2 項中「使用許可」を「一般墓地の使用許可」に改め、同条第 3 項中「規定により」の次に「一般墓地の」を加え、「墓地」を「一般墓地」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、次条第 2 項の規定により焼骨が合葬式墓地に埋蔵される者（以下「埋蔵予定者」という。）に指定されている者は、一般墓地の使用許可の申請をすることができない。

第 3 条の次に次の 2 条を加える。

（合葬式墓地の使用許可の申請）

第 3 条の 2 条例第 4 条第 1 項の規定により合葬式墓地の使用許可を受けようとする者（以下この項において「申請者」という。）は、みどりが丘公園合葬式墓地使用許可申請書（第 1 号様式の 2）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、第 2 号に定める書類は、申請者が埋蔵する焼骨を所持していない場合にあっては、第 6 条第 1 項の規定による埋蔵の手続をするときに提出すれば足りる。

(1) 申請者の住民票等

(2) 火葬許可証等

(3) 申請者が埋蔵予定者の親族であることを証明する戸籍の謄本等（申請者本人が埋蔵予定者である場合を除く。）

(4) 印鑑登録証明書その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請に当たっては、埋蔵予定者を指定しなければならない。ただし、死亡者でない者を埋蔵予定者に指定する場合は、許可を受けようとする者を含む2人までに限る。

3 第1項の規定にかかわらず、条例第5条第2項の規定により合葬式墓地の使用許可を受けようとする者は、市長の定めるところにより、第1項第3号に定める書類に代えて、相当の事由を明らかにする書類を提出することができる。

4 第1項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。

5 前各項の規定にかかわらず、一般墓地の使用の許可を受けた者（以下「一般墓地使用者」という。）を埋蔵予定者に指定して合葬式墓地の使用許可の申請をすることはできない。

（合葬式墓地の埋蔵制限）

第3条の3 合葬式墓地には、前条第1項の申請の際に指定した埋蔵予定者の焼骨に限り埋蔵することができる。

2 一の個別埋蔵墓に埋蔵することができる焼骨は、2体分までとする。

第4条中「第2号様式とする」を「、次に定めるところによる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 一般墓地の使用 第2号様式

(2) 合葬式墓地の使用 第2号様式の2

第6条第1項中「墓地の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、」を削り、「ならない」の次に「ものとする」を加え、同条第2項中「使用者」を「一般墓地使用者」に、「埋蔵届出書」を「親族外埋蔵届出書」に、「を提出しなければ」を「に相当の事由を明らかにする書類を添えて市長に提出しなければ」に改める。

第7条各号列記以外の部分中「使用者」を「、墓地の使用の許可を受けた者（以下「墓地使用者」という。）」に、「祭し」を「祭祀^し」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第1号中「使用者」を「墓地使用者」に改め、同

条第2号及び第4号中「使用者」を「墓地使用者」に、「祭し」を「祭祀」に改める。

第8条第2項中「あわせて」を「併せて」に、「使用者」を「墓地使用者」に改める。

第9条第1項中「使用者」を「墓地使用者」に改める。

第10条の見出しを「（一般墓地の墓標等の施設制限）」に改め、同条第4項中「使用墓地」を「使用一般墓地（使用許可を受けた一般墓地をいう。以下同じ。）」に改め、同条第5項中「使用者」を「一般墓地使用者」に改める。

第11条の見出しを「（一般墓地の墓標等の設置）」に改め、同条第1項中「使用者」を「一般墓地使用者」に、「使用墓地」を「使用一般墓地」に、「次の各号」を「次」に改め、同条第2項中「使用者」を「一般墓地使用者」に改める。

第12条の見出しを「（一般墓地の工事の施行及び終了）」に改め、同条第1項中「使用者」を「一般墓地使用者」に、「前条」を「前条第2項」に、「使用墓地」を「使用一般墓地」に改め、同条第2項中「使用者」を「一般墓地使用者」に、「使用墓地」を「使用一般墓地」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「使用者」を「一般墓地使用者」に改める。

第13条の見出しを「（一般墓地使用者の管理義務）」に改め、同条中「使用者」を「一般墓地使用者」に、「使用墓地」を「使用一般墓地」に改める。

第14条中「第15条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「別表第4」を「次」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 一般墓地 別表第4

(2) 合葬式墓地 別表第4の2

第15条の見出しを「（一般墓地の管理料）」に改め、同条第1項中「墓地の」を削り、同条第3項中「使用許可」を「一般墓地の使用許可」に改める。

第17条中「使用者」を「一般墓地使用者」に改める。

第18条第2項中「使用墓地」を「使用一般墓地」に、「使用者」を「一般墓地使用者」に改める。

第20条第1項中「みどりが丘公園墓地使用料・管理料還付請求書（第10号

様式)」を「みどりが丘公園墓地使用料還付請求書（第10号様式）又はみどりが丘公園管理料還付請求書（第10号様式の2）」に改める。

別表第4中「墓地の」を「一般墓地の」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第4の2 合葬式墓地の使用料

区 分	数 量	使 用 料 の 額	
		市 内 料 金	市 外 料 金
個 別 埋 蔵 墓	1 体 分	200,000 円	240,000 円
共 同 埋 蔵 墓	1 体 分	120,000 円	144,000 円
備考 市内料金とは本市に住所を有する者が合葬式墓地の使用許可を受ける場合の料金又は本市以外に住所を有する一般墓地使用者が墳墓を改葬するため使用一般墓地を返還し合葬式墓地の使用許可を受ける場合の料金をいい、市外料金とは市内料金を適用する場合以外の料金をいう。			

別表第5中「別表第5 管理料」を「別表第5 一般墓地の管理料」に改める。

第1号様式中「みどりが丘公園墓地使用許可申請書」を「みどりが丘公園一般墓地使用許可申請書」に、「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

住民票の写し 火葬許可証（改葬許可証） 戸籍謄本（抄本） 印鑑登録証明書 その他（ ）

を

」

「

に改め、同様式

」

の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2

みどりが丘公園
合葬式墓地使用許可申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住 所

氏 名 ⑩

下記のとおり墓地の使用許可を申請します。

記

墓 地 の 種 類	
墓 地 の 使 用 料	円
添 付 書 類	

埋蔵予定者

氏 名	申請者との続柄	生前・焼骨の別

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 2 号様式中「みどりが丘公園墓地使用許可証」を「みどりが丘公園一般
墓地使用許可証」に改め、「N O. 」を削り、同様式の次に次の 1 様式を加
える。

第 2 号様式の 2

許可番号 第 号

みどりが丘公園合葬式墓地使用許可証

使用 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	年 月 日
墓 籍 番 号		
墓 地 の 種 類		

名古屋市みどりが丘公園条例の規定により使用を許可します。

年 月 日

名 古 屋 市 長



備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(裏面)

埋 蔵 改 葬 事 項

番号	埋蔵予定者の氏名	使用者との 続 柄	年 月 日	埋蔵改葬 の 区 別	確認欄

第3号様式中「埋蔵届出書」を「親族外埋蔵届出書」に、「（あて先）」を「（宛先）」に改め、「NO.」を削り、

「

死亡者の氏名	使用者との続柄

」

を

「

死亡者の氏名	使用者との関係
添付書類	

」

に改める。

第4号様式中「（あて先）」を「（宛先）」に、

「

墓地番号	NO.
墓地の種類 及び面積	1 普通墓地 2 芝生墓地 平方メートル 3 修景墓地
墓標設置年月日	年 月 日
管理料額	年額 円
前使用者氏名	前使用者との続柄（ ）
承継事由	前使用者死亡 その他（ ）
添付書類	許可証 除籍謄（抄）本 戸籍謄本 住民票の写し 印鑑登録証明書 その他（ ）

」

を

「

墓地番号又は墓籍番号	
墓 地 の 種 類 及 び 面 積	1 普通墓地 2 芝生墓地 平方メートル 3 修景墓地 4 個別埋蔵墓 5 共同埋蔵墓
前 使 用 者 氏 名	前使用者との続柄
承 継 事 由	前使用者死亡 その他 ()
添 付 書 類	

」

に改める。

第5号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

「

墓 地 番 号	NO.
墓 地 の 種 類 及 び 面 積	1 普通墓地 2 芝生墓地 平方メートル 3 修景墓地
管 理 料 額	年額 円

」

を

墓地番号又は墓籍番号	
墓 地 の 種 類 及 び 面 積	1 普通墓地 2 芝生墓地 平方メートル 3 修景墓地 4 個別埋蔵墓 5 共同埋蔵墓

に改める。

第9号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

使 用 墓 地	第	ブロック	列	番
墓 地 番 号	NO.			
墓 地 の 種 類 及 び 面 積 ・ 使 用 料	1 普通墓地			
	2 芝生墓地	平方メートル		円
	3 修景墓地			
墓 標 設 置 年 月 日	年	月	日	
返 還 事 由				
現 状				

を

「

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
使 用 墓 地	第 ブロック 列 番
墓地番号又は墓籍番号	
墓 地 の 種 類 等	1 普通墓地 2 芝生墓地 平方メートル 3 修景墓地 現 状 () 4 個別埋蔵墓 5 共同埋蔵墓 返還の内容 ()
返 還 事 由	
添 付 書 類	

」

に改める。

第10号様式中「みどりが丘公園墓地使用料・管理料還付請求書」を「みどりが丘公園墓地使用料還付請求書」に、「（あて先）」を「（宛先）」に、「使用料・管理料の」を「墓地使用料の」に、

「

墓 地 番 号	NO.
墓 標 設 置 年 月 日	年 月 日
返 還 年 月 日	年 月 日
使 用 料 額	円
管 理 料 額	年額 円
添 付 書 類	

」

を

「

墓地番号又は墓籍番号	
返 還 年 月 日	年 月 日
既 納 の 使 用 料 額	円

」

に改め、同様式の次に次の 1 様式を加える。

第10号様式の2

みどりが丘公園管理料還付請求書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住 所

氏 名

下記のとおり、管理料の還付を請求します。

記

請求金額 円

許可年月日及び番号	年 月 日 第 号
使 用 墓 地	第 ブロック 列 番
墓 地 番 号	
既 納 の 管 理 料 額	円
還付を受けようとする 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

附 則

- 1 この規則は、別に規則で定める日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（以下「新規則」という。）の規定により新たに設置する墓地を使用させるために必要な手続その他の行為は、当該墓地に係る改正規定の施行前においても行うことができる。
- 3 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の名古屋市みどりが丘公園条例施行細則（以下「旧規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書等は、新規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて交付されているみどりが丘公園墓地使用許可証は、新規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 5 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている用紙は、新規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

名古屋市市税事務所出張所設置規則及び名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和 4 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第72号

名古屋市市税事務所出張所設置規則及び名古屋市市税条例施行細則の一部を改正する等の規則

(名古屋市市税事務所出張所設置規則の一部改正)

第 1 条 名古屋市市税事務所出張所設置規則（平成22年名古屋市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

名古屋市ささしま市税事務所東海通出張所	名古屋市港区九番町 5 丁目 3 番地 1

」

を

名古屋市本陣市税事務所東海通出張所	名古屋市中村区松原町 1 丁目 23 番地の 1

に改める。

(名古屋州市税事務所出張所設置規則の廃止)

第 2 条 名古屋州市税事務所出張所設置規則は、廃止する。

(名古屋州市税条例施行細則の一部改正)

第 3 条 名古屋州市税条例施行細則（昭和31年名古屋市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表固定資産税の項中「名古屋市ささしま市税事務所」を「名古屋市本陣市税事務所」に、「「ささしま市税事務所」」を「「本陣市税事務所」」に改め、同条第 2 項の表を次のように改める。

住所、居所又は所在地	所管市税事務所
千種区、東区、北区、中区、守山区及び名東区	栄市税事務所
西区、中村区、中川区及び港区並びに市外の区域	本陣市税事務所
昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区及び天白区	金山市税事務所

第 3 条第 4 項中「ささしま市税事務所特別滞納整理室」を「本陣市税事務所特別滞納整理室」に、「ささしま市税事務所長」を「本陣市税事務所長」に改める。

第 5 号様式中「又は出張所」を削る。

附 則

この規則は、別に規則で定める日から施行する。

名古屋市告示第 153号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）附則第 6条第 2項により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 4年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市千種区星が丘山手 107番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 154号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）附則第 6条第 2項により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 4年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市西区栄生二丁目2607番の全部、2608番の全部、2609番の全部、2610番の全部、2611番の全部、2612番の全部、2613番の全部、2614番の全部、2615番の全部、2616番の全部、2617番の全部、2619番の全部及び2620番の全部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

砒^ひ素及びその化合物（土壤溶出量基準）

3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

なし（土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定による指定及び土壤の追完調査による土壤溶出量基準に適合していることの確認がされたことから、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 155号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）附則第 6条第 2項により指定した形質変更時届出管理区域の一部を次のとおり解除します。

令和 4年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市中村区岩塚町字一軒立切20番 1の一部及び20番 2の一部、字枳脇 1番 1の一部、 1番 2の一部及び61番 2の一部、字神田 1番の一部及び 1番 2の一部、字九反所 1番の一部、字五反田 1番 1の一部、字高道 1番 1の一部及び 1番 2の一部、字茶ノ木島 1番 5の一部、字流レ 1番の一部並びに字竜子田 5番 1の一部、 5番 2の一部、11番 1の一部、11番 3の一部、14番 2の一部、15番 2の一部及び16番 2の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

一・一—ジクロロエチレン（土壌溶出量基準）
シス—一・二—ジクロロエチレン（土壌溶出量基準）
テトラクロロエチレン（土壌溶出量基準）
一・一・一—トリクロロエタン（土壌溶出量基準）
トリクロロエチレン（土壌溶出量基準）
ベンゼン（土壌溶出量基準）

鉛及びその化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）

ふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準）

- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
なし（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定による
指定がされたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 156号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）附則第 6条第 2項により指定した形質変更時届出管理区域の一部を次のとおり解除します。

令和 4年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市千種区花田町 1丁目35番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
六価クロム化合物（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 157号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）附則第 6条第 2項により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 4年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市熱田区六番三丁目1809番の全部、1813番の全部、1814番の全部及び1815番の全部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（原位置での浄化による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 158号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）附則第 6条第 2項により指定した形質変更時届出管理区域の一部を次のとおり解除します。

令和 4年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市港区大江町 2番15の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
テトラクロロエチレン（土壌溶出量基準）
鉛及びその化合物（土壌含有量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
なし（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定による
指定がされたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 159号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）附則第 6条第 2項により指定した形質変更時届出管理区域の一部を次のとおり解除します。

令和 4年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市港区昭和町 8番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
トリクロロエチレン（土壌溶出量基準）
砒^ひ素及びその化合物（土壌溶出量基準及び土壌含有量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
なし（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定による指定及び土壌の追完調査による土壌溶出量基準に適合していることの確認がされたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 160号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）附則第 6条第 2項により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 4年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市南区千竈通 6丁目 9番 3の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
ベンゼン（土壌溶出量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 161号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例の一部を改正する条例（平成24年名古屋市条例第62号）附則第 6条第 2項により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 4年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定を解除する区域

名古屋市南区東又兵ヱ町 1丁目57番 2の一部

2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類

シス—・二—ジクロロエチレン（土壌溶出量基準）

ジクロロメタン（土壌溶出量基準）

—・—・—トリクロロエタン（土壌溶出量基準）

トリクロロエチレン（土壌溶出量基準）

ベンゼン（土壌溶出量基準）

六価クロム化合物（土壌溶出量基準）

^ひ砒素及びその化合物（土壌溶出量基準）

3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置

なし（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定による
指定及び土壌の追完調査による土壌溶出量基準に適合していることの確認

がされたことにより、指定を解除するもの)

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 162号

名古屋農業振興地域整備計画の変更について

名古屋農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により公告します。

なお、同法第13条第 4項において準用する同法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果を、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 1項の規定により併せて公告します。

また、当該変更後の農業振興地域整備計画書は、同法第13条第 4項において準用する同法第12条第 2項の規定により縦覧します。

令和 4年 3月28日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 農業振興地域の整備に関する法律第13条第 4項において準用する同法第11条第 2項の規定により提出された意見書の要旨及び当該意見書の処理の結果
意見書の提出なし
- 2 変更後の農業振興地域整備計画書の縦覧場所
名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 163 号

指定管理者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を次のとおり指定しました。

令和 4 年 3 月 28 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定に係る施設の名称及び指定の相手方

施設の名称	指定の相手方
名古屋市国際展示場	大阪市中心区淡路町三丁目 6 番13号 ポートメッセなごやM I C E コンソーシアム 代表者 武 内 紀 子

2 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

名古屋市観光文化交流局観光交流部M I C E 推進室

名古屋市告示第 164号

名古屋市東谷山フルーツパークの臨時開所について

シダレザクラまつりの実施に伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例施行細則（昭和55年名古屋市規則第59号）第 3条の 2の規定に基づき、次のとおり休所日に臨時に開所します。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

臨時に開所する期日

令和 4年 4月 4日（月）

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 165号

名古屋市東谷山フルーツパーク駐車場の利用料金納付期間について

シダレザクラまつりの実施に伴い、名古屋市東谷山フルーツパーク条例（昭和55年名古屋市条例第33号）第 3条の規定により、名古屋市東谷山フルーツパークの駐車場を利用しようとする者が利用料金を納付しなければならない期間は、次のとおりとします。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

利用料金を納付しなければならない期間

令和 4年 4月 1日（金）から同月10日（日）まで

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 166号

身体障害者福祉法による医師の指定

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師を次のとおり指定しました。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 名	指定年月 日
今池腎クリニック (千種区)	多和田 光洋	腎臓の機能障害	令和 4年 3月 1日
ちくさ病院 (千種区)	熊谷 成将	肝臓の機能障害	
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター (千種区)	多田 昌史	肢体不自由	
名古屋市立大学医学部附属 東部医療センター (千種区)	安間 三四郎	肢体不自由	
吉田クリニック (千種区)	橋口 衛	肢体不自由	
大隈病院 (北区)	武田 裕	心臓の機能障害	
名古屋医療センター (中区)	山本 崇之	心臓の機能障害	

みみはなのど訪問クリニック 上前津 (中区)	谷川 徹	聴覚障害、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	岩月 克之	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	岸本 賢治	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	杉田 静紀	音声・言語の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	中島 宏彰	肢体不自由
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	宮田 一志	音声・言語の機能障害
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	山本 健太	肝臓の機能障害
日本赤十字社愛知医療センター名古屋第二病院 (昭和区)	二村 健太	腎臓の機能障害
平林移動集団検診所 (昭和区)	上嶋 三千年	ぼうこう・直腸の機能障害、小腸の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	鈴木 卓弥	ぼうこう・直腸の機能障害
名古屋市立大学病院 (瑞穂区)	原田 真之資	ぼうこう・直腸の機能障害
協立総合病院 (熱田区)	舟橋 尚子	視覚障害
名古屋掖済会病院 (中川区)	足立 真実	肢体不自由

藤田医科大学ばんだね病院 (中川区)	金治 有彦	肢体不自由
みこしば眼科クリニック (中川区)	御子柴 雄司	視覚障害
中部労災病院 (港区)	榊原 類	聴覚障害、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害
なるみ在宅クリニック (緑区)	内田 貞輔	肢体不自由
引山クリニック (名東区)	池田 かおり	腎臓の機能障害
あおいろ耳鼻咽喉科 (天白区)	三好 晋平	聴覚障害、平衡、音声・言語、そしゃくの機能障害
マーガレットクリニック (天白区)	松尾 大志	肢体不自由

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 167号

身体障害者福祉法による医師の指定辞退

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第 3条第 2項の規定に基づき、次のように身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1項に規定する医師の指定を辞退する旨の申出がありました。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

主 な 診 断 場 所	医 師 氏 名	診 断 障 害 別
名古屋大学医学部附属病院 (昭和区)	丸尾 貴志	聴覚障害、平衡、音声 ・言語、そしゃくの機能障害

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市告示第 168号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
栄眼科クリニック	名古屋市中区錦三丁目16番27号	令和 3年11月 1日
名古屋伏見こころ クリニック	名古屋市中区錦二丁目16番21号	令和 4年 2月 5日
神宮前駅こころの クリニック	名古屋市熱田区三本松町18番 4号	令和 4年 2月 1日
水谷クリニック	名古屋市中川区高杉町 103番地の 8	令和 4年 1月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
おばた歯科・矯正 歯科	名古屋市守山区小幡常燈 804番	令和 3年 9月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
グラムスキー薬局	名古屋市東区山口町16番16号	令和 4年 2月 1日
オレンジ薬局	名古屋市北区清水三丁目13番 4号	令和 4年 1月 1日
こぐま調剤薬局	名古屋市北区柳原四丁目 7番 7号	令和 4年 1月 1日
はちみつ薬局	名古屋市北区辻町 3丁目60番地の 1	令和 4年 1月 1日
リアン薬局	名古屋市西区栄生二丁目 5番11号	令和 4年 1月 1日
スギ薬局呼続店	名古屋市瑞穂区明前町15番 7号	令和 4年 2月 1日
なの花薬局熱田神 宮前店	名古屋市熱田区三本松町18番 4号	令和 4年 2月 1日

4 訪問看護

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
ソフィア訪問看護 ステーション天白	名古屋市天白区向が丘一丁目1301番 地	令和 4年 2月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 169号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	やまもとクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市北区如意三丁目 108番地の 1
	新	名古屋市北区如意四丁目 102番地
変 更 年 月 日	令和 4年 1月 1日	

医 療 機 関 名	産科．婦人科上野レディースクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市北区大曽根一丁目29番33号
	新	名古屋市北区大曽根一丁目28番18号
変 更 年 月 日	令和 4年 1月 4日	

2 薬局

医 療 機 関 名	キク薬局

所在地	旧	名古屋市東区筒井三丁目1502番
	新	名古屋市東区豊前町 3丁目47番地
変更年月日	令和 4年 2月21日	

医療機関名	旧	くすりのおうち中川薬局
	新	おだいじに薬局中川店
所在地	名古屋市中川区中野本町 2丁目45番地	
変更年月日	令和 4年 1月 1日	

3 訪問看護ステーション

医療機関名	珪山会大門訪問看護ステーション	
所在地	旧	名古屋市中村区大門町30番地
	新	名古屋市中村区賑町26番地
変更年月日	令和 3年11月21日	

医療機関名	訪問看護ステーションゆめの葉・翠	
所在地	旧	名古屋市緑区鶴が沢一丁目1707番地
	新	名古屋市緑区鶴が沢一丁目 702番地
変更年月日	令和 3年12月16日	

医療機関名	プレシア訪問看護ステーション天白	
所在地	旧	名古屋市天白区池場三丁目 117番地
	新	名古屋市天白区池見二丁目66番地
変更年月日	令和 3年11月15日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 170号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
リリークリニック	名古屋市西区浅間一丁目 1番 4号	令和 4年 2月 1日
谷口内科クリニック	名古屋市昭和区長戸町 5丁目44番地	令和 3年12月30日
さくらクリニック みみ・はな・のど	名古屋市昭和区菊園町 1丁目 9番地	令和 3年 9月30日
水谷クリニック	名古屋市中川区高杉町 103番地の 8	令和 4年 1月 1日
もり在宅クリニック	名古屋市中川区高畑二丁目14番地	令和 4年 2月 1日

佐藤医院	名古屋市守山区守山三丁目 2番30号	令和 3年12月31日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
城北歯科医院・矯正歯科	名古屋市北区萩野通 1丁目37番地	令和 4年 1月 1日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
かえで調剤薬局	名古屋市西区名駅二丁目11番 2号	令和 3年12月17日
はるか薬局栄生	名古屋市西区栄生二丁目 5番11号	令和 4年 1月 1日
ウエルシア薬局名古屋いりなか駅前店	名古屋市昭和区隼人町 8番地の16	令和 4年 1月31日
ほそごめ薬局	名古屋市中川区細米町 2丁目 3番地	令和 4年 2月 1日
キョーワ薬局中川店	名古屋市中川区松年町 4丁目76番地の 1	令和 4年 1月16日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 171号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
はまうづクリニック	名古屋市東区砂田橋四丁目 1番52号	令和 4年 1月 1日
さくらクリニック みみ・はな・のど	名古屋市昭和区菊園町 1丁目 9番地	令和 3年 9月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 172号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
はまうづクリニッ ク	名古屋市東区砂田橋四丁目 1番52号	令和 4年 1月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 173号

生活保護法による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
くりきクリニック	名古屋市北区中味鉾三丁目 402番地の 1	令和 4年 1月11日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 174号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
訪問マッサージK E i R O W庄内通 ステーション	名古屋市西区天塚町 1丁目32番地の 2	令和 3年12月 1日
神谷 裕継		

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

ライフスタイル治療院	名古屋市東区東桜一丁目10番29号	令和 3年11月28日
近藤 隆文		

2 はり・きゅう

施術機関名	所在地	指定年月日
施術者名		
ライフスタイル治療院	名古屋市東区東桜一丁目10番29号	令和 3年11月28日
近藤 隆文		

3 柔道整復

施術機関名	所在地	指定年月日
施術者名		
堤整骨院	名古屋市港区稲永三丁目 5番15号－ 2	令和 4年 1月17日
堤 康次		

施術機関名	所在地	指定年月日
施術者名		
玉川接骨院	名古屋市天白区大根町11番地	令和 4年 1月 7日
玉川 雅恵		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 175号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり変更の届出がありました。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 あん摩・マッサージ

施 術 者 名	中村 裕也	
施 術 所 名	訪問鍼灸マッサージなごみや	
所 在 地	旧	名古屋市守山区小幡南三丁目21番18号
	新	名古屋市守山区小幡四丁目14番25号
変 更 年 月 日	令和 3年11月 1日	

2 はり・きゅう

施 術 者 名	中村 裕也	
施 術 所 名	訪問鍼灸マッサージなごみや	
所 在 地	旧	名古屋市守山区小幡南三丁目21番18号
	新	名古屋市守山区小幡四丁目14番25号

変 更 年 月 日	令和 3年11月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 176号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
ライフスタイル治 療院	名古屋市東区東桜一丁目10番29号	令和 3年11月29日
近藤 隆文		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		

ライフスタイル治療院	名古屋市東区東桜一丁目10番29号	令和 3年11月29日
近藤 隆文		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 177号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

(1) トヨタファイナンス株式会社

名古屋市西区牛島町 6番 1号

(2) 株式会社名古屋カード

名古屋市中区上前津二丁目 4番 5号

2 指定納付受託者に納入させる歳入

(1) 東山動植物園観覧料

(2) 東山展望塔観覧料

3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間

令和 4年 4月 1日から令和 8年 1月31日まで

名古屋市緑政土木局東山総合公園管理課

名古屋市告示第178号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和4年3月31日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和4年3月30日

名古屋市長 河村 たかし

1 道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	旭町線	名古屋市市中村区牛田通4丁目4番の4地先から	前	0.007	26.21 ～ 26.30	第 1 図 附 図
			名古屋市市中村区牛田通4丁目4番の4地先まで	後	0.007	9.04 ～ 9.07	
	A	猪子石第88号線	名古屋市名東区よもぎ台三丁目710番の2地先から	前	0.021	平均 36.35	第 2 図 附 図
			名古屋市名東区よもぎ台三丁目712番地先まで	後	0.021	7.95	
県道	A	新田名古屋線	名古屋市緑区鳴海町字姥子山10番の56地先から	前	0.006	16.00	第 3 図 附 図
			名古屋市緑区鳴海町字姥子山10番の56地先まで	後	0.006	16.00 ～ 16.03	

市道	B	鳴海町第620号線	名古屋市緑区鳴海町字細根97番の5地先から	前	0.021	18.00 ～ 39.50
			名古屋市緑区鳴海町字米塚28番の1地先まで	後	0.021	18.00

2 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	城山平子線	名古屋市緑区森の里二丁目10番地先から	前	0.026	平均 3.60	第 4 附 図
			名古屋市緑区森の里二丁目11番の1地先まで	後	0.026	6.92 ～ 24.06	

3 道路の供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
県道	1	東浦名古屋線	名古屋市緑区大高町字西正光寺22番の1地先から 名古屋市緑区大高町字赤塚73番の1地先まで	第 4 附 図
市道	1	守山島野線	名古屋市守山区幸心三丁目1728番の1地先から 名古屋市守山区幸心三丁目1728番の1地先まで	第 5 附 図
県道	1	新田名古屋線	名古屋市緑区鳴海町字姥子山21番の177地先から 名古屋市緑区鳴海町字細根95番の1地先まで	第 6 附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

第1 附図



凡 例



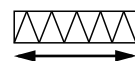
区域変更により廃道する部分

316

第 3 附図



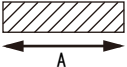
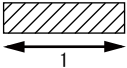
凡 例

-  区域変更により道路の幅員を改める部分
-  区域変更により廃道する部分

第4附図



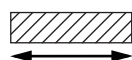
凡 例

- 
 区域変更により道路の区域とし供用開始する部分
- 
 道路の供用を開始する部分
- 
 一部供用開始しない部分

第 5 附図



凡 例

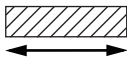


道路の供用を開始する部分

第 6 附図



凡 例

 道路の供用を開始する部分

名古屋市告示第 179号

名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書の内容

次に掲げる名古屋都市計画道路事業に係る図書

名古屋都市計画道路事業 3・ 5・ 8号枇杷島野田町線

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所西庁舎 7階

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

3 縦覧期間

令和 4年 3月30日から令和10年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 180号

名古屋都市計画道路事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画道路事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画道路事業 3・5・8号枇杷島野田町線

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

名古屋市中村区小鴨町、岩塚本通 4丁目、岩塚町 5丁目、岩塚町字神田、岩塚町字城前、岩塚町字一里山及び岩塚町字杣脇地内

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

名古屋市告示第 181号

名古屋都市計画道路事業の認可に伴う関係図書の縦覧

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第62条第 2項の規定により、次のように関係図書を公衆の縦覧に供します。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 縦覧に供する図書の内容

次に掲げる名古屋都市計画道路事業に係る図書
名古屋都市計画道路事業 3・3・71号上志段味線

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号 名古屋市役所西庁舎 7階
名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

3 縦覧期間

令和 4年 3月30日から令和 8年 3月31日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

名古屋市住宅都市局都市計画部街路計画課

名古屋市告示第 182号

名古屋都市計画道路事業の認可

愛知県知事による名古屋都市計画道路事業の認可告示がありましたので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第66条の規定により、次のとおり公告します。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画事業の種類及び名称

名古屋都市計画道路事業 3・3・71号上志段味線

2 施行者の名称

名古屋市

3 事務所の所在地

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

4 事業地の所在

名古屋市守山区大字上志段味字東谷地内

名古屋市緑政土木局道路建設部道路建設課

名古屋市告示第183号

市議会の議決を経た予算の要領

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、令和4年3月22日本市市会本会議において議決された予算の要領を次のとおり公表します。

令和4年3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 令和4年度名古屋市一般会計予算
- 2 令和4年度名古屋市国民健康保険特別会計予算
- 3 令和4年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算
- 4 令和4年度名古屋市介護保険特別会計予算
- 5 令和4年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算
- 6 令和4年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算
- 7 令和4年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算
- 8 令和4年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算
- 9 令和4年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算
- 10 令和4年度名古屋市用地先行取得特別会計予算
- 11 令和4年度名古屋市公債特別会計予算
- 12 令和4年度名古屋市病院事業会計予算
- 13 令和4年度名古屋市水道事業会計予算
- 14 令和4年度名古屋市工業用水道事業会計予算
- 15 令和4年度名古屋市下水道事業会計予算
- 16 令和4年度名古屋市自動車運送事業会計予算
- 17 令和4年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

名古屋市財政局財政部財政課

令和 4 年度名古屋市一般会計予算

令和 4 年度名古屋市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,379,409,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市 税		600,985,000
	1 市 民 税	289,916,000
	2 固 定 資 産 税	225,765,000
	3 軽 自 動 車 税	2,995,000
	4 市 た ば こ 税	16,105,000
	5 事 業 所 税	16,607,000
	6 都 市 計 画 税	49,597,000
2 地 方 譲 与 税		6,116,100
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,157,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,244,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	251,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	428,000
	5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	100
	6 石 油 ガ ス 譲 与 税	36,000
3 県 税 交 付 金		88,974,000
	1 利 子 割 交 付 金	213,000
	2 配 当 割 交 付 金	2,685,000
	3 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1,975,000
	4 分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	792,000
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	8,843,000
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	59,625,000
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	58,000
	8 環 境 性 能 割 交 付 金	2,125,000
	9 軽 油 引 取 税 交 付 金	12,658,000
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金		9,000

款	項	金 額 千円
	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	9,000
5 地 方 特 例 交 付 金		3,355,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	3,320,000
	2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 対 策 地 方 税 減 収 補 填 特 別 交 付 金	35,000
6 地 方 交 付 税		9,100,000
	1 地 方 交 付 税	9,100,000
7 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		800,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	800,000
8 使 用 料 及 び 手 数 料		40,095,756
	1 使 用 料	29,883,769
	2 手 数 料	5,596,329
	3 診 療 収 入	2,472,290
	4 介 護 収 入	1,253,694
	5 支 援 収 入	889,674
9 国 庫 支 出 金		250,748,365
	1 負 担 金	204,460,015
	2 補 助 金	45,519,206
	3 委 託 金	769,144
10 県 支 出 金		76,349,629
	1 負 担 金	50,939,074
	2 補 助 金	19,555,710
	3 委 託 金	5,854,845
11 財 産 収 入		21,340,391
	1 財 産 運 用 収 入	2,442,899
	2 財 産 売 払 収 入	18,897,492
12 寄 附 金		3,836,696

款	項	金 額 千円
	1 寄 附 金	3, 836, 696
13 繰 入 金		22, 848, 176
	1 他 会 計 繰 入 金	18, 033, 692
	2 基 金 繰 入 金	4, 814, 484
14 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
15 諸 収 入		131, 802, 886
	1 延滞金、加算金及び過料	124, 006
	2 預 金 利 子	7, 431
	3 他会計貸付金元利収入	340, 000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	91, 399, 874
	5 受 託 事 業 収 入	1, 168, 777
	6 収 益 事 業 収 入	9, 074, 124
	7 雑 入	29, 688, 674
16 市 債		123, 048, 000
	1 市 債	123, 048, 000
歳 入 合 計		1, 379, 409, 000

歳 出

款	項	金 額 千円
1 議 会 費		1,881,966
	1 議 会 費	1,881,966
2 総 務 費		33,606,764
	1 総 務 管 理 費	4,974,939
	2 財 務 管 理 費	17,981,712
	3 選 挙 費	983,776
	4 統 計 調 査 費	41,875
	5 徴 税 費	8,415,326
	6 防 災 危 機 管 理 費	1,209,136
3 健 康 福 祉 費		359,865,980
	1 社 会 福 祉 費	115,101,757
	2 老 人 福 祉 費	59,304,128
	3 生 活 保 護 費	88,266,806
	4 国 民 年 金 費	207,625
	5 国 民 健 康 保 険 費	22,886,580
	6 介 護 保 険 費	34,119,722
	7 公 衆 衛 生 費	32,071,427
	8 環 境 衛 生 費	1,733,604
	9 保 健 所 費	5,947,442
	10 衛 生 研 究 所 費	226,889
4 子 ど も 青 少 年 費		171,246,432
	1 子 ど も 青 少 年 費	171,246,432
5 環 境 費		28,546,842
	1 環 境 保 全 費	3,380,829
	2 環 境 事 業 費	25,166,013
6 ス ポ ー ツ 市 民 費		19,377,188

款	項	金 額 千円
	1 市 民 生 活 費	957,467
	2 区 役 所 費	8,418,887
	3 ス ポ ー ツ 費	10,000,834
7 経 済 費		101,787,000
	1 産 業 費	101,454,966
	2 工 業 研 究 所 費	332,034
8 観 光 文 化 交 流 費		15,464,881
	1 観 光 交 流 費	9,886,567
	2 文 化 交 流 費	4,046,337
	3 名 古 屋 城 費	1,531,977
9 緑 政 土 木 費		74,711,256
	1 土 木 管 理 費	3,407,544
	2 道 路 橋 り よ う 費	24,435,330
	3 街 路 費	5,813,952
	4 治 水 費	9,460,469
	5 緑 政 費	30,673,250
	6 農 政 費	920,711
10 住 宅 都 市 費		45,668,095
	1 都 市 計 画 費	22,417,774
	2 住 宅 費	23,250,321
11 消 防 費		7,375,443
	1 消 防 費	7,375,443
12 教 育 費		67,403,939
	1 教 育 総 務 費	7,744,634
	2 小 学 校 費	14,385,899
	3 中 学 校 費	12,326,056
	4 高 等 学 校 費	1,410,758

款	項	金 額 千円
	5 幼 稚 園 費	162, 492
	6 特 別 支 援 学 校 費	1, 259, 555
	7 大 学 費	16, 588, 222
	8 私 学 振 興 費	7, 033, 416
	9 生 涯 学 習 費	6, 492, 907
13 職 員 費		274, 808, 153
	1 議 会 職 員 費	438, 849
	2 総 務 職 員 費	18, 246, 845
	3 財 政 職 員 費	7, 379, 202
	4 防 災 危 機 管 理 職 員 費	517, 471
	5 健 康 福 祉 職 員 費	24, 336, 861
	6 子 ど も 青 少 年 職 員 費	22, 748, 942
	7 環 境 職 員 費	13, 443, 329
	8 ス ポ ー ツ 市 民 職 員 費	13, 819, 284
	9 経 済 職 員 費	1, 922, 445
	10 観 光 文 化 交 流 職 員 費	1, 452, 244
	11 緑 政 土 木 職 員 費	11, 115, 278
	12 住 宅 都 市 職 員 費	6, 525, 381
	13 消 防 職 員 費	22, 874, 739
	14 教 育 職 員 費	129, 987, 283
14 公 債 費		128, 909, 515
	1 公 債 費	128, 909, 515
15 諸 支 出 金		48, 655, 546
	1 公 営 企 業 会 計 支 出 金	48, 655, 546
16 予 備 費		100, 000
	1 予 備 費	100, 000
歳 出 合 計		1, 379, 409, 000

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
9 緑政土木費	1 土木管理費	道路の復旧	30,000
	2 道路橋りょう費	道路・橋りょうの整備	850,000
	3 街路費	街路の整備	1,300,000
	4 治水費	河川・排水路の整備	1,200,000
	5 緑政費	公園の整備	300,000
		東山総合公園の整備	200,000
10 住宅都市費	1 都市計画費	都市整備	1,100,000
		土地区画整理事業	200,000
	2 住宅費	市営住宅の建設	500,000
		市設建築物の施設営繕	300,000

第 3 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
選挙人名簿等システムの標準化に向けた調査	令和 5 年度	26, 000
福祉総合情報システムの標準化に向けた調査	令和 5 年度	64, 000
植田寮の改築	令和 5 年度 から 令和 6 年度 まで	3, 123, 000
八事斎場再整備事業者選定支援業務委託	令和 5 年度	19, 000
可燃・不燃・粗大ごみ及び資源（プラスチック製容器包装）の収集委託	令和 5 年度 から 令和 9 年度 まで	7, 322, 000
資源（空きびん）の収集委託	令和 5 年度 から 令和 9 年度 まで	3, 089, 000
猪子石工場運転管理業務委託	令和 5 年度	69, 000
愛岐処分場浸出水処理施設の改築	令和 5 年度	225, 000
愛岐処分場機械操作棟等の整備	令和 5 年度	342, 000
愛岐処分場機械操作棟整備の工事監理委託	令和 5 年度	2, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
中村区役所等複合庁舎・地下鉄本陣駅 間地下通路整備の設計	令和 5 年度	174,000
中村区役所等複合庁舎周辺道路の無電 柱化工事	令和 5 年度	56,180
総合体育館レインボープールの改修工 事	令和 5 年度 から 令和 6 年度 まで	3,123,000
総合体育館レインボープールの天井等 落下防止対策工事	令和 5 年度 から 令和 6 年度 まで	1,152,000
中村スポーツセンターのトイレ改修工 事	令和 5 年度	140,000
中村スポーツセンターの天井等落下防 止対策工事	令和 5 年度	446,000
中スポーツセンターのトイレ改修工事	令和 5 年度	146,000
中スポーツセンターの天井等落下防止 対策工事	令和 5 年度	290,000
東山公園テニスセンター改修の設計	令和 5 年度	138,000
ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策 経営支援資金の貸付利率の引き下げ	令和 5 年度 から 令和15年度 まで	462,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
国際展示場第1展示館の移転改築・維持管理	令和5年度 から 令和22年度 まで	13,912,000
国際会議場の整備・運営	令和5年度 から 令和27年度 まで	42,560,000
国際会議場整備事業モニタリング支援 業務委託	令和5年度 から 令和7年度 まで	75,000
市指定文化財岡家住宅保存活用計画の 策定	令和5年度	7,000
県指定文化財伊藤家住宅整備基本計画 の策定	令和5年度	13,000
南文化小劇場の舞台照明設備改修工事	令和5年度	59,000
青少年文化センターの天井等落下防止 対策工事	令和5年度 から 令和6年度 まで	244,000
瑞穂文化小劇場の天井等落下防止対策 工事	令和5年度	92,000
中川文化小劇場の天井等落下防止対策 工事	令和5年度	136,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
金山南ビル低層棟の外壁改修工事	令和 5 年度	63,000
金シャチ横丁芝居小屋風多目的施設建設の設計	令和 5 年度	82,000
名古屋城所蔵文化財の修復	令和 5 年度	10,000
久田良木川排水機場の水門改築工事	令和 5 年度	226,000
舗装道の補修	令和 5 年度	800,000
道路照明の賃借	令和 5 年度 から 令和14年度 まで	439,000
街路樹の維持管理	令和 5 年度	90,000
高蔵こ線橋の耐震補強	令和 5 年度	106,000
側溝改良	令和 5 年度	130,000
県道春日井長久手線の整備	令和 5 年度	130,000
市道中川運河東線の整備	令和 5 年度	250,000
名城公園北園・地下鉄名城公園駅間地下横断歩道の整備	令和 5 年度 から 令和 7 年度 まで	3,484,000
東山こ道橋の耐震補強	令和 5 年度	510,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
交通安全施設の整備	令和 5 年度	260,000
瑞穂区役所駅自転車駐車場の天井改修工事	令和 5 年度	22,000
水分橋の改築	令和 5 年度	50,000
小栗橋の改築	令和 5 年度	70,000
排水施設整備	令和 5 年度	200,000
堀川の整備	令和 5 年度	400,000
戸田川排水機場の電気設備改修工事	令和 5 年度	365,000
公園遊具等の更新工事	令和 5 年度	80,000
東山動植物園獣舎等の整備	令和 5 年度	169,000
東山動植物園花と緑のふれあいゾーンの整備	令和 5 年度	100,000
農業センターの施設改修工事	令和 5 年度	341,000
金山南ビルの外壁改修工事	令和 5 年度	53,000
アジア競技大会選手村後利用基盤整備	令和 5 年度 から 令和 7 年度 まで	1,263,000

事 項	期 間	限 度 額 千円
市営住宅の外壁等改修工事	令和 5 年度	221, 000
市営住宅の建設	令和 5 年度 から 令和 7 年度 まで	7, 779, 000
市設建築物の機能保全改修	令和 5 年度	118, 000
指令管制システムの更新	令和 5 年度 から 令和 6 年度 まで	8, 360, 000
指令管制システム更新監理業務委託	令和 5 年度 から 令和 6 年度 まで	29, 000
就学事務等システムの標準化に向けた調査	令和 5 年度	49, 000
教育センターの空調設備等改修工事	令和 5 年度	515, 000
小学校統合校整備の設計	令和 5 年度	306, 000
小学校校舎等のリニューアル改修工事	令和 5 年度	107, 000
小学校公害対策関係校の空調設備改修工事	令和 5 年度	257, 000
中学校新設の設計	令和 5 年度	183, 000

事 項	期 間	限 度 額 千円
中学校校舎等のリニューアル改修工事	令和 5 年度	177,000
中学校のスクールランチ用エレベーター更新工事	令和 5 年度	142,000
中学校公害対策関係校の空調設備改修工事	令和 5 年度	224,000
中学校の埋設給排水管改修工事	令和 5 年度	189,000
若宮高等特別支援学校の新設	令和 5 年度	951,000
西養護学校のエレベーター更新工事	令和 5 年度	26,000
千種図書館の耐震改修工事	令和 5 年度	108,000
中川図書館の天井等落下防止対策工事	令和 5 年度	80,000
博物館リニューアル改修の設計	令和 5 年度	381,000
博物館仮収蔵施設の賃借	令和 5 年度 から 令和10年度 まで	1,990,000
博物館仮収蔵施設用棚の購入	令和 5 年度	93,000
博物館収蔵資料輸送業務委託	令和 5 年度 から 令和 9 年度 まで	409,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
大曾根土地区画整理事業に伴う移転資金特別融資に係る取扱金融機関に対する損失補償 (令和3年第1号議決)	令和3年度から 令和5年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、447千円を限度として補償する。	令和4年度から 令和5年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、366千円を限度として補償する。
金山南ビル建設に係る名古屋まちづくり公社の民間借入金に対する損失補償 (令和3年第1号議決)	令和3年度から 令和5年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、662,388千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和4年度から 令和5年度まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、306,092千円及び利息相当額を限度として補償する。
名古屋高速道路公社の民間借入金に対する債務保証 (令和3年第1号議決)	令和3年度から 令和24年度まで	270,384,000 外に利息相当額	令和4年度から 令和25年度まで	275,861,000 外に利息相当額
名古屋高速道路公社の国からの借入金に対する債務保証 (令和3年第1号議決)	令和3年度から 令和23年度まで	37,430,000	令和4年度から 令和24年度まで	32,049,000

第 4 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎等整備費	861,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。
防災施設整備費	152,000			
社会福祉施設整備費	19,000			
老人福祉施設整備費	723,000			
生活保護施設整備費	1,425,000			
公衆衛生施設整備費	626,000			
保健所整備費	769,000			
子ども青少年施設整備費	649,000			
廃棄物処理施設整備費	2,597,000			
区役所整備費	2,543,000			
地域振興施設整備費	168,000			
スポーツ施設整備費	4,412,000			
観光交流施設整備費	4,702,000			
文化交流施設整備費	301,000			
名古屋城整備費	92,000			
公共土木事業費	27,102,000			
公園緑地整備費	17,152,000			
農業振興施設整備費	179,000			
住宅建設費	3,289,000			
施設営繕費	1,997,000			
消防施設整備費	2,002,000			
教育センター整備費	14,000			
義務教育施設整備費	6,714,000			
高等学校整備費	110,000			
特別支援学校整備費	378,000			
生涯学習施設整備費	525,000			
都市高速鉄道事業補助金	285,000			
都市高速鉄道建設資金貸付金	153,000			
高速道路建設資金貸付金	2,152,000			
高速道路事業出資金	830,000			
市立大学施設整備補助金	2,688,000			
市立大学施設整備資金貸付金	3,479,000			
高速度鉄道事業補助金	389,000			
高速度鉄道事業出資金	2,571,000			
臨時財政対策債	14,000,000			
調整債	17,000,000			
計	123,048,000			

令和 4 年度名古屋市国民健康保険特別会計予算

令和 4 年度名古屋市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 201,266,061 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険収入		178,379,480
	1 保 険 料	42,254,702
	2 手 数 料	1
	3 国 庫 支 出 金	473,029
	4 県 支 出 金	135,314,930
	5 諸 収 入	336,818
2 繰 入 金		22,886,580
	1 他 会 計 繰 入 金	22,886,580
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		201,266,061

歳 出

款	項	金 額 千円
1 国民健康保険費		201,246,061
	1 事 業 費	201,246,061
2 予 備 費		20,000
	1 予 備 費	20,000
歳 出 合 計		201,266,061

令和4年度名古屋市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度名古屋市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ61,073,212千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療収入		30,884,881
	1 保険料	29,852,493
	2 手数料	1
	3 諸収入	1,032,387
2 繰入金		30,188,330
	1 他会計繰入金	30,188,330
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
歳 入 合 計		61,073,212

歳 出

款	項	金 額 千円
1 後期高齢者医療費		61,053,212
	1 事業費	61,053,212
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		61,073,212

令和 4 年度名古屋市介護保険特別会計予算

令和 4 年度名古屋市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 216,046,577 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 介護保険収入		176,467,437
	1 保険料	43,146,113
	2 手数料	24,482
	3 国庫支出金	49,089,616
	4 支払基金交付金	54,912,594
	5 県支出金	29,235,189
	6 財産収入	410
	7 諸収入	59,033
2 繰入金		36,237,757
	1 他会計繰入金	34,119,722
	2 基金繰入金	2,118,035
3 繰越金		3,341,383
	1 繰越金	3,341,383
歳 入 合 計		216,046,577

歳 出

款	項	金 額 千円
1 介護保険費		216,026,577
	1 事業費	212,684,785
	2 基金積立金	3,341,792
2 予備費		20,000
	1 予備費	20,000
歳 出 合 計		216,046,577

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
要介護認定申請受付事務等の委託	令和 5 年度 から 令和 9 年度 まで	2,135,000

令和4年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金 貸付金特別会計予算

令和4年度名古屋市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,101,541千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 収 入		842,541
	1 事 業 収 入	842,541
2 繰 越 金		259,000
	1 繰 越 金	259,000
歳 入 合 計		1,101,541

歳 出

款	項	金 額 千円
1 母子父子寡婦福祉資金 貸 付 金		1,101,541
	1 事 業 費	1,101,541
歳 出 合 計		1,101,541

令和 4 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計予算

令和 4 年度名古屋市市場及びと畜場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7,354,270 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

（地方債）

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

（歳出予算の流用）

第 4 条 歳出予算の各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合は、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定によりこれらの各項の経費の金額を同一款内の各項の間で流用することができることと定める。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 収 入		3,639,645
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	2,582,439
	2 財 産 収 入	10
	3 繰 入 金	81,250
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	446,945
	6 市 債	529,000
2 食 肉 流 通 施 設 収 入		3,714,625
	1 使 用 料 及 び 手 数 料	442,429
	2 財 産 収 入	478
	3 繰 入 金	2,236,521
	4 繰 越 金	1
	5 諸 収 入	884,196
	6 市 債	151,000
歳 入 合 計		7,354,270

歳 出

款	項	金 額 千円
1 卸 売 市 場 費		3, 639, 645
	1 事 業 費	2, 204, 316
	2 整 備 費	539, 027
	3 他 会 計 繰 出 金	896, 202
	4 予 備 費	100
2 食 肉 流 通 施 設 費		3, 714, 625
	1 市 場 費	1, 821, 870
	2 と 畜 場 費	943, 765
	3 他 会 計 繰 出 金	948, 890
	4 予 備 費	100
歳 出 合 計		7, 354, 270

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額 千円
本場青果卸棟の照明設備改修工事	令和 5 年度	62,000
北部市場水産棟の電気設備改修工事	令和 5 年度	355,000
北部市場エネルギー棟及び青果棟の空調設備改修工事	令和 5 年度	79,000

(変 更 分)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額 千円	期 間	限 度 額 千円
食肉安定集荷事業に係る名古屋食肉市場株式会社の民間借入金に対する損失補償 (令和 3 年第 6 号議決)	令和 3 年度 から 令和 6 年度 まで	金融機関が当該貸付金の全部又は一部を回収できないことにより損失を受けたときは、2,800,000千円及び利息相当額を限度として補償する。	令和 4 年度 から 令和 7 年度 まで	変更前に同じ

第 3 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
中央卸売市場整備費 食肉流通施設整備費	529,000 151,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	680,000			

令和 4 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計予算

令和 4 年度名古屋市名古屋城天守閣特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 661,870 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業収入		100,215
	1 財 産 収 入	15
	2 寄 附 金	100,000
	3 諸 収 入	200
2 繰 入 金		233,655
	1 他 会 計 繰 入 金	233,655
3 市 債		328,000
	1 市 債	328,000
歳 入 合 計		661,870

歳 出

款	項	金 額 千円
1 名古屋城天守閣事業費		661,870
	1 事 業 費	516,368
	2 他 会 計 繰 出 金	45,487
	3 基 金 積 立 金	100,015
歳 出 合 計		661,870

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
名古屋城天守閣事業費	328,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 4 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計予算

令和 4 年度名古屋市市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 756,538 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業収入		110,593
	1 国庫支出金	93,593
	2 諸収入	17,000
2 繰入金		560,945
	1 他会計繰入金	485,577
	2 基金繰入金	75,368
3 市債		85,000
	1 市債	85,000
歳入合計		756,538

歳 出

款	項	金 額 千円
1 市街地再開発事業費		756,538
	1 事業費	347,824
	2 他会計繰出金	408,714
歳出合計		756,538

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市街地再開発事業費	85,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 4 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計予算

令和 4 年度名古屋市墓地公園整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 518,737 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 収 入		258,000
	1 使 用 料	145,003
	2 他 会 計 繰 入 金	112,997
2 公 園 整 備 事 業 収 入		260,737
	1 他 会 計 繰 入 金	185,737
	2 市 債	75,000
歳 入 合 計		518,737

歳 出

款	項	金 額 千円
1 墓 地 整 備 事 業 費		258,000
	1 事 業 費	258,000
2 公 園 整 備 事 業 費		260,737
	1 事 業 費	102,029
	2 他 会 計 繰 出 金	158,708
歳 出 合 計		518,737

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公園整備事業費	75,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 政府資金及び 地方公共団体 金融機構資金 について、利 率の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	起債年度より据置期間をふ くめ、40年度間以内に毎年 元利もしくは元金均等の方 法により、又は満期日に元 金を一括して償還する。た だし、財政の都合により据 置期間及び償還期限を短縮 し、もしくは繰上償還又は 借換えすることができる。 政府資金を借り入れる場合 は、その融資条件による。

令和 4 年度名古屋市用地先行取得特別会計予算

令和 4 年度名古屋市用地先行取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 21,258,475 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得資金収入		6,431,829
	1 繰 入 金	52,509
	2 振 替 収 入	5,548,320
	3 市 債	831,000
2 都市開発用地取得資金収入		14,826,645
	1 繰 入 金	405,289
	2 振 替 収 入	13,421,356
	3 市 債	1,000,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		21,258,475

歳 出

款	項	金 額 千円
1 公共用地先行取得費		6,431,630
	1 取 得 費	838,729
	2 他 会 計 繰 出 金	5,592,901
2 都市開発用地取得費		14,826,645
	1 取 得 費	1,003,000
	2 他 会 計 繰 出 金	13,823,645
3 予 備 費		200
	1 予 備 費	200
歳 出 合 計		21,258,475

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
1 公共用地先行取得費	1 取得費	公共用地の先行取得	200,000

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得費 都市開発用地取得費	831,000 1,000,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、10年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。
計	1,831,000			

令和 4 年度名古屋市公債特別会計予算

令和 4 年度名古屋市公債特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 448,298,417 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額 千円
1 公 債		213,277,000
	1 公 債	213,277,000
2 財 産 収 入		448,709
	1 財 産 運 用 収 入	448,709
3 繰 入 金		234,542,706
	1 他 会 計 繰 入 金	211,039,746
	2 基 金 繰 入 金	23,502,960
4 繰 越 金		30,000
	1 繰 越 金	30,000
5 諸 収 入		2
	1 雑 入	2
歳 入 合 計		448,298,417

歳 出

款	項	金 額 千円
1 繰 出 金		165,827,000
	1 起 債 額 繰 出	165,827,000
2 公 債 費		282,471,417
	1 公 債 償 還 金	235,577,033
	2 公 債 事 務 費	689,225
	3 基 金 積 立 金	46,205,159
歳 出 合 計		448,298,417

第 2 表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額 千円	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
借換債	47,450,000	普通貸借又は 証券発行	年5.0%以内	起債年度より据置期間をふくめ、30年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。

令和4年度名古屋市病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画

緑市民病院 病床数 205床

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	病院事業収益	357,678
第1項	医療収益	10,241
第2項	医療外収益	342,437
第3項	特別利益	5,000

支 出		千円
第1款	病院事業費	2,046,215
第1項	医療費用	2,022,245
第2項	医療外費用	13,970
第3項	特別損失	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額114,024千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で補てんするものとする。）。

収 入

千円

第 1 款 資 本 的 収 入	84,883
第 1 項 一 般 会 計 補 助 金	84,883

支 出

千円

第 1 款 資 本 的 支 出	198,907
第 1 項 建 設 改 良 費	56,000
第 2 項 償 還 金	142,907

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、200,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医業費用及び医業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第 7 条 救急医療経費にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、2,921 千円である。

(他会計からの補助金)

第 8 条 経営費及び整備費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、205,904 千円及び 84,883 千円である。

令和4年度名古屋市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画 給水量 年間 281,415,000 立方メートル
(1日 771,000 立方メートル)

給水戸数 1,370,000 戸

(2) 主要な建設改良事業 水道基幹施設整備及び配水管網整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	水道事業収益	52,658,046
第1項	営業収益	51,219,516
第2項	営業外収益	1,308,030
第3項	特別利益	130,500

支 出

千円

第1款	水道経営費	52,638,046
第1項	営業費用	46,149,661
第2項	営業外費用	6,428,385
第3項	特別損失	50,000
第4項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額26,161,652千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	5,900,361
第1項	企業債	3,500,000
第2項	出資金	86,000
第3項	他会計貸付金返還金	137,234
第4項	基金収入	1,099
第5項	基金繰入金	31,083
第6項	その他資本収入	2,144,945

支 出		千円
第1款	資本的支出	32,062,013
第1項	建設改良費	24,524,224
第2項	償還金	7,536,690
第3項	投資	1,099

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道施設維持管理	令和5年度	100,000千円
水道施設建設	令和5年度から令和11年度まで	18,000,000千円
営業事務システムの 開発・保守業務委託	令和5年度から令和15年度まで	2,650,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとお

りと定める。

起債の目的	水道基幹施設整備費にあてるため
限度額	3,500,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、2,100,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 消火栓関係経費、水道料金特例措置及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、50,728 千円、113,165 千円及び 66,212 千円である。

（他会計からの出資金）

第10条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、86,000 千円である。

令和4年度名古屋市工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画	給水量	年間	23,104,500 立方メートル
		(1日)	63,300 立方メートル)
	事業所数		112 カ所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	工業用水道事業収益	1,089,144
第1項	営業収益	963,096
第2項	営業外収益	125,548
第3項	特別利益	500

支 出

千円

第1款	工業用水道経営費	1,079,144
第1項	営業費用	996,871
第2項	営業外費用	80,773
第3項	特別損失	500
第4項	予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額468,293千円は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	13,051
第1項	出資金	2,051
第2項	その他資本収入	11,000

支 出		千円
第1款	資本的支出	481,344
第1項	建設改良費	344,110
第2項	他会計借入金返還金	137,234

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道施設維持管理	令和5年度	100,000千円
工業用水道施設建設	令和5年度	100,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(他会計からの負担金)

第8条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、200 千円である。

(他会計からの出資金)

第9条 水源施設建設負担金にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,051 千円である。

令和4年度名古屋市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 処理面積 29,165 ヘクタール(15水処理センター、43ポンプ所)
 処理水量 年間447,855,000 立方メートル
 (1日 1,227,000 立方メートル)
 水洗便所の改造 500 個
- (2) 主要な建設改良事業 管きよ、ポンプ所及び水処理センター整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	下水道事業収益	78,048,970
第1項	営業収益	70,570,766
第2項	営業外収益	7,473,204
第3項	特別利益	5,000
支 出		千円
第1款	下水道経営費	77,561,970
第1項	営業費用	70,024,917
第2項	営業外費用	7,497,053
第3項	特別損失	30,000
第4項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 38,888,793 千円（水洗便所改造資金貸付事業収支差額891 千円を除く。）は、当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	33,882,147
第1項	企 業 債	22,000,000
第2項	国 庫 補 助 金	10,000,000
第3項	そ の 他 資 本 収 入	1,871,616
第4項	水洗便所改造資金貸付事業収入	10,531

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	72,770,049
第1項	建 設 改 良 費	44,428,346
第2項	償 還 金	28,332,063
第3項	水洗便所改造資金貸付事業費	9,640

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道施設維持管理	令和5年度	200,000 千円
下水道建設	令和5年度から令和8年度まで	25,000,000 千円
下水汚泥焼却施設の 整備・運営	令和5年度から令和28年度まで	17,980,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	下水道事業建設費及び水洗便所改造資金貸付金にあてるため		
限度額	22,003,000 千円		
	下水道事業建設費	22,000,000 千円	
	水洗便所改造資金貸付金	3,000 千円	
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、3,800,000 千円と定める。

（他会計からの負担金）

第 8 条 雨水処理費、緊急雨水整備事業費、高度処理費、下水道使用料特例措置、水質規制経費、水洗便所普及事務費及び児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、30,992,056 千円、3,573,556 千円、105,892 千円、95,814 千円、30,000 千円、17,000 千円及び 70,772 千円である。

（他会計からの補助金）

第 9 条 水洗便所普及助成費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,785 千円である。

令和4年度名古屋市自動車運送事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市自動車運送事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 経営計画 最多運転車両数 1日 904 両
 運転キロ年間 35,806,500 キロメートル
 (1日 98,100 キロメートル)
 乗車人員年間 106,032,500 人
 (1日 290,500 人)
- (2) 主要な建設改良事業 乗合自動車購入及び停留所施設整備

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

千円

第1款	自動車運送事業収益	24,737,271
第1項	営業収益	18,514,037
第2項	営業外収益	6,223,234

支 出

千円

第1款	自動車運送事業費	26,549,080
第1項	営業費用	26,299,233
第2項	営業外費用	239,847
第3項	予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,937,230千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入		千円
第1款	資本的収入	1,870,955
第1項	企業債	1,810,000
第2項	出資金	39,000
第3項	その他資本収入	21,955

支 出		千円
第1款	資本的支出	3,808,185
第1項	建設改良費	1,870,134
第2項	企業債償還金	1,512,551
第3項	借入金返還金	415,500
第4項	予備費	10,000

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
料金箱の更新	令和5年度から令和7年度まで	2,200,000千円
ガイドウェイバス料金箱の更新に伴う負担金	令和5年度から令和6年度まで	70,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的 自動車運送事業整備費にあてるため

限 度 額	1,810,000千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、9,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第9条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、112,184千円である。

（他会計からの補助金）

第10条 資本費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,121,625千円である。

- 2 地域巡回路線等の維持にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、4,289,000千円である。
- 3 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、410,689千円である。
- 4 共済追加費用にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、

145,790 千円である。

- 5 車両の抗ウイルス加工に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,822 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 経営基盤の強化にあてるため、高速度鉄道事業会計からこの会計が出資を受ける金額は、39,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、2,200,000 千円と定める。

令和4年度名古屋市高速度鉄道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度名古屋市高速度鉄道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 経営計画	最多運転車両数	1日	674両(116編成)
	運転キロ	年間	67,999,500キロメートル
		(1日)	186,300キロメートル
	乗車人員	年間	400,295,500人
		(1日)	1,096,700人
(2) 主要な建設改良事業	車両購入及び駅施設整備		

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費3,800,099千円の財源の一部にあてるため、企業債(資本費負担緩和分)1,534,000千円を借り入れる。

収 入

千円

第1款	高速度鉄道事業収益	80,820,350
第1項	営業収益	74,055,024
第2項	営業外収益	6,765,326

支 出

千円

第1款	高速度鉄道事業費	81,265,350
第1項	営業費用	73,934,473
第2項	営業外費用	7,320,877

千円

第 3 項 予 備 費

10,000

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額（高速度鉄道事業特例債 885,000 千円を除く。）が資本的支出額に対し不足する額 31,326,502 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額等で措置するものとする。）。

収 入

千円

第 1 款	資 本 的 収 入	15,885,553
第 1 項	企 業 債	10,933,000
第 2 項	出 資 金	2,571,000
第 3 項	貸 付 金 返 還 金	78,000
第 4 項	一 般 会 計 補 助 金	1,441,836
第 5 項	国 庫 補 助 金	350,430
第 6 項	県 補 助 金	30,000
第 7 項	そ の 他 資 本 収 入	481,287

支 出

千円

第 1 款	資 本 的 支 出	46,327,055
第 1 項	建 設 改 良 費	14,019,291
第 2 項	企 業 債 償 還 金	32,258,764
第 3 項	出 資 金	39,000
第 4 項	予 備 費	10,000

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
高速度鉄道建設改良	令和 5 年度から令和 7 年度まで	18,000,000 千円

桜通線可動式ホーム
柵（4 駅）の部品交
換

令和 5 年度

250,000 千円

（企業債）

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	高速度鉄道事業建設改良費及び利子支払にあてるため		
限 度 額	12,467,000 千円		
	高 速 度 鉄 道 事 業 建 設 改 良 費		10,048,000 千円
	高 速 度 鉄 道 事 業 特 例 債		885,000 千円
	高速度鉄道事業資本費負担緩和分企業債		1,534,000 千円
起債の方法	普通貸借又は証券発行		
利 率	年 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）		
償還の方法	起債年度より据置期間をふくめ、40 年度間以内に毎年元利もしくは元金均等の方法により、又は満期日に元金を一括して償還する。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。政府資金を借り入れる場合は、その融資条件による。		

（一時借入金）

第 7 条 一時借入金の限度額は、44,000,000 千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第 8 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

（他会計からの負担金）

第 9 条 児童手当にあてるため、一般会計からこの会計へ負担する金額は、

200,899 千円である。

(他会計からの補助金)

第10条 高速度鉄道事業特例債の元金償還及び利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、2,176,000 千円及び 11,346 千円である。

2 基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、823,093 千円である。

3 車両の抗ウイルス加工に要する経費にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、258 千円である。

4 高速度鉄道事業特別減収対策企業債の利子支払にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、6,300 千円である。

5 建設改良費（建設改良費にあてた企業債の元金償還及び利子支払を含む。）にあてるため、一般会計からこの会計が補助を受ける金額は、1,567,144 千円である。

(他会計からの出資金)

第11条 建設改良費にあてるため、一般会計からこの会計が出資を受ける金額は、2,571,000 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第12条 たな卸資産の購入限度額は、200,000 千円と定める。

名古屋市告示第 184号

愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託
に関する規約について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の14第 1項の規定に基づき、愛知県の防災ヘリコプターに関する事務の委託を受けたので、同条 3項において準用する同法第 252条の 2の 2第 2項の規定により、次のとおり規約を告示します。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

愛知県と名古屋市との間の防災ヘリコプターに関する事務の委託
に関する規約

（委託事務の範囲）

第 1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の14第 1項の規定に基づき、愛知県（以下「甲」という。）は、防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）に関する事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を名古屋市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 消防組織法（昭和22年法律第 226号）第30条第 1項の規定による甲の区域内の市町村に対する消防の支援に関する事務
- (2) 災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第46条第 2項及び第50条第 2項の規定による災害予防及び災害応急対策の実施（ヘリコプターを用いて行うものに限る。）に関する事務
- (3) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第 4条の規定による特別防災区域に係る災害の発生及び拡大の防止のために必要な施策の実施（ヘリコプターを用いて行うものに限る。）に関する事務

(4) 前 3号に掲げるもののほか、協議会（ヘリコプターの運航に関する連絡調整等が行われ、並びに甲、甲の区域内の市町村並びに当該市町村の消防の一部事務組合及び広域連合から構成される協議会をいう。）における協議により定める事務

（管理及び執行の方法）

第 2条 委託事務の管理及び執行については、乙の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

（経費）

第 3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担する。

2 前項ただし書の費用の額及び支払の時期は、甲及び乙が協議して定める。

（経理）

第 4条 乙は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、その経理を明確にしなければならない。

（会議）

第 5条 甲及び乙は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、定期的に会議を開くものとする。ただし、必要がある場合においては、臨時に会議を開くことができる。

（条例等の制定又は改廃の場合の措置）

第 6条 委託事務の管理及び執行について適用される乙の条例等を制定又は改廃しようとする場合においては、乙は、あらかじめ、その旨を甲に通知しなければならない。

（財産の使用）

第 7条 甲は、甲の管理する財産であつて乙と協議して定めるものを、委託事務の管理及び執行の用に供するため、乙に無償で使用させるものとする。

（その他必要な事項）

第 8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

附 則

この規約は、令和 4年 4月 1日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市告示第 185号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地
名古屋市北区御成通 4丁目 1番 2の全部、 1番 3の一部及び 1番 4の全部
並びに織部町 1番 1の一部
- 2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
ひ
砒素及びその化合物
- 3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
ひ
砒素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 186号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和3年名古屋市告示第 115号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 4年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市港区新船町 2丁目 1番 2の一部及び 1番 3の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壤溶出量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去（基準不適合土壤の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 187号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2項の規定に基づき、令和 2年名古屋市告示第 656号及び令和 3年名古屋市告示第 253号により指定した形質変更時要届出区域の一部を解除します。

令和 4年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市守山区大字中志段味字下定納80番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壤含有量基準）
- 3 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
なし（土壤汚染状況調査が実施され、土壤溶出量基準に適合していることが確認されたため、指定を解除するもの）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 188号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 2項の規定に基づき、令和 4年名古屋市告示第76号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 4年 3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定を解除する区域
名古屋市南区丹後通 5丁目16番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物（土壌含有量基準）
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 189 号

令和 4 年度一般廃棄物処理実施計画

名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 4 年名古屋市条例第 46 号）第 6 条第 1 項の規定により、令和 4 年度一般廃棄物処理実施計画を次のように定め、これを告示します。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市長 河 村 た かし

1 令和 4 年度一般廃棄物排出見込み

区 分	総 量
ご み 及 び 資 源	748,108 t / 年
し尿及び浄化槽汚泥	30,779k1 / 年

2 ごみ処理計画

(1) 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）推進

「名古屋市第 5 次一般廃棄物処理基本計画」に基づき、3 R の取組を推進します。

ア 2 R（リデュース・リユース）の推進施策

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）に定める発生抑制、再使用、再生利用、熱回収及び適正処分の優先順位に基づいて取組を進めます。

2 R の取組を推進するためには、基本的には法整備による拡大生産者責任の徹底が不可欠であり、引き続き国に対し法整備の働きかけを行うとともに、消費者の選択という行動を通し、製造業者や小売業者に働き

かけ、2 Rの取組を推進します。

(7) 発生抑制の推進施策

協定方式による独自の「レジ袋有料化」を平成21年4月に全市拡大し、全国に先駆けて取組を進めてきました。令和2年7月から全国一律のレジ袋有料化が始まりましたが、これを受けてより一層レジ袋削減の取組を進めるとともに、レジ袋以外にもペットボトルを始めとした使い捨て飲料容器の削減を進めるため、マイボトル・マイカップの利用を促進するなど、市民の大量生産・大量消費型ライフスタイルの転換を促すための広報等を実施します。

また、近年世界的な問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染を始め、気候変動問題、資源・廃棄物制約問題に対応するため、市民・事業者が取り組む際の拠り所となる指針の策定を進めるとともに、使い捨てプラスチック削減の広報等を実施します。

食品ロス削減の取組として、家庭での食材の使いきり・料理の食べきり・消費期限と賞味期限の正しい理解を広げるための広報や、消費しきれない食品の提供を呼びかける「フードドライブ」を推進するとともに、飲食店等の食品ロス削減に向けた「食べ残しゼロ協力店」登録制度を引き続き周知拡大します。

また、10月の食品ロス削減月間には、食品ロスに対する理解と関心を深めるための募集キャンペーン等を実施します。

さらに、生ごみの発生抑制の取組としては、生ごみの水切りを広く呼びかけるとともに、個人・地域での生ごみ堆肥化の取組を促進します。

(イ) 再使用の推進施策

インターネットオークション、フリマアプリ、リサイクルショップ等、民間のリユースの仕組みが広がりを見せていることを踏まえ、市民がリユース品をより身近に感じ利用が促進されるよう意識啓発に努めます。

また、リユース家具の展示・販売、アップサイクルなど、ものを長く大切に使う意識の醸成につながる講座の開催、リユース食器の貸出、

地域におけるフリーマーケットの開催支援等、市民のリユースの取組を支援するとともに普及・啓発に努め、「使い捨て型ライフスタイル」からの転換を図ります。

イ 分別・リサイクルの推進施策

空きびん、空き缶、ペットボトル、紙製容器包装のステーション収集を行うほか、プラスチック製容器包装の各戸収集や、ペットボトル、紙パック、小型家電、充電式家電、食用油、水銀使用製品（蛍光管及び水銀体温計・水銀温度計）の拠点回収を行います。

また、令和4年7月から、電池類の各戸収集を開始します。

さらに、集団回収実施団体の登録制度を引き続き実施し、その回収活動の一層の活性化を図るとともに、集団資源回収の円滑な実施のために古紙の持ち去り防止の取組を進め、市民の自主的な資源化の取組を促進します。

ごみ減量の取組を着実に推進するため、家庭廃棄物については特に資源分別率が低下しているプラスチック製容器包装及び紙製容器包装並びに、資源分別率が1割程度にとどまっている衣類・布類及び雑がみを重点品目に、学生や外国人など市政の情報が伝わりにくい市民や、分別ルールが定着しにくい共同住宅の居住者等を重点対象に位置づけ、冊子や動画等を活用して効果的な広報・啓発を行います。

令和4年度は、資源・ごみの分別方法や3Rに取り組む意義等を説明した「ごみ減量・資源化ガイド」を作成し、全戸に配付します。

事業系一般廃棄物については、排出量の7割程度を占める紙類と生ごみのさらなる資源化を進めるため、大規模事業所に対しては立入調査による指導を中心に、中小事業所に対してはテナントビルのオフィス・店舗等への個別啓発に取り組み、分別・リサイクルを推進します。

(2) ごみ処理計画

ア 収集・運搬計画

(イ) 家庭廃棄物

市は、次の区分に応じて家庭廃棄物を収集及び運搬するものとします。

古紙類（新聞、雑誌、雑がみ、段ボール、紙パック等の資源化可能な紙類）、空きびん類、衣類・布類及び金属類については、集団回収等の市民の自主的な取組により、資源化を図るものとします。

区 分	内 容
可燃ごみ	紙くず、厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物及び資源の項(1)から(6)までに該当するもの除く。)
発火性危険物	ヘアスプレー、殺虫剤、カセット式ガスボンベ等のスプレー缶類、使い捨てライター、加熱式たばこ・電子たばこ、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（リチウム電池（充電できないもの）については、令和4年7月以降は電池類とする。)
不燃ごみ	ガラスくず、陶磁器くず、鍋、アルカリ・マンガン乾電池等の小型金属製品、焼却灰等の燃やさないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で、30センチメートル角以下のもの（発火性危険物及び資源の項(1)から(6)までに該当するものを除く。アルカリ・マンガン乾電池については、令和4年7月以降は電池類とする。)
粗大ごみ	家具、電気製品、自転車、古材等の大型のごみで、30センチメートル角を超えるもの
蛍光管・水銀体温計等	水銀使用製品のうち、次に掲げるもの (1) 蛍光管 (2) 水銀体温計・水銀温度計
電池類	アルカリ・マンガン乾電池、リチウム電池（充電できないもの）、ボタン電池、小型充電式電池（モバイルバッテリー含む）
資源	(1) 空きびん（飲食料用及び化粧品用に限る。） (2) 空き缶（飲食料用に限る。） (3) ペットボトル（ペットボトルマークのついた飲料、酒、みりん類、しょうゆ用、めんつゆ、酢、ノンオイルドレッシング等に使われたものに限る。)

	(4) 紙パック（原材料にアルミニウムを使用していないものに限る。） (5) プラスチック製容器包装 (6) 紙製容器包装 (7) 小型家電（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）の対象品目のうち縦15センチメートル、横40センチメートル、奥行25センチメートル以下のもの） (8) 充電式家電（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律の対象品目のうち充電式電池を使用した小型家電より大型のもの） (9) 食用油（植物性油に限る。）
環境美化ごみ	環境美化上収集が必要なごみで、次に掲げるもの (1) 町美運動により排出されるごみ (2) ボランティア袋の配付対象活動により排出されるごみ (3) 路上等で死んでいる所有者がいない犬・猫等の死体 (4) 自治会、町内会、保健環境委員会、老人会、子ども会、地域女性会、消防団等の地域住民が主催する無料で参加できる行事の開催に伴い排出されるごみ (5) 不法投棄によりやむを得ず収集するごみ

（注）電池類は、令和4年7月から収集・運搬を開始します。

このほか、排出者自ら処理施設に搬入すること（以下「自己搬入」という。）ができるものとします。

（イ）事業系一般廃棄物

a 事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系一般廃棄物を自ら適正に処理することができない場合は、自己搬入又は市長の許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「許可業者」という。）に、次の区分に応じて収集及び運搬を委託するものとします。

病院等から排出される感染性一般廃棄物については、感染性産業廃棄物と併せて産業廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

研究機関等の実験に伴って生じた実験動物の死体等については、市外の一般廃棄物処理業者に引き渡すなどして処理を行うものとします。

ます。

古紙類等の資源化可能なものについては、資源化事業者に引き渡すなどして資源化するものとします。

区 分	内 容
可 燃 ご み	紙くず、 ^{ちゅうかい} 厨芥類、草、紙おむつ、プラスチック製品（コンセントを使用する電気製品を除く。）、繊維くず、皮革くず、ゴムくず等の燃やすことができるごみで、30センチメートル角以下のもの（古紙類等の資源化可能なもの及び発火性危険物を除く。また、プラスチック製品、皮革くず、ゴムくずについては、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）
発 火 性 危 険 物	使い捨てライター、固形燃料（缶入りのもの）、リチウム電池（充電できないもの）、加熱式たばこ・電子たばこ等、処理施設及び車両の火災を防止するために分けて収集することが適当なもの（スプレー缶類を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。）
不 燃 ご み	(1) ガラスくず、陶磁器くず、鍋等の小型金属製品等の燃やすことができないごみ及びプラスチック製品のうちコンセントを使用する電気製品で30センチメートル角以下のもの（空きびん、空き缶等の資源化可能なもの、発火性危険物、スプレー缶類及び蛍光管・水銀体温計等を除く。また、その性状及び量が家庭廃棄物と同等のものに限る。） (2) 木製家具等の木くず又はふとん、畳等の繊維くずで30センチメートル角を超えるもの
食 品 廃 棄 物 等	残飯・野菜くずなどの ^{ちゅうかい} 厨芥類等
^{せん} 剪 定 枝 葉 ・ 芝 草 等	^{せん} 剪定枝・刈草・落葉等

- b スプレー缶類、蛍光管・水銀体温計等、空きびん、空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装及び小型家電については、市に収集、運搬及び処分を委託することができるものと

します。ただし、その性状が家庭廃棄物と同等のものに限り、蛍光管・水銀体温計等及び小型家電については発生量が家庭廃棄物と同等、その他の品目については品目別の発生量が1収集日につき45リットル（スプレー缶類は1週間につき20リットル）の指定袋1袋相当を限度とします。

(ウ) 動物の死体

家庭等で飼われていた犬・猫等の死体を一般廃棄物として処理する場合は、排出者が市の指示する場所に搬入したものを市が処分する又は市が収集、運搬及び処分することとします。

(エ) 本市が収集しない一般廃棄物

区 分	内 容
排 出 禁 止 物	(1) 水銀、硫酸、塩酸、農薬、劇薬、毒性の強い薬品等の有害性のあるもの (2) ガスボンベ、火薬、発煙物等の危険性のあるもの (3) シンナー、ベンジン、ガソリン等の引火性の強いもの (4) 著しく悪臭を発するもの (5) 液状のもの (6) 土砂、ガレキ、鉄塊、鋼製のロープ、自動車用タイヤ、自動二輪車、原動機付自転車、FRP船、消火器、自動車用鉛蓄電池、大型耐火金庫、大型モーター、ピアノ、FRP浴槽、大型電気温水器、自動車等の収集若しくは処理が著しく困難であるもの又は市の処理施設の機能に支障が生ずるもの (7) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に規定する特定家庭用機器 (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律施行令（平成3年政令第327号）別表第6の1の項の上欄に掲げるパーソナルコンピュータ（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）第5条第1項の規定に基づき、使用済小型電子機器等の再資源化を目的として収集するものを除く。）

その他収集 しないごみ	(1) 火災ごみ (2) 工作物の除去に伴って排出された廃木材

(オ) 収集・運搬計画

区 分		収集・ 運搬 主体	収集 区域	収集 回数	収集方法	運搬先 (注 6)	年間量	
市 収集 (注 1)	可燃ごみ (注 2)	市	全市域	週 2 回	指定袋による原則各戸収集	焼却・溶融施設	376,042 t	
	不燃ごみ			破碎施設		19,661 t		
	粗大ごみ			月 1 回	事前申込制による原則各戸収集	破碎施設	9,875 t	
	蛍光管・水銀 体温計等			随時	拠点回収	△資源化施設	123 t	
	電池類 (注 3)			週 1 回	透明・半透明袋による原則各戸収集	△資源化施設	217 t	
	環境美化ごみ			随時		破碎施設 埋立処分場	1,275 t 6 t	
	資源			空きびん	週 1 回	収集容器によるステーション収集	選別施設 一時保管施設	3,638 t 10,189 t
				空き缶		○選別等施設 一時保管施設	1,460 t 1,697 t	
				ペットボトル	週 1 回	指定袋によるステーション収集	○選別・保管施設	9,478 t
				紙パック	週 2 回	拠点回収		
				紙製容器包装	週 1 回	指定袋によるステーション収集	△選別・保管施設	8,566 t
				プラスチック製容器包装		指定袋による原則各戸収集	△選別・保管施設	26,929 t
				小型家電・充電式家電		随時	拠点回収	—
				食用油	—		67 t	
				許可業者収集	可燃ごみ (注 2)	許可業者	随時	指定袋による収集（可燃ごみ及び不燃ごみに限る）
	不燃ごみ	破碎施設 埋立処分場	2,802 t 28 t					

	実験動物の死体等				△焼却施設	12 t
	食品廃棄物等 (注 4)				△資源化施設	24, 145 t
自己搬入	可燃ごみ	排出者			焼却・熔融施設	59, 794 t
	不燃ごみ				破碎施設 埋立処分場	6, 177 t 3, 958 t
	せん 剪定枝葉・芝 草等 (注 5)				△資源化施設	25, 709 t

(注 1) ごみ及び資源の排出（環境美化ごみ及び収集方法が拠点回収を除く。）については、収集日当日の朝、8 時（中区は 7 時（粗大ごみは除く。））までに排出することとします。

発火性危険物を排出する場合は、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

資源を排出する場合は、当分の間、指定袋の代わりに、透明・半透明の袋も使用できます。

(注 2) 発火性危険物を含みます。

(注 3) 電池類は、令和 4 年 7 月から収集・運搬を開始します。

(注 4) 一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(注 5) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(注 6) 運搬先の欄中○の付いている施設は市及び民間の施設を、△の付いている施設は民間の施設を、その他の施設は市の施設を表します。

小型家電、充電式家電及び食用油については、回収拠点で直接、資源化事業者引き渡します。

イ 中間処理計画

(ア) 焼却・熔融処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	可燃ごみ	市	375, 160 t
	発火性危険物 (使い捨てライター等)		146 t

許可業者収集	可燃ごみ	155,902 t
自己搬入	可燃ごみ	59,794 t
	不燃ごみ	34 t
焼却処理後	焼却灰	20,500 t
破碎処理後	破碎残渣	37,526 t

(イ) 破碎処理計画

区 分		処理主体	年 間 処理量
市 収 集	不燃ごみ	市	19,661 t
	粗大ごみ		9,875 t
	環境美化ごみ		1,275 t
許可業者 収 集	不燃ごみ		2,802 t
自己搬入	不燃ごみ		6,143 t

(ウ) 選別等処理計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物	市	623 t
	空きびん		13,827 t
	空き缶		3,157 t
	ペットボトル		9,478 t
	紙パック		34 t
	紙製容器包装		8,566 t
	プラスチック製容器包装		26,929 t
	蛍光管・水銀体温計等		123 t
	電池類		217 t

ウ 最終処分計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	環境美化ごみ	市	6 t
許 可 業 者 収 集	不燃ごみ		28 t
自 己 搬 入	不燃ごみ		3,839 t
焼却・溶融処理後	焼却灰		11,057 t
	溶融飛灰		5,859 t
破 碎 処 理 後	破碎不燃物		455 t

エ 資源化計画

区 分		処理主体	年間処理量
市 収 集	発火性危険物（スプレー缶類等）	市	477 t
	空きびん		13,656 t
	空き缶		2,965 t
	ペットボトル（キャップ含む）		7,553 t
	紙パック		27 t
	紙製容器包装（古紙含む）		8,348 t
	プラスチック製容器包装		22,421 t
	小型家電・充電式家電		324 t
	食用油		67 t
	紙回収		259 t
	蛍光管・水銀体温計等		123 t
	電池類		217 t
許 可 業 者 収 集 （注１）	食品廃棄物等	許可業者	24,145 t
自 己 搬 入 （注２）	せん 剪定枝葉・芝草等		25,709 t

焼 却 ・ 溶 融 処 理 後	焼却灰	市	10,000 t
	熔融スラグ		42,874 t
	熔融メタル		6,302 t
	熔融飛灰		5,548 t
破 碎 処 理 後	金属回収		1,775 t

(注1) 一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(注2) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(3) 施設の概要

ア 本市が設置する施設の概要

(ア) 焼却・溶融施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
猪 子 石 工 場	名古屋市千種区香流橋一丁目101番	ストーカ式	600 t / 24 h
富 田 工 場	名古屋市中川区吉津四丁目3208番地	ストーカ式	450 t / 24 h
五 条 川 工 場	愛知県あま市中萱津奥野	ストーカ式	560 t / 24 h
鳴 海 工 場	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	シャフト炉式 ガス化溶融炉	530 t / 24 h
北 名 古 屋 工 場	愛知県北名古屋市二子四反地15番地1	シャフト炉式 ガス化溶融炉	660 t / 24 h

(イ) 破碎施設

名 称	所 在 地	型 式	設備規模
大 江 破 碎 工 場	名古屋市港区本星崎町字南4047番地の13	横型回転式 破 碎 機	400 t / 5 h
愛 岐 処 分 場 小規模破碎施設	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	2軸せん断式 回 転 破 碎 機	20 t / 5 h

北 名 古 屋 工 場	愛知県北名古屋市二子四反地15番地 1	2 軸せん断式 回 転 破 碎 機	50 t / 5 h

(ウ) 埋立処分場

名 称	所 在 地	埋立面積	埋立容量
愛 岐 処 分 場	岐阜県多治見市諏訪町川西75番地	252, 590m ²	4, 440, 000m ³
第 二 処 分 場	名古屋市港区潮風町67番地	11, 300m ²	96, 000m ³

(エ) 選別・保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
西資源センター	名古屋市西区新木町61番地及び十方町36番地の 2	空きびん 30 t / 日 空き缶 15 t / 日 ペットボトル 4 t / 日
港 資 源 選 別 セ ン タ ー	名古屋市港区正徳町 6 丁目69番地の 1	空きびん 20 t / 日 空き缶 10 t / 日
南リサイクル プ ラ ザ	名古屋市南区元塩町 6 丁目 8 番地の 5	空きびん 23 t / 日 空き缶 13 t / 日 ペットボトル 9 t / 日 紙パック 2 t / 日

(オ) 保管施設

名 称	所 在 地	設 備 規 模
鳴 海 工 場 内 保 管 施 設	名古屋市緑区鳴海町字天白90番地	空きびん 22 t / 日 空き缶 6 t / 日

イ 処理計画にかかる本市以外の者が設置する処理施設の概要

(ア) 焼却灰資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部リサイクル株式会社	名古屋市港区昭和町18番41、42、43、48、49	焼却灰・溶融飛灰
太平洋セメント株式会社	三重県いなべ市藤原町東禅寺1361番地の 1	焼却灰

三 重 中 央 開 発 株 式 会 社	三重県伊賀市予野字鉢屋 4713番地	
三 池 製 錬 株 式 会 社	福岡県大牟田市新開町 2 番 地 1	溶融飛灰
メ ル テ ッ ク 株 式 会 社	神奈川県横須賀市長坂二丁 目 2 番 1 号	
	栃木県小山市大字梁2333番 地29	

(イ) 食品廃棄物等資源化施設

名 称	設 置 場 所	区 分
中部有機リサイ クル株式会社	名古屋市守山区花咲台二丁 目1102番	食品廃棄物等
株式会社ケミ カルフォース	名古屋市港区潮見町37番10	
双 葉 興 業 株 式 会 社	愛知県北名古屋市六ツ師大 島 131 番地 1	
オオブユニティ 株 式 会 社	愛知県大府市横根町惣作 236 番 1、240 番 1、240 番 6、243 番 1	
株 式 会 社 大 栄 工 業	三重県伊賀市真泥字東山 5024番地の 4 外 3 筆	
株式会社エム・ シー・エス	三重県伊賀市島ヶ原8801番 地の 8	
株 式 会 社 エ イ ゼ ン	愛知県半田市鵜ノ池町 104 番 8	
株 式 会 社 小 枿 屋	愛知県海部郡飛島村木場二 丁目80番	
株 式 会 社 橋 本	岐阜県関市下有知字末洞 5560番 8、5560番32、5562 番 1	

	岐阜県関市尾太町41番、43番	

(ウ) 破碎施設

名 称	設 置 場 所	区 分
名古屋港木材倉庫株式会社	名古屋市南区加福町2丁目2番	せん 剪定枝葉・芝草等

(エ) 焼却施設

名 称	設 置 場 所	区 分
株式会社海部清掃	愛知県あま市西今宿平割二6番地	使い捨てライター等
株式会社美濃ラボ	岐阜県海津市平田町今尾1195番地の1	実験動物の死体等

(オ) その他（選別・圧縮・梱包・保管等）施設

名 称	設 置 場 所	区 分
コスモリサイクル株式会社	愛知県稲沢市福島町沢西95番地の1	発火性危険物及び空き缶
株式会社ヤマショー金属	愛知県弥富市楠一丁目8番	発火性危険物
永一産商株式会社	愛知県海部郡飛島村木場2丁目106番地	蛍光管・水銀体温計等
野村興産株式会社	大阪府大阪市西淀川区中島2丁目4番143号	
	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1	
永一産商株式会社	愛知県海部郡飛島村木場2丁目106番地	電池類
野村興産株式会社	北海道北見市留辺蘂町富士見217番地1	

有 限 会 社 サ イ テ ッ ク	愛知県北名古屋市鍛冶ケ一 色字襟44番地の 2	空きびん
循 環 資 源 株 式 会 社	愛知県豊田市貝津町西向畑 7 番24号	
株 式 会 社 中 西	愛知県豊明市栄町高根 103 番地	
大 成 金 属 株 式 会 社	名古屋市南区忠次一丁目 8 番15号	空き缶
株 式 会 社 石川マテリアル	名古屋市緑区鳴海町字杜若 20番地	
朝 日 金 属 株 式 会 社	名古屋市北区六が池町 555 番地	
神鋼環境メンテ ナンス株式会社	名古屋市港区昭和町13番地	プラスチック製容器 包装
東 海 資 源 株 式 会 社	名古屋市西区見寄町44番地	ペットボトル
株 式 会 社 宮 崎	名古屋市港区十一屋二丁目 53番地	
株 式 会 社 オ ノ セ イ	名古屋市南区弥次エ町 2 丁 目31番地の 1	
大 幸 商 事 株 式 会 社	名古屋市守山区太田井 3 番 5 号	ペットボトル及び紙 製容器包装
株 式 会 社 宮 崎	名古屋市港区十一屋二丁目 10番地	紙製容器包装
	愛知県清須市西堀江2460番 地	
株 式 会 社 藤 川 紙 業	名古屋市昭和区福江二丁目 11番25号	

リメイキング 株 式 会 社	名古屋市南区元塩町 6 丁目 16 番 1

(カ) 埋立処分場

名 称	設 置 場 所	区 分
衣浦港 3 号地廃 棄物最終処分場	愛知県知多郡武豊町字三号 地 1 番地	焼却灰等

3 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 処分計画及び担当事業所

ア 収集・運搬及び処分計画

区 分	収 集 ・ 運 搬					処 分
	主 体	収集区域	収集回数	収集方法	年 間 量	
し 尿	市	全市域	月 2 回 程 度	各戸収集	8,007kl	下 水 道 投 入
浄 化 槽 汚 泥	許可業者		随 時		22,772kl	

(注) ディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉砕し、これを排水処理槽で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体）の排水処理槽の清掃に伴って生じた汚泥は、浄化槽汚泥とみなします。

イ 収集担当事業所

収集担当事業所	収 集 担 当 区
北 環 境 事 業 所	千種、東、北、西、中、守山及び名東
中 川 環 境 事 業 所	中村、熱田、中川及び港
緑 環 境 事 業 所	昭和、瑞穂、南、緑及び天白

(2) 施設の概要

名称	所 在 地	対 象 廃棄物	設備能力	前処理後の 処 分 方 法
下飯田 作業場	名古屋市北区辻本通 1 丁目 39 番地	し 尿	150kl／日	下水道投入

内田橋 作業場	名古屋市熱田区伝馬二丁目 32番10号		150kl／日
港 作業場	名古屋市港区竜宮町21番地	し尿・ 浄化槽 汚 泥	200kl／日

4 参考

(1) 一般廃棄物の市内民間施設での処理（本市委託を除く）

区 分		処理方法	年 間 量	
			市内発生	市外発生
許 可 業 者 収 集	食品廃棄物等 (注1)	飼料化	4,727 t	1,866 t
		堆肥化	14,623 t	2,800 t
自 己 搬 入	焼却灰等	溶 融		22,129 t
	プラスチック製 容器包装	圧縮梱包		664 t
	せん 剪定枝葉・芝草等 (注2)	破 碎	25,709 t	151 t

(注1) 一部、自己搬入、他市町村長の許可を受けた一般廃棄物処理業者による収集・運搬及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(注2) 一部、許可業者による収集・運搬を含みます。

(2) 市内で発生した一般廃棄物の市外民間施設での処理

区 分		処理方法	年 間 量
市 収 集	発火性危険物	選別等	623 t
	空きびん		10,189 t
	空き缶		560 t
	紙製容器包装		1,509 t
	蛍光管・水銀体温計等		123 t
	電池類		217 t

市収集・自己搬入	使い捨てライター等	焼 却	180 t
許 可 業 者 収 集	実験動物の死体等	焼 却	12 t
	食品廃棄物等（注）	資源化	4,795 t
焼却・溶融処理後	焼却灰等	埋 立	12,000 t
		資源化	9,439 t

（注）一部、自己搬入及び「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」に基づいて行う収集・運搬を含みます。

(3) 市外で発生した一般廃棄物の中間処理物の本市処理施設での最終処分

区 分		処理方法	年 間 量
多 治 見 市	溶融飛灰等	埋 立	1,100 t

名古屋市環境局ごみ減量部減量推進室

名古屋市告示第 190号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 4年 3月31日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

「

大幸公園	東区大幸三丁目	図面東 1の 4の区域	昭和31年10 月15日

」

を

「

大幸公園	東区大幸三丁目	図面東 1の 5の区域	昭和31年10 月15日

」

に、

「

洗堰緑地	西区山田町大字大野木字起返、 字野田、字野畑、字洗堰、字瓢 箆、字比良脇、字外新田、字東 新川、字長田、字薄山、字西新	図面西37の 17の区域	昭和46年 8 月 1日

	川、字郷前、字下前、字市場屋敷、大字比良字野市場、大字上小田井字坂井戸、字東古川、字天王下、字野方 北区楠町大字如意字新堀、大字味鉦字落合、大字喜惣治新田字中島、福德町字七合、字溝向、字戸太夫割		

」

を

「

洗堰緑地	西区山田町大字大野木字起返、字野田、字野畑、字洗堰、字瓢箪、字比良脇、字外新田、字東新川、字長田、字薄山、字西新川、字郷前、字下前、字市場屋敷、大字比良字野市場、大字上小田井字坂井戸、字東古川、字天王下、字野方 北区楠町大字如意字新堀、大字味鉦字落合、大字喜惣治新田字中島、福德町字七合、字溝向、字戸太夫割	図面西37の18の区域	昭和46年 8月 1日

」

に、

「

大正橋緑地	中村区稲葉地町字鶉野、岩塚町 字鶉打場、字南鶉打場、字横手 穴、字横手堤付、字山西	図面中村23 の 4の区域	昭和44年 7 月 1日

」

を

「

大正橋緑地	中村区稲葉地町字鶉野、岩塚町 字鶉打場、字南鶉打場、字横手 穴、字横手堤付、字山西	図面中村23 の 5の区域	昭和44年 7 月 1日

」

に、

「

松川橋緑地	守山区幸心三丁目、川宮町	図面守山53 の 5の区域	昭和59年 5 月 1日

」

を

「

松川橋緑地	守山区幸心三丁目、川宮町	図面守山53 の 6の区域	昭和59年 5 月 1日

」

に改めます。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 191号

令和 4年度包括外部監査契約の締結について

令和 4年度の包括外部監査契約を次のとおり締結しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 252条の36第 5項の規定に基づき告示します。

令和 4年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 契約の目的

包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の期間

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

3 契約の金額

10,993,400円を上限とする額

4 費用の算定方法

契約で定める基本費用の額及び契約で定めるところにより算定した執務費用の額を合算した金額に消費税及び地方消費税を加えた額

5 費用の支払方法

監査の結果に関する報告提出後に一括払い

6 契約の相手方

(1) 氏名

大橋 正明

(2) 住所

名古屋市名東区宝が丘 102番地の 3

(3) 資格

公認会計士

名古屋市監査事務局特別監査室

名古屋市告示第 192 号

固定資産の価格等の登録

地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、令和 4 年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しました。

令和 4 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市財政局税務部固定資産税課

名古屋市告示第 193 号

スポーツ開放施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、次のように使用料の収納事務を委託しましたので、同条第 2 項の規定に基づき告示します。

令和 4 年 4 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 委託した相手方

名古屋市昭和区御器所通 3 丁目12番地の 1
公益社団法人名古屋市シルバー人材センター
理事長 小沢 良行

2 収納を委託した使用料

施設の名称等	収納を委託した使用料
教育委員会が所管する中学校の施設	名古屋市学校施設開放に関する規則（昭和51年名古屋市教育委員会規則第24号）第 6 条第 1 項に規定する使用料（スポーツ開放に係るものに限る。）

3 委託期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月31日まで

名古屋市スポーツ市民局スポーツ推進部スポーツ施設室

名古屋市告示第 194号

占用工事の費用算出基準

名古屋市道路管理規則（昭和45年名古屋市規則第55号）第25条第 3項の規定に基づき定められた占用工事の費用の算出基準（昭和58年名古屋市告示第 151号）の一部を次のように改正します。

令和 4年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第 1及び別表第 2を次のように改めます。

名古屋市緑政土木局路政部道路維持課

別表第 1 道路掘削跡復旧費単価

(1) 舗装復旧工事（即路盤用）

工 種 別	単 位	単 価（円）
アスファルトコンクリート舗装（A）	1平方メートル当たり	37,060
	〃	39,360
アスファルトコンクリート舗装（B）	〃	22,900
	〃	22,620
アスファルトコンクリート舗装（C）	〃	16,160
	〃	15,890
アスファルトコンクリート舗装 （C－2）	〃	13,490
	〃	13,080
アスファルトコンクリート舗装（D）	〃	6,610
	〃	6,610
アスファルトコンクリート舗装（E）	〃	12,040
	〃	11,710
アスファルトコンクリート舗装（F）	〃	11,910
	〃	11,590
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	25,460
	〃	25,190
セメントコンクリート舗装	〃	47,840
	〃	49,240

（注）同一工種について、2段の単価区分の上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

(2) 舗装復旧工事（従来路盤用）

工 種 別	単 位	単 価 (円)
アスファルトコンクリート舗装 (A)	1平方メートル当たり	46,970
	〃	39,360
アスファルトコンクリート舗装 (B)	〃	35,110
	〃	22,620
アスファルトコンクリート舗装 (C)	〃	28,260
	〃	15,890
アスファルトコンクリート舗装 (C - 2)	〃	23,960
	〃	13,080
アスファルトコンクリート舗装 (D)	〃	13,020
	〃	6,610
アスファルトコンクリート舗装 (E)	〃	22,510
	〃	11,710
アスファルトコンクリート舗装 (F)	〃	22,420
	〃	11,590
排水性アスファルトコンクリート舗装	〃	37,860
	〃	25,190
セメントコンクリート舗装	〃	57,110
	〃	49,240
準歩道舗装	〃	24,050
	〃	20,340
歩道補強舗装 (A)	〃	32,380
	〃	27,060
歩道補強舗装 (B)	〃	14,880
	〃	8,850
歩道平板舗装	〃	28,030
	〃	12,840
歩道ブロック舗装 (A) (I L B)	〃	23,250
	〃	11,930
歩道ブロック舗装 (B) (透水性 I L B)	〃	27,970
	〃	12,140
歩道ブロック舗装 (C) (I L B)	〃	22,300
	〃	11,930
歩道ブロック舗装 (D) (透水性 I L B)	〃	26,850
	〃	12,140
歩道セメントコンクリート舗装	〃	19,110
	〃	13,870
歩道アスファルトコンクリート舗装	〃	11,110
	〃	6,340
歩道アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	〃	15,400
	〃	6,630
ソイルアスファルトコンクリート舗装	〃	11,050
	〃	6,230

(注) ア 同一工種について、2段の単価区分のあるものは、上段は掘削部分、下段は影響部分の単価を示す。

イ 同一工種について、単価区分のないものは、掘削部分及び影響部分に共通とする。

(3) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
路幅境界	1 メートル 当 た り	25,840
歩車道境界 (A)	〃	26,410
歩車道境界 (B)	〃	25,540
街渠 ^{きよ} (A)	〃	41,940
街渠 ^{きよ} (B)	〃	39,590
L形側溝	〃	36,190
U形側溝 (A)	〃	49,750
U形側溝 (B)	〃	66,020
街渠 ^{きよ} ます (車道用) (A)	1 個 当 た り	134,070
街渠 ^{きよ} ます (歩道用) (B)	〃	132,120
側溝ます	〃	150,670
街路樹根囲い	1 組 当 た り	91,500
区域標設置 (A)	1 点 当 た り	23,180
区域標設置 (B)	〃	32,940
道路中心線 (破線) (A)	1 メートル 当 た り	1,270
道路中心線 (実線) (B)	〃	1,220

(4) 特殊工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
コンクリートカッター切断 (A) (コンクリート系)	1 メートル 当 た り	9,710
コンクリートカッター切断 (B) (アスファルト系)	〃	4,520

(注) 表 (1)～(4)の各単価は消費税を含んだ金額を示す。

別表第 2 路面復旧監督費単価

(1) 路面復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
舗 装 道	1平方メートル当たり	830
砂 利 道	”	110
電 柱 類	1 本 当 た り	1,130

(2) 附帯構造物復旧工事

工 種 別	単 位	単 価 (円)
区 域 標 設 置	1 点 当 た り	950

(注) 表(1) (2)の各単価は消費税の対象外。

名古屋市告示第195号

令和 4年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに
契約の内容に関する事項の閲覧方法

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第 5条第 3項及び第 7条第 5項の規定により、令和 4年度の公共工事の発注見通し、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の閲覧方法を次のとおり告示します。

令和 4年 4月 1日

名古屋市 長	河村 たかし
名古屋市上下水道局長	飯 田 貢
名古屋市交通局長	小 林 史 郎

1 閲覧方法

インターネットを利用し、名古屋市電子調達システムへの掲載により、閲覧に供します。

2 電子調達システムによる閲覧のアドレス

<https://www.chotatsu.city.nagoya.jp>

名古屋市財政局契約部契約監理課
名古屋市上下水道局総務部契約監理課
名古屋市交通局営業本部企画財務部会計課

名古屋市告示第 196号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 4年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定納付受託者の名称

トヨタファイナンス株式会社

2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地

名古屋市西区牛島町 6番 1号

3 指定納付受託者に納入させる歳入

名古屋城観覧料

4 指定納付受託者に指定した日

令和 4年 4月 1日

5 その他

令和 3年 4月 1日付名古屋市告示第 226号における指定代理納付者の指定の告示について、本告示による指定納付受託者の指定に転換することから、指定を取り消す。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課

名古屋市告示第 197号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 2項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定しました。

令和 4年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定納付受託者の名称

株式会社名古屋カード

2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地

名古屋市中区上前津二丁目 4番 5号

3 指定納付受託者に納入させる歳入

名古屋城観覧料

4 指定納付受託者に指定した日

令和 4年 4月 1日

5 その他

令和 3年 4月 1日付名古屋市告示第 227号における指定代理納付者の指定の告示について、本告示による指定納付受託者の指定に転換することから、指定を取り消す。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所管理活用課

名古屋市告示第 198号

家賃算定に関わる利便性係数について

令和 4年度における市営住宅の家賃に関し、名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号）第12条第 3項の規定に基づき、事業主体の定める数値を定めたので、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）第10条第 4項の規定により告示します。

なお、当該家賃に関し、公営住宅法施行令（昭和26年政令第 240号）第 2条第 1項第 2号及び第 3号の数値を算出し、同令第 3条の近傍同種の住宅の家賃を定めたので併せて告示します。

令和 4年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名 称	棟名称	号 数	事業主体 の定める 数 値	規模係数	経過年数 係 数	近傍同種の 住宅の家賃
柳原荘	3棟	101号	0.9242	0.8107	0.9961	107,500円
		102号、 104号、 201号、 202号、 204号、 301号、 302号、 304号、 401号、 402号、 404号、 501号、 502号、 504号、 601号、 602号、 604号、 701号、 702号、 704号、	0.9242	0.7984	0.9961	104,800円

		801号、 802号、 804号、 901号、 902号及び 904 号				
		103号、 203号、 303号、 403号、 503号、 603号、 703号、 803号 及び 903号	0. 9242	0. 9507	0. 9961	124, 700円

名古屋市住宅都市局住宅部住宅管理課

名古屋市告示第 199号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 4年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社トラストバンク
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号
- 3 指定納付受託者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定納付受託者に指定をした日
令和 4年 4月 1日

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 200号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 4年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定納付受託者の名称
三菱UFJニコス株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都文京区本郷三丁目33番 5号
- 3 指定納付受託者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定納付受託者に指定をした日
令和 4年 4月 1日

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 201号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 4年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社名古屋カード
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
名古屋市中区上前津二丁目 4番 5号
- 3 指定納付受託者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定納付受託者に指定をした日
令和 4年 4月 1日

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 202号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 4年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定納付受託者の名称
楽天グループ株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都世田谷区玉川一丁目14番 1号
- 3 指定納付受託者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定納付受託者に指定をした日
令和 4年 4月 1日

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 203号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 4年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社アイモバイル
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都渋谷区桜丘町22番14号N. E. S. ビルN棟 2階
- 3 指定納付受託者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定納付受託者に指定をした日
令和 4年 4月 1日

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 204号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 4年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定納付受託者の名称
P a y P a y 株式会社
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都千代田区紀尾井町 1番 3号
- 3 指定納付受託者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定納付受託者に指定をした日
令和 4年 4月 1日

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 205号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 4年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社D G フィナンシャルテクノロジー
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5番 7号
- 3 指定納付受託者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定納付受託者に指定をした日
令和 4年 4月 1日

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 206号

指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231条の 2の 3第 1項の規定により、
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 4年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 指定納付受託者の名称
株式会社中部しんきんカード
- 2 指定納付受託者の主たる事務所の所在地
名古屋市中区錦一丁目 4番 6号
- 3 指定納付受託者に納入させる歳入
インターネットを利用して納付する寄附金
- 4 指定納付受託者に指定をした日
令和 4年 4月 1日

名古屋市財政局財政部資金課

名古屋市告示第 207号

市民緑地の管理期間の変更について

平成19年名古屋市告示第13号の一部を次のように変更します。

令和 4年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

- 3 市民緑地の管理期間中「平成19年 1月15日から平成34年 3月31日まで」を「平成19年 1月15日から令和 9年 3月31日まで」に変更します。
- 5 縦覧場所中「緑化推進課」を「緑地維持課」に変更します。
- 6 縦覧期間及び縦覧できる時間帯中「平成19年 1月15日から平成24年 3月31日まで」を「平成19年 1月15日から令和 9年 3月31日まで」に、「午前 8時45分から午後 5時15分まで」を「午前 8時45分から午後 5時30分まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

名古屋市告示第 208号

市民緑地の管理期間の変更について

平成29年名古屋市告示第 241号の一部を次のように変更します。

令和 4年 4月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

3 市民緑地の管理期間を次のとおり変更します。

3 市民緑地の管理期間

平成18年11月 1日から令和 9年 3月31日まで

5 縦覧場所中「緑地事業課」を「緑地維持課」に変更します。

6 縦覧期間及び縦覧できる時間帯中「2(1)の市民緑地の関係図面にあつては、平成18年11月 1日から平成34年 3月31日まで、2(2)及び2(3)の市民緑地の関係図面にあつては、平成18年11月 1日から平成39年 3月31日まで」を「平成18年11月 1日から令和 9年 3月31日まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

庁 中 一 般
精神保健福祉センター

名古屋市自殺対策推進本部規程（平成19年名古屋市達第47号）の一部を次のように改正する。

令和 4年 3月29日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後																										
別表	別表																										
<table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>幹事</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>消防局救急部救急課長</td></tr><tr><td>〃</td><td>教育委員会事務局<u>子ども応援委員会制度担当部</u>子ども 応援室長</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	(略)		幹事	(略)	(略)		〃	消防局救急部救急課長	〃	教育委員会事務局 <u>子ども応援委員会制度担当部</u> 子ども 応援室長	(略)		<table><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>幹事</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>〃</td><td>消防局救急部救急課長</td></tr><tr><td><u>〃</u></td><td><u>教育委員会事務局新しい学 校づくり推進部新しい学校 づくり推進室長</u></td></tr><tr><td>〃</td><td>教育委員会事務局<u>新しい学 校づくり推進部</u>子ども応援 室長</td></tr><tr><td>(略)</td><td></td></tr></table>	(略)		幹事	(略)	(略)		〃	消防局救急部救急課長	<u>〃</u>	<u>教育委員会事務局新しい学 校づくり推進部新しい学校 づくり推進室長</u>	〃	教育委員会事務局 <u>新しい学 校づくり推進部</u> 子ども応援 室長	(略)	
(略)																											
幹事	(略)																										
(略)																											
〃	消防局救急部救急課長																										
〃	教育委員会事務局 <u>子ども応援委員会制度担当部</u> 子ども 応援室長																										
(略)																											
(略)																											
幹事	(略)																										
(略)																											
〃	消防局救急部救急課長																										
<u>〃</u>	<u>教育委員会事務局新しい学 校づくり推進部新しい学校 づくり推進室長</u>																										
〃	教育委員会事務局 <u>新しい学 校づくり推進部</u> 子ども応援 室長																										
(略)																											

附 則

この達は、令和 4年 4月 1日から施行する。

名古屋市達第 4 号

庁 中 一 般
各 公 所

課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 防災危機管理局 （略） 危機管理企画室 企 画 係 (1) 危機管理に係る企画及び総合調整に関すること <u>（危機対策室の主管に属するものを除く。）</u>。 (2)～(7) （略） (8) 地域強靱化に係る人材育成の推進に関すること <u>（危機対策室の主管に属するものを除く。）</u>。 (9)～(12) （略） 主 査（地域強靱化に係る人材育成等） (1) 地域強靱化に係る人材育成の推進に関すること <u>（危機対策室の主管に属するものを除く。）</u>。 (2)・(3) （略） <u>主 査（震災対策等）</u>	第 1 条 課の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 防災危機管理局 （略） 危機管理企画室 企 画 係 (1) 危機管理に係る企画及び総合調整に関すること。 (2)～(7) （略） (8) 地域強靱化に係る人材育成の推進に関すること。 (9)～(12) （略） 主 査（地域強靱化に係る人材育成等） (1) 地域強靱化に係る人材育成の推進に関すること。 (2)・(3) （略）

(1) 震災対策に係る企画及び総合調整に関すること（危機対策室の主管に属するものを除く。）。

(2) 地域防災計画に関すること（震災対策に係るものに限る。）。

(3) その他震災対策に係る計画に関すること。

(4) 局長の指定する危機管理に係る企画及び総合調整に関すること。

主 査（風水害対策）

(1) 風水害対策に係る企画及び総合調整に関すること（危機対策室の主管に属するものを除く。）。

(2)・(3) （略）

(略)

地域防災室

地域防災係

(略)

主 査（住民支援）(2)

(1) （略）

(略)

総 務 局

総 務 課

庶 務 係

(1)・(2) （略）

(3) 局事務事業に係る広報の総括に関すること。

主 査（風水害対策）

(1) 風水害対策に係る企画及び総合調整に関すること。

(2)・(3) （略）

想定最大規模災害対策推進室

主 査（想定最大規模災害対策推進）(2)

(1) 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る企画及び総合調整に関すること。

(2) 想定し得る最大規模の災害対策の推進に係る関係機関及び団体との連絡調整に関すること。

(3) 想定し得る最大規模の災害に係る調査研究に関すること。

(4) 想定し得る最大規模の災害に対する防災意識の普及啓発に関すること。

(略)

地域防災室

地域防災係

(略)

主 査（住民支援）(2)

(1) （略）

主 査（要配慮者対策）

(1) 要配慮者対策に係る個別避難計画の作成の推進に関すること。

(略)

総 務 局

総 務 課

庶 務 係

(1)・(2) （略）

(4)～(8) (略)

経 理 係

(1)～(3) (略)

(4) 局所管財産の管理に関すること。

(略)

行 政 部

行政改革推進室

(略)

主 査 (行政評価等)

(1) 行政評価の企画及び総括に関すること。

(2) 局長の指定する行政改革に係る特命事項の処理に関すること。

(略)

主 査 (組織等)

(1) 局長の指定する行政組織に関すること。

(2) 局長の指定する職員の定員管理に関すること。

(3) 局長の指定する行政改革に係る特命事項の処理に関すること。

(略)

情報化推進課

情報化企画係

(1) (略)

(2) 電子市役所の企画及び推進に関すること。

(3)～(6) (略)

主 査 (デジタルトランスフォーメーションの推進) (2)

(1) デジタルトランスフォーメーションの推進に係る企画及び調整に関すること。

(2) (略)

(3)～(7) (略)

経 理 係

(1)～(3) (略)

(4) 局事務事業に係る広報の総括に関すること。

(5) 局所管財産の管理の調整に関すること。

(略)

行 政 部

行政改革推進室

(略)

(略)

(略)

デジタル改革推進課

デジタル改革推進係

(1) (略)

(2) デジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。

(3)～(6) (略)

主 査 (デジタルトランスフォーメーションの推進) (3)

(1) 局長の指定するデジタルトランスフォーメーションの推進に関すること。

(2) (略)

主 査 (システム標準化)

(1) 情報システムの標準化に向けた調整に関すること。

(2) 局長の指定する情報化施策の総合的な企画及び推進に関すること。

(略)

情報基盤管理係

(1)～(4) (略)

主 査 (電子情報の保護対策)

(1) (略)

(2) その他局長の指定する電子情報の保護対策に関すること。

職 員 部

人 事 課

調 査 係

(略)

主 査 (定年延長に係る任用制度等)

(1) (略)

(略)

給 与 課

給 与 係

(1)～(5) (略)

(略)

情報基盤係

(1)～(4) (略)

主 査 (電子情報の保護対策)

(1) (略)

(2) 局長の指定する電子情報の保護対策に関すること。

主 査 (次期情報基盤の整備)

(1) 行政情報ネットワークの利用計画、技術普及及び維持管理に関すること。

(2) 次期行政情報ネットワークの整備に関すること。

(3) 局長の指定する次期情報基盤の整備に関すること。

職 員 部

人 事 課

調 査 係

(略)

主 査 (定年延長に係る任用制度等)

(1) (略)

主 査 (職員情報システムの再構築・人事事務改善)

(1) 職員情報システムの再構築に関する
こと (給与課の主管に属するものを除く。)

(2) 人事事務の改善に係る企画及び調整
に関すること。

(略)

給 与 課

給 与 係

(1)～(5) (略)

主 査 (職員情報システムの再構築・給与事務改善)

(1) 職員情報システムの再構築に関する
こと (人事課の主管に属するものを除く。)

(2) 給与事務の改善に係る企画及び調整
に関すること。

(略) 企 画 部 企 画 課 企 画 係 (1)～(4) (略) <u>(5) S D G s の推進に係る調整に関する</u> <u>こと。</u> <u>(6) 水に係る施策の調整に関すること。</u> <u>(7) その他局長の指定する事項に係る企</u> <u>画及び連絡調整に関すること。</u> <u>(8) 部内他課室の主管に属しないこと。</u> 主 査 (企画) (2) (1) (略) (2) <u>その他局長の指定する事項に係る企</u> <u>画及び連絡調整に関すること。</u> 主 査 (企画・水に係る施策 の調整) (2) (1) (略) (2) S D G s の推進に係る調整に関する こと。 (3) (略) (4) <u>その他局長の指定する事項に係る企</u> <u>画及び連絡調整に関すること。</u> (略) 総合調整部 総合調整室 主 査 (調整) (2)	(略) 企 画 部 企 画 課 企 画 係 (1)～(4) (略) <u>(5) 局長の指定する事項に係る企画及び</u> <u>連絡調整に関すること。</u> <u>(6) 部内他課室係の主管に属しないこ</u> <u>と。</u> 主 査 (企画) (2) (1) (略) (2) 局長の指定する事項に係る企画及び 連絡調整に関すること。 調 査 係 <u>(1) 局長の指定する重要事項の調査研究</u> <u>及び企画に関すること。</u> <u>(2) S D G s の推進に係る調整に関する</u> <u>こと。</u> <u>(3) 水に係る施策の調整に関すること。</u> <u>(4) 局長の指定する事項に係る企画及び</u> <u>連絡調整に関すること。</u> 主 査 (企画・水に係る施策 の調整) (2) (1) (略) (2) <u>局長の指定する S D G s の推進に係</u> <u>る調整に関すること。</u> (3) (略) (4) 局長の指定する事項に係る企画及び 連絡調整に関すること。 (略) 総合調整部 総合調整室 調 整 係 <u>(1) 重要事項の総合調整に関すること。</u> <u>(2) 特命に係るプロジェクトの推進及び</u> <u>調整に関すること。</u> <u>(3) その他特命事項の処理に関するこ</u> <u>と。</u> <u>(4) 部内他室の主管に属しないこと。</u> 主 査 (調整)

- (1) 重要事項の総合調整に関すること。
- (2) 特命に係るプロジェクトの推進及び調整に関すること。
- (3) その他特命事項の処理に関すること。
- (4) 総合調整室の庶務及び経理に関すること。
- (5) 部内他室の主管に属しないこと。
- 主 査（公民連携推進に係る企画調整）
- (1)・(2) (略)
- (略)
- アジア競技大会推進室
- (略)
- 主 査（アジア競技大会に係る連絡調整）(6)
- (1)・(2) (略)
- 主 査（アジア競技大会の推進に係る特命事項の処理）
- (1) 局長の指定するアジア競技大会に係る特命事項の処理に関すること。
- (略)
- 財 政 局
- 総 務 課
- 庶 務 係
- (1) 局内の文書及び予算決算に関すること。
- (2)・(3) (略)
- (4) 局事務事業の広報の総括に関すること。
- (5)・(6) (略)

- (1) 局長の指定する重要事項の総合調整に関すること。
- (2) 局長の指定する特命に係るプロジェクトの推進及び調整に関すること。
- (3) 局長の指定するその他特命事項の処理に関すること。
- 主 査（公民連携推進に係る企画調整）(2)
- (1)・(2) (略)
- (略)
- アジア競技大会推進室
- (略)
- 主 査（アジア競技大会に係る連絡調整）(11)
- (1)・(2) (略)
- (略)
- 財 政 局
- 総 務 課
- 庶 務 係
- (1) 局内の文書及び公印の管守に関すること。
- (2) 局内事務事業の連絡調整に関すること。
- (3) 局内の予算決算に関すること。
- (4)・(5) (略)
- (6) 局事務事業に係る広報の総括に関すること。
- (7)・(8) (略)
- 主 査（企画経理）
- (1) 局内の予算決算に関すること。
- (2) 局内重要事項の企画、調査及び総合調整に関すること。
- (3) 局事務事業の事務改善の総括及び行政評価の実施に関すること。
- (4) 局事務事業に係る広報の総括に関する

(略)

財 政 部

財 政 課

(略)

主 査（予算に係る企画調整
等）(2)

(1)・(2) (略)

(略)

税 務 部

税 制 課

税 務 係

(1)～(12) (略)

(13) 市税事務所及び部内他課室公所係
の主管に属しないこと。

主 査（子育て世帯への臨時
特別給付に係る調
整）(2)

(1) (略)

(略)

税務システム整備室

ること。

(5) 局所管財産の管理の調整に関するこ
と。

(6) その他局長の指定する特命事項の処
理に関すること。

(略)

財 政 部

財 政 課

(略)

主 査（予算に係る企画調整
等）(3)

(1)・(2) (略)

(略)

税 務 部

税 制 課

税 務 係

(1)～(12) (略)

(13) 市税事務所及び部内他課公所係の
主管に属しないこと。

主 査（子育て世帯への臨時
特別給付に係る調
整）

(1) (略)

(略)

税務システム推進課

システム企画係

(1) 税務事務のデジタル化の推進に係る
企画、調査研究及び調整に関するこ
と。

(2) 税務事務の改善に係る企画及び調整
に関すること。

(3) 税務窓口の運営に係る調整に関する
こと。

(4) 他係の主管に属しないこと。

主 査（税務事務のデジタル
化の推進・事務改
善）

(1) 税務事務のデジタル化の推進に係る
特命事項の処理に関すること。

(2) 税務事務のデジタル化の推進に伴う
事務の改善に係る企画及び調整に関す
ること。

主 査（市税事務所移転・事

- (1) (略)
- (2) 税務総合情報システムの再構築に関すること。
- (3) その他税務事務の電算化に関すること。
- (4) 税務事務の改善に係る企画及び調整に関すること。

- (1) 税務総合情報システムの再構築に関すること。
- (2) 税務総合情報システムの再構築に伴う事務の改善に係る企画及び調整に関すること。

- (1) 市税事務所の移転整備に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 税務事務（税務総合情報システムの再構築及び税務窓口に係るものを除く。）の改善に係る企画及び調整に関すること。

- (1) 税務窓口の事務の改善に係る企画及び調整に関すること。

(略)
スポーツ市民局
(略)
地域振興部
区政課

- (1) 市税事務所の移転整備に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 税務事務（税務事務のデジタル化の推進及び税務窓口に係るものを除く。）の改善に係る企画及び調整に関すること。

- (1) 税務窓口の事務の改善に係る企画及び調整に関すること。

- (1) (略)
- (2) 地方税共同機構との連絡調整に関すること。

(略)
スポーツ市民局
(略)
地域振興部
区政課

管 理 係

(1)～(11) (略)

(12) 特別定額給付金等に関すること。

(13) (略)

主 査 (区役所の庁舎営繕等) (2)

(1) 局長の指定する区役所の庁舎営繕等に係る企画及び調整に関すること。

(略)

市民生活部

地域安全推進課

(略)

主 査 (再犯防止の推進)

(1) 再犯防止の推進に係る企画及び調整に関すること。

広 聴 課

企 画 係

(1) 広聴の企画及び調査研究に関すること。

(2) 広聴に係る市区等の連絡調整に関すること。

(3) 市民相談に関すること。

(4) コールセンターに関すること。

(5) 他係の主管に属しないこと。

主 査 (相談)

(1) 市民相談に関すること。

(2) その他局長の指定する広聴に関すること。

広 聴 係

(1)～(3) (略)

管 理 係

(1)～(11) (略)

(12) (略)

主 査 (区役所の庁舎営繕等) (2)

(1) 局長の指定する区役所及び区役所支所の庁舎営繕等に係る企画及び調整に関すること。

主 査 (中村区役所等複合庁舎地下連絡通路の整備)

(1) 中村区役所等複合庁舎に係る地下連絡通路の整備に関すること。

(略)

市民生活部

地域安全推進課

(略)

広 聴 課

広 聴 係

(1) 広聴の企画及び調査研究に関すること。

(2) 広聴に係る市区等の連絡調整に関すること。

(3) 市民相談に関すること。

(4) コールセンターに関すること。

(5)～(7) (略)

主 査 (相談)

(略) 消費生活課 (略) 主 査 (試験) <u>(1) 消費生活用品等の品質に係る試験、研究及び指導に関すること。</u> (略) スポーツ推進部 スポーツ振興室 スポーツ振興係 (1)・(2) (略) <u>(3)～(8) (略)</u> 主 査 (障害者スポーツ) (1) 障害者スポーツの普及及び振興に関すること。 (2) 障害者スポーツセンターに関すること。 (3) (略) スポーツ施設室 スポーツ施設係 (1)～(3) (略) <u>(4) 中学校施設のスポーツ開放に関すること。</u> <u>(5)・(6) (略)</u>	<u>(1) 局長の指定する広聴の企画及び調査研究に関すること。</u> <u>(2) 局長の指定する市民相談に関すること。</u> <u>(3) 局長の指定するコールセンターに関すること。</u> <u>(4) 局長の指定する調査広聴に関すること。</u> <u>(5) その他局長の指定する広聴に関すること。</u> (略) 消費生活課 (略) (略) スポーツ推進部 スポーツ振興室 スポーツ振興係 (1)・(2) (略) <u>(3) 中学校施設のスポーツ開放に関すること。</u> <u>(4)～(9) (略)</u> 主 査 (障害者スポーツ) (1) <u>局長の指定する障害者スポーツの普及及び振興に関すること。</u> (2) <u>局長の指定する障害者スポーツセンターに関すること。</u> (3) (略) 主 査 (新たな障害者スポーツセンターの整備等) <u>(1) 新たな障害者スポーツセンターの整備に関すること。</u> <u>(2) 局長の指定する障害者スポーツの普及及び振興に関すること。</u> スポーツ施設室 スポーツ施設係 (1)～(3) (略) <u>(4)・(5) (略)</u>

(略)	(略)
主 査 (アジア競技大会に係る施設整備等)	主 査 (アジア競技大会に係る施設整備等) <u>(2)</u>
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(略)	(略)
経 済 局	経 済 局
(略)	(略)
イノベーション推進部	イノベーション推進部
(略)	(略)
スタートアップ支援室	スタートアップ支援室
スタートアップ支援係	スタートアップ支援係
(略)	(略)
主 査 (スタートアップ支援に係る企画調整)	主 査 (スタートアップ支援に係る企画調整)
(1) (略)	(1) (略)
	<u>主 査 (スタートアップ支援に係る特命事項の処理)</u>
	<u>(1) スタートアップの支援に係る特命事項の処理に関すること。</u>
(略)	(略)
観光文化交流局	観光文化交流局
(略)	(略)
観光交流部	観光交流部
(略)	(略)
国際交流課	国際交流課
(略)	(略)
<u>主 査 (多文化共生推進に係る企画調整)</u>	
<u>(1) 局長の指定する多文化共生社会の形成に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。</u>	
(略)	(略)
M I C E 推進室	M I C E 推進室
M I C E 推進係	M I C E 推進係
(略)	(略)
主 査 (国際展示場機能強化)	主 査 (国際展示場機能強化) <u>(2)</u>
(1) (略)	(1) (略)
主 査 (国際会議場機能強化)	主 査 (国際会議場機能強化)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
	<u>主 査 (G 7 誘致等に係る企</u>

文化歴史まちづくり部 文化振興室 (略) 文化施設係 (略) 主 査（文化施設に係る企画調整等） (1)・(2) (略) 歴史まちづくり推進室 (略) 事業推進係 (1) (略) (2) <u>揚輝荘</u>の修復、整備等に関する こと。 (3)・(4) (略) 環 境 局 (略) 環境企画部 環境企画課 (略) 施策推進係 (略) 主 査（SDG s 未来創造ク ラブの推進） (1) <u>SDG s 未来創造クラブの推進に関 すること。</u> (略) 低炭素都市推進課 市民活動推進係 (1) <u>低炭素都市の推進に係る施策の企画</u>	画調整）(3) (1) <u>G 7 の誘致等に係る企画及び調整に 関すること。</u> 文化歴史まちづくり部 文化芸術推進課 (略) 文化施設係 (略) 主 査（文化施設に係る企画調整等） (1)・(2) (略) 主 査（市民会館の整備） (1) <u>市民会館の整備に関すること。</u> 歴史まちづくり推進室 (略) 事業推進係 (1) (略) (2) <u>歴史的建造物の修復、整備等に関す ること。</u> (3)・(4) (略) 主 査（歴史的建造物の整備 推進） (1) <u>歴史的建造物の修復、整備等に関す ること。</u> 環 境 局 (略) 環境企画部 環境企画課 (略) 施策推進係 (略) 主 査（SDG s まちづくり の推進） (1) <u>SDG s を通じた持続可能なまちづ くりの推進に関すること。</u> (略) 脱炭素社会推進課 脱炭素社会推進係 (1) <u>脱炭素社会の実現に向けた施策の企</u>

及び総合調整に関すること。 (2) (略) (3) <u>低炭素都市の推進に係る市民活動の推進に関すること。</u> (4) <u>低炭素都市の推進に係るエネルギー対策の企画及び調整に関すること。</u> (5)・(6) (略) 主 査 (再生可能エネルギー) (1) <u>低炭素都市の推進に係るエネルギー対策の企画及び調整に関すること。</u> (2) (略) 事業活動推進係 (1) <u>低炭素都市の推進に係る事業活動の促進に関すること。</u> (2) <u>低炭素都市の推進に係るエネルギー対策の指導に関すること。</u> (3)・(4) (略) 地域環境対策部 地域環境対策課 保 全 係 (1) (略) (2) <u>特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること。</u> (3) <u>公害の苦情処理等に係る統計に関すること。</u> (4)・(5) (略) 水質地盤係 (1)・(2) (略) (略) 環境影響評価係 (1)・(2) (略) 主 査 (環境影響評価) (1) <u>局長の指定する環境影響評価制度の</u>	画及び総合調整に関すること。 (2) (略) (3) <u>脱炭素社会の実現に向けた市民活動の推進に関すること。</u> (4) <u>脱炭素社会の実現に向けたエネルギー対策の企画及び調整に関すること。</u> (5)・(6) (略) 主 査 (再生可能エネルギー) (1) <u>脱炭素社会の実現に向けたエネルギー対策の企画及び調整に関すること。</u> (2) (略) 事業活動推進係 (1) <u>脱炭素社会の実現に向けた事業活動の促進に関すること。</u> (2) <u>脱炭素社会の実現に向けたエネルギー対策の指導に関すること。</u> (3)・(4) (略) 地域環境対策部 地域環境対策課 保 全 係 (1) (略) (2)・(3) (略) 水質地盤係 (1)・(2) (略) 主 査 (水循環) (1) <u>環境保全上健全な水循環の確保に関すること。</u> (略) 環境影響評価係 (1)・(2) (略) (3) <u>特定工場における公害防止組織並びに公害防止協定及び環境保全協定に関すること。</u> (4) <u>公害の苦情処理等に係る統計に関すること。</u>

<u>実施に関すること。</u> <u>(2) 環境影響評価審査会に関すること。</u> (略) 公害保健課 保健企画係 (1)～(3) (略) <u>(4) (略)</u> (略) <u>給付係</u> <u>(1) 公害に係る医療費等の支払に関する</u> <u>こと。</u> ごみ減量部 (略) 資源化推進室 主 査 (事業系ごみ対策) (1)～(4) (略) (5) 事業者環境推進員に関すること (低炭素都市推進課の主管に属するものを除く。) (6) (略) (略) 健康福祉局 (略) 監 査 課 調 査 係 (1)～(10) (略) <u>(11) 災害援護資金の貸付け及び局長の</u> <u>指定する生活保護に関する債権の管理</u> <u>及び回収に係る企画及び指導に関する</u> <u>こと。</u> <u>(12) (略)</u> <u>主 査 (債権管理の推進)</u> <u>(1) 災害援護資金の貸付け及び局長の指</u> <u>定する生活保護に関する債権の管理及</u> <u>び回収に係る企画及び指導に関するこ</u> <u>と。</u> 監 査 係 (1)・(2) (略)	(略) 公害保健課 保健企画係 (1)～(3) (略) <u>(4) 公害に係る医療費等の支払に関する</u> <u>こと。</u> <u>(5) (略)</u> <u>主 査 (給付)</u> <u>(1) 公害に係る医療費等の支払に関する</u> <u>こと。</u> (略) ごみ減量部 (略) 資源化推進室 主 査 (事業系ごみ対策) (1)～(4) (略) (5) 事業者環境推進員に関すること (脱炭素社会推進課の主管に属するものを除く。) (6) (略) (略) 健康福祉局 (略) 監 査 課 調 査 係 (1)～(10) (略) <u>(11) (略)</u> 監 査 係 (1)・(2) (略)

(略) 高齢福祉部 (略) 介護保険課 (略) 主 査 (厚生院のあり方検討に係る調整) (1) 厚生院のあり方の検討に係る調整に関すること (保護課の主管に属するものを除く。) (略) 主 査 (給付の適正化に係る企画調整) (1)～(3) (略) 障害福祉部 障害企画課 (略) 福 祉 係 (略) 主 査 (難病対策) (1) (略) (略) 生活福祉部 保 護 課 (略) 主 査 (厚生院のあり方検討) (1) 厚生院のあり方の検討に関すること。 (2) 局長の指定する保護施設の運営に係る企画及び調整に関すること。 主 査 (援護事業・保護施設) (1) (略)	(3) 社会福祉連携推進法人に係る認定、認可及び指導監査に関すること。 (略) 高齢福祉部 (略) 介護保険課 (略) 主 査 (厚生院に係る連絡調整) (1) 厚生院に係る連絡調整に関すること (保護課の主管に属するものを除く。) (略) 主 査 (給付適正化の推進) (1)～(3) (略) (4) 介護給付適正化事業の推進に関すること。 障害福祉部 障害企画課 (略) 福 祉 係 (略) 主 査 (難病対策) (1) (略) 主 査 (総合リハビリテーションセンターのあり方検討) (1) 総合リハビリテーションセンターのあり方の検討に関すること。 (略) 生活福祉部 保 護 課 (略) 主 査 (厚生院に係る総合調整) (1) 厚生院に係る総合調整に関すること。 主 査 (援護事業・保護施設) (1) (略)

(2) 保護施設の運営に係る企画及び調整
に関すること（厚生院のあり方の検討
を除く。）。

(3)・(4) (略)
(略)

主 査（自立支援の推進）

(1) 生活保護制度に係る自立支援施策の
企画及び調整に関すること。

(2) 局長の指定する生活保護に係る企画
及び調整に関すること。

(略)

保険年金課
事務係

(1)～(4) (略)

(5) 国民健康保険及び国民年金システム
に係る企画及び調整に関すること。

(6) (略)

主 査（国民健康保険・国民
年金システムに係る
企画調整）

(1) 国民健康保険及び国民年金システム
に係る企画及び調整に関すること。

(略)

保険料係

(1) (略)

(2) 国民健康保険の被保険者資格、被保
険者証及び保険料に関する調査統計及
び事務調整に関すること。

(3) 国民健康保険の保険料徴収に関する
企画及び指導に関すること。

主 査（収納指導）(6)

(1) 国民健康保険の保険料徴収に関する
企画及び指導に関すること。

(2) 国民健康保険の保険料に係る局長の
指定する滞納整理事務の推進に関する
こと。

(2) 保護施設の運営に係る企画及び調整
に関すること。

(3)・(4) (略)
(略)

(略)

保険年金課
事務係

(1)～(4) (略)

(5) 国民健康保険及び国民年金システム
に係る調整に関すること。

(6) 保険年金システムの再構築に関する
こと。

(7) (略)

主 査（保険年金システム再
構築等）(2)

(1) 保険年金システムの再構築に関する
こと。

(2) 国民健康保険及び国民年金システム
に係る調整に関すること。

(略)

保険料係

(1) (略)

(2) 国民健康保険の被保険者資格、被保
険者証及び保険料賦課に係る調査統計
及び事務調整に関すること。

収納対策係

(1) 国民健康保険の保険料の収納に係る
調査統計及び事務調整に関すること。

医療福祉課 後期高齢者医療係 (1)～(4) (略) (5) 後期高齢者医療システムに係る<u>企画及び調整</u>に関すること。 (6) (略) 主 査 (後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る<u>企画調整</u>) (1) 後期高齢者医療及び福祉医療費システムに係る<u>企画及び調整</u>に関すること。 福祉医療係 (1)～(5) (略) (6) 福祉医療費システムに係る<u>企画及び調整</u>に関すること。 健康部 保健医療課 地域医療係 (1)～(6) (略) (7) <u>部内他課公所係</u>の主管に属しないこと。 (略) 主 査 (<u>陽子線がん治療施設事業</u>) (1) <u>陽子線がん治療施設の広域的な利用の促進等</u>に関すること。 主 査 (中央看護専門学校に係る総合調整)	(2) <u>国民健康保険の保険料徴収に係る企画及び指導</u>に関すること。 (3) <u>国民健康保険の保険料に係る局長の指定する徴収事務の推進</u>に関すること。 主 査 (滞納整理) (4) (1) <u>国民健康保険の保険料徴収に係る企画及び指導</u>に関すること。 (2) <u>国民健康保険の保険料に係る局長の指定する徴収事務の推進</u>に関すること。 医療福祉課 後期高齢者医療係 (1)～(4) (略) (5) 後期高齢者医療システムに係る調整に関すること。 (6) <u>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に係る企画及び調整</u>に関すること。 (7) (略) 主 査 (後期高齢者医療・福祉医療費システムに係る調整) (1) 後期高齢者医療及び福祉医療費システムに係る調整に関すること。 福祉医療係 (1)～(5) (略) (6) 福祉医療費システムに係る調整に関すること。 健康部 保健医療課 地域医療係 (1)～(6) (略) (7) <u>部内他課室公所係</u>の主管に属しないこと。 (略) 主 査 (中央看護専門学校に係る総合調整)

(1) (略) (略) 健康増進課 推 進 係 (1)～(9) (略) <u>(10) (略)</u> (略) 環境薬務課 (略) 主 査 (八事斎場再整備) (1) (略) (略) 新型コロナウイルス感染症対策部 (略) 新型コロナウイルス感染症対策室 企 画 係 (1) (略) <u>(2) 局長の指定する新型コロナウイルス ワクチンに係る調整に関すること。</u> (3) (略) (略) 主 査 (新型コロナウイルス ワクチンに係る調 整) (11) <u>(1) 局長の指定する新型コロナウイルス ワクチンに係る調整に関すること。</u> 推 進 係 (1) (略)	(1) (略) 主 査 (健康危機管理対応力 強化に係る調整) <u>(1) 局長の指定する健康危機管理対応力 の強化に係る調整に関すること。</u> (略) 健康増進課 推 進 係 (1)～(9) (略) <u>(10) 局長の指定する食品表示に関する こと。</u> <u>(11) (略)</u> (略) 環境薬務課 (略) 主 査 (八事斎場再整備) <u>(2)</u> (1) (略) (略) 新型コロナウイルス感染症対策部 (略) 新型コロナウイルス感染症対策室 企 画 係 (1) (略) <u>(2) 局長の指定する新型コロナウイルス 感染症対策に係る保健センターの支援 に関すること。</u> (3) (略) (略) 主 査 (新型コロナウイルス 感染症対策に係る保 健センターの支援) <u>(3)</u> <u>(1) 局長の指定する新型コロナウイルス 感染症対策に係る保健センターの支援 に関すること。</u> 推 進 係 (1) (略)

(2) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。

(3) (略)

主 査 (新型コロナウイルス感染症対策の推進)
(6)

(1) (略)

主 査 (新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援)
(3)

(1) 局長の指定する新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。

主 査 (新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設)

(1)・(2) (略)

子ども青少年局

(略)

保 育 部

保育企画室

(略)

主 査 (給付等)

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者並びに施設等利用給付認定保護者への支払に関すること。

(2) (略)

主 査 (幼児教育・保育無償化に係る調整)

(1) 幼児教育・保育の無償化に係る調整に関すること。

(2) (略)

主 査 (新型コロナウイルス感染症対策の推進)
(7)

(1) (略)

主 査 (新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設)

(1)・(2) (略)

ワクチン接種推進係

(1) 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。

主 査 (新型コロナウイルスワクチンに係る調整)
(12)

(1) 局長の指定する新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。

子ども青少年局

(略)

保 育 部

保育企画室

(略)

主 査 (給付等)

(1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者への支払に関すること。

(2) (略)

主 査 (幼児教育・保育無償化等)

(1) 特定子ども・子育て支援施設等の確認に関すること。

(2) 施設等利用給付認定保護者への支払に関すること。

(略) 子ども未来企画部 子ども未来企画室 (略) 主 査（子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理） (1) 局長の指定する子ども等の支援の推進に係る特命事項の処理に関すること。 主 査（子育て世帯への臨時特別給付）(2) (1) (略) (略) 住宅都市局 (略) 企画経理課 (略) 主 査（企画調整）(2) (1) (略) (略) 都市計画部 都市計画課 (略) 主 査（緑地計画） (1)・(2) (略) (略) 都市景観室 調査企画係 (1)・(2) (略) (3)～(5) (略) 主 査（地区景観整備） (1) 都市景観形成地区に関すること。	(略) 子ども未来企画部 子ども未来企画室 (略) 主 査（子育て世帯への臨時特別給付） (1) (略) (略) 住宅都市局 (略) 企画経理課 (略) 主 査（企画調整）(3) (1) (略) (2) 局事務事業に係る広報の総括に関すること。 (略) 都市計画部 都市計画課 (略) 主 査（緑地計画・都市施策） (1)・(2) (略) (3) 長期都市施策に係る企画、調査及び調整に関すること。 (略) ウォークابل・景観推進室 都市景観係 (1)・(2) (略) (3) 都市景観の整備に関する調査、企画及び事業に関すること。 (4)～(6) (略) ウォークابل推進係 (1) 地域のまちづくりに係る調査、企画及び調整に関すること。

(略)

交通企画課

企画調査係

(1)・(2) (略)

(3) 交通問題調査会に関すること。

(4)～(6) (略)

(7) 他係の主管に属しないこと。

主 査 (総合交通計画)

(1) (略)

(2) 交通問題調査会に関すること。

(3) (略)

(2) 地域のまちづくりに係る相談及び支援に関すること。

(3) 沿道等の滞在快適性向上に関すること。

主 査 (エリアリノベーション)

(1) 局長の指定する地区のエリアリノベーションに関すること。

主 査 (既存建築ストックの活用)

(1) 局長の指定する地区の既存建築物の保全及び活用における用途変更の調整に関すること。

(略)

交通企画課

企画調査係

(1)・(2) (略)

(3)～(5) (略)

(6) 総合駅の整備に係る連絡調整に関すること。

(7) 駐車場の企画、設置及び管理運営に関すること。

(8) 路外駐車場の監督に関すること。

(9) 建築物の駐車施設の附置の特例に関すること。

(10) 駐車施策に係る企画及び調整に関すること。

(11) 市が出資する第3セクターが経営する鉄軌道事業に係る企画及び経営の管理に関すること。

(12) 交通問題調査会に関すること。

主 査 (総合交通計画)

(1) (略)

(2) (略)

(3) 総合駅の整備に係る連絡調整に関すること。

(4) 市が出資する第3セクターが経営する鉄軌道事業に係る企画及び経営の管理に関すること。

(5) 交通問題調査会に関すること。

主 査 (駐車場のあり方検

- 施策推進係
- (1) 交通まちづくりに係る企画、計画及び推進に関すること。
- 主 査（新たな路面公共交通システムの導入調整）
- (1) 新たな路面公共交通システムの導入の調整に関すること。
- 交通施設管理課
施設管理係
- (1) 総合駅の整備に係る連絡調整に関すること。
- (2) 駐車場の企画、設置及び管理運営に関すること。
- (3) 路外駐車場の監督に関すること。
- (4) 建築物の駐車施設の附置の特例に関すること。
- (5) 駐車施策に係る企画及び調整に関すること。
- (6) 他係の主管に属しないこと。
- 経営管理係
- (1) 市が出資する第3セクターが経営する鉄軌道事業に係る企画及び経営の管理に関すること。
- 主 査（ガイドウェイバス次期車両更新等）
- (1) ガイドウェイバスの次期車両更新等に関すること。

- 討）
- (1) 駐車場の企画、設置及び管理運営に関すること。
- (2) 路外駐車場の監督に関すること。
- (3) 建築物の駐車施設の附置の特例に関すること。

- 交通事業推進室
交通事業推進係
- (1) 名古屋ガイドウェイバス株式会社が経営する軌道事業に係る企画及び経営の管理に関すること。
- (2) 新たな路面公共交通システムの導入に関すること。
- 主 査（ガイドウェイバス次期車両更新等）

営繕部 企画保全課 (略) 企画係 (1)～(4) (略) <u>(5) 民間の活力を活用した公共施設等の整備の推進に関すること。</u> 主 査 (民間活力による施設整備の推進) (2) <u>(1) 民間の活力を活用した公共施設等の整備の推進に関すること。</u> 主 査 (国際展示場整備に係る調整) (3) <u>(1) 国際展示場の整備に係る調査、設計及び施工の調整に関すること。</u> 主 査 (国際会議場整備に係る調整) <u>(1) 国際会議場の整備に係る調査、設計及び施工の調整に関すること。</u> (略) 営繕課 建築第一係 建築第二係 建築第三係 (1)～(5) (略) <u>(6) (略)</u> 土木係 (略) 主 査 (南陽工場等整備) (1) (略)	<u>(1) ガイドウェイバスの次期車両更新等に関すること。</u> 主 査 (新たな路面公共交通システムの導入調整) <u>(1) 新たな路面公共交通システムの導入の調整に関すること。</u> 営繕部 企画保全課 (略) 企画係 (1)～(4) (略) (略) 営繕課 建築第一係 建築第二係 建築第三係 (1)～(5) (略) <u>(6) 民間の活力を活用した市設建築物等の整備の推進に関すること (建築第一係に限る。)</u> <u>(7) (略)</u> 土木係 (略) 主 査 (南陽工場等整備) (1) (略) 主 査 (民間活力による施設整備の推進) (2) <u>(1) 民間の活力を活用した市設建築物等</u>

	<u>の整備の推進に関すること。</u> <u>主 査（国際展示場整備に係る調整）（3）</u> <u>（1）国際展示場の整備に係る調査、設計及び施工の調整に関すること。</u> <u>主 査（国際会議場整備に係る調整）</u> <u>（1）国際会議場の整備に係る調査、設計及び施工の調整に関すること。</u> （略） 建築指導部 （略） 建築審査課 審査総括係 （1）～（3） （略） <u>（4）独立行政法人住宅金融支援機構受託業務に係る事務手続に関すること。</u> <u>（5）～（10） （略）</u> 建築審査係 （1）～（6） （略） <u>（7）独立行政法人住宅金融支援機構受託業務のうち設計審査及び現場審査に関すること。</u> <u>（8） （略）</u> （略） 建築安全推進課 建築防災係 （1）～（7） （略） <u>（8） （略）</u> （略） 住 宅 部 住宅企画課 （略） 民間住宅係 （1）～（5） （略） （6） <u>マンション管理</u> の支援等に関すること。 （7）・（8） （略） 主 査（居住支援の促進等） （1）・（2） （略）
	<u>の整備の推進に関すること。</u> <u>主 査（国際展示場整備に係る調整）（3）</u> <u>（1）国際展示場の整備に係る調査、設計及び施工の調整に関すること。</u> <u>主 査（国際会議場整備に係る調整）</u> <u>（1）国際会議場の整備に係る調査、設計及び施工の調整に関すること。</u> （略） 建築指導部 （略） 建築審査課 審査総括係 （1）～（3） （略） <u>（4）～（9） （略）</u> 建築審査係 （1）～（6） （略） <u>（7） （略）</u> （略） 建築安全推進課 建築防災係 （1）～（7） （略） <u>（8）土砂災害特別警戒区域内の建築物の土砂災害対策改修費等助成に関すること。</u> <u>（9） （略）</u> （略） 住 宅 部 住宅企画課 （略） 民間住宅係 （1）～（5） （略） （6） <u>分譲マンションの管理</u> の支援等に関すること。 （7）・（8） （略） 主 査（居住支援の促進等） （1）・（2） （略）

	<u>主 査（マンション管理適正化等）</u> <u>(1) 局長の指定する分譲マンションの管理の支援並びに助言及び指導等に関すること。</u> <u>(2) 局長の指定する分譲マンションの管理状況の届出及び管理計画の認定に関すること。</u> <u>(3) 局長の指定する分譲マンションの再生の円滑化に関すること。</u> (略) 都市整備部 まちづくり企画課 企 画 係 (1) (略) <u>(2) 地域のまちづくりに係る調査、企画及び調整に関すること。</u> <u>(3) 地域のまちづくりに係る相談及び支援に関すること。</u> (4) (略) <u>主 査（地域まちづくり）</u> <u>(1) 局長の指定する地域のまちづくりに係る調査、企画及び調整に関すること。</u> <u>(2) 地域のまちづくりに係る相談及び支援に関すること。</u> (略) <u>主 査（まちづくりに係る特命事項の処理）(3)</u> <u>(1) まちづくりに係る特命事項の処理に関すること。</u> 名港開発振興課 企 画 係 (略) 主 査（水上交通） (1) (略)
	(略) 都市整備部 まちづくり企画課 企 画 係 (1) (略) (2) (略) (略) 名港開発振興課 企 画 係 (略) 主 査（水辺環境の整備・水上交通） <u>(1) 中川運河に係る開発及び整備の推進に関すること。</u> (2) (略) <u>主 査（中川運河周辺活性化）</u> <u>(1) 中川運河周辺活性化プロジェクトに係る調査及び調整に関すること。</u>

(略)

主 査 (金城ふ頭開発) (5)

(1) (略)

耐震化支援室

(略)

推 進 係

(1) 特定既存耐震不適格建築物等の耐震化の推進に関すること。

(2) ・ (3) (略)

支 援 係

(1) (略)

(2) 特定既存耐震不適格建築物等に係る耐震診断及び耐震改修に関すること。

(3) (略)

市街地整備課

(略)

(略)

主 査 (金城ふ頭開発) (6)

(1) (略)

耐震化支援室

(略)

推 進 係

(1) 耐震診断義務付け対象建築物等の耐震化の推進に関すること。

(2) ・ (3) (略)

支 援 係

(1) (略)

(2) 耐震診断義務付け対象建築物等に係る耐震診断及び耐震改修に関すること。

(3) (略)

市街地整備課

(略)

アジア競技大会選手村後利用開発推進室

調査設計係

(1) アジア競技大会選手村後利用に係る基盤整備の調査、設計及び測量に関すること。

(2) 換地及び清算に関すること。

(3) アジア競技大会選手村後利用に係る基盤整備に伴う土地及び建物の登記に関すること。

(4) アジア競技大会選手村後利用に係る基盤整備の施行地区内における建築行為等の許可に係る意見に関すること。

(5) アジア競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進に関すること。

(6) 他係の主管に属しないこと。

主 査 (アジア競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進) (2)

(1) アジア競技大会選手村後利用に係る民間開発の推進に関すること。

工 事 係

(1) アジア競技大会選手村後利用に係る基盤整備の工事の施行等に関すること。

主 査 (アジア競技大会選手

	<u>村後利用に係る基盤整備の調整</u> (3)
リニア関連都心開発部 都心まちづくり課 企 画 係 (1) (略) (2) 都心部における民間再開発等に係る調整に関する<u>こと</u> <u>(リニア関連・名駅周辺開発推進課の主管に属するものを除く。)</u>。 (3)～(5) (略) (6) <u>部内他課公所係</u>の主管に属しないこと。 (略) リニア関連・名駅周辺開発推進課 まちづくり推進係 (1) (略) (2) リニア中央新幹線の整備に係る調整に関する<u>こと</u> <u>(他係の主管に属するものを除く。)</u>。 (3) 名古屋駅周辺地区における開発及び整備の事業推進に関する<u>こと</u> <u>(他係の主管に属するものを除く。)</u>。 (4) 名古屋駅周辺地区（特定都市再生緊急整備地域に限る。）における民間再開発等に係る調整に関する<u>こと</u> <u>(他係の主管に属するものを除く。)</u>。 (5) (略) (6) <u>他係の主管に属しないこと。</u> (略) 主 査（市街地整備）<u>(2)</u> (1) (略) 主 査（事業調整） (1) <u>局長の指定するリニア中央新幹線の整備に係る調整に関すること。</u> 主 査（名駅南公共空間整備）<u>(2)</u> (1) (略) リニア関連整備係	(1) <u>アジア競技大会選手村後利用に係る基盤整備の調整に関すること。</u> リニア関連都心開発部 都心まちづくり課 企 画 係 (1) (略) (2) 都心部における民間再開発等に係る調整に関する<u>こと</u>。 (3)～(5) (略) (6) <u>部内他課室公所係</u>の主管に属しないこと。 (略) リニア関連・名駅周辺開発推進課 まちづくり推進係 (1) (略) (2) リニア中央新幹線の整備に係る調整に関する<u>こと</u>。 (3) 名古屋駅周辺地区における開発及び整備の事業推進に関する<u>こと</u>。 (4) 名古屋駅周辺地区（特定都市再生緊急整備地域に限る。）における民間再開発等に係る調整に関する<u>こと</u>。 (5) (略) (略) 主 査（市街地整備） (1) (略) 主 査（名駅南公共空間整備等） (1) (略) (2) <u>名駅南地区における民間再開発等に係る調整に関すること。</u>

(1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化に関すること。

主 査（名駅ターミナル機能強化）(2)

(1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化に係る計画策定等に関すること。

主 査（名駅ターミナル事業調整）

(1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る調整に関すること。

主 査（名駅ターミナル補償）

(1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る補償に関すること。

名駅ターミナル整備室

整備第一係

(1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化に係る総合的な施策の企画及び調整に関すること。

(2) 他係の主管に属しないこと。

主 査（名駅ターミナル機能強化）(2)

(1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化に係る計画策定等に関すること。

整備第二係

(1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化に係る総合的な事業の施行に関すること。

主 査（名駅ターミナル事業調整）

(1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業に係る調整及び工事に関すること。

主 査（名駅ターミナル補償）

(1) リニア中央新幹線の開業に向けた名古屋駅のターミナル機能の強化の事業

緑政土木局

(略)

路 政 部

(略)

道路維持課

(略)

主 査（県体育館の移転に伴う横断施設整備）

(1) 局長の指定する交通安全施設の新設及び改良の工事に関すること。

自転車利用課

(略)

主 査（施設整備）

(1) (略)

(2) 自転車駐車場の有料化の推進に関すること。

(3) 局長の指定する自転車通行空間の整備に関すること。

(略)

河 川 部

(略)

河川計画課

事業調整係

(1)・(2) (略)

(3) 流域水害対策計画の策定及びこれに伴う措置並びに都市浸水想定区域の指定に関すること。

(4) (略)

企画調査係

(略)

主 査（水に係る施策の調整）

(1) (略)

(略)

都市農業課

農 政 係

(略)

主 査（生産緑地等の施策に

に係る補償に関すること。

緑政土木局

(略)

路 政 部

(略)

道路維持課

(略)

主 査（県体育館の移転に伴う横断施設整備）

(1) 県体育館の移転に伴う横断施設の新設及び改良の工事に関すること。

自転車利用課

(略)

主 査（整備）

(1) (略)

(2) 自転車通行空間の整備に関すること。

(3) 自転車駐車場の有料化の推進に関すること。

(略)

河 川 部

(略)

河川計画課

事業調整係

(1)・(2) (略)

(3) 流域水害対策計画の策定及びこれに伴う措置に関すること。

(4) (略)

企画調査係

(略)

主 査（水に係る施策の調整）

(1) (略)

主 査（流域治水に伴う河川事業の推進）

(1) 流域治水に伴う河川事業の企画及び調整に関すること。

(略)

都市農業課

農 政 係

(略)

<u>係る調整)</u> <u>(1) 局長の指定する生産緑地に係る調査及び調整に関すること。</u> <u>(2) 人・農地プラン及び農地の利用の集積に関すること。</u> (略) 緑 地 部 (略) 緑地事業課 事業推進係 (1) (略) (2) 公園及び緑地の事業推進に関する<u>こと（緑地維持課の主管に属するものを除く。）</u>。 (3)～(8) (略) 主 査（みどりの用地） (1)～(4) (略) 整 備 係 (1) (略) (2) 緑道の整備（<u>路政部及び河川部の主管に属するものを除く。）</u>）に関する<u>こと</u>。 (略)	<u>主 査（都市農業支援）</u> <u>(1) 局長の指定する都市農業の振興に関すること。</u> <u>(2) 人・農地プラン及び農地の利用の集積に関すること。</u> (略) 緑 地 部 (略) 緑地事業課 事業推進係 (1) (略) (2) 公園及び緑地の事業推進に関する<u>こと</u>。 (3)～(8) (略) 主 査（みどりの用地） (1)～(4) (略) <u>(5) 局長の指定する公園及び緑地の事業推進に関すること。</u> 整 備 係 (1) (略) (2) 緑道の整備に関する<u>こと</u>。 (略)

附 則

- この達は、令和4年4月1日から施行する。
- 名古屋市ホームレス援護施策推進本部規程（平成13年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
別表 (略)	別表 (略)

幹事 (略)	会計室出納課長	幹事 (略)	会計室出納課長
〃	健康福祉局生活福祉部主幹 (厚生院のあり方検討)	〃	健康福祉局生活福祉部主幹 (厚生院に係る総合調整)
(略)		(略)	

- 3 名古屋市役所防火防災管理規程（平成22年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前			改 正 後		
別表第3			別表第3		
階	職		階	職	
	(略)	西庁舎		(略)	西庁舎
(略)			(略)		
12階	(略)	総務局行政部 <u>情報化推進課</u> <u>情報化企画係長</u>	12階	(略)	総務局行政部 <u>デジタル改革推進課</u> <u>デジタル改革推進係長</u>
(略)			(略)		

- 4 名古屋市税務職員表彰規程（昭和26年名古屋市達第16号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 税務関係諸団体 次の団体をいう。 ア 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）第1条に規定する財政局税務部税制	第1条の2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) (略) (2) 税務関係諸団体 次の団体をいう。 ア 名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第8号）第1条に規定する財政局税務部税制

課、<u>税務システム整備室</u>、市民税課、固定資産税課及び収納対策課 イ 課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）第1条に規定する税制課、<u>税務システム整備室</u>、市民税課、固定資産税課及び収納対策課の各係 ウ・エ （略） オ 名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）第3条に規定する管理課、徴収課、特別滞納整理室、市民税課、固定資産税課、固定資産評価室及び出張所 カ 名古屋市市税事務所処務規程第3条に規定する管理課、徴収課、特別滞納整理室、市民税課、固定資産税課、固定資産評価室及び出張所の各係	課、<u>税務システム推進課</u>、市民税課、固定資産税課及び収納対策課 イ 課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第3号）第1条に規定する税制課、<u>税務システム推進課</u>、市民税課、固定資産税課及び収納対策課の各係 ウ・エ （略） オ 名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）第3条に規定する管理課、徴収課、特別滞納整理室、市民税課、<u>法人課税課</u>、固定資産税課、固定資産評価室及び出張所 カ 名古屋市市税事務所処務規程第3条に規定する管理課、徴収課、特別滞納整理室、市民税課、<u>法人課税課</u>、固定資産税課、固定資産評価室及び出張所の各係

名古屋市達第 5 号

区 役 所

区役所処務規程（昭和28年名古屋市達第12号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 区役所に次の組織を置く。 (略) 保健福祉センター (略) 健康安全課（千種区、中村区、中区 及び南区を除く。） 主 幹(1)（<u>昭和区</u>、熱田区、 名東区及び天白区 に限る。） (略) ② (略) 第 2 条 課及び室の分掌事務並びに主幹の 分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 総 務 課 (1)～(13) (略) <u>(14)～(25)</u> (略) (26) (略) (略) ②・③ (略)	第 1 条 区役所に次の組織を置く。 (略) 保健福祉センター (略) 健康安全課（千種区、中村区、中区 及び南区を除く。） 主 幹(1)（<u>東区、西区、熱田</u> <u>区、港区、名東区</u> 及び天白区に限 る。） (略) ② (略) 第 2 条 課及び室の分掌事務並びに主幹の 分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 総 務 課 (1)～(13) (略) <u>(14) 通達員に関すること。</u> <u>(15)～(26) (略)</u> <u>(27) 墓地、埋葬等に関する法律による</u> <u>引取者のない死体の埋葬又は火葬に関</u> <u>すること。</u> <u>(28) (略)</u> (略) ②・③ (略)

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市達第 6 号

区 役 所

区役所課の係及び分掌事務規程（平成12年名古屋市達第 5 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 区役所の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 総 務 課 庶 務 係 (1)～(24) (略) <u>(25) (略)</u> (略) 地域力推進室 地域力推進係 (略) 主 査 (生涯学習) (1)～(6) (略)	第 1 条 区役所の係及びその分掌事務並びに主査及びその分担事項は、次のとおりとする。 区 政 部 総 務 課 庶 務 係 (1)～(24) (略) <u>(25) 墓地、埋葬等に関する法律による引取者のない死体の埋葬又は火葬に關すること。</u> <u>(26) (略)</u> (略) 地域力推進室 地域力推進係 (略) 主 査 (生涯学習) <u>(中区を除く。)</u> (1)～(6) (略) <u>主 査 (生涯学習・スポーツの推進) (中区に限る。)</u> <u>(1) 社会教育に關すること。</u> <u>(2) 市民文化及び体育の向上に關すること。</u>

		(3) <u>地域住民等と連携した主としてスポーツの推進による地域の活力の向上に資する取組みの推進に関すること。</u> (4) <u>青少年の保護育成の推進に関すること。</u> (5) <u>社会教育関係諸団体及び文化体育団体に関すること。</u> (6) <u>貯蓄増強に関すること。</u> (7) <u>生涯学習センターに関すること。</u>
主	査	(安心・安全で快適なまちづくりの企画) (<u>北区、中村区、昭和区、瑞穂区、守山区、緑区及び天白区を除く。</u>)
(1)～(7)	(略)	
主	査	(区の特性に応じた地域の活力向上) (北区、中村区、守山区及び天白区に限る。)
(1)～(4)	(略)	
主	査	(地域の魅力の向上・発信) (昭和区、瑞穂区<u>及び緑区</u>に限る。)
(1)～(4)	(略)	
		(1) <u>地域住民等と連携した主として魅力の向上及び多文化共生の推進による地域の活力の向上に資する取組みの推進に関すること。</u> (2) <u>男女平等参画推進事業に関すること。</u> (3) <u>人権尊重のまちづくり事業に関すること。</u> (4) <u>広報及び広聴集会に関すること。</u>
(略)		(略)
保健福祉センター		保健福祉センター
福祉部		福祉部
(略)		(略)

保険年金課 (略) 主 査 (収 納 指 導) (千種 区、中村区、中区、 中川区及び港区に限 る。) (1) 国民健康保険料の徴収に関するこ と。 (2) 国民健康保険料の督促及び滞納処分 に関すること。 (略) 保健予防課 (略) 主 査 (医 務) (昭和区、熱 田区、名東区及び天 白区を除く。) (1) (略) (略) 2 (略)	保険年金課 (略) (略) (略) 保健予防課 (略) 主 査 (医 務) (東区、西 区、熱田区、港区、 名東区及び天白区を 除く。) (1) (略) (略) 2 (略)

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市達第 7 号

総 務 局
東 京 事 務 所

名古屋市東京事務所処務規程（昭和33年名古屋市達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 事務所に次の組織を置く。 （略） 主 査 <u>(6)</u> 2 主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 （略） 主 査（調査） <u>(5)</u> (1)～(3) （略）	第 3 条 事務所に次の組織を置く。 （略） 主 査 <u>(5)</u> 2 主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 （略） 主 査（調査） <u>(4)</u> (1)～(3) （略）

附 則

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

総 務 局
市 政 資 料 館

名古屋市市政資料館処務規程（平成元年名古屋市達第43号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 資料館に次の組織を置く。 （略） <u>主 査(1)</u> 2 係の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 庶 務 係 (1) （略） (2) <u>事業の実施に関すること。</u> <u>主 査（資料）</u> (1) <u>公文書等を収集し、整理し、及び保存すること。</u> (2) <u>公文書等を閲覧その他の利用に供すること。</u> (3) <u>公文書等に関する調査研究を行うこ</u>	第 3 条 資料館に次の組織を置く。 （略） 2 係の分掌事務は、次のとおりとする。 庶 務 係 (1) （略） (2) <u>公文書等の収集、整理及び保存に関すること。</u> (3) <u>公文書等の閲覧その他の利用に関すること。</u> (4) <u>公文書等に係る調査研究に関すること。</u> (5) <u>市政に係る資料の展示に関すること。</u> (6) <u>その他事業の実施に関すること。</u>

<u>と。</u> <u>(4) 市政に関する資料の展示に関するこ</u> <u>と。</u> 3・4 (略) 5 主査は、上司の命を受けて分担事項を <u>処理する。</u>	3・4 (略)

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市達第 9 号

財 政 局
市 税 事 務 所

名古屋市市税事務所処務規程（平成22年名古屋市達第14号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 事務所に次の組織を置く。 （略） 市 民 税 課 （略） 主 査(1) （略） 事業所税係 <u>（栄の事務所に限る。）</u> （略） 2 ～ 5 （略）	第 3 条 事務所に次の組織を置く。 （略） 市 民 税 課 （略） 主 査(1) <u>法人課税課（栄の事務所に限る。）</u> （略） 事業所税係 （略） 2 ～ 5 （略）
第 4 条 前条第 1 項の組織の分掌事務又は 分担事項は、次のとおりとする。 （略） 市 民 税 課 （略） 主 査（個人市民税に係る企画 調整） (1) ～ (6) （略） 法人市民税係 (1) ～ (4) （略）	第 4 条 前条第 1 項の組織の分掌事務又は 分担事項は、次のとおりとする。 （略） 市 民 税 課 （略） 主 査（個人市民税に係る企画 調整） (1) ～ (6) （略） <u>法人課税課</u> 法人市民税係 (1) ～ (4) （略） <u>(5) 他係の主管に属しないこと。</u>

(略)	(略)

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

観光文化交流局
名古屋城総合事務所

名古屋城総合事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第15号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改 正 前	改 正 後
第3条 総合事務所の所務を処理するため、次の組織を置く。 (略) 保存整備室 (略) 主 幹(2) 主 査(2) 主 幹<u>(2)</u> (略) 2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 (略) 保存整備室 保存整備係 (略) 主 幹(木造天守閣昇降技術開発等) (1)・(2) (略)	第3条 総合事務所の所務を処理するため、次の組織を置く。 (略) 保存整備室 (略) 主 幹(2) 主 査(2) 主 幹<u>(1)</u> <u>主 査(1)</u> <u>主 幹(1)</u> (略) 2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 (略) 保存整備室 保存整備係 (略) 主 幹(木造天守閣昇降技術開発等) (1)・(2) (略) <u>主 査(木造天守閣昇降技術開発等)</u>

(略)	<u>(1) 名古屋城木造天守閣に係る昇降の技術の開発に関すること。</u> <u>(2) 局長の指定する名古屋城天守閣の整備に関すること。</u> (略)

附 則

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

経 済 局
中央卸売市場南部市場

名古屋市中心卸売市場に属する市場処務規程（昭和38年名古屋市達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 5 条 （略） 2 前項の事務を処理するため、南部市場に次の組織を置く。 管 理 課 （略） 施 設 係 （略） 3 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 （略） 施 設 係 （略） 主 査（南部市場の施設長寿命化に係る計画の策定） <u>（1）土地、建物その他施設の長寿命化に係る計画の策定及び調整に関すること。</u>	第 5 条 （略） 2 前項の事務を処理するため、南部市場に次の組織を置く。 管 理 課 （略） 施 設 係 <u>主 幹（1）</u> （略） 3 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 （略） 施 設 係 （略） <u>主 幹（施設長寿命化の推進）</u> <u>（1）土地、建物その他施設の長寿命化に係る事業の推進及び調整に関するこ</u>

第 6 条 （略） 2 （略） <u>3</u> （略）	<u>と。</u> <u>主 査（施設長寿命化の推進）</u> <u>(1) 土地、建物その他施設の長寿命化に</u> <u>係る事業の推進及び調整に関するこ</u> <u>と。</u> 第 6 条 （略） 2 （略） <u>3 主幹は、上司の命を受けて分担事項を</u> <u>掌理し、その事項に関しては、関係の係</u> <u>長その他の職員を指揮監督する。</u> <u>4</u> （略）

附 則

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

環 境 局
環 境 事 業 所

名古屋市環境事業所処務規程（昭和23年名古屋市達第20号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 4 条 事業所に次の組織を置く。 （略） 指導管理係 <u>（熱田の事業所を除く。）</u> 作 業 係 <u>（熱田の事業所を除く。）</u> 業 務 係 <u>（熱田の事業所に限る。）</u>	第 4 条 事業所に次の組織を置く。 （略） 指導管理係 作 業 係
② 組織の分掌事務は、次のとおりとする。 事 務 係 （1）～（5） （略） <u>（6）一般廃棄物の減量化及び資源化事業の実施に関する事（熱田の事業所に限る。）。</u> <u>（7）・（8）</u> （略） （略） 業 務 係 <u>（1）一般廃棄物の収集作業に係る実施計画に関する事。</u> <u>（2）一般廃棄物の収集及び運搬作業に関する事。</u> <u>（3）一般廃棄物の処理に関する指導（住居等の堆積物による不良な状態の解消に係るものを含む。）及び市民啓発に</u>	② 組織の分掌事務は、次のとおりとする。 事 務 係 （1）～（5） （略） <u>（6）・（7）</u> （略） （略）

<u>関すること。</u> <u>(4) ごみの排出指導に関すること。</u> <u>(5) 事業用大規模建築物の所有者等に対するごみの資源化及び適正処理指導に関すること。</u> <u>(6) 公衆便所の清掃及び大掃除の実施に関すること。</u> <u>(7) 作業用自動車の運転及び管理並びに事故の処理に関すること。</u> <u>(8) ごみの散乱防止及び路上禁煙に関すること。</u> <u>(9) その他清掃作業に関すること。</u>	③・④ (略)

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市達第13号

環 境 局
富 田 工 場

名古屋市環境局工場処務規程（昭和45年名古屋市達第3号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第3条 工場に業務を処理するため次の組織を置く。 （略） 運転第三係（ <u>大江破碎工場及び五条川工場を除く。</u> ） （略） 2～4 （略）	第3条 工場に業務を処理するため次の組織を置く。 （略） 運転第三係（ <u>猪子石工場に限る。</u> ） （略） 2～4 （略）

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

健康福祉局
中央看護専門学校

名古屋市立中央看護専門学校処務規程（昭和50年名古屋市達第19号）の一部
を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 学校の事務を処理するため、次の組織を置く。 管 理 課 (略) 主 査 <u>(2)</u> (略) 2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 (略) 主 査 (学生) (1)～(5) (略) (略) 第 4 条 (略) 2 ～ 5 (略)	第 3 条 学校の事務を処理するため、次の組織を置く。 管 理 課 (略) 主 査 <u>(1)</u> <u>主 幹 (1)</u> <u>主 査 (1)</u> (略) 2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 課 (略) 主 査 (学生) (1)～(5) (略) <u>主 幹 (中央看護専門学校に係る企画調整)</u> <u>(1) 学校に係る企画及び調整に関するこ</u> <u>と。</u> (略) 第 4 条 (略) 2 ～ 5 (略) <u>6 主幹は、上司の命を受けて分担事項を</u>

<u>6・7</u> (略)	<u>掌理し、その事項に関しては、関係の係 長その他の職員を指揮監督する。</u> <u>7・8</u> (略)

附 則

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

健康福祉局
保健所

名古屋市保健所処務規程（平成30年名古屋市達第24号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 保健所に次の補助組織を置く。 健 康 部 保健医療課 (略) 主 幹(1) (略) 新型コロナウイルス感染症対策部 (略) 新型コロナウイルス感染症対策室 (略) 主 査(6) 主 幹(7) <u>参 事(1)</u> <u>参 事(3)</u> <u>主 幹(8)</u> <u>主 査(11)</u> 主 幹(1) (略)	第 3 条 保健所に次の補助組織を置く。 <u>医療企画調整官</u> 健 康 部 保健医療課 (略) 主 幹(1) <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(1)</u> (略) 新型コロナウイルス感染症対策部 (略) 新型コロナウイルス感染症対策室 (略) 主 査(7) <u>ワクチン接種推進係</u> 主 幹(6) 主 幹(2) (略)

主 査(1) (略) 保健センター (略) 健康安全課（千種、中村、中及び南の保健センターを除く。） (略) 主 幹(1)（<u>昭和</u>、熱田、名東及び天白の保健センターに限る。） 保健予防課 (略) 主 査(3)（<u>昭和</u>、熱田、名東及び天白の保健センターを除く。） 主 査(2)（<u>昭和</u>、熱田、名東及び天白の保健センターに限る。） 第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 健 康 部 保健医療課 地域医療係 (略) 主 幹（医務指導） (1)～(4) (略)	主 査(1) <u>参 事(1)</u> <u>参 事(2)</u> <u>主 幹(7)</u> <u>主 査(12)</u> (略) 保健センター (略) 健康安全課（千種、中村、中及び南の保健センターを除く。） (略) 主 幹(1)（<u>東、西、熱田、港</u>、名東及び天白の保健センターに限る。） 保健予防課 (略) 主 査(3)（<u>東、西、熱田、港</u>、名東及び天白の保健センターを除く。） 主 査(2)（<u>東、西、熱田、港</u>、名東及び天白の保健センターに限る。） 第4条 前条の補助組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 <u>医療企画調整官</u> 健 康 部 保健医療課 地域医療係 (略) 主 幹（医務指導） (1)～(4) (略) <u>主 幹（健康危機管理対応力強化に係る調整）</u> <u>(1) 健康危機管理対応力の強化に係る調整に関すること。</u> <u>主 査（健康危機管理対応力強化に係る調整）</u> <u>(1) 健康危機管理対応力の強化に係る調整に関すること。</u>

健康増進課 推 進 係 (1)～(6) (略) <u>(7) (略)</u> (略) 新型コロナウイルス感染症対策部 (略) 新型コロナウイルス感染症対策室 企 画 係 (1) (略) <u>(2) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> (3) (略) (略) 推 進 係 (1) (略) <u>(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。</u> (3) (略) 主 査 (新型コロナウイルス感染症対策の推進) <u>(6)</u> (1) (略) 主 幹 (新型コロナウイルス感染症対策) <u>(7)</u> (1) (略) <u>参 事 (新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整に関すること。</u> <u>参 事 (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) (3)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> <u>主 幹 (新型コロナウイルスワ</u>	健康増進課 推 進 係 (1)～(6) (略) <u>(7) 食品表示法による食品表示に関すること (食品衛生検査所、食肉衛生検査所、保健管理課、健康安全課及び保健予防課の主管に属するものを除く。)</u> <u>(8) (略)</u> (略) 新型コロナウイルス感染症対策部 (略) 新型コロナウイルス感染症対策室 企 画 係 (1) (略) <u>(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援に関すること。</u> (3) (略) (略) 推 進 係 (1) (略) <u>(2) (略)</u> 主 査 (新型コロナウイルス感染症対策の推進) <u>(7)</u> (1) (略) <u>ワクチン接種推進係</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> 主 幹 (新型コロナウイルス感染症対策) <u>(6)</u> (1) (略)

<u>ワクチンに係る調整)</u> <u>(8)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> 主 査 (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) <u>(11)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> 主 幹 (新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援) (1) (略) (略) 主 査 (新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設) (1)・(2) (略) (略) 保健センター 保健管理課 企画管理係 (1)～(14) (略) (15) 食品表示法による食品表示に関すること (食品衛生検査所及び保健予防	主 幹 (新型コロナウイルス感染症対策に係る保健センターの支援) <u>(2)</u> (1) (略) (略) 主 査 (新型コロナウイルス感染症の軽症者等宿泊療養施設) (1)・(2) (略) <u>参 事 (新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る総合調整に関すること。</u> <u>参 事 (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) (2)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> <u>主 幹 (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) (7)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> <u>主 査 (新型コロナウイルスワクチンに係る調整) (12)</u> <u>(1) 新型コロナウイルスワクチンに係る調整に関すること。</u> (略) 保健センター 保健管理課 企画管理係 (1)～(14) (略) (15) 食品表示法による食品表示に関すること (健康増進課、食品衛生検査

課の主管に属するものを除く。)	所、 <u>食肉衛生検査所</u> 及び保健予防課の 主管に属するものを除く。)
(16)～(20) (略)	(16)～(20) (略)
(略)	(略)
主 幹 (健康安全)	主 幹 (健康安全)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 食品表示法による食品表示に関する こと (食品衛生検査所及び保健予防課 の主管に属するものを除く。)	(3) 食品表示法による食品表示に関する こと (<u>健康増進課、食品衛生検査所、 食肉衛生検査所</u> 及び保健予防課の主管 に属するものを除く。)
(4)～(7) (略)	(4)～(7) (略)
(略)	(略)
健康安全課	健康安全課
企画管理係	企画管理係
(1)～(14) (略)	(1)～(14) (略)
(15) 食品表示法による食品表示に関する こと (食品衛生検査所及び保健予防 課の主管に属するものを除く。)	(15) 食品表示法による食品表示に関する こと (<u>健康増進課、食品衛生検査 所、食肉衛生検査所</u> 及び保健予防課の 主管に属するものを除く。)
(16)～(33) (略)	(16)～(33) (略)
(略)	(略)
保健予防課	保健予防課
(略)	(略)
主 査 (医務) (<u>昭和</u> 、熱 田、名東及び天白の 保健センターを除 く。)	主 査 (医務) (<u>東、西</u> 、熱 田、 <u>港</u> 、名東及び天 白の保健センターを 除く。)
(1) (略)	(1) (略)
(略)	(略)
2～4 (略)	2～4 (略)
	<u>5 医療企画調整官は、上司の命を受けて 市民の健康に関する重要事項に係る企画 及び調整を行い、その事項に関して所管 の課長その他の職員を指揮監督する。</u>
<u>5～10</u> (略)	<u>6～11</u> (略)
第5条 (略)	第5条 (略)
2 (略)	2 (略)
	<u>3 医療企画調整官は、健康福祉局医療企 画調整官の職にある者をもって充てる。</u>
<u>3・4</u> (略)	<u>4・5</u> (略)
<u>5</u> 前条に規定する職 (新型コロナウイルス 感染症対策監、保健センター所長及び 感染症対策・調査センター所長を除	<u>6</u> 前条に規定する職 (新型コロナウイルス 感染症対策監、 <u>医療企画調整官</u> 、保健 センター所長及び感染症対策・調査セン

く。)及びその補助組織には、健康福祉局健康部、新型コロナウイルス感染症対策部及び衛生研究所、子ども青少年局子育て支援部並びに区役所保健福祉センターにおいて同一の名称の職にある者及びその補助組織をもって充てる。

ター所長を除く。)及びその補助組織には、健康福祉局健康部、新型コロナウイルス感染症対策部及び衛生研究所、子ども青少年局子育て支援部並びに区役所保健福祉センターにおいて同一の名称の職にある者及びその補助組織をもって充てる。

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

健康福祉局
厚生院

名古屋市厚生院処務規程（昭和28年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 厚生院に院務を処理するため、次の組織を置く。 管 理 部 管 理 課 （略） 管 理 係 （略）	第 3 条 厚生院に院務を処理するため、次の組織を置く。 管 理 部 管 理 課 （略） 管 理 係 <u>主 幹(1)</u> <u>主 査(2)</u> （略）
2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 部 管 理 課 （略） 管 理 係 （1）～（3） （略）	2 前項の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管 理 部 管 理 課 （略） 管 理 係 （1）～（3） （略） <u>（4）厚生院に係る企画及び調整に関すること。</u> <u>主 幹（厚生院に係る企画調整）</u> <u>（1）厚生院に係る企画及び調整に関すること。</u> <u>主 査（厚生院に係る企画調</u>

(略) 第4条 (略) 2～5 (略) 6 次長は、院長を補佐するとともに、その命を受けて<u>事務を処理する。</u> 7 <u>第2号から第4号までに規定する者は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> <u>8・9</u> (略)	<u>整) (2)</u> <u>(1) 厚生院に係る企画及び調整に関すること。</u> (略) 第4条 (略) 2～5 (略) 6 次長は、院長を補佐するとともに、その命を受けて<u>所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> 7 <u>第2項から第5項までに規定する者は、上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</u> <u>8 主幹は、上司の命を受けて分担事項を掌理し、その事項に関しては、関係の係長その他の職員を指揮監督する。</u> <u>9・10</u> (略)

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

子ども青少年局
保 育 園

名古屋市児童福祉施設処務規程（昭和24年名古屋市達第21号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 3 条 莊長等は、上司（保育園（内山保育園、 <u>星ヶ丘保育園</u> 、東保育園、北保育園、 <u>上飯田南保育園</u> 、上名古屋保育園、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、正色保育園、中島保育園、港保育園、宝保育園、守山保育園、大森保育園、鳴子保育園、牧野池保育園、島田第一保育園及び平針原保育園の園長を除く。）の園長の服務については、主管課長を含む。）の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	第 3 条 莊長等は、上司（保育園（内山保育園、 <u>星ヶ丘保育園</u> 、東保育園、北保育園、 <u>上飯田保育園</u> 、上名古屋保育園、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、正色保育園、中島保育園、港保育園、宝保育園、守山保育園、大森保育園、鳴子保育園、牧野池保育園、島田第一保育園及び平針原保育園の園長を除く。）の園長の服務については、主管課長を含む。）の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
2 （略）	2 （略）
第 4 条の 2 保育園に保育係長（内山保育園及び高蔵保育園に限る。）及び主査（保育所等に係る企画調整）（星ヶ丘保育園、東保育園、北保育園、 <u>上飯田南保育園</u> 、上名古屋保育園、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、中島保育園、港保育園、宝保育園、守山保育園、大森保育園、鳴子保育園、牧野池保育園、島田第一保育園及び	第 4 条の 2 保育園に保育係長（内山保育園及び高蔵保育園に限る。）及び主査（保育所等に係る企画調整）（星ヶ丘保育園、東保育園、北保育園、 <u>上飯田保育園</u> 、上名古屋保育園、荒輪井保育園、中保育園、白金保育園、軍水保育園、高蔵保育園、中島保育園、港保育園、宝保育園、守山保育園、大森保育園、鳴子保育園、牧野池保育園、島田第一保育園及び

平針原保育園に限る。) を置く。 2 ・ 3 (略)	平針原保育園に限る。) を置く。 2 ・ 3 (略)

附 則

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

緑政土木局
東山総合公園

名古屋市東山総合公園処務規程（昭和43年名古屋市達第33号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第3条 総合公園に、その事務を処理するため、次の組織を置く。 管理課 (略) 主査 <u>(1)</u> (略)	第3条 総合公園に、その事務を処理するため、次の組織を置く。 管理課 (略) 主査 <u>(2)</u> (略)
第4条 前条の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管理課 (略) 維持係 (略) 主査（東山の森） (1)～(3) (略)	第4条 前条の組織の分掌事務又は分担事項は、次のとおりとする。 管理課 (略) 維持係 (略) 主査（東山の森） (1)～(3) (略) 主査（施設管理・調整） <u>(1) 東山公園の施設の維持管理及び調整に関すること。</u> <u>(2) その他総合公園長の指定する総合公園の施設に係る特命事項の処理に関すること。</u> (略)
(略) 2～6 (略)	(略) 2～6 (略)

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

副市長以下代決規程（平成12年名古屋市達第40号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（用語の定義） 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）監 前号の局に置く監及び健康福祉局保健所長をいう。 （3）～（5）（略） （主管副市長の個別代決権限事項） 第6条 副市長の市長の事務の補助執行に関する個別代決権限事項は、次に掲げる事項とする。 （1）・（2）（略） （3）～（11）（略） （教育次長の代決権限事項） 第13条 （略） 2・3 （略）	（用語の定義） 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）（略） （2）監 前号の局に置く監及び健康福祉局保健所長（以下「保健所長」という。）をいう。 （3）～（5）（略） （主管副市長の個別代決権限事項） 第6条 副市長の市長の事務の補助執行に関する個別代決権限事項は、次に掲げる事項とする。 （1）・（2）（略） <u>（3）社会福祉連携推進法人の認定に関すること（認定の取消しにあっては、輕易なものを除く。）。</u> <u>（4）社会福祉連携推進法人の定款の変更（輕易な変更を除く。）の認可に関すること。</u> <u>（5）～（13）（略）</u> （教育次長の代決権限事項） 第13条 （略） 2・3 （略）

4 教育次長は、市長の承認を得て、前2項の規定による代決権限事項の一部を、その属する部長、課長その他の職員に代決させることができる。 (農業委員会事務局の課長の代決権限事項) 第15条 (略) 2 別表第1中課長の代決権限事項のうち人事・服務関係の表第15号、第23号から第26号まで及び第28号、財務関係の表第43号及び第48号から第50号まで並びに事業執行関係の表第1号、第3号から第5号まで、第7号、第8号、第15号、第17号、第20号及び第21号に掲げる事項については、農業委員会の地区農政課長の行う市長の事務の補助執行について準用する。 3 (略) (健康福祉局保健所長の権限に係る代決権限事項) 第15条の3の2 健康福祉局主管部長及び主管課長は、法令及び保健所長委任規則(昭和28年名古屋市規則第7号)の規定に基づく健康福祉局保健所長の権限に属する事務のうち別表第6に掲げる事項を補助執行するものとする。 (臨時代決) 第16条 (略) 2 局長が欠けたとき又は局長に事故があるときは、局長の代決権限事項について、主管の監(監が置かれていない場合は主管の部長、監及び部長が置かれていない場合は主管の課長)が代決することができる。 3 前項の場合において、監が欠けたとき又は監に事故があるときは、主管の部長又は課長が代決することができる。 4 監が欠けたとき又は監に事故があるときは、監の代決権限事項について、主管	4 教育次長は、市長の承認を得て、前2項の規定による代決権限事項の一部を、その属する<u>監</u>、部長、課長その他の職員に代決させることができる。 (農業委員会事務局の課長の代決権限事項) 第15条 (略) 2 別表第1中課長の代決権限事項のうち人事・服務関係の表第15号、第23号から第26号まで及び第28号、財務関係の表第44号及び第49号から第51号まで並びに事業執行関係の表第1号、第3号から第5号まで、第7号、第8号、第15号、第17号、第20号及び第21号に掲げる事項については、農業委員会の地区農政課長の行う市長の事務の補助執行について準用する。 3 (略) (保健所長の権限に係る代決権限事項) 第15条の3の2 健康福祉局主管部長及び主管課長は、法令及び保健所長委任規則(昭和28年名古屋市規則第7号)の規定に基づく保健所長の権限に属する事務のうち別表第6に掲げる事項を補助執行するものとする。 (臨時代決) 第16条 (略) 2 局長が欠けたときは、局長の代決権限事項について、主管の監(監が置かれていない場合は主管の部長、監及び部長が置かれていない場合は主管の課長。<u>次項において同じ。</u>)が代決することができる。 3 局長に事故があるときは、局長の代決権限事項及び局長の権限に属する事項について、<u>主管の監が代決することができる。</u> 4 前2項の場合において、監が欠けたとき又は監に事故があるときは、主管の部長又は課長が代決することができる。 5 監が欠けたときは、監の代決権限事項について、主管の局長が代決し、又は決

の局長が代決することができる。 <u>5</u> (略) <u>6・7</u> (略) <u>8</u> 第1項から第3項まで及び第5項の規定によって、本来の代決権限を有する者（以下「代決権者」という。）に事故がある場合に臨時に代決をした者は、あらかじめその処理について承認を得た場合を除き、事後直ちに代決権者に報告しなければならない。	裁することができる。 <u>6</u> 監（保健所長を除く。以下この項において同じ。）に事故があるときは、監の代決権限事項及び監の権限に属する事項について、主管の局長が代決し、又は決裁することができる。 <u>7</u> 保健所長に事故があるときは、保健所長の権限に属する事項について、あらかじめ保健所長の定めた健康福祉局保健所保健センター所長が代決することができる。 <u>8</u> (略) <u>9</u> 前項の場合において、課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、主管の監（監が置かれていない場合は主管の局長）が代決し、又は決裁することができる。 <u>10・11</u> (略) <u>12</u> 第1項、第3項、第4項、第7項及び第8項の規定によって、本来の代決権限を有する者（以下「代決権者」という。）に事故がある場合に臨時に代決をした者は、あらかじめその処理について承認を得た場合を除き、事後直ちに代決権者に報告しなければならない。

別表第1 財務関係の表第23号中「その他の給付」の次に「（旅費を除く。）」を加え、同表中第52号を第53号とし、第24号から第51号までを1号ずつ繰り下げ、第23号の次に次の1号を加える。

24				旅費の支出決定に関すること。

別表第2 健康福祉局の項中

「

医 監	1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の2による協力の要請、勧告及び公表に関すること。

を

」

「

局 長	1	社会福祉連携推進法人の認定の取消し及び定款の変更の認可に関すること（軽易なものに限る。）。
医 監	1	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第16条の2による協力の要請、勧告及び公表に関すること。

に改め、

」

同表緑政土木局主管課長の項第8号中「第9条」を「第30条」に改める。

別表第6中「健康福祉局保健所長」を「保健所長」に改める。

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

庁 中 一 般
区 役 所

区長以下代決規程（平成12年名古屋市達第41号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 30 日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（臨時代決等） 第 4 条 （略） 2 前項の場合において、<u>主管の</u>部長が欠けたとき又は<u>主管の</u>部長にも事故があるときは、<u>当該代決権限事項について、主管の課長が代決することができる。</u> 3 （略） <u>4・5</u> （略） <u>6</u> 第 1 項から第 3 項までの規定によって、本来の代決権限を有する者（以下「代決権者」という。）に事故がある場合に臨時に代決をした者 <u>（区長を除く。）</u> は、あらかじめその処理について承認を得た場合を除き、事後直ちに代決権者に報告しなければならない。	（臨時代決） 第 4 条 （略） 2 前項の場合において、部長が欠けたとき又は部長に事故があるときは、主管の課長が代決することができる。 3 （略） <u>4 前項の場合において、課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、区長が代決し、又は決裁することができる。</u> <u>5・6</u> （略） <u>7</u> 第 1 項から第 3 項まで<u>及び第 5 項ただし書</u>の規定によって、本来の代決権限を有する者（以下「代決権者」という。）に事故がある場合に臨時に代決をした者は、あらかじめその処理について承認を得た場合を除き、事後直ちに代決権者に報告しなければならない。

別表第 1 財務関係の表第17号中「その他の給付」の次に「（旅費を除く。）」を加え、同表中第35号を第36号とし、第18号から第34号までを 1 号ずつ繰り下

げ、第17号の次に次の 1 号を加える。

18			旅費の支出決定に関する こと。

別表第 2 公害対策室長の項中第29号を第30号とし、第 3 号から第28号までを
1 号ずつ繰り下げ、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

3	大気汚染防止法第18条の15第 6 項による報告の受理に 関すること。

附 則

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

庁 中 一 般
各 公 所

公所長以下代決規程（昭和40年名古屋市達第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（臨時代決） 第6条 公所長が欠けたとき又は公所長に事故があるときは、公所長の代決権限事項において、主管の局長、監又は部長が代決する。	（臨時代決） 第6条 公所長が欠けたときは、公所長の代決権限事項について、主管の局長、監又は部長が代決することができる。
2 前条の規定により代決権限を与えられた者（以下「代決権者」という。）が欠けたとき又は代決権者に事故があるときは、その代決権限事項について、代決権者の直近上位の職にある者が代決し、又は決裁する。	2 公所長に事故があるときは、公所長の代決権限事項及び公所長の権限に属する事項について、主管の局長、監又は部長が代決することができる。
	3 前2項の規定にかかわらず、あらかじめ公所長の職務を代理する職員として定められた者があるときは、その者が代決することができる。
	4 前2条の規定により代決権限を与えられた者（以下この項において「代決権者」という。）が欠けたとき又は代決権者に事故があるときは、その代決権限事項について、代決権者の直近上位の職にある者が代決し、又は決裁することができる。
	5 第3項の規定によって、本来の代決権限を有する者（以下この項において「代

	<u>決権者」という。)に事故がある場合に 臨時に代決をした者は、あらかじめその 処理について承認を得た場合を除き、事 後直ちに代決権者に報告しなければならない。</u>

別表第1 公所長共通代決権限事項の欄中第35号を第36号とし、第12号から第34号までを1号ずつ繰り下げ、同表中

「		「	
11 1 件 180 万円以下の 印刷、修繕等の請負及 び委託並びに受託の決 定に関する事。	を	11 1 件 180 万円以下の 印刷、修繕等の請負及 び委託並びに受託の決 定に関する事。	に改める。
」		12 旅費の支出決定に関 すること。	
			」

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

庁 中 一 般
各 公 所

職員の勤務時間の特例等に関する規程（昭和49年名古屋市達第8号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

名古屋市長 河 村 た か し

別表第1 経済局中央卸売市場本場の項中

「			を	「			に改
D	午前8時45分から 午後5時30分まで	60		D	午前8時45分から 午後5時30分まで	60	
」				E	午前9時から 午後5時30分まで	45	」

め、同表経済局中央卸売市場北部市場の項中

「			を	「			に改
D	午前8時40分から 午後5時25分まで	60		D	午前8時40分から 午後5時25分まで	60	
」				E	午前8時55分から 午後5時25分まで	45	」

め、同表経済局中央卸売市場南部市場の項中

「			を	「			に改
D	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60		D	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	60	
」				E	午前 9 時から 午後 5 時30分まで	45	
				」			

め、同表健康福祉局厚生院の項中「及び栄養士」を削り、「主査」の次に
「（特別養護老人ホーム又は救護施設における業務に従事する者に限る。）」
を加える。

別表第 2 環境局富田工場の項中

「					を					
技師及 び技士	A	午前 8 時30分から 午後 3 時15分まで	45							
」										
「					に改め、同表健康福祉局厚生院					
技師及 び技士	A	午前 8 時30分から 午後 3 時15分まで	45							
	B	午前 9 時15分から 午後 4 時まで	45							
」										

の項中

「

特別養 護老人 ホーム 又は救 護施設 におけ る業務	A	午前 8 時45分から 午後 5 時まで	45	日曜日及 び土曜日	
	B	午前 9 時から 午後 5 時15分まで	45	並びに月 曜日から	
	C	午前10時45分から 午後 7 時まで	45	金曜日ま でのいず	
	D	午前 8 時45分から	60	れか 1 日	

を

に從事 する介 護員		午後 5 時15分まで			
	E	午前10時30分から 午後 7 時まで	60		

」

「

特別養 護老人 ホーム におけ る業務 に從事 する介 護員	A	午前 8 時45分から 午後 5 時まで	45	4 週間を 通じて12 日	
	B	午前 9 時から 午後 5 時15分まで	45		
	C	午前10時45分から 午後 7 時まで	45		
	D	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	60		
	E	午前10時30分から 午後 7 時まで	60		
	F	午後 5 時から 翌日の午前 9 時30 分まで	90		
救護施 設にお ける業 務に従 事する 介護員	A	午前 8 時45分から 午後 5 時まで	45	日曜日及 び土曜日 並びに月 曜日から 金曜日ま でのいず れか1日	
	B	午前 9 時から 午後 5 時15分まで	45		
	C	午前10時45分から 午後 7 時まで	45		
	D	午前 8 時45分から 午後 5 時15分まで	60		
	E	午前10時30分から 午後 7 時まで	60		

に改める。

」

附 則

この達は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

健康福祉局

職名及び補職名規程（昭和49年名古屋市達第13号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

名古屋市長 河村 たかし

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
（補職名） 第3条（略） 2 局付理事、区付理事、室付理事、参事、局付参事、区付参事、室付参事、主幹、局付主幹、区付主幹、室付主幹、主査、局付主査、区付主査又は室付主査に補せられた職員の補職名は、その所属する局、区、室、部、課又は公所の名を冠した職の名称とする。 3 （略）	（補職名） 第3条（略） 2 局付理事、区付理事、室付理事、参事、<u>医療企画調整官</u>、局付参事、区付参事、室付参事、主幹、局付主幹、区付主幹、室付主幹、主査、局付主査、区付主査又は室付主査に補せられた職員の補職名は、その所属する局、区、室、部、課又は公所の名を冠した職の名称とする。 3 （略）

附 則

この達は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

名古屋市選挙管理委員会規程第 1 号

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程の一部を改正する規程

名古屋市選挙管理委員会事務局処務規程（昭和37年名古屋市選挙管理委員会規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条選挙係の項の次に次のように加える。

主査（企画調整）

- (1) 局長の指定する選挙事務及び選挙以外の投票事務の企画、調査及び調整に関すること。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月28日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第1号

名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、担当部」を削り、「子ども応援委員会制度担当部」を「新しい学校づくり推進部」に改める。
「新しい学校づくり推進室」

第3条教務部教職員課の項第1号中「関すること」の次に「（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）」を加える。

第3条子ども応援委員会制度担当部の項を次のように改める。

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進室

- (1) 学校教育の指導に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 新たな教育制度の調査研究に関すること。

- (3) 安全安心な居場所づくりに関すること。
- (4) 学校における働き方改革に係る総合調整に関すること。
- (5) 児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この部の主管事務に関し他の室の主管に属しない事務に関すること。

子ども応援室

- (1) 子ども応援委員会制度の実施に関すること。
- (2) 子ども応援委員会制度に係る企画及び調整に関すること。
- (3) 児童生徒の支援（他の部室の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (4) 児童生徒の支援体制の調査研究（他の部室の主管に属するものを除く。）に関すること。

第3条指導部指導室の項第1号中「関すること」の次に「（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）」を加える。

第6条第1項中「、担当部に担当部長」を削り、同条第2項中「規定するところにより」の次に「、事務局に監若しくは参事」を加え、「若しくは担当部」を削り、同条第3項中「、重要事項を処理させるため事務局に参事」及び「若しくは担当部」を削る。

第7条中「、担当部長」を削る。

第9条中第4項を第6項とし、同条第3項中「及び第3項」及び「及び担当部」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同項の表主幹を置く部及び担当部の項中「及び担当部」を削り、同表教務部の項中

「

教職員定数 ・給与等	1 教職員定数・配置に関する教育施策の企画及び調整に関すること。	1
	2 教職員の給与その他の勤務条件に係る連絡調整に関すること。	
	3 教職員の組織する職員団体に関すること。	
学校におけ	1 学校における働き方改革に係る特命	

を

る働き方改 革に係る特 命事項の処 理	事項の処理に関する事。	1

」

「

教職員定数 ・給与等	1 教職員定数・配置に関する教育施策 の企画及び調整に関する事。 2 教職員の給与その他の勤務条件に係 る連絡調整に関する事。 3 教職員の組織する職員団体に 関する事。	1

に改め、同表

」

子ども応援委員会制度担当部の項を次のように改める。

新しい学校づ くり推進部	学校におけ る働き方改 革	1 学校における働き方改革に係る総合 調整に関する事。	1
	教育相談体 制	1 児童生徒の支援体制の調査研究に係 る特命事項の処理に関する事。	1
	危機管理等	1 児童生徒の支援に係る連絡調整に関 する事。	1
	生徒指導に 係る調整	1 生徒指導の調整に係る特命事項の処 理に関する事。	1

第 9 条第 3 項の表指導部の項中

「

特別支援教 育	1 特別支援教育の指導に関する事。	1

学校教育に係る企画調整	1 学校教育に関する諸施策の企画及び連絡調整に関すること。 2 新たな教育制度の調査研究に関すること。	1

を

」

「

特別支援教育	1 特別支援教育の指導に関すること。	1

に改め、同項

」

を第5項とし、第2項を第4項とし、同条第1項中「第6条第3項」を「第6条第2項」に改め、同項の表中

「

図書館改革の推進	1 図書館改革の推進に係る総合調整に関すること。	1

」

を

「

子ども応援委員会	1 子ども応援委員会制度に係る総合調整に関すること。 2 前号に掲げる事項に係る予算執行等に関すること。	1
図書館改革の推進	1 図書館改革の推進に係る総合調整に関すること。	1

」

に改め、同項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

第6条第2項に規定する監の名称、その分担事項及びその数は、次表のとおりとする。

名 称	分 担 事 項	監の 数

学校づくり推進監	1 学校教育に関する施策に係る重要事項の企画及び調整に関すること。	1

- 2 監は、上司の命を受けて分担事項を総括し、教務部、新しい学校づくり推進部及び指導部並びに教育センター及び学校の所属職員を指揮監督する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部改正)
- 2 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則（昭和49年名古屋市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。
第3条第1項及び第2項中「、担当部」を削る。

名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 28 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 2 号

名古屋市博物館処務規則の一部を改正する規則

名古屋市博物館処務規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「課、係及び主査」を「組織」に改め、同項総務課の項中

「 主査(1)

「 主査(2) 」を 主幹(1) に改め、同条第 2 項中「並びに」の次に「主

主査(1) 」

幹及び」を加え、同項総務課主査（施設）の項の次に次のように加える。

主幹（博物館の魅力向上）

(1) 博物館の魅力向上の推進に関すること。

第 5 条第 3 項中「主査」を「主幹及び主査」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 28 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 3 号

名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則

名古屋市科学館処務規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条総務課の項中「主 査（1）」を「主 査（1）
主 幹（1）」に改める。

第 4 条総務課主査（経営）の項の次に次のように加える。

主 幹（科学館の魅力向上）

(1) 科学館の魅力向上の推進に関すること。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月28日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育局規則第4号

名古屋市教育局教育センター処務規則の一部を改正する規則

名古屋市教育センター処務規則（昭和56年名古屋市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「主幹(1)主査(1)」を削り、同条第2項中「主幹及び」を削

り、同項主幹（個別最適化された学びに係るＩＣＴ環境整備の推進）の項及び主査（個別最適化された学びに係るＩＣＴ環境整備の推進）の項を削る。

第3条第3項中「主幹及び」を削る。

別表第 1 中

「

図書の整備 計画、管理 及びレファ レンスサー ビス並びに 教育に関す	A	1 日について午前 9 時から午 後 4 時までの間において 6 時間 とする。	1 日につい て 1 時間とす る。	日曜日及び土曜 日とする。

る情報の調査、収集及びデータベース作成に関する業務に従事する者	B	1 日について午前10時から午後 5 時までの間において 6 時間とする。		

を

「

図書の整備計画、管理及びレファレンスサービス並びに教育に関する情報の調査、収集及びデータベース作成に関する業務に従事する者	A	1 日について午前 9 時から午後 4 時までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1 日について午前10時から午後 5 時までの間において 6 時間とする。		
情報教育の推進に関する事項の検討、情報収集、調査研究、指導及び助言に関する業務に従事する者	A	1 日について午前 8 時45分から午後 3 時45分までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1 日について午前10時30分から午後 5 時30分までの間において 6 時間とする。		

に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

教育長等専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 28 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 5 号

教育長等専決規則の一部を改正する規則

教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項第 3 号中「並びに」を「及び」に、同項第13号中「及びこれに準ずる機関」を「（補助執行させる事務に係るものを除く。）」に改め、同条第 4 項中「部長、担当部長」を「監、部長」に改める。

第 2 条第 1 項を次のように改める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第 162 号）第13条第 2 項の規定に基づき、教育長職務代理者（あらかじめ教育長が指名する教育委員会の委員をいう。）が教育長の職務を行うに当たっては、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関する事項を除き、教育次長が専決することができる。

第 2 条第 2 項中「部長、担当部長」を「監、部長」に改める。

第 3 条第 1 項中「鶴舞中央図書館長又は主管の部長、担当部長若しくはこれ

に相当する職にある者（以下「部長等」という。）」を「監」に改め、同条第2項中「部長等」を「監」に、「部長、担当部長」を「監、部長」に、「課長」を「部長、課長」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 28 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 6 号

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則の一部を改正する規則

名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則（平成23年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「子ども応援委員会制度担当部」を「新しい学校づくり推進部」に改め、同表指導部指導室に所属する職員のうち、個別最適化された学びの推進に関する業務に従事する者の項を削る。

別表第 2 教務部学事課に所属する職員のうち、就学援助及び就学奨励に関する業務に従事する者の項の次に次のように加える。

新しい学校づくり推進部新しい学校づくり推進室に所属する職員のうち、児童生徒の支援体制の調査	A	1 日について午前 8 時 45 分から午後 3 時 45 分までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	日曜日及び土曜日とする。
	B	1 日について午前 10 時 30 分から午後 5 時 30 分までの間において 6 時間とする。		
	C	1 日について午後 1 時 30 分から午後 7 時 30 分までの間において 6 時間とする。		

研究に関する業務に従事する者	D	1 日について午後 2 時から午後 9 時までの間において 6 時間とする。	1 日について 1 時間とする。	

別表第 2 中「子ども応援委員会制度担当部」を「新しい学校づくり推進部」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則及び名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 28 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 7 号

名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則及び名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

（名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第 1 条 名古屋市立高等学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第32条中「保護者」を「保護者等」に改める。

（名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第 2 条 名古屋市立特別支援学校の管理運営に関する規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第10条及び第28条中「保護者」を「保護者等」に改める。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 28 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 8 号

名古屋市立高等学校学則及び名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

(名古屋市立高等学校学則の一部改正)

第 1 条 名古屋市立高等学校学則（平成11年名古屋市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第12条中「保護者及び保証人（成年に達した生徒にあっては、保証人）連署のうえ、」を削り、同条に後段として次のように加える。

この場合において、成年に達しない生徒にあっては、保護者の連署を要する。

第25条中「保護者又は保証人」を「保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。）」に改める。

別表名古屋市立西陵高等学校の項中「600 人」を「640 人」に改め、同表名古屋市立名古屋商業高等学校の項を次のように改める。

名古屋市立名古屋商業高等学校	全日制	商業	320人
		オフィスビジネス	160人
		情報処理	160人
		I T ビジネス	80人
		グローバルビジネス	120人

別表名古屋市立若宮商業高等学校の項を次のように改める。

名古屋市立若宮商業高等学校	全日制	総合ビジネス	240人
		情報ビジネス	80人
		会計ビジネス	80人
		未来ビジネス	160人

(名古屋市立高等学校授業料等減免規則の一部改正)

第2条 名古屋市立高等学校授業料等減免規則（平成14年名古屋市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「保護者（未成年の生徒についてはその者に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは未成年後見人をいい、成年に達した生徒については主としてその者の学資を支弁する者）」を「保護者等（高等学校就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）

第3条第2項第3号に規定する保護者等」に改め、同条第2項中「保護者」を「保護者等」に改め、同条第3項中「高等学校就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）」を「法」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月28日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第9号

名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立特別支援学校学則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

第12条及び第14条中「保護者」を「保護者等」に改める。

別表名古屋市立西養護学校の項中「174人」を「166人」に改め、同表名古屋市立南養護学校の項中「286人」を「289人」に改め、同表名古屋市立天白養護学校の項中「97人」を「102人」に改め、同表名古屋市立守山養護学校の項中「171人」を「163人」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式

		()部受付番号第 号	
入 学 願 年 月 日 (宛先) 名古屋市立 養護学校長 保護者等 住所 氏名 電話番号 下記の子どもを 部第 学年に入学させたいのでお願いします。 記			
(ふりがな) 氏 名			生年 月日 年 月 日生
住 所			
在学学校(園) 又は出身校 (園)			
就学義務の 猶予又は免除 の有無	有 ・ 無	年 月 日から 就学義務の (猶予) を (年 月 日まで (免除) (受けている。 (受けたことがある。))	
訪問教育の 希望の有無	有 ・ 無		

- 注 1 太線の枠内に必要事項を記入してください。
- 2 住所の欄は、保護者等と子どもの住所が同じである場合には記入する必要はありません。
- 3 就学義務の猶予又は免除及び訪問教育の希望の有無の欄は、該当するものを○で囲んでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 28 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第10号

名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則

名古屋市立幼稚園園則（平成14年名古屋市教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

名古屋市立報徳幼稚園	30人	1
名古屋市立大幸幼稚園	145 人	5

を

」

「

名古屋市立大幸幼稚園	85人	3

に、

」

「

名古屋市立二城幼稚園	160 人	6

を

」

名古屋市立二城幼稚園	85人	3	に、

名古屋市立はとり幼稚園	30人	1	を
名古屋市立比良西幼稚園	60人	2	

名古屋市立比良西幼稚園	30人	1	に改

める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市教育委員会告示第 5号

個人演説会等にかかる公営施設設備及び費用額について

平成19年名古屋市教育委員会告示第21号（公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第 119条第 2項の規定に基づく各種公職選挙における個人演説会等の設備の程度その他施設の使用について必要な事項及び同令第 121条の規定に基づく個人演説会等の施設の公営のために公職の候補者等が納付すべき費用の額を定める告示）の一部を次のように改正し、令和 4年 4月 1日から施行します。

令和 4年 4月 1日

名古屋市教育委員会教育長職務代理者 西 淵 茂 男

個人演説会等公営施設設備及び費用額 北区の表中

「

名古屋市立 北高等学校	小体育館	955	椅子 0脚 500人	有無	有無	有無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775
名古屋市立 報徳幼稚園	遊戯室	150	椅子 25脚 50人	有無	有無	有無	600	600	900	525	1,125	1,125	1,425

」

を

「

名古屋市立 北高等学校	小体育館	955	椅子 0脚 500人	有無	有無	有無	1,500	1,500	2,250	525	2,025	2,025	2,775

」

に改める。

個人演説会等公営施設設備及び費用額 瑞穂区の表中

「

名古屋市立 堀田小学校	特別活動室	89	椅子 45脚 45人	有無	有無	有無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800
名古屋市立 汐路小学校	特別活動室	64	椅子 45脚 45人	有無	有無	有無	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800

」

を

「

名古屋市立 堀田小学校	特別活動室	89	椅子	45脚 45人	有 ~~無~~	有 ~~無~~	有 ~~無~~	1,200	1,200	1,800	—	1,200	1,200	1,800

」

に改める。

個人演説会等公営施設設備及び費用額 中川区の表中

「

名古屋市立 春田幼稚園	遊戯室	132	椅子	40脚 40人	有 ~~無~~	有 ~~無~~	有 ~~無~~	600	600	900	—	600	600	900
名古屋市立 はとり幼稚園	遊戯室	90	椅子	50脚 50人	有 ~~無~~	有 ~~無~~	有 ~~無~~	600	600	900	—	600	600	900

」

を

「

名古屋市立 春田幼稚園	遊戯室	132	椅子	40脚 40人	有 ~~無~~	有 ~~無~~	有 ~~無~~	600	600	900	—	600	600	900

」

に改める。

名古屋市教育委員会事務局総務部学校整備課

名古屋市教育委員会事務局係設置及び分掌事務規程（昭和24年教育長訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 名古屋市教育委員会事務局の課及び室に次の係を置く。 （略） <u>子ども応援委員会制度担当部</u> （略）	第 1 条 名古屋市教育委員会事務局の課及び室に次の係を置く。 （略） <u>新しい学校づくり推進部</u> <u>新しい学校づくり推進室</u> <u>学びの改革推進係</u> （略）
第 2 条 係等の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務部 （略） 学校整備課 （略） 整備係 （略） 主査（学校施設リフレッシュプランの推進） (1) （略） （略） 教務部	第 2 条 係等の分掌事務及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務部 （略） 学校整備課 （略） 整備係 （略） 主査（学校施設リフレッシュプランの推進） (1) （略） <u>主査（学校施設のバリアフリー化の推進）</u> (1) <u>学校施設のバリアフリー化の推進に関すること。</u> （略） 教務部

教職員課 管理第一係 (1)～(3) (略) (4) 学校運営等に係る支援に関すること。 (5)～(12) (略) 管理第二係 (1) (略) (2) 教職員の勤務条件の運用に関すること。 (3)・(4) (略) 主査（服務等） (1) (略) (2) 学校運営等に係る支援に関すること。 (3)～(6) (略) (略) 管理主事 (1)・(2) (略) (3) 学校運営等に係る支援に関すること。 (4)～(10) (略) 主査（教職員定数・給与等） (略) <u>主査（学校における働き方改革に係る特命事項の処理）(2)</u> (1) <u>学校における働き方改革に係る特命事項の処理に関すること。</u> 学事課 (略) 就学援助係 (略)	教職員課 管理第一係 (1)～(3) (略) (4) 学校運営等に係る支援に関すること <u>（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。</u> (5)～(12) (略) 管理第二係 (1) (略) (2) 教職員の勤務条件の運用に関すること <u>（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。</u> (3)・(4) (略) 主査（服務等） (1) (略) (2) 学校運営等に係る支援に関すること <u>（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。</u> (3)～(6) (略) (略) 管理主事 (1)・(2) (略) (3) 学校運営等に係る支援に関すること <u>（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。</u> (4)～(10) (略) 主査（教職員定数・給与等） (略) 学事課 (略) 就学援助係 (略) <u>主査（就学等に係る企画調整）</u> (1) <u>教育長の指定する学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童、生徒及び幼児の入学、転学及び退学の事務手続に関すること。</u> (2) <u>教育長の指定する就学援助に関すること。</u>

子ども応援委員会制度担当部

子ども応援係

(1) ~ (3) (略)

(5) 児童生徒の支援体制の調査研究（他の部の主管に属するものを除く。）に関すること。

主査（システム・制度改革）

(略)

(略)

新しい学校づくり推進部

新しい学校づくり推進室

学びの改革推進係

(2) 新たな教育制度の調査研究に関する
こと。

(3) 安全安心な居場所づくりに関するこ
と。

(4) 他の室及び他の係の主管に属しない
こと。

主査（安全安心な居場所づくり・教育相談体制）

(1) 安全安心な居場所づくりに関するこ
と。

(2) 児童生徒の支援体制の調査研究に係る特命事項の処理に関すること。

主査（安全安心な居場所づくり）

(1) 安全安心な居場所づくりに関すること。

主査（学校における働き方改革）

(1) 学校における働き方改革に係る総合調整に関すること。

子ども応援係

(1) ~ (3) (略)

(5) 児童生徒の支援体制の調査研究（他の部室の主管に属するものを除く。）に関すること。

主査（システム・制度改革）

(略)

主査 (危機管理等)

(1) 児童生徒の支援に係る連絡調整に
 すること。

(略)

指導部 指導室 指導主事 学校教育の指導に関すること。 事務係 (1) <u>学校教育に関する諸施策の企画及び連絡調整に関すること。</u> (2) <u>新たな教育制度の調査研究に関すること。</u> (3)～(11) (略) (12) <u>学校教育の指導に伴う庶務に関すること。</u> (13) (略) 主査（学校教育に係る企画調整） (1) <u>学校教育に関する諸施策の企画及び連絡調整に関すること。</u> (2) <u>新たな教育制度の調査研究に関すること。</u> 主査（個別最適化された学びの推進） (1) <u>個別最適化された学びの推進に関すること。</u> 学校保健課 (略) 小学校給食係 (略) 主査（小学校給食調理業務の効率化） (略)	指導部 指導室 指導主事 (1) <u>学校教育の指導に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。</u> 事務係 (1) <u>学校教育の指導に係る企画及び連絡調整に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。</u> (2)～(10) (略) (11) <u>学校教育の指導に伴う庶務に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。</u> (12) (略) (略) 主査（学校教育に係る企画調整） (1) <u>学校教育の指導に係る企画及び連絡調整に関すること（新しい学校づくり推進部の主管に属することを除く。）。</u> 主査（生徒指導に係る特命事項の処理） (1) <u>生徒指導に係る特命事項の処理にすること。</u> 学校保健課 (略) 小学校給食係 (略) 主査（小学校給食調理業務の効率化） (略) 主査（給食調理場に係る特命事項の処理） (1) <u>給食調理機器の導入に係る企画及び調整に関すること。</u> (2) <u>給食調理場に係る特命事項の処理にすること。</u>

(略) 生涯学習部 (略) 部活動振興室 部活動振興係 (略) 主査（ <u>小学校部活動振興</u> ）（2） (1) <u>小学校における部活動の見直しの推</u> <u>進に関すること。</u> (略)	(略) 生涯学習部 (略) 部活動振興室 部活動振興係 (略) 主査（ <u>部活動に係る企画調整</u> ）（2） (1) <u>学校における部活動に係る企画及び</u> <u>調整に関すること。</u> (略)

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

事 務 局
各 公 所

教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月31日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（この規程の趣旨） 第 1 条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、教育次長、部長、公所の長、課長及び係長の責任及び代決権限を定めるものとする。 （用語の定義） 第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）部長 名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）第 2 条に規定する部及び担当部（以下「部」という。）の長並びにこれに相当する職にある者（公所の長を除く。）をいう。 （2）～（6） （略） （共通代決権限事項等） 第 4 条 教育次長の代決権限事項並びに部長、公所の長及び課長の共通代決権限事項は、別表第 1 のとおりとする。 2 （略） （臨時代決）	（この規程の趣旨） 第 1 条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、教育次長、<u>監</u>、部長、公所の長、課長及び係長の責任及び代決権限を定めるものとする。 （用語の定義） 第 3 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）部長 名古屋市教育委員会事務局規則（昭和32年名古屋市教育委員会規則第 9 号）第 2 条に規定する部（以下「部」という。）の長並びにこれに相当する職にある者（公所の長を除く。）をいう。 （2）～（6） （略） （共通代決権限事項等） 第 4 条 教育次長及び<u>監</u>の代決権限事項並びに部長、公所の長及び課長の共通代決権限事項は、別表第 1 のとおりとする。 2 （略） （臨時代決）

第6条 (略) 2 前項の場合において、教育次長が欠けたとき又は教育次長に事故があるときは、前項の選考について、<u>教育センター所長又は主管の部長（鶴舞中央図書館長、博物館副館長、美術館副館長及び科学館副館長を含む。）</u>が代決することができる。 <u>3</u> (略) <u>4～8</u> (略) 第7条 前条第1項から第4項までの規定によって、臨時に代決をした者は、あらかじめその処理について承認を得た場合を除き、事後直ちに教育長又は代決権者に報告しなければならない。	第6条 (略) 2 前項の場合において、教育次長が欠けたとき又は教育次長に事故があるときは、前項の選考について、<u>監</u>が代決することができる。 <u>3 監が欠けたとき又は監に事故があるときは、その代決権限事項について、教育次長が代決することができる。</u> <u>4</u> (略) <u>5 前項の場合において、課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、監（監が置かれていない場合は教育次長）が代決することができる。</u> <u>6～10</u> (略) 第7条 前条第1項、<u>第2項、第4項及び第6項</u>の規定によって、臨時に代決をした者は、あらかじめその処理について承認を得た場合を除き、事後直ちに教育長又は代決権者に報告しなければならない。

別表第1 人事・服務関係の表中

「					を
	教 育 次 長	教育センター所長、部長及び鶴舞中央図書館長	公所の長（教育センター所長及び鶴舞中央図書館長を除く。）	課 長	
」					
「					に、
	教育次長及び監	部長及び鶴舞中央図書館長	公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）	課 長	
」					
「					
2	所属員（教	所属員（教育セ			
」					

	育センター所長、部長、鶴舞中央図書館長、博物館副館長、秀吉清正記念館長、美術館副館長及び科学館副館長に限る。)の往復3日以上の旅 行命令(海外旅行に係るものを除く。)に 関すること。	ンター所長にあつては課長に、部長にあつては課長以下及び公所の長に、鶴舞中央図書館長にあつては課長及び公所の長に限る。)の往復3 日以上の旅 行命令(海外旅行に係るものを除く。)に 関すること。			を

「

2	所属員(部長、鶴舞中央図書館長、博物館副館長、秀吉清正記念館長、美術館副館長、科学館副館長及び教育センター所長に限る。)の往復3 日以上の旅	所属員(部長にあつては課長以下及び公所の長に、鶴舞中央図書館長にあつては課長及び公所の長に限る。)の往復3 日以上の旅 行命令(海外旅行に係るものを除く。)に 関すること。	所属員(鶴舞中央図書館副館長にあつては課長及び公所の長を除き、博物館副館長にあつては蓬左文庫長を含む。)の往復2 日以上 の旅 行 命 令 (海外旅行に		に

行命令（海外 旅行に係るも のを除く。） に関するこ と。		係るものを除 く。）に関す ること。	

」

改め、同表第3号教育次長及び監の欄中「、博物館副館長、秀吉清正記念館長、美術館副館長及び科学館副館長（以下この欄において「教育次長等」という。）」を「及び監」に改め、同号部長及び鶴舞中央図書館長の欄中「教育センター所長、部長及び」を「部長、」に、「所長等」を「部長等」に、「並びに」を「及び」に改め、「教育センター所長にあつては課長に、」を削り、同号公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「所属員」を「公所の長（博物館副館長、美術館副館長、科学館副館長及び教育センター所長（以下この欄において「副館長等」という。）に限る。）及び所属員」に改め、「教育センター総務課長にあつては課長を除き、」及び「以上」を削り、同表第4号教育次長及び監の欄中「教育次長等」を「教育次長、監、博物館副館長、秀吉清正記念館長、美術館副館長、科学館副館長及び教育センター所長（以下この欄において「教育次長等」という。）」に改め、同号部長及び鶴舞中央図書館長の欄中「所長等」を「部長等」に改め、同号公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「及び科学館副館長」を「、科学館副館長及び教育センター所長」に改め、「教育センター総務課長及び」及び「（以下この欄において「教育センター総務課長等」という。）」を削り、同表第5号教育次長及び監の欄中「教育次長」の次に「及び監」を加え、同号部長及び鶴舞中央図書館長の欄中「所長等」を「部長等」に改め、同号公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「博物館副館長及び美術館副館長等（以下この欄において「副館長等」という。）」を「副館長等」に、「教育センター総務課長等」を「鶴舞中央図書館副館長」に改め、同表第6号部長及び鶴舞中央図書館長の欄中「教育センター所長にあつては指導部長に、」を削り、同表第7号教育次長及び監の欄中「教育センター、」を削り、「及び科学館」を「、科学館及び教育センター」に、「局部長級公所」を「部長級公所」に改め、同号部長及び鶴舞中央図書館

長の欄中「教育センター所長及び鶴舞中央図書館長（以下この欄において「所長及び館長」という。）」を「鶴舞中央図書館長」に改め、同表第 8 号部長及び鶴舞中央図書館長の欄中「所長等」を「部長等」に改め、同号公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「教育センター総務課長等」を「鶴舞中央図書館副館長」に改め、同表第 9 号部長及び鶴舞中央図書館長の欄中「所長等」を「部長等」に改め、同号公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「教育センター総務課長等」を「鶴舞中央図書館副館長」に改め、同表第10号部長及び鶴舞中央図書館長の欄中「所長等」を「部長等」に改め、同号公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「教育センター総務課長等」を「鶴舞中央図書館副館長」に改め、同表第11号部長及び鶴舞中央図書館長の欄中「所長等」を「部長等」に改め、同号公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「教育センター総務課長等」を「鶴舞中央図書館副館長」に改め、同表第12号部長及び鶴舞中央図書館長の欄中「所長等」を「部長等」に改め、同号公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「教育センター総務課長等」を「鶴舞中央図書館副館長」に改める。

別表第 1 財務関係の表中「所長及び館長」を「鶴舞中央図書館長」に、

	教 育 次 長	教育センター所長、部長及び鶴舞中央図書館長	公所の長（教育センター所長及び鶴舞中央図書館長を除く。）	課長（公所に属する課長を除く。）	を

	教育次長及び監	部長及び鶴舞中央図書館長	公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）	課長（公所に属する課長を除く。）	に

改め、同表第 2 号部長及び鶴舞中央図書館長の欄中「教育次長」の次に「又は監」を加え、同表中第40号を第41号とし、第21号から第39号までを 1 号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の 1 号を加える。

21			旅費の支出	旅費の支出

			決定に関する こと。	決定に関する こと。

別表第 1 事業執行関係の表中

「

	教 育 次 長	教育センター所長、 部長及び鶴舞中央 図書館長	公所の長（教 育センター所 長及び鶴舞中 央図書館長を 除く。）	課 長

を

」

「

	教育次長及び 監	部長及び鶴舞中央 図書館長	公所の長（鶴 舞中央図書館 長を除く。）	課 長

に

」

改め、同表第 1 号公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）の欄中「教育センタ
ー総務課長等」を「鶴舞中央図書館副館長」に改め、同表第 6 号部長及び鶴舞
中央図書館長の欄中「所長及び館長」を「鶴舞中央図書館長」に改め、同表中

「

8		事務事業の実施 計画の決定に関す ること。	事務事業の 実施細目の決 定に関するこ と。	事務事業の 実施細目の決 定に関するこ と。（公所に 属する課長を 除く。）

を

」

8	事務事業の 中長期の計画 の決定に関する こと。	事務事業の実施 計画の決定に関する こと。	事務事業の 実施細目の決定に関する こと。	事務事業の 実施細目の決定に関する こと。（公所に 属する課長を 除く。）	に

改める。

別表第 1 全般の表中

	教 育 次 長	教育センター所長、 部長及び鶴舞中央 図書館長	公所の長（教 育センター所 長及び鶴舞中 央図書館長を 除く。）	課 長	を

	教育次長及び 監	部長及び鶴舞中央 図書館長	公所の長（鶴 舞中央図書館 長を除く。）	課 長	に、

「教育センター総務課長等」を「鶴舞中央図書館副館長」に改める。

別表第 1 備考第 3 号中「局部長級公所」を「部長級公所」に改め、「教育センター及び」を削り、「所長及び館長」を「鶴舞中央図書館長」に改め、同号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、同表備考第 1 号中「教育センターにあっては総務課長、」を削り、同号を第 2 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- 1 教育次長の代決権限事項は、監及び監の所属員並びに監の分担事項に係るものを除く。

別表第 2 中「その他給付」の次に「（旅費を除く。）」を加える。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第12号

名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月29日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第5条第2項中「163」を「156.93」に改める。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第13号

名古屋市上下水道局分課規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第1条第1項中「情報システム課」を「情報企画推進課」に改める。

第6条庶務系の項第9号中「及び総務部防災危機管理室所属資産」を削る。

第6条の2防災危機管理系の項に次の1号を加える。

(4) 所属資産の維持管理に関すること。

第16条の2（見出しを含む。）中「経営本部企画経理部情報システム課」を「経営本部企画経理部情報企画推進課」に改め、同条情報企画系の項第1号中「推進、企画」を「企画、推進」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「調整」の次に「並びに情報システムの開発及び導入時等における各種審査」を加え、同号を同項第2号とし、同項第4号中「保護に関する基本的事項の検討及び調整」を「保護対策の企画調整及びこれに付随する監査等」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条情報管理系の項を次のように改める。

情報基盤係

- (1) 情報ネットワーク（専用ネットワークを除く。）及びサーバ統合環境等の情報基盤に係る企画、管理及び運用に関すること。
- (2) 所管する情報システムの管理及び運用に関すること。
- (3) 所管する電子計算機の管理及び運用に関すること。
- (4) データセンターの保守及び運用の管理に関すること。
- (5) 電話設備に関すること（賃借に関するものを除く。）。

第18条料金系の項第3号中「第20条第2項営業系の部分第2号」の次に「及び第20条の2第2項営業系の部分第2号」を加える。

第20条第2項を次のように改める。

- 2 経営本部営業部営業センターの係の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。

営業係

- (1) 水道料金等、手数料、弁償金等の徴収及び収納に関すること。
- (2) 水道料金等の減免（局長が別に定めるものに限る。）に関すること。
- (3) 水道使用水量の計量及び認定に関すること。
- (4) 下水道に排除された汚水の計測及び認定に関すること。
- (5) 給水装置の使用状況の調査に関すること。
- (6) 水道の不正使用の取締りに関すること。
- (7) 給水の停止に関すること。
- (8) 給水装置関係書類及び排水設備関係書類の受付及び処理に関すること。

ただし、第17条事務係の項第4号に規定するものを除く。

- (9) 給水装置及び下水道取付管に関する工費（給水装置のうち道路の敷地に存する部分（以下「道路取付管」という。）の修繕に係るものを除く。）の収納に関すること。
- (10) 所属資産の維持管理に関すること。
- (11) 所内他係の主管に属しないこと。

給排水工事係

- (1) 給水装置工事の設計審査（前条審査係の項第1号に規定するものを除く。）、施行及び検査に関すること。
- (2) 排水設備工事の設計審査に関すること。ただし、前条審査係の項第2号に規定するものを除く。
- (3) 下水道取付管の設計及び施行（局長が別に定めるものを除く。）に関すること。
- (4) 給水装置工事の施行に伴う断水及び給水制限に関すること。

地域サービス係

- (1) 給水装置及び排水設備の維持管理に関すること。
- (2) 給水装置の修繕に関すること。ただし、道路取付管の修繕に係ることを除く。

(3) 防災業務の実施及び災害時の応急給水業務等の統括に関すること。

(4) その他地域サービス事務の企画及び実施に関すること。

第20条の2第2項を次のように改める。

2 経営本部営業部営業所の係の名称及びその分掌事務は、次のとおりとする。

営業係

(1) 水道料金等、手数料、弁償金等の徴収及び収納に関すること。

(2) 水道料金等の減免（局長が別に定めるものに限る。）に関すること。

(3) 水道使用水量の計量及び認定に関すること。

(4) 下水道に排除された汚水の計測及び認定に関すること。

(5) 給水装置の使用状況の調査に関すること。

(6) 水道の不正使用の取締りに関すること。

(7) 給水の停止に関すること。

(8) 給水装置関係書類及び排水設備関係書類の受付及び処理に関すること。

ただし、第17条事務係の項第4号に規定するものを除く。

(9) 給水装置及び下水道取付管に関する工費（道路取付管の修繕に係るものを除く。）の収納に関すること。

(10) 所属資産の維持管理に関すること。

(11) サービスステーションとの連絡調整に関すること（北営業所に限る。）。

(12) 所内他係の主管に属しないこと。

工事係

(1) 給水装置及び排水設備の維持管理に関すること。

(2) 給水装置工事の設計審査（第19条審査係の項第1号に規定するものを除く。）、施行及び検査並びに給水装置の修繕に関すること。ただし、道路取付管の修繕に係ることを除く。

(3) 排水設備工事の設計審査に関すること。ただし、第19条審査係の項第2号に規定するものを除く。

(4) 下水道取付管の設計及び施行（局長が別に定めるものを除く。）に関すること。

(5) 給水装置工事の施行に伴う断水及び給水制限に関すること。

第30条設計第三係の項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 単価契約方式によって契約が締結される配水管移設等工事及び道路掘削跡復旧工事の設計に関すること。

第32条第2項配水維持係の部分第5号中「第20条第2項工事係の部分第5号」を「第20条第2項給排水工事係の部分第4号及び第20条の2第2項工事係の部分第5号」に改める。

別表第5北部名城水処理事務所の項中「城北ポンプ所」を「城北ポンプ所 中小田井ポンプ所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)

2 この規程の施行の際、この規程による改正前の名古屋市上下水道局分課規程に規定する次表左欄に掲げる課に勤務する職員（係長及びこれに相当する職以上の職にある者を除く。）は、別段の命令を受けた場合を除き、施行日に、同表左欄の課に対応する同表右欄の課に勤務を命ぜられたものとみなす。

企画経理部情報システム課	企画経理部情報企画推進課

(名古屋市上下水道局工務長設置規程の一部改正)

3 名古屋市上下水道局工務長設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号中「、下水維持係」を「及び下水維持係」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 経営本部営業部営業センター給排水工事係及び地域サービス係
第2条第3項を削る。

附則第2項中「経営本部営業部給排水設備課量水器係」を「経営本部営業部東部営業センター地域サービス係」に改め、「、経営本部営業部瑞穂営業

所工事係」を削り、「２名」の次に「、経営本部営業部給排水設備課量水器係には工務長を３名」を加える。

（名古屋市情報あんしん条例施行規程の一部改正）

- ４ 名古屋市情報あんしん条例施行規程（平成16年名古屋市上下水道局管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項中「企画経理部情報システム課長（以下「情報システム課長」という。）」を「企画経理部情報企画推進課長（以下「情報企画推進課長」という。）」に改め、同条第４項及び第５項中「情報システム課長」を「情報企画推進課長」に改める。

（名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程の一部改正）

- ５ 名古屋市上下水道局職員の職名及び補職名規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第３条第５項中「副所長」の次に「（経営本部営業部営業センターにあつては、副センター長）」を加える。

（名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程の一部改正）

- ６ 名古屋市上下水道局職員の管理職手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第33号）の一部を次のように改正する。

第２条第６号中「営業所副所長」を「営業センター副センター長、営業所副所長」に改める。

（名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程の一部改正）

- ７ 名古屋市上下水道局電気主任技術者等設置規程（平成29年名古屋市上下水道局管理規程第２号）の一部を次のように改正する。

別表第１水道事業電気主任技術者の部営業部の款営業課の項中「料金課東分室」を「営業課中分室」に、「東部営業センター」を「料金課東分室」に、「旧東部営業センター中分室」を「東部営業センター」に、「東部営業センター守山分室」を「旧東部営業センター守山分室」に、「旧名東サービスステーション」を「東部営業センター名東分室」に改め、同表下水道事業電気主任技術者の部施設部の款北部名城水処理事務所の項中

「

」を「

」

」

中小田井ポンプ所

」

に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第14号

名古屋市上下水道局内部監査規程等の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

(名古屋市上下水道局内部監査規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局内部監査規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「規程は、」の次に「内部統制の一環として実施する」を加える。

(名古屋市上下水道局安全衛生管理規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局安全衛生管理規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第38号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

4 安全衛生管理者は、別に定める安全衛生組織表を作成し、局長に報告しなければならない。

第18条第3号中「に属する主幹」を「副センター長」に改める。

第25条第1項中「局長」を「中央安全衛生委員会の議長」に改め、「、又は職員以外の者で安全衛生管理業務について知識を有するものに委嘱し」を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に、「局長」を「中央安全衛生委員会の議長」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 局長は、職員以外の者で安全衛生管理業務について知識を有するものに委嘱し、安全衛生巡視を行わせることができる。

(名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程の一部改正)

第3条 名古屋市上下水道局安全運転管理者等設置規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第4号中「飲酒、」を削り、同項中第7号を第9号とし、第

6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認すること。

(6) 前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存すること。

別表経営本部営業部東部営業センター（本部）の項中「（本部）」を削り、「工事係長」を「給排水工事係長 地域サービス係長」に改め、同表経営本部営業部東部営業センター（守山分室）の項を削り、同表経営本部営業部瑞穂営業所（本部）の項中「（本部）」を削り、「営業係長 工事係長」を「工事係長」に改め、同表経営本部営業部瑞穂営業所（天白サービスステーション）の項を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第15号

名古屋市上下水道局職員の職務に専念する義務の免除基準等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第2条第10号の3中「配偶者」の次に「（事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第11号の次に次の1号を加える。

(11)の2 不妊治療に係る通院等

第3条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 前条第11号の2の場合 一の年度につき5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）以内（時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることができないものとし、時間単位で免除される場合にあっては、1日をもって当該職員の1日当たりの正規の勤務時間とする。）

第4条中「当該様式に記載すべき事項を記録した電子情報（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる情報であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。」を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第16号

名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程及び名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

(名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成12年上下水道局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、1週間の勤務日数が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日数が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日数が121日以上あるものであり、かつ、1日につき定められた勤務時間が6時間15分以上である勤務日があるものの以外の会計年度任用職員は、部分休業をすることができない。

(名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項後段を削る。

第16条中「及び臨時休暇」を「、臨時休暇及び無給休暇」に改める。

第19条ただし書を削る。

第20条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第21条の次に次の1条を加える。

(無給休暇)

第21条の2 会計年度任用職員の無給休暇は、正規職員の例によるものとする。

第22条中「121日以上であるもの」の次に「（以下「週3日以上勤務者」という。）」を加え、「であって、引き続き在職した期間が1年以上であるもの」を削り、「第8号を」の次に「、週3日以上勤務者であり、かつ、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上継続勤務しているもの以外のものにあつては第8号の2から第8号の4までを」を加え、同条第6号中「満9歳」を「満12歳」に改め、同条第8号の次に次の3号を加える。

(8)の2 配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育

(8)の3 配偶者の分べんの看護

(8)の4 不妊治療に係る通院等

第23条第1項第2号中「満1年」を「満2年6月」に、同項第5号中「満9歳」を「満12歳」に改め、同項第7号の次に次の3号を加える。

(7)の2 前条第8号の2の場合 配偶者の出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から出産日後8週間以内において5日以内（半日又は時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることができるものとし、時間単位で免除される場合にあつては、1日をもって当該職員の1日当たりの正規の勤務時間とする。）

(7)の3 前条第8号の3の場合 配偶者が出産のために入院する日（配偶者が出産のために入院することを要しない場合にあつては、出産の日）から出産日後4週間以内において2日以内（半日単位に分割して職務に専念する義務を免除されることができる。）

(7)の4 前条第8号の4の場合 一の年度につき5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつては、10日）以内（時間単位に分割して職務に専念する義務を免除されることができるものとし、時間単位で免除される場合にあつては、1日をもって当該職員の1日当たりの正規の勤務時間とする。）

第25条後段を削る。

別記様式第1を次のように改める。

勤務条件通知書

		年 月 日		
様		名古屋市上下水道局長		
職名	(会計年度)			
任用期間	(年 月 日～ 年 月 日, 又は被代替職員が復職するとき) ※ 任用の更新はありません。			
勤務場所				
従事すべき業務の内容				
勤務時間、休憩時間、超過勤務の有無に関する事項	週あたりの勤務時間	(時間 分)		
	勤務時間	(時 分～ 時 分)		
	休憩時間	(時 分～ 時 分 (分), 無)		
	超過勤務の有無	(有, 無)		
週休日・休日	週休日	(毎週 曜日, 週間を通じて 日)		
	休日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（ただし、当該休日が週休日に当たるときは、別に定める日）		
休暇・職免	年次休暇	付与時期	(任用されたとき, 任期が更新されたとき, 1月以上継続勤務したとき)	
		付与日数	(日, 任期及び週あたりの勤務時間による)	
		時間単位休暇	(年度内で5日分を上限として、1日を 時間に分割)	
	代日休暇		有	
	その他の休暇	有給	(産前産後休暇、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇、産前産後休暇、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇)	
		無給	(介護休暇、無給休暇、無給休暇)	
	職務に専念する義務の免除	有給	・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難の場合 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避の場合 ・風水震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 ・健康診断の結果に代える受診 ・公務外傷病の療養の場合 ・満12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合 ・配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育 ・配偶者の分べんの看護 ・不妊治療に係る通院等 ・要介護者の介護その他の世話の場合 ・妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 ・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 ・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 ・選挙権その他公民としての権利の行使の場合 ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、	

		地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合 ・その他局長が承認した場合
	無給	・満2歳6月までの子の保育の場合 ・公務上傷病の療養の場合 ・要介護者の介護の場合 ・骨髄バンク事業への協力の場合
給与（給料・手当）	給料	（月額，日額，時間給 円）
	地域手当	（月額，日額，時間給 円）
	通勤手当	通勤経路及び通勤方法による （※通勤経路及び通勤方法により、6か月定期券代の支給となる場合があります。）
	特殊勤務手当	対象業務に従事した場合に1回60円～1,500円
	夜勤手当の支給割合	100分の25
	超過勤務手当の支給割合	週休日・休日 100分の135
		それ以外 100分の125（正規の勤務時間と合わせて7時間45分までは、100分の100）
		※ 午後10時～翌日の午前5時の間は、それぞれの割合に100分の25を加算
	締切日	毎月末日
	支給日	（当月17日。ただし、超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給日は、翌月17日，翌月17日） ※ 当該日が休日等であるときは、16日～19日。
	支払方法	銀行振込
	支払時の控除	（有（厚生会費，親睦会費，組合費），無）
	昇給	無
	期末手当	（有（6月，12月），無）
	退職手当	（有，無）
退職に関する事項	自己都合退職の手続き	退職する14日以上前に届け出ること
	懲戒免職	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項による
社会保険等	社会保険の適用	（全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）・厚生年金，共済組合，無）
	雇用保険の適用	（有，無）

※ 以上のほかは、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の運用について（令和2年局長通達第17号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の運用について（令和2年局長通達第19号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の運用について（平成12年局長通達第36号）その他関係規程のとおりとする。

なお、勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、改正後の条例等の勤務条件が適用される。

別記様式第 2 を次のように改める。

勤務条件確認書

		年 月 日		
様		名古屋市上下水道局長		
職名	(会計年度)			
任用期間	(年 月 日～ 年 月 日, 又は被代替職員が復職するとき) ※ 任用の更新はありません。			
勤務場所				
従事すべき業務の内容				
勤務時間、休憩時間、超過勤務の有無に関する事項	週あたりの勤務時間	(時間 分)		
	勤務時間	(時 分～ 時 分)		
	休憩時間	(時 分～ 時 分 (分), 無)		
	超過勤務の有無	(有, 無)		
週休日・休日	週休日	(毎週 曜日, 週間を通じて 日)		
	休日	国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日（ただし、当該休日が週休日に当たるときは、別に定める日）		
休暇・職免	年次休暇	付与時期	(任用されたとき, 任期が更新されたとき, 1月以上継続勤務したとき)	
		付与日数	(日, 任期及び週あたりの勤務時間による)	
		時間単位休暇	(年度内で5日分を上限として、1日を 時間に分割)	
	代日休暇		有	
	その他の休暇	有給	(産前産後休暇、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇、臨時休暇、産前産後休暇、生理休暇、結婚休暇、忌引休暇)	
		無給	(介護休暇、無給休暇、無給休暇)	
	職務に専念する義務の免除	有給	・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による出勤困難の場合 ・地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による退勤途上における身体の危険の回避の場合 ・風水震火災その他天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊若しくは浸水の場合 ・健康診断の結果に代える受診 ・公務外傷病の療養の場合 ・満12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子の傷病の看護又は疾病の予防を図るために必要な世話の場合 ・配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。以下同じ。）が出産する場合の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育 ・配偶者の分べんの看護 ・不妊治療に係る通院等 ・要介護者の介護その他の世話の場合 ・妊娠中又は出産後1年以内の女性職員の保健指導又は健康診査の受診の場合 ・妊娠中の女性職員が通勤に関し医師等の指導を受けた場合の通勤の場合 ・妊娠中の女性職員が行う休養のための業務の一部休止の場合 ・選挙権その他公民としての権利の行使の場合 ・裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、	

		地方公共団体の議会、裁判所、人事委員会その他の官公署への出頭の場合 ・その他局長が承認した場合
	無給	・満2歳6月までの子の保育の場合 ・公務上傷病の療養の場合 ・要介護者の介護の場合 ・骨髄バンク事業への協力の場合
給与（給料・手当）	給料	（月額，日額，時間給 円）
	地域手当	（月額，日額，時間給 円）
	通勤手当	通勤経路及び通勤方法による （※通勤経路及び通勤方法により、6か月定期券代の支給となる場合があります。）
	特殊勤務手当	対象業務に従事した場合に1回60円～1,500円
	夜勤手当の支給割合	100分の25
	超過勤務手当の支給割合	週休日・休日 100分の135
		それ以外 100分の125（正規の勤務時間と合わせて7時間45分までは、100分の100）
		※ 午後10時～翌日の午前5時の間は、それぞれの割合に100分の25を加算
	締切日	毎月末日
	支給日	（当月17日。ただし、超過勤務手当及び特殊勤務手当の支給日は、翌月17日，翌月17日） ※ 当該日が休日等であるときは、16日～19日。
	支払方法	銀行振込
	支払時の控除	（有（厚生会費，親睦会費，組合費），無）
	昇給	無
退職に関する事項	自己都合退職の手続き	退職する14日以上前に届け出ること
	懲戒免職	地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第1項による
社会保険等	社会保険の適用	（全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）・厚生年金，共済組合，無）
	雇用保険の適用	（有，無）

※ 以上のほかは、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第10号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の任用、勤務時間及び休暇等に関する規程の運用について（令和2年局長通達第17号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程（令和2年名古屋市上下水道局管理規程第11号）、名古屋市上下水道局会計年度任用職員の給与に関する規程の運用について（令和2年局長通達第19号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第31号）、名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程の運用について（平成12年局長通達第36号）その他関係規程のとおりとする。

なお、勤務条件関係の条例等の改正が行われた場合は、改正後の条例等の勤務条件が適用される。

上記勤務条件について確認しました。

年 月 日

署名（自署）

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第17号

名古屋市上下水道局職員の給与に関する規程（平成12年上下水道局管理規程第31号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第11条第2項中「（当該様式に記載すべき事項を記録した電子情報（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる情報であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。）」を削る。

第31条第1項中「（当該様式に記載すべき事項を記録した電子情報を含む。）」を削り、同条第4項中「第7条の2第1項の規定により交替制勤務を命ぜられた職員」を「第2条第6号に規定する職員」に改める。

第46条中「（当該様式に記載すべき事項を記録した電子情報を含む。）」及び「又は記録」を削る。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

- 11 職員のうち、第42条に規定する勤務1時間当たりの給与額が当該職員に適用される最低賃金法(昭和34年法律第137号)第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額に達しない者の給料月額は、当分の間、第2条及び第3条の規定にかかわらず、同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を勤務1時間当たりの給与額が下回らないよう、調整することができる。
- 別表第2を次のように改める。

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	136,100	150,000	205,200	230,000
2	137,000	151,400	206,500	231,100
3	137,900	152,800	207,800	232,200
4	138,800	154,200	209,100	233,300
5	139,700	155,600	210,400	234,300
6	140,600	157,000	211,800	235,400
7	141,500	158,400	213,200	236,500
8	142,400	159,800	214,600	237,600
9	143,300	161,200	215,900	238,600
10	144,200	162,600	217,700	239,700
11	145,100	164,000	219,500	240,800
12	146,000	165,400	221,200	241,900
13	146,900	166,800	222,900	242,900
14	147,900	168,200	224,100	244,000
15	148,900	169,600	225,200	245,100
16	149,800	171,000	226,300	246,200
17	150,700	172,400	227,400	247,200
18	151,800	173,800	228,600	248,300
19	152,900	175,200	229,700	249,400
20	154,000	176,600	230,800	250,500
21	155,100	178,000	231,900	251,500
22	156,200	179,400	233,100	252,600
23	157,300	180,800	234,200	253,700
24	158,400	182,200	235,300	254,800
25	159,500	183,600	236,400	255,800
26	160,900	185,000	237,600	257,000
27	162,200	186,400	238,700	258,200
28	163,500	187,800	239,800	259,300
29	164,800	189,200	240,900	260,400
30	166,200	190,600	242,100	261,500
31	167,600	192,000	243,200	262,600
32	168,900	193,400	244,300	263,600
33	170,200	194,800	245,400	264,600
34	171,900	196,000	246,600	265,600
35	173,500	197,200	247,700	266,600
36	175,100	198,300	248,800	267,600
37	176,700	199,400	249,900	268,500
38	178,300	200,500	251,100	269,500
39	179,800	201,600	252,200	270,500
40	181,300	202,600	253,300	271,500

41	182,800	203,600	254,400	272,400
42	184,200	204,700	255,500	273,400
43	185,600	205,700	256,600	274,400
44	187,000	206,700	257,700	275,300
45	188,400	207,700	258,700	276,200
46	189,800	208,800	259,800	277,200
47	191,200	209,800	260,800	278,200
48	192,500	210,800	261,800	279,100
49	193,800	211,800	262,800	280,000
50	195,000	212,800	263,900	281,000
51	196,100	213,800	264,900	282,000
52	197,200	214,800	265,900	282,900
53	198,300	215,800	266,900	283,800
54	199,400	216,800	267,900	284,700
55	200,500	217,800	268,900	285,600
56	201,500	218,800	269,900	286,500
57	202,500	219,800	270,900	287,300
58	203,600	220,800	271,900	288,200
59	204,600	221,800	272,900	289,100
60	205,600	222,800	273,900	290,000
61	206,600	223,800	274,900	290,800
62	207,500	224,800	275,900	291,700
63	208,400	225,800	276,900	292,600
64	209,200	226,800	277,800	293,400
65	210,000	227,800	278,700	294,200
66	210,700	228,800	279,500	295,100
67	211,400	229,800	280,300	296,000
68	212,100	230,800	281,100	296,800
69	212,700	231,700	281,800	297,600
70	213,200	232,700	282,600	298,300
71	213,700	233,700	283,400	299,000
72	214,200	234,700	284,100	299,700
73	214,700	235,600	284,800	300,400
74	215,200	236,600	285,600	301,100
75	215,700	237,600	286,300	301,800
76	216,200	238,500	287,000	302,500
77	216,700	239,400	287,700	303,200
78	217,200	240,300	288,200	303,900
79	217,700	241,200	288,700	304,600
80	218,200	242,100	289,200	305,300
81	218,700	242,900	289,600	306,000
82	219,200	243,800	290,100	306,700
83	219,700	244,600	290,600	307,400
84	220,200	245,400	291,100	308,000

85	220,600	246,200	291,500	308,600
86	221,100	247,100	292,000	309,200
87	221,600	247,900	292,500	309,800
88	222,100	248,700	293,000	310,400
89	222,500	249,500	293,400	310,900
90	223,000	250,300	293,900	311,400
91	223,500	251,100	294,400	311,800
92	223,900	251,800	294,800	312,200
93	224,300	252,500	295,200	312,600
94	224,800	253,000	295,700	313,000
95	225,300	253,400	296,200	313,400
96	225,700	253,800	296,600	313,800
97	226,100	254,200	297,000	314,200
98	226,600	254,700	297,500	314,500
99	227,100	255,100	298,000	314,800
100	227,500	255,500	298,400	315,100
101	227,900	255,900	298,800	315,400
102	228,400	256,300	299,200	315,700
103	228,900	256,700	299,600	316,000
104	229,300	257,100	299,900	316,300
105	229,700	257,500	300,200	316,500
106	230,100	257,800	300,600	316,800
107	230,500	258,100	301,000	317,100
108	230,900	258,400	301,300	317,400
109	231,300	258,600	301,600	317,600
110	231,700	258,900	302,000	317,900
111	232,100	259,200	302,300	318,200
112	232,500	259,500	302,600	318,500
113	232,900	259,700	302,900	318,700
114	233,300	260,000	303,200	319,000
115	233,700	260,300	303,500	319,300
116	234,100	260,600	303,700	319,500
117	234,500	260,800	303,900	319,700
118	234,900	261,100	304,200	320,000
119	235,300	261,400	304,500	320,300
120	235,700	261,700	304,700	320,500
121	236,000	261,900	304,900	320,700
122		262,200	305,200	
123		262,500	305,500	
124		262,800	305,700	
125		263,000	305,900	
126		263,300	306,200	
127		263,600	306,500	
128		263,900	306,700	

129		264,100	306,900	
130		264,400	307,200	
131		264,700	307,500	
132		264,900	307,700	
133		265,100	307,900	
134		265,400		
135		265,700		
136		265,900		
137		266,100		
138		266,400		
139		266,700		
140		266,900		
141		267,100		
142		267,400		
143		267,700		
144		267,900		
145		268,100		
146		268,400		
147		268,700		
148		268,900		
149		269,100		
150		269,400		
151		269,700		
152		269,900		
153		270,100		
154		270,400		
155		270,700		
156		270,900		
157		271,100		
158		271,400		
159		271,700		
160		271,900		
161		272,100		

附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第18号

名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第32号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

附則第2条年齢別最低給料表を次のように改める。

年齢別最低給料表

年齢	金額	年齢	金額
16歳	140,600円	17歳	142,400円
18歳	145,100円	19歳	146,900円
20歳	150,700円	21歳	154,000円
22歳	156,200円	23歳	159,500円
24歳	163,500円	25歳	167,600円
26歳	173,500円	27歳	178,300円
28歳	181,300円	29歳	184,200円
30歳	189,800円	31歳	196,100円
32歳	200,500円	33歳	200,500円
34歳	200,500円	35歳	200,500円
36歳	200,500円	37歳	202,500円
38歳	203,600円	39歳	206,600円
40歳以上	210,000円		

附則に次の1条を加える。

第20条 給与規程附則第11項の調整をするにあたっては、当該職員に適用する号給を、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額に156.93を乗じて得た額を同規程第15条第1項に規定する割合に100分の100を加算して得た割合で除して得た額（その額に1円未満の端

数があるときは、これを切り上げる。)の号給(当該職員が適用を受ける給料表の職務の級における号給の額がない場合にあつては、当該号給の直近上位の号給)とする。

別表第2 初任給表イ企業職給料表(2)の表初任給の欄中「160,500円」を「162,200円」に、「141,900円」を「145,100円」に、「138,100円」を「141,500円」に改める。

別表第6 昇格時号給対応表イ企業職給料表(2)の表2級の欄中

「	「
2	3
2	4
2	5
2	6
3	7
4	8
5	9
6	10
7	11
8	12
9	13
10	14
11	15
12	16
13	17
14	18
15	19
16	20
17	21
18	22
19	23
20	24

21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50

を

25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54

に改める。

51
52
53
54
55
56
57
58
59
60

55
56
57
58
58
59
59
60
60
61

」 」

別表第 6 の 2 降格時号給対応表イ企業職給料表(2)の表 1 級の欄中

「

17
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32

「

13
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28

33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62

を

29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58

に改める。

63	59
64	60
65	61
66	62
67	63
68	64
69	65
70	66
71	67
72	68
73	70
74	72
75	74

別表第8休職期間等換算表5の項中「（別に定めるものを除く。）」を削り、同表11の項中「及び外国派遣（第5号に掲げるものを除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程の一部改正）

- 2 名古屋市上下水道局職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部を改正する規程（平成31年名古屋市上下水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の見出し中「平成34年度」を「令和4年度」に改め、同項中「平成34年度」を「令和4年度」に、「平成31年度」を「令和元年度」に、「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

名古屋市上下水道局管理規程第19号

名古屋市上下水道局職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第36号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

名古屋市上下水道局長 飯 田 貢

第3条に次の1項を加える。

- 3 条例第9条の4第1項に規定する勤務に従事した後、引き続いて同条第2項に規定する勤務に従事した職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による手当を支給しない。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市交通局告示第5号

なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケットの発行及び なごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について

乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、なごや観光ルートバス メーグル 1DAYチケット（以下「1DAYチケット」という。）を次のように発行します。なお、なごや観光ルートバス専用一日乗車券の発行及びなごや観光ルートバスに乗車できる乗車券の種類について（令和3年名古屋市交通局告示第3号。以下「旧告示」という。）は、令和4年3月31日限り廃止します。

令和4年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

1 料金

- (1) 大人 500円
- (2) 小児 250円

2 有効期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで（なごや観光ルートバスの運行日に限ります。）

3 発行場所

なごや観光ルートバス車内とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発行することがあります。

4 使用条件

1DAYチケットは、1枚で1人が有効期間内の使用日1日に限り、なごや観光ルートバスに限って使用することができ、その使用回数を制限しません。

5 発行期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

6 料金の払戻し

1 DAYチケットの払戻しは行いません。

7 不正使用

1 DAYチケットの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、バス全線一日乗車券の例によります。

8 様式

(1) 大人券

(表)



(裏)



(2) 小児券

(表)



(裏)



- 9 前項に定める乗車券のほか、なごや観光ルートバスに乗車できる乗合自動車の乗車券は、次表のとおりとします。

区 分	乗車できる乗合自動車の乗車券
普 通 券	普通券
カード乗車券	I C カード乗車券
特別の乗車券	共通一日乗車券、ドニチエコきっぷ及び一日乗車券
割引乗車券	割引券
無 料 乗 車 券	福祉特別乗車券、敬老パス及び中学3年生応援きっぷ

なお、定期券及び家族割引普通券では、なごや観光ルートバスに乗車することはできません。

10 その他

旧告示により発行又は発行したものとみなした乗車券は、この告示により発行された1DAYチケットとみなします。

名古屋市交通局営業本部自動車部管理課

名古屋市交通局管理規程第12号

名古屋市交通局事務分掌規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第2条中「指導係」を「指導係」に改める。
電車運転課」電車運転課」

第3条営業本部企画財務部経営企画課調査係の項を次のように改める。

調査係

- (1) 事業経営の資料収集、統計、調査及び分析に関すること。
- (2) 事業経営の改善に係る総合調整に関すること。
- (3) 都市交通の調査及び研究に関すること。

第3条営業本部電車部駅務課計画係の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条営業本部電車部駅務課指導係の項の次に次のように加える。

施設管理係

- (1) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備計画及び維持管理に関すること。
- (2) 駅務区及び運転区に係る施設及び施設内の設備の整備に係る連絡調整に関すること。

第3条営業本部電車部電車運転課計画係の項第1号中「長期」を削り、同条営業本部電車部電車運転課運転係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (3) 高速電車の臨時運行に関すること。

第3条営業本部電車部電車運転課運転係の項第6号中「乗客の」の次に「案

内及び」を加える。

第66条（見出しを含む。）及び第67条第1項中「所長」の次に「、副所長」を加える。

第68条の次に次の1条を加える。

第68条の2 副所長は、所掌事務に関し、所長及び各関係部課長の指示に従わなければならない。

第69条中「あるときは」の次に「副所長、所長及び副所長ともに事故があるときは」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

（高速電車係員規程の一部改正）

2 高速電車係員規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第40号）の一部を次のように改正する。

		「電気事務所長	
第75条第1項中	「電気事務所長	を	「電気事務所副所長
	変電係長	」	に改める。
			変電係長

第77条中「改修」の次に「（次条に規定する電気事務所副所長が掌理する業務を除く。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第77条の2 電気事務所副所長は、車両電気部長の命を受け、電気課長、電気事務所長その他関係部課長の指示を受け、電気事務所長を補佐するとともに、高速電車の変電所設備、電路設備、信号設備及び通信設備の更新に関する業務を掌理し、所属係員を指揮監督する。

第78条中「電気事務所長」の次に「及び電気事務所副所長（以下「電気事務所長等」という。）」を加え、「これを補佐」を「これらを補佐」に改める。

第81条、第84条及び第87条中「電気事務所長」を「電気事務所長等」に、「これを補佐」を「これらを補佐」に改める。

（事故総合対策検討委員会規程の一部改正）

- 3 事故総合対策検討委員会規程（昭和24年交通局達第68号）の一部を次のように改正する。

第4条中「参事」を「各参事」に改める。

（高速度鉄道自主保安監査規程の一部改正）

- 4 高速度鉄道自主保安監査規程（平成9年名古屋市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

駅務課長	駅務課指導係長	旅客業務及び旅客施設

を

」

「

駅務課長	駅務課指導係長	旅客業務
	駅務課施設管理係長	旅客施設

に改める。

」

（技術係員服務規程の一部改正）

- 5 技術係員服務規程（平成17年名古屋市交通局管理規程第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第179条・第180条）」を「及び電気事務所副所長（第179条―第180条）」に改める。

第7章第2節の節名を次のように改める。

第2節 電気事務所長及び電気事務所副所長

第179条中「改修」の次に「（次条に規定する電気事務所副所長が掌理する業務を除く。）」を加え、同条の次に次の1条を加える。

第179条の2 電気事務所副所長は、車両電気部長の命を受け、電気課長、電気事務所長その他関係部課長の指示を受け、電気事務所長を補佐するとともに、所属係員を指揮監督し、高速電車の変電所設備、電路設備、信号設備及び通信設備の更新に関する業務を掌理しなければならない。

第180条中「電気事務所長」の次に「及び電気事務所副所長（以下次節、第6節、第9節及び第12節において「電気事務所長等」という。）」を加

える。

第181条、第197条、第210条及び第229条中「電気事務所長」を「電気事務所長等」に、「これを補佐」を「これらを補佐」に改める。

(交通局被服規程の一部改正)

- 6 交通局被服規程（昭和46年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

別表第2(2)備考中「参事」の次に「（リニア関連工事等調整）」を加え、「駅務課計画係」を「駅務課（指導係を除く。）」に改める。

別表第3(1)運輸制服2種の項中「副所長」を「営業所副所長」に改める。

別表第3(2)作業衣1種の項中「駅務課計画係」を「駅務課（指導係を除く。）」に改め、同表作業衣2種の項中「参事」の次に「（リニア関連工事等調整）」を、「駅務課計画係長」の次に「、施設管理係長」を加え、同表作業衣3種の項中「「工場」という。）の長」の次に「、電気事務所副所長」を加える。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

- 7 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程（昭和42年名古屋市交通局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1の表中

「

7 級	別に指定する職の職務とは、次のとおりとする。 駅務区長、運転区長、営業所長、軌道事務所長、施設事務 所長、工場長、電気事務所長、主幹及び局付主幹

を

」

「

7 級	別に指定する職の職務とは、次のとおりとする。 駅務区長、運転区長、営業所長、軌道事務所長、施設事務 所長、工場長、電気事務所長、電気事務所副所長、主幹 及び局付主幹

に

」

改める。

(管理職手当支給規程の一部改正)

- 8 管理職手当支給規程（昭和 4 2 年名古屋市交通局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 職の欄中「局付主幹」を「電気事務所副所長及び局付主幹」に改める。

(高速電車運転取扱規程の一部改正)

- 9 高速電車運転取扱規程（平成 1 6 年名古屋市交通局管理規程第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 7 号中「変電係長」を「電気事務所副所長、変電係長」に改める。

名古屋市交通局管理規程第13号

交通局次長以下代決規程（昭和40年名古屋市交通局管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第1条中「副所長」を「営業所副所長」に改める。

別表第1部長の欄第2号中「公所の長」の次に「（電気事務所副所長を含む。以下この表において同じ。）」を加え、「課長及び主幹の」を削り、同表主管課長の欄第14号中「無料乗車券」を「職務乗車券」に改め、同欄第24号中「資産活用課長」を「営業統括部主幹（資産管理等）」に改め、同欄第31号中「担当」を削り、同欄第35号中「資産活用課長」を「営業統括部主幹（資産管理等）」に改める。

別表第2第1号中「所属員」の次に「（電気事務所副所長を除く。以下この表において同じ。）」を加え、同表第2号中「公所の長、」を削り、同表中第20号を第21号とし、第7号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

- (7) 別表第1課長の欄第12号及び第12号の2に規定する契約の締結（経費区分が一般経費であるものに限る。）並びに第12号の3に規定する契約の変更及び解除並びにこれらに伴う措置のうち、公所の長が所属する部の長が別に定める事項

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第14号

名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程等の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

(名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程の一部改正)

第1条 名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程(昭和49年名古屋市交通局管理規程第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「及び技術職員」を「、技術職員、臨時的任用職員及び再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第6項中「前5項」を「前各項」に、「及び技術職員」を「、技術職員、臨時的任用職員及び再任用短時間勤務職員」に改める。

別表職名の欄中「事務職員」を「事務職員、臨時的任用職員又は再任用短時間勤務職員」に、「技術職員」を「技術職員、臨時的任用職員又は再任用短時間勤務職員」に改める。

(職務に専念する義務の免除基準に関する規程の一部改正)

第2条 職務に専念する義務の免除基準に関する規程(昭和55年名古屋市交通局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「。以下「勤務時間細目規程」という。)第5条第1項に規定する職員」を「)第5条第1項に規定する職員(別に定める職員を除く。以下「特定職員」という。)」に改め、同条第9号の2中「勤務時間細目規程第5条第1項に規定する職員」を「特定職員」に改め、同条第9号の3中「配偶者の出産する場合」を「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)の出産する場合」に、「勤務時間細目規程第5条第1項に規定する職員」を「特定職員」に改め、同条第10号中「勤務時間細目規程第5条第1項に規定する職員」を「特定職員」に改め、同条中第11号を第11号の2とし、第10号の次に次の1号を加え

る。

- (11) 不妊治療に係る通院等 1 年度につき 5 日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10 日）以内（特定職員にあっては、時間単位に区分して職務に専念する義務を免除されることが出来るものとし、時間単位に区分して免除される場合にあっては 1 日を 1 単位とし、1 単位につき 1 日の正規の勤務時間に相当する時間（1 時間に満たない端数がある場合は 1 時間に満たしめる。）免除されることが出来るものとする。）

別記様式第 1 備考を次のように改める。

備考 添付すべき書類は、次のとおりとする。

第 2 条第 1 号及び第 2 号	その交通機関を所管する会社の 証明書
〃 第 4 号	官公所の罹災証明書又は被災証明書
〃 第 7 号の 2	職員の育児休業等に関する条例 （平成 4 年名古屋市条例第 17 号）第 7 条に規定する部分休業に準じる
〃 第 8 号	医師の診断書
〃 第 9 号	医師の診断書、薬袋又は医療機関が発行する職免取得日の領収書
〃 第 9 号の 2	医師の診断書、薬袋又は医療機関等が発行する職免取得日の領収書等
〃 第 9 号の 2 の 2	勤務時間規程第 16 条の 2 に規定する介護休暇に準じる
〃 第 9 号の 3 及び第 10 号	医師の出産証明書又は母子手帳
〃 第 11 号	医療機関が発行する職免取得日の領収書

〃 第 1 1 号の 2 及び第 1 2 号 母子手帳又は医師の診断書

〃 第 1 6 号 公の機関からの呼出状又は通知書の写し

(勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第 3 条 勤務時間及び休暇に関する規程の実施細目に関する規程（昭和 5 5 年名古屋市交通局管理規程第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 3 項中「（当該様式の介護休暇簿に記載すべき事項を記録した電子情報を含む。以下「介護休暇簿」という。）に記入又は記録して」を「に記入して」に改め、同条第 5 項中「又は記録」を削る。

第 6 条の 5 中「又は記録」を削る。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行し、第 1 条の規定による改正後の名古屋市交通局職員の職名及び補職名規程の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

名古屋市交通局管理規程第15号

会計年度任用職員就業規程（令和2年名古屋市交通局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第1条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の育児休業等に関する条例（平成4年名古屋市条例第17号）第7条に規定する部分休業の承認その他の勤務の一部を欠くことの承認を受ける職員が従事する業務（別に定める業務に限る。以下「部分休業等職員従事業務」という。）に従事する職員（以下「部分休業等対応員」という。）

第2条第1項中「バス運転士、」を削り、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 部分休業等対応員 部分休業等職員従事業務の経験を有する者

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 部分休業等対応員 1日4時間・1週間平均20時間

第6条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

(2) 部分休業等対応員 4週を通じ8日

第12条第1項第1号中「バス運転士、」を削り、同項第2号中「駅務員」の次に「及び部分休業等対応員」を加える。

第14条第1項中「介護休暇」の次に「、無給休暇」を加える。

第17条後段を削る。

第18条第1項中「次のいずれにも該当する者」を「勤務時間規程第16条の2第1項に規定する指定期間（以下「指定期間」という。）の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない者」に改め、同項各号を削り、同条の次に次の1条を加える。

(無給休暇)

第18条の2 無給休暇については、勤務時間規程第16条の3の規定を準用する。

第30条中「163」を「156.93」に改める。

第31条第1項第1号中「任期」の次に「(期末手当及び奨励手当に関する規程(昭和39年名古屋市交通局管理規程第12号)第7条第1項に掲げる職員として在職した期間を含む。)」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1

区分	給料の額	旅費
駅務員、部分休業等対応員、整理員及び監視員	給与規程第4条第1項第1号ウに規定する企業職給料表(3)(以下「企業職給料表(3)」という。)の適用を受けるものとした場合において決定される号給(32号給を超えない範囲内とする。)の給料月額に、算出率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。以下同じ。)	1級
保健指導員	別表第2に規定する保健指導員給料表の適用を受けるものとした場合において決定される号給(47号給を超えない範囲内とする。)の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1級
庶務事務職員及び業務補助員	給与規程第4条第1項第1号アに規定する企業職給料表(1)の1号給の給料月額に、算出率を乗じて得た額	1級

備考

- 1 旅費の欄中「級」は、給与規程別表第1企業職給料表(1)の職務の級をいう。
- 2 駅務員、部分休業等対応員、整理員及び監視員が企業職給料表(3)の適用を受けるものとした場合において決定される号給については、初任給、昇格及び昇給等に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第4号。以下

「初任給規程」という。) 別表第2 初任給表3 企業職給料表(3)職務欄の職務業務の区分によるものとした場合の号給に、経験年数による号給を加えたものとする。この場合において、適用する経験年数による号給については、経験調整数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。

- 3 保健指導員が保健指導員給料表の適用を受けるものとした場合において決定される号給については、保健指導員給料表1級21号給に、経験年数による号給を加えたものとする。この場合において、経験年数については、初任給規程別表第3 学歴免許等資格区分表の基準学歴区分欄の短大3卒の区分によるものとした場合の基準学歴を取得したとき以降の月数とし、適用する経験年数による号給については、経験調整数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第16号

名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程等の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程の一部改正)

第1条 名古屋市交通局企業職員給与支給規程の実施細目に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第12条第4項第1号中「163」を「156.93」に改め、同項第2号中「167」を「162」に改め、同項第3号中「126」を「121.5」に改め、同項第4号中「130」を「125.55」に改める。

第12条の6の次に次の1条を加える。

(端数の取扱い)

第12条の7 給与規程第31条に規定する「円位未満の端数」とは、1厘以上の端数をいう。

(初任給、昇格及び昇給等に関する規程の一部改正)

第2条 初任給、昇格及び昇給等に関する規程(昭和42年名古屋市交通局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

附則第7項の表を次のように改める。

年 齢	金 額	
	企業職給料表(1)の適用を受ける職員である場合	企業職給料表(3)又は企業職給料表(4)の適用を受ける職員である場合
18歳		146,000円
19		148,900
20	147,900円	150,400

2 1	1 5 4, 0 0 0	1 5 3, 3 0 0
2 2	1 5 6, 2 0 0	1 5 4, 8 0 0
2 3	1 5 9, 5 0 0	1 5 7, 7 0 0
2 4	1 6 3, 5 0 0	1 6 3, 4 0 0
2 5	1 6 7, 6 0 0	1 6 6, 3 0 0
2 6	1 7 3, 5 0 0	1 6 7, 7 0 0
2 7	1 7 8, 3 0 0	1 7 3, 4 0 0
2 8	1 8 1, 3 0 0	1 7 9, 0 0 0
2 9	1 8 4, 2 0 0	1 8 4, 4 0 0
3 0	1 8 9, 8 0 0	1 8 6, 9 0 0
3 1	1 9 5, 0 0 0	1 8 9, 7 0 0
3 2	2 0 0, 5 0 0	1 8 9, 7 0 0
3 3	2 0 0, 5 0 0	1 8 9, 7 0 0
3 4	2 0 0, 5 0 0	1 9 2, 4 0 0
3 5	2 0 0, 5 0 0	1 9 3, 3 0 0
3 6	2 0 0, 5 0 0	1 9 4, 1 0 0
3 7	2 0 2, 5 0 0	1 9 6, 2 0 0
3 8	2 0 3, 6 0 0	1 9 6, 2 0 0
3 9	2 0 6, 6 0 0	1 9 6, 2 0 0
4 0	2 1 0, 0 0 0	1 9 9, 3 0 0
4 1	2 1 0, 0 0 0	1 9 9, 3 0 0
4 2	2 1 0, 0 0 0	1 9 9, 3 0 0
4 3	2 1 0, 0 0 0	2 0 3, 5 0 0
4 4	2 1 0, 0 0 0	2 0 3, 5 0 0
4 5 歳以上	2 1 0, 0 0 0	2 0 3, 5 0 0

(通勤手当規程の一部改正)

第 3 条 通勤手当規程（昭和 5 1 年名古屋市交通局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「第 6 条及び第 7 条」を「前 2 条」に改め、同条第 3 項中「第 5 条から前条まで」を「前 2 条」に改める。

(期末手当及び奨励手当に関する規程の一部改正)

第 4 条 期末手当及び奨励手当に関する規程（昭和 3 9 年名古屋市交通局管理規程第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 号イ及びウを次のように改める。

イ 職員の給与に関する条例（昭和２６年名古屋市条例第５号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。以下同じ。）のうち一会計年度内における任期（第７条第１項に掲げる職員として在職した期間を含む。）が６月未満である者（以下「６月未満会計年度職員」という。）を除く。）

ウ 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和２８年名古屋市条例第２３号。以下「基準条例」という。）の適用を受ける職員（６月未満会計年度職員及び給与規程の適用を受ける職員を除く。）

第７条第１項中「第３１条第１項の規定により期末手当を支給するものとされる職員」を「の適用を受ける職員のうち、１週間当たりの正規の勤務時間が１５時間３０分以上の者」に改め、同条第２項第１号中「第２号」の次に「又は第３号」を加える。

第８条を次のように改める。

第８条 基準日以前６月以内の期間において給与条例の適用を受ける職員（会計年度任用職員を除く。）若しくは基準条例の適用を受ける職員（会計年度任用職員及び給与規程の適用を受ける職員を除く。）若しくは第４条第４号アに掲げる職員若しくは同号イに掲げる職員が接続して給与規程の適用を受ける職員となった場合又は給与条例若しくは基準条例の適用を受ける会計年度任用職員が給与規程の適用を受ける職員となった場合は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（前条第１項に掲げる期間から同条第２項に掲げる期間を除算した期間に相当する期間に限る。）は、前条第１項の在職期間に通算する。

第１１条第２項第６号を削り、同項第７号中「及び第９号」を「及び第８号」に改め、同号を同項第６号とし、同項中第８号を第７号とし、第９号を第８号とする。

第１２条中「前条第２項各号」とあるのは「第１１条第２項各号」と、」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(昇給の号給数の調整)

- 2 令和3年4月1日から施行日の前日までの間において、新たに職員となった者のうち、第2条の規定による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程附則第7項の規定の適用を受ける職員との権衡を著しく失することとなるものについては、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程の一部改正)

- 3 名古屋市交通局企業職員給与支給規程等の一部を改正する規程（昭和63年名古屋市交通局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

附則第8項中「、同条同項第2号に規定する職員にあっては「162時間30分」と」を削る。

名古屋市交通局管理規程第 17 号

高速電車安全管理規程（平成 18 年名古屋市交通局管理規程第 37 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

名古屋市交通局長 小林 史郎

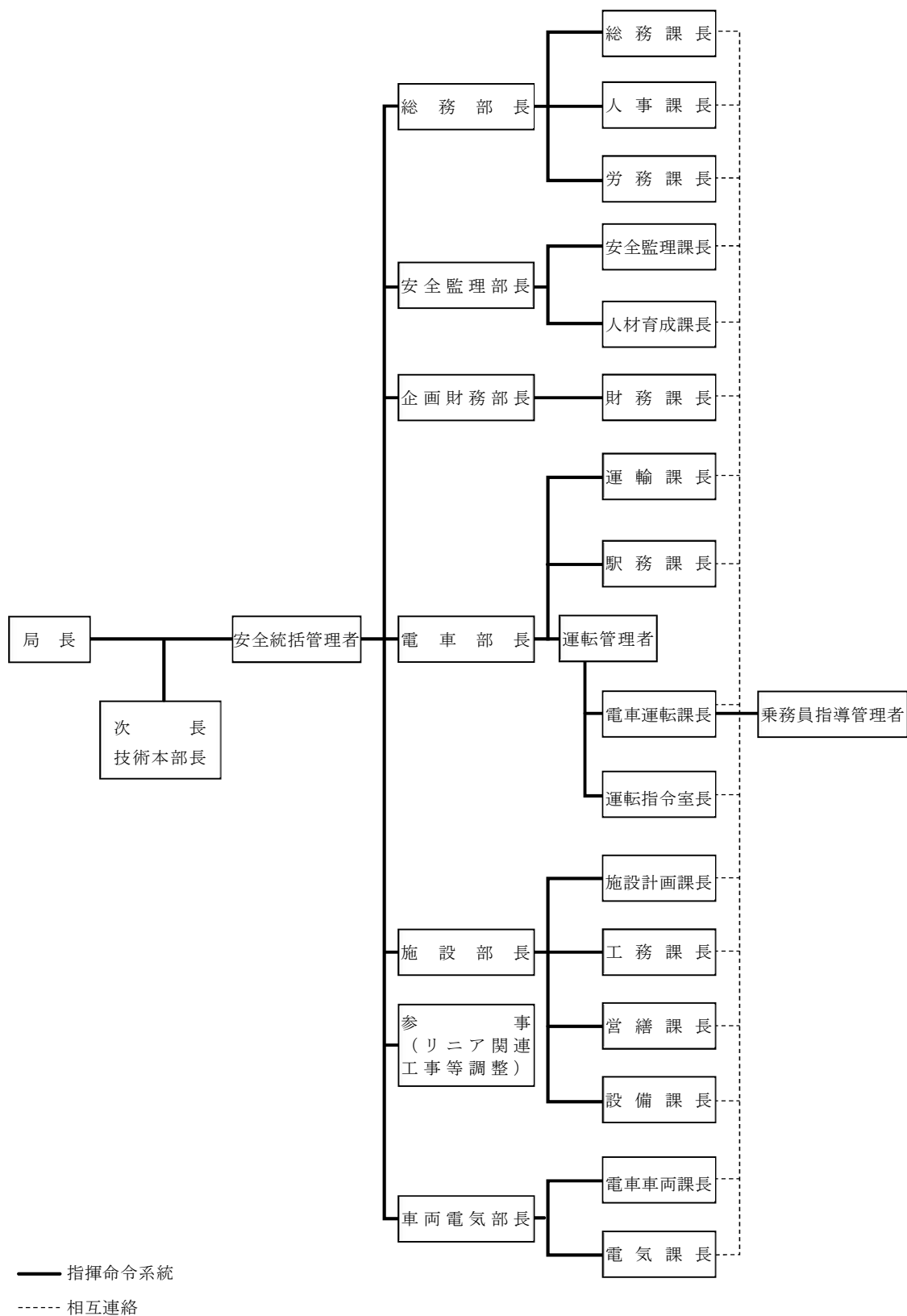
第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 20 条の 2 中「参事」を「参事（リニア関連工事等調整）」に改める。

第 21 条第 1 項中「参事」を「参事（リニア関連工事等調整）」に、同条第 2 項中「運輸課長、駅務課長、電車運転課長、運転指令室長、施設計画課長、工務課長、営繕課長、設備課長、電車車両課長、電気課長、人事課長、労務課長、安全監理課長、人材育成課長及び財務課長」を「第 4 条第 1 項に規定する各課長」に改める。

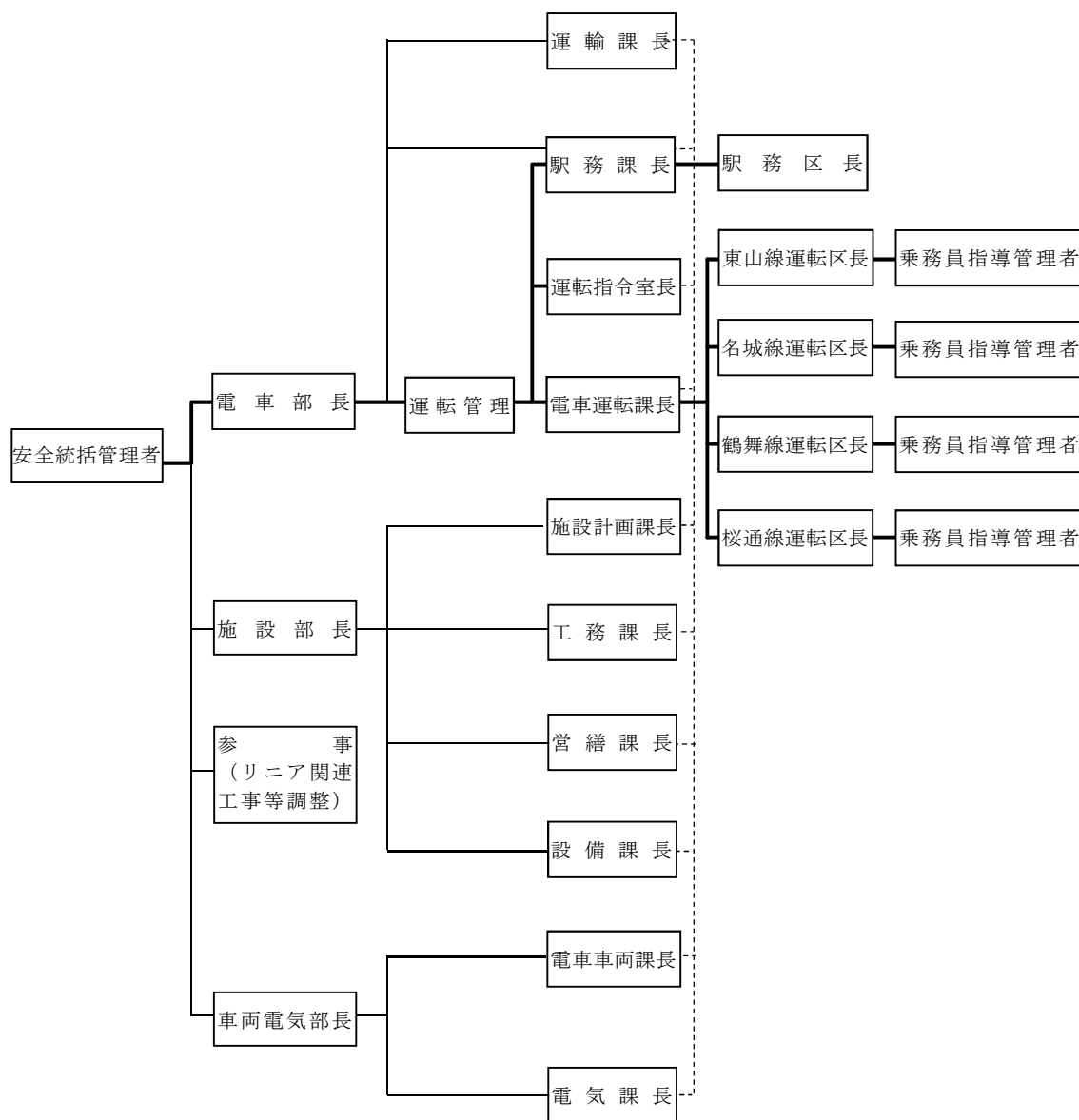
第 23 条の 2 第 1 項中「参事」を「参事（リニア関連工事等調整）」に改める。

別図 1 から別図 3 までを次のように改める。

別図1 輸送の安全の確保に関する体制図（第4条関係）



別図2 運転管理体制図（第29条関係）

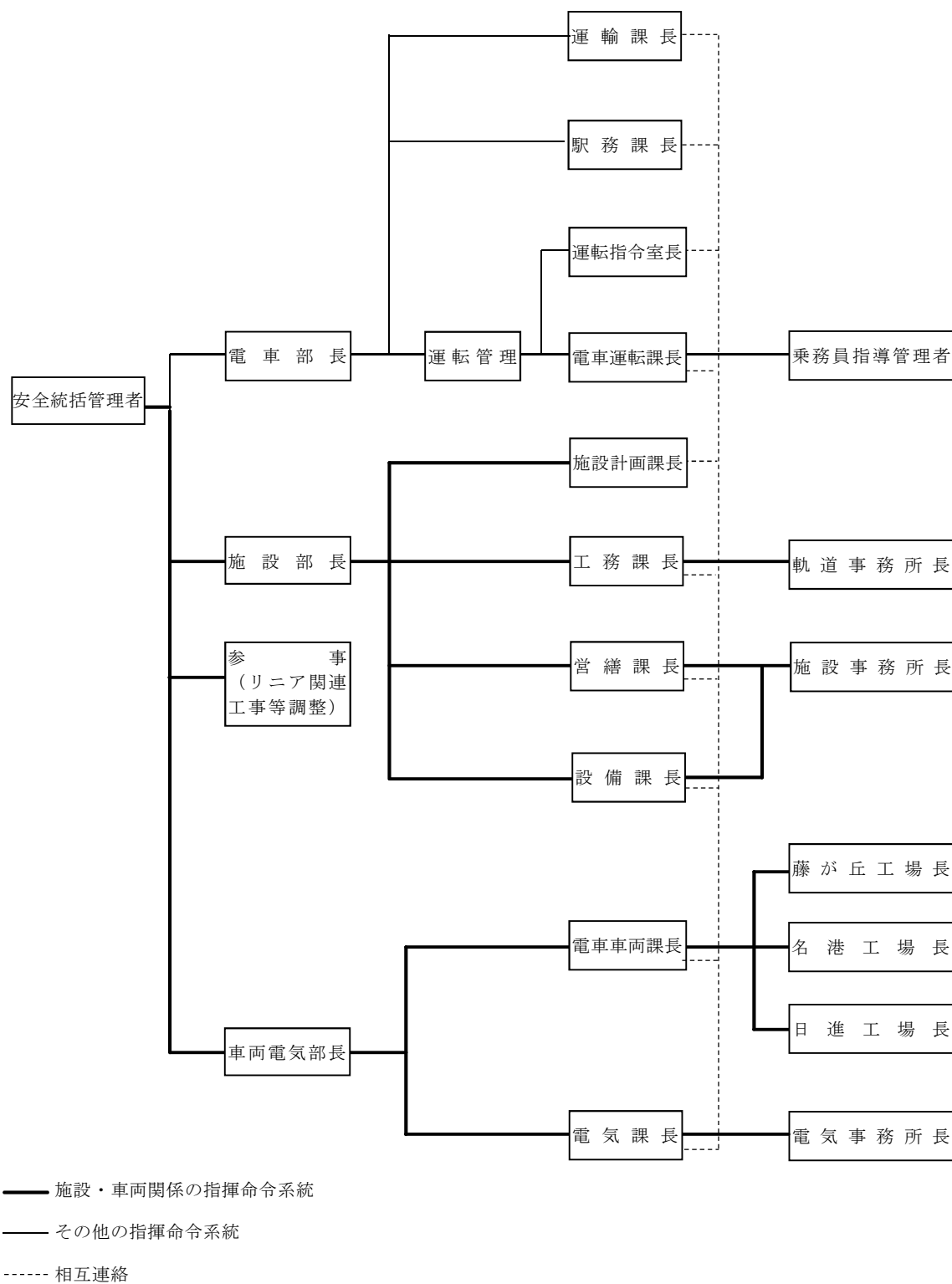


—— 運転関係の指揮命令系統

—— その他の指揮命令系統

----- 相互連絡

別図3 施設・車両管理体制図（第39条、第44条関係）



附 則

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第18号

高速電車駅発行乗車券及び乗車料金取扱規程の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

名古屋市交通局長 小林 史郎

第1条 高速電車駅発行乗車券及び乗車料金取扱規程（昭和32年名古屋市交通局管理規程第42号）の一部を次のように改正する。

第12条中「双方立会のもとに」を削る。

第2条 高速電車駅発行乗車券及び乗車料金取扱規程の一部を次のように改正する。

第16条を削り、第16条の2を第16条とする。

第18条の2を削る。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行し、第2条の規定による改正後の高速電車駅発行乗車券及び乗車料金取扱規程の規定は、令和4年3月8日から適用する。

名古屋市国際展示場の利用料金の公告

名古屋市国際展示場条例の一部を改正する条例（令和 3年名古屋市条例第11号。以下「一部改正条例」という。）附則第 4項の規定に基づき、一部改正条例による改正後の名古屋市国際展示場条例（昭和48年名古屋市条例第23号。以下「改正後条例」という。）第 3条第 4項の規定により、令和 4年 4月 1日以後の使用許可申請分から適用される名古屋市国際展示場の利用料金の額を承認しましたので、次のとおり公告します。

令和 4年 3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 展示施設の利用料金の額（令和 4年 4月 1日から令和 4年 9月30日まで）

施設の区分		利用料金の額		
		全日	午前	午後
		午前 0時から午後12時まで	午前 0時から正午まで	正午から午後12時まで
第 1展示館		1, 100, 000円 ①③990, 000円 ②1, 045, 000円	550, 000円 ①③495, 000円 ②522, 500円	550, 000円 ①③495, 000円 ②522, 500円
第 2展示館		880, 000円 ①③792, 000円 ②836, 000円	440, 000円 ①③396, 000円 ②418, 000円	440, 000円 ①③396, 000円 ②418, 000円
第 3展示館	区画しない場合	2, 000, 000円 ①③1, 800, 000円 ②1, 900, 000円	1, 000, 000円 ①③900, 000円 ②950, 000円	1, 000, 000円 ①③900, 000円 ②950, 000円
	区画する場合	連続する 3区画 1, 540, 000円 ①③1, 386, 000円	770, 000円 ①③693, 000円	770, 000円 ①③693, 000円

			②1,463,000円	②731,000円	②731,000円
		連続する 2区画	1,100,000円	550,000円	550,000円
			①③990,000円	①③495,000円	①③495,000円
			②1,045,000円	②522,500円	②522,500円
		1区画	660,000円	330,000円	330,000円
			①③594,000円	①③297,000円	①③297,000円
			②627,000円	②313,500円	②313,500円
屋外展示場（1平方メートルにつき）			30円	15円	15円
備考					
1 ①の金額は、海外からの出展面積が20パーセント以上または海外参加者20パーセント以上の催事で利用する場合に適用します。 2 ②の金額は、展示施設の利用が初めてで、3日以上の利用かつ名古屋観光コンベンションビューローが実施する名古屋市見本市・展示会開催助成金の交付対象外の催事で利用する場合に適用します。 3 ③の金額は、搬入・搬出による催事の準備期間の合計が、全日の区分において4日以上の場合について、当該催事の準備期間として利用する日にのみ適用します。					

展示施設の利用料金の額（令和 4年10月 1日から令和 8年 3月31日まで）

施設の区分			利用料金の額		
			全日	午前	午後
			午前 0時から午後12時まで	午前 0時から正午まで	正午から午後12時まで
第 1展示館	区画しない場合		4,740,000円	2,370,000円	2,370,000円
			①③4,266,000円	①③2,133,000円	①③2,133,000円
			②4,503,000円	②2,251,500円	②2,251,500円
			④3,318,000円	④1,659,000円	④1,659,000円
	区画す	展示ホール A	1,740,000円	870,000円	870,000円

	る場合		①③1,566,000円 ②1,653,000円 ④1,218,000円	①③783,000円 ②826,500円 ④609,000円	①③783,000円 ②826,500円 ④609,000円
		展示ホールB	870,000円 ①③783,000円 ②826,500円 ④609,000円	435,000円 ①③391,500円 ②413,300円 ④304,500円	435,000円 ①③391,500円 ②413,300円 ④304,500円
		展示ホールC	870,000円 ①③783,000円 ②826,500円 ④609,000円	435,000円 ①③391,500円 ②413,300円 ④304,500円	435,000円 ①③391,500円 ②413,300円 ④304,500円
		展示ホールD	1,740,000円 ①③1,566,000円 ②1,653,000円 ④1,218,000円	870,000円 ①③783,000円 ②826,500円 ④609,000円	870,000円 ①③783,000円 ②826,500円 ④609,000円
		特別室 1	24,000円	12,000円	12,000円
		特別室 2	15,000円	7,500円	7,500円
		特別室 3	14,000円	7,000円	7,000円
		第 2 展示館	880,000円 ①③792,000円 ②836,000円	440,000円 ①③396,000円 ②418,000円	440,000円 ①③396,000円 ②418,000円
		第 3 展 示館	区画しない場合 2,000,000円 ①③1,800,000円 ②1,900,000円	1,000,000円 ①③900,000円 ②950,000円	1,000,000円 ①③900,000円 ②950,000円
		区画す る場合	連続する 3 区画 1,540,000円 ①③1,386,000円 ②1,463,000円	770,000円 ①③693,000円 ②731,500円	770,000円 ①③693,000円 ②731,500円
			連続する 2 区画 1,100,000円 ①③990,000円	550,000円 ①③495,000円	550,000円 ①③495,000円

		②1,045,000円	②522,500円	②522,500円
	1区画	660,000円	330,000円	330,000円
		①③594,000円	①③297,000円	①③297,000円
		②627,000円	②313,500円	②313,500円
屋外展示場（1平方メートルにつき）		30円	15円	15円
多目的スペース（1平方メートルにつき）		60円	30円	30円
備考				
1 ①の金額は、海外からの出展面積が20パーセント以上または海外参加者20パーセント以上の催事で利用する場合に適用します。 2 ②の金額は、展示施設の利用が初めてで、3日以上の利用かつ名古屋観光コンベンションビューローが実施する名古屋市見本市・展示会開催助成金の交付対象外の催事で利用する場合に適用します。 3 ③の金額は、搬入・搬出による催事の準備期間の合計が、全日の区分において4日以上の場合について、当該催事の準備期間として利用する日にのみ適用します。 4 ④の金額は、使用日が令和4年10月1日から令和6年3月31日までの場合に適用します。				

2 集会施設等の利用料金の額（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）

施設の区分		利用料金の額						
		1日	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	延長（1時間当たり）
		午前9時から午後9時30分まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午前9時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時30分まで	午後1時から午後9時30分まで	
ホール	区画しない場合	297,000円 ①267,300円	107,000円 ①96,300円	125,000円 ①112,500円	207,000円 ①186,300円	143,000円 ①128,700円	238,000円 ①214,200円	36,000円 ①32,400円

	区画する場合	第 1室	163,000円 ①146,700円	59,000円 ①53,100円	69,000円 ①62,100円	114,000円 ①102,600円	79,000円 ①71,100円	131,000円 ①117,900円	20,000円 ①18,000円
		第 2室	163,000円 ①146,700円	59,000円 ①53,100円	69,000円 ①62,100円	114,000円 ①102,600円	79,000円 ①71,100円	131,000円 ①117,900円	20,000円 ①18,000円
会議ホール			130,000円 ①117,000円	47,000円 ①42,300円	55,000円 ①49,500円	90,000円 ①81,000円	62,000円 ①55,800円	104,000円 ①93,600円	16,000円 ①14,400円
第 1会議室	区画しない場合		14,300円	5,100円	6,000円	10,000円	6,900円	11,500円	1,700円
	区画する場合	第 1室	7,700円	2,800円	3,200円	5,400円	3,700円	6,200円	900円
		第 2室	7,700円	2,800円	3,200円	5,400円	3,700円	6,200円	900円
第 2会議室			7,700円	2,800円	3,200円	5,400円	3,700円	6,200円	900円
第 3会議室			28,000円	10,100円	11,800円	19,500円	13,400円	22,500円	3,400円
第 4会議室			28,000円	10,100円	11,800円	19,500円	13,400円	22,500円	3,400円
第 5会議室			10,000円	3,600円	4,200円	7,000円	4,800円	8,000円	1,200円
第 6会議室	区画しない場合		28,000円	10,100円	11,800円	19,500円	13,400円	22,500円	3,400円
	区画する場合	第 1室	15,000円	5,600円	6,500円	10,700円	7,400円	12,400円	1,900円
		第 2室	15,000円	5,600円	6,500円	10,700円	7,400円	12,400円	1,900円
第 7会議室	区画しない場合		28,000円	10,100円	11,800円	19,500円	13,400円	22,500円	3,400円
	区画する場合	第 1室	15,000円	5,600円	6,500円	10,700円	7,400円	12,400円	1,900円
		第 2室	15,000円	5,600円	6,500円	10,700円	7,400円	12,400円	1,900円
サービスセンターA			10,000円	3,600円	4,200円	7,000円	4,800円	8,000円	1,200円
サービスセンターB			6,000円	2,200円	2,500円	4,200円	2,900円	4,800円	700円
多目的室（ 1室につき）			3,200円	1,200円	1,300円	2,200円	1,500円	2,600円	400円
控室（ 1室につき）			6,000円	2,200円	2,500円	4,200円	2,900円	4,800円	700円
備考									
1 管理上支障がない場合で特別の事由があると認めたときは、使用時間の区分の前後に接続する時間についても併せてその使用を許可し、その超過使用 1時間当たりについての利用料金の額は、延長の欄に定める額とします。									
2 ①の金額は、海外からの出展面積が20パーセント以上または海外参加者20パーセント以上の催事で利用する場合に適用します。									

集会施設等の利用料金の額（令和 4年10月 1日から令和 8年 3月31日まで）

施設の区分			利用料金の額						
			1日	午前	午後	午前午後	夜間	午後夜間	延長（ 1時 間当たり）
			午前 9時から午後 9時30分まで	午前 9時から正午まで	午後 1時から午後 4時30分まで	午前 9時から午後 4時30分まで	午後 5時30分から午後 9時30分まで	午後 1時から午後 9時30分まで	
ホール	区画しない場合		297,000円	107,000円	125,000円	207,000円	143,000円	238,000円	36,000円
			①267,300円	①96,300円	①112,500円	186,300円	①128,700円	①214,200円	①32,400円
	区画する場合	第 1室	163,000円	59,000円	69,000円	114,000円	79,000円	131,000円	20,000円
			①146,700円	①53,100円	①62,100円	①102,600円	①71,100円	①117,900円	①18,000円
		第 2室	163,000円	59,000円	69,000円	114,000円	79,000円	131,000円	20,000円
			①146,700円	①53,100円	①62,100円	①102,600円	①71,100円	①117,900円	①18,000円
会議ホール			130,000円	47,000円	55,000円	90,000円	62,000円	104,000円	16,000円
			①117,000円	①42,300円	①49,500円	①81,000円	①55,800円	①93,600円	①14,400円
第 1会議室	区画しない場合		14,300円	5,100円	6,000円	10,000円	6,900円	11,500円	1,700円
	区画する場合	第 1室	7,700円	2,800円	3,200円	5,400円	3,700円	6,200円	900円
		第 2室	7,700円	2,800円	3,200円	5,400円	3,700円	6,200円	900円
第 2会議室			7,700円	2,800円	3,200円	5,400円	3,700円	6,200円	900円
第 3会議室			28,000円	10,100円	11,800円	19,500円	13,400円	22,500円	3,400円
第 4会議室			28,000円	10,100円	11,800円	19,500円	13,400円	22,500円	3,400円
第 5会議室			10,000円	3,600円	4,200円	7,000円	4,800円	8,000円	1,200円
第 6会議室	区画しない場合		28,000円	10,100円	11,800円	19,500円	13,400円	22,500円	3,400円
	区画する場合	第 1室	15,000円	5,600円	6,500円	10,700円	7,400円	12,400円	1,900円
		第 2室	15,000円	5,600円	6,500円	10,700円	7,400円	12,400円	1,900円
第 7会議室	区画しない場合		28,000円	10,100円	11,800円	19,500円	13,400円	22,500円	3,400円
	区画する場合	第 1室	15,000円	5,600円	6,500円	10,700円	7,400円	12,400円	1,900円
		第 2室	15,000円	5,600円	6,500円	10,700円	7,400円	12,400円	1,900円
会議室A	区画しない場合		250,000円	90,000円	105,000円	175,000円	120,000円	200,000円	30,000円

			①225,000円	①81,000円	①94,500円	①157,500円	①108,000円	①180,000円	①27,000円	
	場合	区画する	連続する	206,000円	74,200円	86,500円	144,200円	98,900円	164,800円	24,700円
		3室		①185,400円	①66,800円	①77,900円	①129,800円	①89,100円	①148,400円	①22,300円
		連続する		138,000円	49,700円	58,000円	96,600円	66,200円	110,400円	16,600円
		2室		①124,200円	①44,800円	①52,200円	①87,000円	①59,600円	①99,400円	①15,000円
		1室		69,000円	24,800円	29,000円	48,300円	33,100円	55,200円	8,300円
			①62,100円	①22,400円	①26,100円	①43,500円	①29,800円	①49,700円	①7,500円	
会議室 B	区画しない場合		90,000円	32,400円	37,800円	63,000円	43,200円	72,000円	10,800円	
			①81,000円	①29,200円	①34,100円	①56,700円	①38,900円	①64,800円	①9,800円	
	場合	区画する	連続する	74,000円	26,600円	31,100円	51,800円	35,500円	59,200円	8,900円
		3室		①66,600円	①24,000円	①28,000円	①46,700円	①32,000円	①53,300円	①8,100円
		連続する		50,000円	18,000円	21,000円	35,000円	24,000円	40,000円	6,000円
		2室		①45,000円	①16,200円	①18,900円	①31,500円	①21,600円	①36,000円	①5,400円
1室			25,000円	9,000円	10,500円	17,500円	12,000円	20,000円	3,000円	
			①22,500円	①8,100円	①9,450円	①15,800円	①10,800円	①18,000円	①2,700円	
サービスセンター A			10,000円	3,600円	4,200円	7,000円	4,800円	8,000円	1,200円	
サービスセンター B			6,000円	2,200円	2,500円	4,200円	2,900円	4,800円	700円	
多目的室 1			3,200円	1,200円	1,300円	2,200円	1,500円	2,600円	400円	
多目的室 2			3,200円	1,200円	1,300円	2,200円	1,500円	2,600円	400円	
多目的室 3			3,200円	1,200円	1,300円	2,200円	1,500円	2,600円	400円	
多目的室 4			3,200円	1,200円	1,300円	2,200円	1,500円	2,600円	400円	
多目的室 5			3,200円	1,200円	1,300円	2,200円	1,500円	2,600円	400円	
多目的室 A			6,400円	2,300円	2,700円	4,500円	3,100円	5,100円	800円	
多目的室 B			3,200円	1,200円	1,300円	2,200円	1,500円	2,600円	400円	
多目的室 C			2,200円	800円	900円	1,500円	1,100円	1,800円	300円	
控室（ 1室につき）			6,000円	2,200円	2,500円	4,200円	2,900円	4,800円	700円	
備考										
1 管理上支障がない場合で特別の事由があると認めたときは、使用時間の区分の前後に接続する時間についても併せてその使用を許可し、その超過使用 1時間当たりについての利用料金の額は、延長の欄に定める額とします。										

2 ①の金額は、海外からの出展面積が20パーセント以上または海外参加者20パーセント以上の催事で利用する場合に適
用します。

3 附属設備の利用料金の額

分類	品目	単位	利用料金の額
舞台設備	可動階段席(A)	1基	22,950円
	可動階段席(B)	1基	16,150円
	可動階段席(C)	1基	5,950円
備考			
1 利用料金の額は、午前又は午後のそれぞれの区分による使用にあ ってはこの表の額、全日の区分による使用にあってはこの表の額に 2を乗じて得た額とします。			
2 1の使用時間の区分は、改正後条例別表 1展示施設の表の使用時 間の区分をいいます。			

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の
位置及び構造の認定に係る公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定に基づき、次の認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造を認定しましたので、同条第6項の規定により、次のとおり公告するとともに、その関係図書を一般の縦覧に供します。

令和4年3月30日

名古屋市長 河 村 た か し

1 対象区域

名古屋市守山区緑ヶ丘1010番、867番、868番、901番、902番及び1009番

2 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課
（名古屋市役所西庁舎2階）

3 縦覧日時

名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日以外の日の午前8時45分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和26年法律第 193号。以下「法」という。）第47条第 1項の規定に基づき、次のとおり名古屋市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行いますので、同条第 2項の規定に基づき公告します。

令和 4年 3月30日

名古屋市住宅供給公社 理事長 中 野 克 巳

- 1 名古屋市に代わって市営住宅等の管理を行う者
名古屋市住宅供給公社
- 2 1で定める者が管理を行う市営住宅等
名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）別表第 1
に掲げる公営住宅及び当該住宅に付随する共同施設
- 3 1で定める者が行う市営住宅等の管理の内容
 - (1) 法第 3章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関するものを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。
 - (2) その他(1) に付随する業務を行うこと。
- 4 1で定める者が市営住宅等の管理を行う期間
令和 4年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

教育委員会の人事異動

鈴木誠二教育長は、令和４年３月31日退任した。